第5編

資 料 編

資料編　目　次

１　防災活動体制に関する資料

１－１　防災関係機関等連絡先…… 851
１－２　郡上市防災会議条例…… 855
１－３　郡上市災害対策本部条例…… 857
１－４　動員可能者一覧…… 858
１－５　岐阜県災害救助法施行細則…… 859

２　応援要請に関する資料

〔１　災害復旧〕

２－１－１　郡上市の災害応援協定に関する協定書（(社)郡上建設業協会）…… 868
２－１－２　災害時の応援業務に関する基本協定（(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）…… 881
２－１－３　郡上建築工業会との災害応急対策に関する協定書（郡上建築工業会）…… 883
２－１－４　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（岐阜県電気工事業工業組合郡上地区）…… 885
２－１－５　災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定（中部電力パワーグリッド(株)）…… 887
２－１－６　災害時等における無人航空機による情報収集活動（空撮等）に関する協定書（(株)ＡＩＲロボ）…… 889
２－１－７　災害時における応急対策活動に関する協定書（岐阜県瓦葺組合中濃支部）…… 891
２－１－８　災害発生時等における被害状況調査の応援協力に関する協定書（郡上市災害応援協議会）…… 895
２－１－９　大規模災害時における相互連携に関する協定（北陸電力(株)）……897の2
２－１－10　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（中北薬品(株)）……897の6
２－１－11　災害時における物資輸送等に関する協定書（福山通運(株)）……897の10
２－１－12　災害時における救援物資の提供等に関する協定（(株)ブリッジウェル)…897の14

〔２　避難場所開放〕

２－２－１　非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上高等学校）…… 899
２－２－２　非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上北高等学校）…… 903
２－２－３　非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上特別支援学校）…… 906
２－２－４　非常災害時における清流長良川あゆパーク開放に関する覚書（岐阜県）…… 909

〔３　郵便局の応援〕

２－３－１　災害支援協力に関する覚書（市内郵便局）…… 921
２－３－２　道路損傷等についての情報提供に関する覚書（市内郵便局）…… 923

２－３－３　消火・救命に関する覚書（市内郵便局）…… 924
〔４　救急救護〕
２－４－１　災害時における医療救護活動に関する協定書（郡上市医師会）…… 931
２－４－２　集団災害時における医療救護従事者の輸送に関する協定書（岐阜県タクシー協会郡上支部）…… 934
２－４－３　災害時における医療救護活動に関する協定書（郡上歯科医師会）…… 936
２－４－４　災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書（郡上薬剤師会）…… 939
〔５　消防〕
２－５－１　消防相互応援協定書（美濃市）…… 951
２－５－２　消防相互応援協定書（下呂市）…… 954
２－５－３　消防相互応援協定書（関市）…… 957
２－５－４　消防相互応援協定書（福井県大野市）…… 960
２－５－５　災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書（岐阜県郡上生コンクリート協同組合）…… 962
２－５－６　岐阜県広域消防相互応援協定書…… 964
〔６　相互応援〕
２－６－１　災害時相互応援協定（福井県大野市）…… 981
２－６－２　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（兵庫県丹波篠山市）…… 983
２－６－２の２　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（三重県志摩市）……983の3
２－６－２の３　港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定書（東京都港区）……983の5
２－６－３　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書…… 985
２－６－４　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目…… 988
２－６－５　岐阜県水道災害相互応援協定……989の2
２－６－６　災害時の情報交換に関する協定（中部地方整備局）……989の4
〔７　防災ヘリ〕
２－７－１　岐阜県防災ヘリコプター応援協定…… 990
〔８　生活物資の調達・運搬〕
２－８－１　災害時における生活必需物資の調達に関する協定…… 992
２－８－２　災害時における生活必需物資の調達に関する協定……1000
２－８－３　災害時における相互応援に関する協定書…… 1005の2
２－８－４　災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書……1006
２－８－５　災害時における応急生活物資供給に関する協定書…… 1009の3
２－８－６　災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書…… 1009の8
〔９　燃料の供給〕
２－９－１　災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定……1011
２－９－２　災害時における燃料等の安定供給に関する協定……1013

〔10　自主運営避難施設の開設〕
２－10－１　災害時等における施設の活用に関する協定書……1015
２－10－２　災害時等における施設の活用に関する協定書……1017
２－10－３　災害時等における施設の活用に関する協定書……1019
２－10－４　災害時等における施設の活用に関する協定書……1021
２－10－５　災害時等における施設の活用に関する協定書……1023
２－10－６　災害時等における施設の活用に関する協定書……1025
２－10－７　災害時等における施設の活用に関する協定書……1027
２－10－８　災害時等における施設の活用に関する協定書……1029
〔11　その他〕
２－11－１　災害に係る情報発信等に関する協定……1031

３　通信の確保に関する資料

３－１　防災行政無線設置場所……1051
３－２　郡上市ネットワークシステム接続施設……1053
３－３　避難所等の通信環境……1056

４　避難に関する資料

４－１　指定緊急避難場所・指定避難所・一時（いっとき）避難所一覧……1059
４－２　要配慮者施設一覧……1074
４－３　避難情報の発令基準……1080
４－４　避難情報等の判断・伝達マニュアル一覧（水害編）……1082
４－５　避難情報等の判断基準となる水位観測所及び避難対象区域等……1084
４－６　内水氾濫の警戒すべき地区……1086
４－７　避難情報等の判断・伝達マニュアル一覧（土砂災害編）……1088

５　消防・水防に関する資料

５－１　消防団組織図及び定員……1091
５－２　消防団各分団詰所及び機械器具配備一覧表……1092
５－３　自主防災組織の状況……1111
５－４　消防施設整備状況……1114
５－５　水防施設・資器材・要員総括表……1115
５－６　水位観測所一覧表……1115
５－７　雨量観測所……1117

６　緊急輸送に関する資料

６－１　防災ヘリコプター等臨時離着陸場及び緊急時発着可能な離着陸場一覧……1119
６－２　一時集積配分拠点施設……1122
６－３　活動拠点候補地一覧……1122

７　医療救護に関する資料

７－１　医療機関一覧……1125

７－２　薬局・薬店一覧……1126

８　被災者救援に関する資料

８－１　防災用備蓄物資等保有状況……1129
８－２　給水用資器材等保有状況……1141
８－３　郡上市上下水道指定工事店……1142
８－４　災害時の給水場所……1146
８－５　米穀販売業者一覧……1150

９　災害危険地域等に関する資料

９－１　水害（浸水・冠水）危険区域……1181
９－２　欠……1183
９－３　欠……1183
９－４　ため池状況……1184
９－５　災害危険区域指定箇所……1221
９－６　山地に起因する災害危険地区数……1221
９－７　山腹崩壊危険地区……1222
９－８　崩壊土砂流出危険地区……1228
９－９　保安林種類別面積……1246
９－10　欠……1261
９－11　道路防災危険箇所（市道分）……1262
９－12　災害危険河川（市管理分）……1290
９－13　砂防指定地……1301
９－14　雪崩危険箇所……1306
９－15　孤立が予想される地域……1313の2
９－16　土砂災害（特別）警戒区域及び警戒避難体制……1315
９－17　白山火山噴火による被害想定……1331

10　危険物等施設に関する資料

10－１　危険物施設一覧……1335

11　その他郡上市に関する資料

11－１　気象……1341
11－２　人口・世帯数……1342
11－３　土地利用状況……1343
11－４　観光施設……1344
11－５　文化財保有件数……1355
11－６　過去の災害履歴……1357

12　地震災害情報の伝達に関する資料

12－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）……1377
12－２　震度観測点一覧……1378

13　原子力災害に関する資料

13－１　原子力災害対策特別措置法第10条、第15条について……1379
13－２　原子力災害対策特別措置法施行令第４条、第６条について……1381
13－３　緊急時環境放射線モニタリングについて……1384

１　防災活動体制に関する資料

１－１　防災関係機関等連絡先

１　市

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ
郡上市役所	八幡町島谷228	67－1121	67－1711
郡上市大和振興事務所	大和町徳永585	88－2211	88－4351
郡上市白鳥振興事務所	白鳥町白鳥38－１	82－3111	82－3117
郡上市高鷲振興事務所	高鷲町大鷲2349－１	72－5111	72－5116
郡上市美並振興事務所	美並町白山725－３	79－3111	79－2986
郡上市明宝振興事務所	明宝二間手606－１	87－2211	87－2386
郡上市和良振興事務所	和良町沢882	77－2211	77－2547
郡上市教育委員会	八幡町島谷207－１	67－1123	65－2584

２　消防

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ
郡上市消防本部	八幡町小野４－４－１	67－1127	67－1215
郡上中消防署	八幡町小野４－４－１	67－1127	67－1215
郡上北消防署	白鳥町為真1187－１	82－5119	82－5118
郡上中消防署南出張所	美並町白山423－１	79－3999	79－3977

３　警察

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ
郡上警察署	八幡町中坪３－３－１	67－0110㈹	65－6619
郡上警察署口明方警察官駐在所	八幡町初納1368－２	62－2001	62－2001
郡上警察署西和良警察官駐在所	八幡町美山2306	68－2013	68－2013
郡上警察署大和警察官駐在所	大和町剣82－１	88－3218	88－3218
郡上警察署白鳥交番	白鳥町為真1187－９	82－2110	82－2110
郡上警察署牛道警察官駐在所	白鳥町中西584－７	84－1048	84－1048
郡上警察署高鷲警察官駐在所	高鷲町大鷲2053－９	72－5014	72－5014
郡上警察署美並警察官駐在所	美並町白山423－２	79－2145	79－2145
郡上警察署明宝警察官駐在所	明宝二間手357－１	87－2100	87－2100
郡上警察署和良警察官駐在所	和良町沢1028－10	77－2054	77－2054

４　指定地方行政機関及びその出先機関

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ
岐阜八幡公共職業安定所	八幡町有坂1209－２	65－3108	65－3107
岐阜八幡労働基準監督署	八幡町有坂1209－２	65－2101	
岐阜地方法務局八幡支局	八幡町有坂1209－２	67－1411	
東海農政局岐阜県拠点（西濃飛騨地区担当）	岐阜市中鶉川２－26	(058)271－4044	(058)274－0656
岐阜国道事務所	岐阜市茜部本郷１－36－１	(058)271－9817	(058)271－9769
岐阜国道事務所八幡維持出張所	八幡町稲成525－１	65－3938	
岐阜地方気象台	岐阜市加納二之丸６	(058)271－4107	(058)271－4102
岐阜森林管理署	下呂市小坂町大島1643－２	(0576)62－3121	(0575)62－2503
飛騨森林管理署	高山市西之一色町３－747－３	(0577)32－0101	(0577)34－8932

５　自衛隊

機関名	所在地	電話番号	内線
陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊	名古屋市守山区守山３－12－１	(052)791－2191	昼4832　夜4509
航空自衛隊岐阜基地	各務原市那加官有地無番地	(058)382－1101㈹	昼2682　夜2225
航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺１－１	(0568)76－2191	昼4038　4032 夜4017

６　県の機関

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ
岐阜県危機管理政策課 消防課・防災課	岐阜市薮田南２－１－１	(058)272－1111㈹	(058)271－4119
岐阜県災害情報集約センター	岐阜市薮田南２－１－１	(058)272－1034	(058)275－7375
岐阜県防災交流センター	岐阜市下奈良３－11－６	(058)277－5380	(058)277－5385
岐阜県広域防災センター	各務原市川島小網町小林寺2151	(0586)89－4192	(0586)89－4193
岐阜県健康福祉政策課	岐阜市薮田南２－１－１	(058)272－1111㈹	(058)271－5724
中濃県事務所	美濃市生櫛1612－２	(0575)33－4011㈹	(0575)35－1492
中濃県事務所 郡上駐在所	八幡町初音1727－２	67－1111㈹	65－6440
郡上土木事務所	八幡町初音1727－２	67－1111㈹	65－4966
郡上農林事務所	八幡町初音1727－２	67－1111㈹	67－0961
関保健所郡上センター	八幡町初音1727－２	67－1111㈹	65－6176

７　指定公共機関

機関名	所在地	電話番号	ＦＡＸ
ＮＴＴ西日本㈱岐阜支店（災害対策室）	岐阜市加納八ツ寺町１－15	(058)214－8417	(058)262－1954
中部電力パワーグリッド株式会社八幡サービスステーション	八幡町小野３－２－４	65－3181	67－1647
北陸電力株式会社	富山市牛島長15－１	0120－77－6453	0779－66－4478
日本赤十字社岐阜県支部郡上地区	八幡町島谷228	67－1834	66－0157
郡上八幡郵便局	八幡町島谷776－１	65－2002	65－6105
大和郵便局	大和町徳永145－２	88－3000	88－2342
白鳥郵便局	白鳥町白鳥191－１	82－3600	82－4380
高鷲郵便局	高鷲町大鷲743－２	72－5252	72－6328
美並郵便局	美並町白山1762	79－2500	79－2342
明宝郵便局	明宝畑佐298	87－2031	87－2342
和良郵便局	和良町沢996－５	77－2131	77－2351

８　指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
白鳥交通㈱	白鳥町中津屋226－１	82－5081
八幡観光㈱	八幡町小野487－１	67－0577
長良川鉄道株式会社	関市元重町74－１	(0575)23－3921
長良川鉄道株式会社郡上八幡駅	八幡町城南町188－54	65－2260
長良川鉄道株式会社美濃白鳥駅	白鳥町白鳥160－30	82－2038

９　清掃機関

機関名	所在地	電話番号
郡上クリーンセンター	八幡町有坂148－５	66－2366
郡上環境衛生センター	八幡町吉野1532	63－2257
郡上北部クリーンセンター	白鳥町二日町1534	82－6363

10　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
郡上市医師会	八幡町島谷1265－５	65－2111
岐阜県薬剤師会郡上支部(八幡薬局)	八幡町島谷1311－24	65－3235
郡上歯科医師会(俊歯科医院)	八幡町小野４－１－３	66－0186
めぐみの農協郡上支店	八幡町小野６－５－15	66－0011
めぐみの農協大和支店	大和町剣404－１	88－2222
めぐみの農協白鳥支店	白鳥町為真445－１	82－6300

めぐみの農協高鷲支店	高鷲町大鷲811－９	72－5121
めぐみの農協美並支店	美並町白山837－４	79－2011
めぐみの農協明宝支店	明宝二間手222－１	87－2331
めぐみの農協和良支店	和良町沢991－２	77－2331
郡上森林組合	八幡町稲成525－７	67－1133
郡上森林組合大和出張所	大和町徳永585	88－3191
郡上森林組合白鳥出張所	白鳥町向小駄良717－１	82－2000
郡上森林組合高鷲出張所	高鷲町大鷲2558－１	72－5119
郡上森林組合美並出張所	美並町白山725－３	79－3552
郡上森林組合明宝出張所	明宝二間手606－１	87－2301
郡上森林組合和良出張所	和良町沢882	77－2015
郡上市商工会	八幡町島谷130－１	66－2311
郡上市商工会八幡出張所	八幡町島谷130－１	67－1565
郡上市商工会大和出張所	大和町徳永585	88－2909
郡上市商工会白鳥出張所	白鳥町白鳥38－１	82－3153
郡上市商工会高鷲出張所	高鷲町大鷲2349－１	72－5118
郡上市商工会美並出張所	美並町白山725－３	79－3473
郡上市商工会明宝出張所	明宝二間手606－１	87－2510
郡上市商工会和良出張所	和良町沢1056－１	77－2321
郡上市観光連盟	八幡町島谷228	67－1121
郡上八幡観光協会	八幡町島谷520－１	67－0002
大和観光協会	大和町徳永585	88－2211
白鳥観光協会	白鳥町白鳥38－１	82－5900
高鷲観光協会	高鷲町鮎立3328－１	72－5000
美並観光協会	美並町白山725－３	79－3111
明宝観光協会	明宝大谷1015	87－2844
和良観光協会	和良町沢882	77－2214
郡上建設業協会	八幡町殿町18－１	65－4300
郡上漁業協同組合	八幡町有坂1238	65－2562

11　その他の公共機関

機関名	所在地	電話番号
郡上市社会福祉協議会	大和町徳永585	88－9988
郡上市社会福祉協議会　南部	八幡町小野６－２－５	66－1012

１－２　郡上市防災会議条例　（平成16年３月１日 条例第17号）

改正　平成24年10月５日　条例第33号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、郡上市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)　郡上市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(4)　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員の内から市長が任命する者

(2)　岐阜県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者

(3)　岐阜県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(4)　市長がその部内の職員から指名する者

(5)　教育長

(6)　消防長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

６　前項の委員の定数は、各号を通じて30人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成16年３月１日から施行する。

附　則〔平成24年10月５日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行する。

１－３　郡上市災害対策本部条例　（平成16年３月１日 条例第18号）

改正　平成24年10月５日　条例第33号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の２第８項の規定に基づき、郡上市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成16年３月１日から施行する。

附　則〔平成24年10月５日条例第33号〕

この条例は、公布の日から施行する。

１－４　動員可能者一覧

（令和６年４月１日現在）

災害対策本部の部名	動員可能者数（災害時）
議会部	1
市長公室部	17
総務部	18
健康福祉部	20
農林水産部	11
商工観光部	7
建設部	11
環境水道部	21
教育部	13
消防部	79
八幡支部	47
大和支部	48
白鳥支部	55
高鷲支部	32
美並支部	42
明宝支部	28
和良支部	29
計	479

１－５　岐阜県災害救助法施行細則（昭和35年８月１日 基則第67号）

（総則）

第１条　この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第１号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害状況報告等）

第２条　災害に際し、市町村における災害が、令第１条第１項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第１号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第２号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

（救助の程度、方法及び期間）

第３条　令第３条第１項の救助の程度、方法及び期間は、別表第１のとおりとする。

２　知事は、特別の理由により前項の規定により難いときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

（物資の保管命令、収用等の場合の令書）

第４条　規則第１条第１項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　公用令書　別記第３号様式

(2)　公用変更令書　別記第４号様式

(3)　公用取消令書　別記第５号様式

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第６号様式）に登録しなければならない。

３　第１項第２号又は第３号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

（受領調書）

第５条　規則第２条第３項の受領調書の様式は、別記第７号様式のとおりとする。

２　規則第２条第３項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償）

第６条　規則第３条の損失補償請求書の様式は、別記第８号様式のとおりとする。

２　前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令の場合の令書）

第７条　規則第４条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　公用令書　別記第９号様式

(2)　公用取消令書　別記第10号様式

２　前項第１号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳（別記第11号様式）に登録しなければならない。

３　第１項第２号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

（救助に従事できない場合の届出）

第８条　規則第４条第２項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

(1)　負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2)　前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

（実費弁償の基準）

第９条　令第５条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第２のとおりとする。

（実費弁償費の請求書等）

第10条　規則第５条に規定する実費弁償請求書及び法第10条第３項において準用する法第６条第４項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　実費弁償請求書　別記第12号様式

(2)　証票　別記第13号様式

（扶助金支給申請書）

第11条　規則第６条の扶助金支給申請書の様式は、別記第14号様式のとおりとする。

２　前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

(1)　休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2)　打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

３　法第８条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第６条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

（市町村の実施する救助事務）

第12条　法第13条第１項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととする場合において、令第17条第１項の規定による通知は、別記第15号様式によるものとする。

２　前項の場合においては、当該市町村長は、第４条、第５条、第６条第２項、第７条及び第８条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

（繰替支弁）

第13条　法第30条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第16号様式）に災害救助算出内訳書（別記第17号様式）を添えて知事に請求するものとする。

付　則　〔略〕

別表第１（第３条関係）

救助の程度、方法及び期間

１　避難所及び応急仮設住宅の供与

(1)　避難所の供与

ア　避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。

イ　避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により避難所とすることができる。

ウ　避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、１人１日につき330円以内とする。

エ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ウに規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

オ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

カ　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2)　応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

ア　建設型応急住宅

㈠　設置に当たつては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

㈡　１戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,775,000円以内とする。

㈢　同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が50未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。

㈡　福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

㈢　災害発生の日から20日以内に建築に着工するものとする。

㈣　供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第３項又は第４項に規定する期限までとする。

㈤　供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

イ　賃貸型応急住宅

㈠　１戸当たりの規模は世帯の人数に応じてア㈠に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。

㈡　災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。

㈢　供与期間は、ア㈣に規定する期間とする。

２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1)　炊き出しによる食品の給与

ア　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ　炊き出しその他による食品の給与は、り災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。

ウ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、１人１日につき1,160円以内とする。

エ　炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。

(2)　飲料水の供給

ア　飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

イ　飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ　飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

ア　被服、寝具及び身のまわり品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　光熱材料

(3)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の表に掲げる額以内とする。

ア　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	５人を超える世帯
夏季（４月から９月まで）	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	54,200円に５人を超え１人増すごとに7,900円を加算した額
冬季（10月から３月まで）	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	82,700円に５人を超え１人増すごとに11,400円を加算した額

イ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の区分 季別	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	５人を超える世帯
夏季（４月から９月まで）	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	19,000円に５人を超え１人増すごとに2,600円を加算した額
冬季（10月から３月まで）	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	27,600円に５人を超え１人増すごとに3,600円を加算した額

ウ　ア及びイの季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

(4)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

4　医療及び助産の給付

(1)　医療の給付

ア　医療の給付は、災害のため医療の途を失つた者に対して、応急的に行う。

イ　医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

ウ　医療の給付は、次の範囲内において行う。

㈠　診察

・　薬剤又は治療材料の給与
・　処置、手術その他の治療及び施術
・　病院又は診療所への収容

㈠　看護

エ　医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合にあつては協定料金の額以内とする。

オ　医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2)　助産の給付

ア　助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後７日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。

イ　助産の給付は、次の範囲内において行う。

㈠　分べんの介助

㈡　分べん前及び分べん後の処置

㈢　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

ウ　助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては慣行料金の８割以内の額とする。

エ　助産の給付を実施する期間は、分べんの日から７日以内とする。

5　被災者の救出

(1)　被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

(2)　被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3)　被災者の救出の期間は、災害発生の日から３日以内とする。

6　被災した住宅の応急修理

(1)　住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

(2)　住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、１世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に２以上の世帯が居住している場合における費用は、１世帯当たりの限度額の範囲内とする。

ア　イに掲げる世帯以外の世帯　706,000円

イ　半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000円

(3)　住宅の応急修理は、災害発生の日から１月以内に完成する。

7　生業に必要な資金の貸与

(1)　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失つた世

帯に対して必要に応じて行う。

(2)　生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。

(3)　生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。

ア　生業費　１件につき　30,000円

イ　就職支度費　１件につき　15,000円

(4)　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から１月以内に完了しなければならない。

(5)　生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。

ア　貸与期間　２年以内

イ　利子　無し

8　学用品の給与

(1)　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2)　学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(3)　学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

ア　教科書

㈠　小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

㈡　高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ　文房具及び通学用品

小学校の児童　１人につき　4,500円以内

中学校の生徒　１人につき　4,800円以内

高等学校等の生徒　１人につき　5,200円以内

(4)　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

9　埋葬

(1)　死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

(2)　埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3)　埋葬のため支出する費用は、１体につき12歳以上の者は215,200円以内とし、12歳未満の者は172,000円以内とする。

(4)　埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10　死体の捜索及び処理

(1)　死体の捜索

ア　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

イ　死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ　死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

(2)　死体の処理

ア　死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

イ　死体の処理は、次の事項について行う。

㈠　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

㈡　死体の一時保存

㈢　検案

ウ　検案は、原則として救護班が行う。

エ　死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

㈠　死体の洗浄、縫合、消毒等

１体につき3,500円以内

㈡　死体の一時保存

・　既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては１体につき5,400円以内

・　死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

㈢　救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

オ　死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11　災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(1)　障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとす

る。

(2)　障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の１世帯当たりの平均額が137,900円以内とする。ただし、同一住家に２以上の世帯が居住している場合における費用は、１世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(3)　障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1)　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

ア　被災者の避難に係る支援

イ　医療及び助産

ウ　災害にかかつた者の救出

エ　飲料水の供給

オ　死体の捜索

カ　死体の処理（埋葬を除く。）

キ　救済用物資の整理配分

(2)　応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3)　応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

別表第２（第９条関係）

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第４条第１号から第４号までに規定する者	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額	日当の額を８で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号。以下「給与条例」という。）第17第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額とみなして給与条例第14条の規定の例により算定した額以内の額	県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額
令第４条第５号から第10号までに規定する者	当該地域における業者の慣行料金にその100分の３に相当する額を加算した額以内の額		

様式　〔略〕

２　応援要請に関する資料

〔１　災害復旧〕

２－１－１　郡上市の災害応援協定に関する協定書（(社）郡上建設業協会）

（目的）

第１条　この協定は、郡上市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、郡上市が郡上建設業協会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

第２条　郡上市の地域に災害対策基本法第２条第１項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

(1)　建設防災支援隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出等、人命救助を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。

(2)　社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

２　乙は、迅速な被災者救出者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

３　被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

第３条　甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

第４条　応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費については、この限りでない。

（その他）

第５条　この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙とが誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

第６条　この協定は、平成16年12月14日から適用する。

この協定書の証として本書を２通作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成16年12月14日

甲　　郡　上　市　長　　硲　　孝司
乙　　郡上建設業協会理事長　　前田　守廣

２－１－２　災害時の応援業務に関する基本協定（(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

郡上市長（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援業務に関する基本協定を定める。

（目的）

第１条　この協定は郡上市防災計画に基づき、甲が乙に対し、郡上市の地域における平常時の災害の予防、災害時の応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定める。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１項に定めるものをいう。

（応援要請の窓口）

第３条　甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

第４条　応援業務の種類は次のとおりとする。

(1)　郡上市管理公共施設等の被災状況の調査
(2)　郡上市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
(3)　登記・境界関係相談所の開設
(4)　平常時における郡上市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
(5)　前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

第５条　甲は乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。

ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合においては、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

(1)　応援の場所
(2)　応援の目的
(3)　被害の状況

(4)　応援業務の内容

(5)　その他必要な事項

（協力）

第６条　乙は、甲から要請を受けた時は、速やかに乙の社員を動員する。

（費用の負担）

第７条　甲の要請により、乙の社員が応援業務に要した費用は甲が負担する。

（名簿等の提出）

第８条　乙は毎年１回次の書類を、甲に提出するものとする。

(1)　応援業務に関する乙の組織図

(2)　応援業務に関する連絡担当者

(3)　応援業務に従事できる社員名簿

(4)　その他必要と認められる事項

（資料の交換及び協議）

第９条　甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑におこなえるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行う。

(1)　地域防災計画

(2)　公共施設等の筆界管理に関する情報

(3)　その他必要な事項

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定める。

（適用）

第11条　この協定は、平成19年２月５日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成19年２月５日

甲　郡上市八幡町島谷228番地
郡　上　市
郡上市長　　硲　　孝司

乙　岐阜市田端町１番地の12
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長　　大保木　正　博

２－１－３　郡上建築工業会との災害応急対策に関する協定書

（目的）

第１条　この協定は、郡上市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理並びに公共施設の応急修理に関して、郡上建築工業会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の範囲）

第２条　協力の範囲は、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公共施設の応急修理等及びこれに要する資材、機材の調達と人員の協力とする。

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、人員の協力及び資材、機材の調達を要請するものとする。

２　甲は、前項の要請を行うときは、災害の状況及び場所、応急対策の内容、応援人数、資材・機材の調達その他必要な事項について文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請を行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

（応急対策の協力）

第４条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応援構成員を出動させ、資材、機材を調達し、甲の指示に従い、応急対策に協力させるものとする。ただし、甲の指示が受けられない場合は、応援構成員自ら甲の要請に基づいて応急対策を実施するものとする。

（実施報告）

第５条　乙は、前条に規定する応急対策が完了したときは、次に揚げる事項を文書により甲に報告するものとする。

(1)　応急対策の実施場所及び内容

(2)　応援構成員の氏名及び従事時間

(3)　応急対策に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間

(4)　その他市長が必要と認めた事項

（経費負担）

第６条　第４条に規定する応急対策の協力及び資材、機材の調達に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費については、この限りでない。

（災害補償）

第７条　甲の要請により出動した応援構成員が応急対策に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（平成16年郡上市条例第19号）に基づいて甲が補償するものとする。

（構成員の変更）

第８条　乙の構成員に変更が生じた場合は速やかに甲に通知するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

平成21年９月４日

甲　郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　日置　敏明

乙　郡上市八幡町小野79番地２
郡上建築工業会
会　　長　小板　慶一

２－１－４　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（岐阜県電気工事業工業組合郡上地区）

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県電気工事業工業組合郡上地区（以下「乙」という。）との間において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1)　公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

(2)　市内における電気に係る事故防止に関すること。

(3)　活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

(4)　前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。

(5)　災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第１）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等により支援要請し、事後速やかに「支援要請書」を交付するものとする。

(1)　支援協力の種類

(2)　支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

(3)　支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第４条　前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第２）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後速やかに「災害復旧業務完了報告書」

を提出する。

（経費の負担）

第６条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費はこの限りではない。

なお、資材、人工の価格は適正な価格とする。

（災害補償）

第７条　この協定に基づいて実施した応急復旧に従事した者が、業務中に災害を受けた場合の損害補償については､「災害に際し応急処置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(平成16年郡上市条例第19号）に基づいて甲が補償するものとする。

（構成員の報告）

第８条　乙は迅速な災害復旧応援のため、あらかじめ構成員を甲に報告し構成員に変更が生じた場合は速やかに甲に通知するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成23年12月21日から平成24年３月31日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条　協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成23年12月21日

甲　　郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　　日置　敏明

乙　　郡上市白鳥町白鳥1056番地１
　　岐阜県電気工事業工業組合郡上地区
　　地 区 長　　山口　洋児

２－１－５　災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第64条第２項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲と乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲乙間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本協定は、災対法第64条第２項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（実施区間）

第３条　実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（協力依頼）

第４条　乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、乙からの道路啓開作業の要請があった場合には、協力するものとする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第５条　乙が第２条に規定する除去作業を行った場合における障害物等の移動先は、甲の指示を仰ぐものとする。ただし、甲の指示が困難な場合は、甲乙協議の上、移動先を決定することができる。

２　乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項に規定する移動先へ移動するときは、災対法第64条第１項の規定に基づく他人の土地の一時使用を甲の指示で行うことができる。

３　前２項に規定する除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

（損失補償）

第６条　甲又は乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、それぞれの責任において処理解決に当たるものとする。

（連絡体制の確保）

第７条　甲及び乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の

情報共有を図るものとする。

２　甲及び乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

（協定の期間）

第８条　本協定の期間は、協定締結日から令和３年３月31日までとする。

２　甲又は乙は、前項の協定期間が満了する１箇月前までに文書による協定内容の変更又は本協定解除の申し出がない場合は、引き続き同一内容にて１年間ごとに更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第９条　本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本通２通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和３年２月17日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
岐阜県郡上市
郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県関市西町９番地
中部電力パワーグリッド株式会社
関営業所長　　森　真一

２－１－６　災害時等における無人航空機による情報収集活動（空撮等）に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と株式会社ＡＩＲロボ（以下「乙」という。）は、災害時等の支援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、郡上市内での災害発生時等において、無人航空機による情報収集活動を行うことにより、災害現場の状況を迅速に把握することを目的とする。

（活動の内容）

第２条　活動の内容は、次のとおりとする。

(1)　災害現場の状況を把握するために､空撮による情報収集及び映像等の資料提供に関すること。

(2)　その他必要と認められる事項

（協力要請）

第３条　甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して協力要請をするものとし、乙は可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

２　前項の協力要請は、書面又は口頭で行うものとする。

（活動に関する協議）

第４条　甲及び乙は、可能な範囲で次の事項を協議した上で、活動を実施するものとする。

(1)　活動日時及び活動場所

(2)　活動要員

(3)　必要な情報収集内容

(4)　その他必要な事項

（安全の確保等）

第５条　甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対して、安全の確保に十分配慮するものとする。また、甲又は乙が必要と認める場合、甲は乙の構成員に同行するものとする。

（活動の報告）

第６条　乙は、活動を完了したときは、速やかにその実施した活動内容における映像等の資料を、甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第７条　撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲及び乙に帰属し、有効活用ができるものとする。

（費用の負担）

第８条　活動により発生した乙に関する費用については、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第９条　活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙の加入する補償で対応する。

（訓練への参加）

第10条　乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法（昭和28年法律第231号）における許可申請等は、乙が行うものとする。

（秘密の保持）

第11条　甲及び乙は、活動の実施に際し、業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（有効期間）

第12条　この協定の有効期間は、令和３年９月１日から令和４年３月31日までとする。ただし、有効期間満了日の１箇月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは１年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（その他）

第13条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙が記名押印の上、各１通を保管する。

令和３年９月７日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228
郡上市
郡上市長　日　置　敏　明

乙　岐阜県郡上市八幡町島谷1266番地１
株式会社ＡＩＲロボ
代　表　岩　井　雅　司

２－１－７　災害時における応急対策活動に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合中濃支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は､郡上市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、乙に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

(1)　応急活動に必要な組合員の派遣に関すること

(2)　前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の方法）

第３条　前条第１項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭又は電話（以下「電話等」という。）で乙に連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を応急対策活動協力要請書（様式第１号）に記載し、乙に提出するものとする。

(1)　要請日時

(2)　要請者

(3)　要請場所

(4)　要請内容

(5)　前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第４条　乙の組合員は、第２条の規定により協力の要請を受けたときは、乙の組合の応急活動実施体制に基づき、安全を確保した上で、応急活動を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙の組合員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に報告し、事後、乙は当該事項を応急対策活動終了報告書（様式第２号）に記載し、甲に提出するものとする。

(1)　現場責任者

(2)　活動日時

(3)　活動場所

(4)　世帯主名

(5)　活動内容

(6)　応急活動に使用した機材、資材等

(7)　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

（経費の負担等）

第６条　甲の要請に基づき実施した応急対策に要した費用については､甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第７条　前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第８条　乙の応急活動の実施に伴い、乙の作業者が災害を受けた場合の補償は、災害対策基本法に基づき、郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の定めるところにより補償を行うものとする。ただし、乙の責に帰する場合は、この限りでない。

（損害補償）

第９条　乙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責として行うものとする。

（協力する事業所等の報告）

第10条　乙は、定期的に組合員名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（協議）

第11条　本協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（効力及び解除）

第12条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月31日迄とする。ただし、この期間満了の１箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月29日

甲　　郡上市

郡上市長　　日　置　敏　明

乙　　岐阜県瓦葺組合中濃支部

支部長　　池　田　浩　司

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

岐阜県瓦葺組合　中濃支部
支部長　　様

郡上市長

応急対策活動協力要請書

災害時における応急対策活動に関する協定書第３条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請日時	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
要請場所	
要請内容	
備　　考	

※要請の詳細な内容については、要請者が指示します。

＜要請者＞
郡上市　　部　　課
担当者
電　話　（　　）　－
ＦＡＸ　（　　）　－

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

郡上市長　　様

岐阜県瓦葺組合　中濃支部
支部長

応急対策活動終了報告書

災害時における応急対策活動に関する協定書第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

活動日時	年　　月　　日（　　）から 年　　月　　日（　　）まで
活動場所	
世帯主名	
活動内容	
応急活動に使用した機材、資材等	
現場責任者	所　属： 氏　名： 電　話： ＦＡＸ：
備　　考	

２－１－８　災害発生時等における被害状況調査の応援協力に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と郡上市災害応援協議会（以下「乙」という。）は、郡上市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が管理する道路、河川、農地農業用施設（以下「公共土木施設等」という。）の被害状況の調査に対する応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害発生時等における公共土木施設等の被害状況の調査に関して、甲が乙に対して応援協力を求める場合の必要な事項を定め、災害に対する迅速かつ的確な対応に資することを目的とする。

（応援協力の内容）

第２条　災害発生時等において、乙は甲の応援協力要請により公共土木施設等の被害状況の調査を無人航空機などの使用により実施するものとする。

２　前項の調査実施の他、次の事項について連携を行うものとする。

(1)　建設コンサルタントとして、災害時支援に関する事項

(2)　その他必要と認められる活動

（応援協力の手続き等）

第３条　災害発生時等において、甲が必要と認めるとき又は乙から応援協力の申し出があったときは、甲は書面又は口頭により乙に応援協力を要請することができる。

２　甲が乙に応援協力を要請する場合には、甲は調査区域や調査内容、調査時期等について庁内の調整を図り、具体的な活動内容により要請するものとし、乙はその要請内容に基づき調査を実施するものとする。

３　乙が実施する調査内容については、随時、甲に情報提供するものとし、調査が完了したときは、調査結果及び活動概要について速やかに文書等により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第４条　甲が乙に要請して行う調査及び調査結果の報告にかかる費用については、原則として甲が負担するものとするが、費用の内容については、甲及び乙が都度協議のうえ、決定するものとする。

（連絡窓口）

第５条　甲及び乙は、本協定の連絡窓口を予め定めておくものとし、変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、本協定に基づく要請内容の実施にあたり知り得た相手方の機密情報を、相手方への事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（確認事項）

第７条　本協定の締結が、甲又は乙と第三者との連携を妨げるものではない。

２　乙の構成員に変更が生じた場合は、速やかに甲に通知するものとする。

（協定の期間）

第８条　本協定の有効期間は、令和５年３月31日までとする。ただし、期間満了日の１箇月前までに、甲及び乙いずれからも解除の意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

２　甲及び乙は、前項の有効期間にもかかわらず、解除予定日の１箇月前までに書面により相手方へ通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協定の変更）

第９条　甲及び乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（その他）

第10条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書７通を作成し、甲及び乙の構成員の代表者が記名押印のうえ、各自それぞれ１通を保有する。

令和４年12月14日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
郡上市長　日　置　敏　明

乙　郡上市災害応援協議会
岐阜県郡上市八幡町五町三丁目14番地４
株式会社　三栄コンサルタント　郡上支社
取締役郡上支社長　蒲　盛　将
岐阜県郡上市大和町河辺560番地１
株式会社　共栄コンサルタント
代表取締役　増　田　哲　也
岐阜県郡上市大和町剣880番地の６
株式会社　大興計測技術
代表取締役　坪　井　晃
岐阜県郡上市白鳥町越佐401番地
株式会社　野田コンサルタント
代表取締役　野　田　哲　貴
岐阜県郡上市白鳥町二日町1315番地１

株式会社　白山測量

代表取締役　　池　田　高　明

岐阜県郡上市高鷲町大鷲2444番地

株式会社　南出測量設計

代表取締役　　蓑　島　正　人

２－１－９　大規模災害時における相互連携に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「３者」という。）は、大規模災害時に相互連携して災害対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙及び丙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、３者の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（適用範囲）

第２条　この協定の適用範囲は、甲における丙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第３条　３者がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

(1)　乙又は丙は、大規模災害発生時又は発生が予想される場合には、必要に応じて甲が設置する災害対策本部へ情報連絡員を派遣するとともに、３者は相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等の必要な情報の連絡に努めるものとする。

(2)　乙又は丙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開を要請できるものとし、甲は、乙又は丙からの道路啓開の要請があった場合には、協力するものとする。

(3)　３者は、避難所等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むものとする。

(4)　丙は、応急送電のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び応急送電箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は関係行政機関と適宜協議を行うものとする。

(5)　乙又は丙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。

(6)　甲及び丙は、倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、事前対策に取り組むものとする。

(7)　３者は、互いに保有する連絡・通信手段等を利用し、住民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。

(8)　３者は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、互いに実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第４条　前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、３者協議の上、別途定めるものとする。

（秘密保持）

第５条　３者は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第６条　この協定の実施にあたっては、３者それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の１箇月前までに、甲、乙又は丙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、３者協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書３通を作成し、３者それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年３月16日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　日　置　敏　明

乙　福井県福井市日之出１丁目４番１号
北陸電力株式会社
執行役員福井支店長　村　田　良　昭

丙　福井県福井市日之出１丁目４番１号
北陸電力送配電株式会社
執行役員福井支社長　古　田　　勝

大規模災害時における相互連携に関する確認書

郡上市（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）及び北陸電力送配電株式会社（以下「丙」といい、甲・乙・丙をあわせて以下「３者」という。）は、令和５年３月16日付けをもって締結した「大規模災害時における相互連携に関する協定」（以下「協定」という。）の第３条第１号、第２号及び第４号に関して、次のとおり確認する。

（目的）

第１条　本確認書は、協定第１条の目的のもと、障害物の除去等に関しては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第２項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施（以下「停電復旧」という。）に支障となる障害物の除去等を実施するため、３者が協力し、円滑な作業に当たれるよう、３者間における基本的事項を定め、早期の停電復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本確認書は、協定第２条の適用範囲とし、障害物の除去等に関しては、災対法64条第２項に基づく停電復旧に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとし、対象区域は、停電復旧に必要な道路として、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（協定第３条第１号の連携内容）

第３条　甲は、乙又は丙に対して必要に応じて、甲が開催する郡上市災害対策本部本部員会議等への出席を求めることができる。

２　災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、３者における各部署の窓口は別表のとおりとし、別図のとおり連絡体制を確立する。また、別表及び別図に変更が生じた場合は、随時更新の上、３者共有するものとする。

３　乙又は丙から甲へ連絡する停電情報等とは、次の各号のとおりとする。

(1)　停電発生日時及び停電復旧見通し

(2)　停電発生地域

(3)　停電戸数

(4)　停電原因

(5)　停電復旧完了日時

４　３者は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

（協定第３条第２号の連携内容）

第４条　乙又は丙は、甲に対して必要な箇所の道路啓開を要請する場合、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙又は丙の情報連絡員等を介して、要請することとする。ただし、緊急を要するときは、乙又は丙は甲に対し、口頭又は電話等で依頼することができることとし、その後速やかに書面による手続きを行うものとする。

(1)　作業内容
(2)　場所（住所、地図）
(3)　写真
(4)　作業希望日時
(5)　現地連絡責任者及び電話番号
(6)　その他必要な事項

（協定第３条第４号の連携内容）

第５条　甲は、重要性・緊急性等に応じて、丙と電源車の配置先について協議できるものとする。ただし、岐阜県の災害対策本部が設置されている場合には、甲は岐阜県に協議の申し入れをするものとする。

２　丙は、甲又は岐阜県の要請に基づき、優先的な系統復旧や電源車の配置等を決定し、甲又は岐阜県の災害対策本部へ連絡するものとする。

（障害物等の保管、処理、土地の一時使用）

第６条　丙が第２条に規定する除去作業を行った障害物等の移動先は、甲の指示を仰ぐものとする。ただし、甲の指示が困難な場合は、甲及び丙協議の上、移動先を決定することができる。

２　丙は、停電復旧に必要な場合に限り、障害物等を前項に規定する移動先へ移動するときは、災対法第64条第１項の規定に基づく他人の土地の一時使用を甲の指示により行うことができる。

３　前２項に規定する除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに丙の責めに帰するもの以外は、甲及び丙協議の上、解決に当たるものとする。

（損失補償）

第７条　本確認書の履行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、それぞれの責任において、処理解決に当たるものとする。

（協議）

第８条　この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じた場合、３者協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書３通を作成し、３者それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年　３月16日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
　郡上市長　日　置　敏　明

乙　福井県福井市日之出１丁目４番１号
　北陸電力株式会社
　執行役員福井支店長　村　田　良　昭

丙　福井県福井市日之出１丁目４番１号
　北陸電力送配電株式会社
　執行役員福井支社長　古　田　　勝

２－１－10　災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において避難所生活に必要な応急生活物資等（以下「物資」という。）を調達することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、郡上市内（以下「市内」という。）で、地震、風水害、大火災、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を要請することができる。

（物資の調達範囲）

第３条　甲が乙に調達を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請の手続き）

第４条　甲が乙に対して行う物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第５条　乙は、前条の要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

２　乙は、自身の被災等で前条の調達要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第６条　乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

２　甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

３　甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第７条　甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第４条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第８条　乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求する

ものとする。

２　甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に、その請求額を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

（資料の提出）

第９条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量について資料の提出を求めることができる。

（法令の遵守）

第10条　乙は、この協定に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、締結をした日から１年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに１年間継続するものとし、以後同様とする。

（その他）

第12条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和４年12月15日

甲　　郡上市

郡上市長　　日　置　敏　明

乙　　中北薬品株式会社

代表取締役社長　中　北　馨　介

別表（第３条関係）

緊急時応急生活物資

区　　分	品　　目
医薬品	医薬品　消毒剤
衛生材料	マスク　紙おむつ（幼児用・大人用）　生理用品　ニトリル手袋　包帯　ガーゼ
医療器具	体温計（腋下型、非接触型）
食品・飲料水	粉ミルク　液体ミルク　哺乳瓶　離乳食　お茶　飲料水 ※アレルギー対応品を含む
日用品	タオル　ティッシュ　濡れティッシュ　トイレットペーパー

別記様式（第４条関係）

年　　月　　日

物資の調達要請書

中北薬品株式会社　御中

○○市長

１．物資搬入日時

年　　月　　日　　時　　分に納品

２．物資の搬入先

住所：　　名称：

３．災害の状況（災害による道路等損壊状況等）

４．物資の種類

品目	数量

５．現場責任者当

【○○市の現場責任者】

所属　　担当者名

電話

【○○市の連絡担当者】

所属　　担当者名

電話

６．その他必要な事項

２－１－11　災害時における物資輸送等に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社ぎふ郡上営業所（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の物資輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第２条　災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

(1)　甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送

(2)　甲が管理する物資拠点施設から避難所等への物資配送

(3)　甲が指定する物資拠点施設の運営補助等

(4)　乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管

(5)　その他協議し合意した事項

（要請の手続等）

第３条　要請は、要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請を行うものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、速やかに甲に協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災し協力が困難となった場合は、この限りでない。

（事故等）

第４条　乙は、甲への協力に使用する車両が故障したことその他の理由により物資輸送を中断したときは、速やかに代替の車両を手配し、物資輸送を継続するよう努めるものとする。ただし、代替の車両の手配ができない場合は、甲に速やかに報告の上、指示を受けるものとする。

（業務報告）

第５条　乙は、要請業務終了後、速やかに報告書（様式第２号）を甲に提出するものとする。

（費用等の負担）

第６条　この協定に基づく物資輸送等に要した経費は、その都度甲乙協議して決定し、甲が負担する。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、要請に関する事項の伝達を円滑に行うため、相互に書面により通知するものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第８条　甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、平素から必要に応じ情報交換を

行うものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間は、令和６年３月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、１年間同内容で効力を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年３月27日

甲　　郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
郡上市長　日置　敏明

乙　　郡上市大和町島4549番地１
福山通運株式会社ぎふ郡上営業所
所　長　　青木　和貴

様式１（第３条関係）

年　　月　　日

福山通運株式会社ぎふ郡上営業所長　様

郡 上 市 長

要 請 書

「災害時における物資輸送等に関する協定書」第３条により、下記のとおり協力を要請します。

記

１．支援日時　　年　　月　　日（　　）

２．支援内容

□甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
□甲が管理する物資拠点施設から避難所等への物資配送
□甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
□乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
□その他協議し合意した事項

３．要請内容

・必要とする車両＿＿＿＿台、人員＿＿＿人、資機材（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
・物資積込場所及び搬入場所　積込＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　　搬入＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
・輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

４．その他事項

様式２（第３条関係）

年　　月　　日

郡 上 市 長　　様

福山通運株式会社ぎふ郡上営業所長

実績報告書

「災害時における物資輸送等に関する協定書」第３条により、　　年　　月　　日付で要請のあった業務が終了したので、次のとおり報告します。

記

１．支援日時　　年　　月　　日（　　）

２．支援内容

□甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送

□甲が管理する物資拠点施設から避難所等への物資配送

□甲が指定する物資拠点施設の運営補助等

□乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管

□その他協議し合意した事項

３．実施内容

・使用した車両＿＿＿＿台、人員＿＿＿人、資機材（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

・物資積込場所及び搬入場所　　積込＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

搬入＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

・輸送品目

品 名	数 量	品 名	数 量

４．その他事項

２－１－12　災害時における救援物資の提供等に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と株式会社ブリッジウェル（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における救援物資の提供について乙が甲に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（救援物資の提供）

第２条　郡上市内において、震度５弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲に災害対策本部が設置され、甲から乙に救援物資の提供の要請があったときは、乙は、乙のおむつサブスクサービスを利用する保育施設に在庫として保管されている紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を甲に無償で提供するものとする。

２　乙は、前項の要請があったときは、保育施設に製品の補充等が行えるよう体制を整えるなど甲の支援に努めるものとする。ただし、道路の不通、停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により代替輸送等の対策を講じるものとする。

３　乙は、第１項の要請があった場合は、同項に規定された在庫の無償の提供のほか、甲が必要とする紙おむつ等を発注したときには、甲の発注を他の発注に優先し、安定して甲に供給することに努めるものとする。

４　前項で発注された紙おむつ等の引渡し場所は、おむつサブスクサービスを利用する施設とし、救援物資要請期間中の納品物は期間終了の翌月末までに乙から甲へ書面（電子メールに添付する方法を含む。）により報告するものとする。また、原則として紙おむつ等の対価については、おむつサブスクサービスを利用する保育施設の在庫分は無償とし、救援物資要請期間の追加発注分は甲が負担するものとし、甲の意見等を踏まえ、乙が提供する数量及び価格等を決定する。

５　甲が乙に第１項の要請をするときは、救援物資提供要請書（電子メールに添付する方法を含む。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、おむつサブスクサービスを利用する施設は事前の許可なく施設にある在庫を利用できるものとし、在庫の利用後速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

（協定の期間）

第３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から５年間とし、甲乙いずれかから書面（電子メールを含む。）によるこの協定の解消の申し出がない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１カ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第４条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項その他この協定に定め

のない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年11月18日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
郡上市長

乙　東京都江東区森下１－７－６
ファーストウッド森下301
株式会社ブリッジウェル
代表取締役

別添資料１

救援物資提供要請書

年　　月　　日

株式会社ブリッジウェル　様

災害時における救援物資の提供に関する協定の規定により、次の通り要請します。

おむつ等の種類及び数量	紙おむつ　数量　＿＿サイズ　＿＿パック おしりふき　数量　＿＿パック
要請の事由	
救援物資使用日時	
救援物資保管されていた保育施設名	＿＿＿＿＿＿＿＿園
救援物資使用場所	同上
電話要請日時	
電話要請者・応答者氏名	要： 応：
物資搬入等における郡上市の担当者	部署名　　課 氏名　　電話番号
その他	

住所　　郡上市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

〔２　避難場所開放〕

２－２－１　非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上高等学校）

岐阜県立郡上高等学校（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（開放施設等）

１　甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記１のとおりとする。この場合の施設等の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ対象地域等）

２　地域住民の受入れ対象地域は、原則として別記２のとおりとし、その予定人員は、概ね300世帯900人とする。

（開放責任者）

３　開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。

(1)　甲は、あらかじめ開放する施設等の開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙へ通知するものとする。

(2)　乙は、開放責任者が施設等を解放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合に備え、甲の了解を得て、施設解放に必要な鍵を保管することができる。また、乙は、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の保管者（以下「丙」という。）を定めることができる。

（開放の際の手続き等）

４　開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。

(1)　乙は、非常災害等が発生し、地域住民等を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。

(2)　乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。

(3)　開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙又は乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に、乙の責任者は開放責任者に速やかに報告するものとする。

(4)　開放責任者は、開放後、直ちに乙の責任者又は丙に対し、施設等使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

５　甲、乙の責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

（所管事項）

６　開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

なお、所管外事項であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1)　甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2)　乙の所管事項

避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

（その他の条件）

７　乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2)　非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。

(3)　避難者の施設利用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4)　避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

８　この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記の証として本書２通を作成し当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成28年10月25日

（甲）　岐阜県郡上市八幡町小野970番地
岐阜県立郡上高等学校長　　西村　三紀郎

（乙）　郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

別記１

開放する施設及びその使用の注意事項

１　開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
指定緊急避難場所 兼指定避難所	郡上高等学校体育館内 アリーナ 多目的ホール	郡上市八幡町小野970番地	1,228㎡ 295㎡
	※ピロティ、トイレ、更衣室についても必要に応じて使用可。		
指定緊急避難場所	郡上高等学校 グラウンド	郡上市八幡町小野970番地	14,174㎡

(2)　上記の他、開放責任者において別途指定する設備

２　使用上の注意事項

(1)　施設及び備品を損じないよう留意すること。

(2)　開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。

(3)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があったときは、乙は職員１名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。

(4)　開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。

(5)　施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。

(6)　丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

２－２－２　非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上北高等学校）

岐阜県立郡上北高等学校（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（開放施設等）

１　甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記１のとおりとする。この場合の施設等の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ対象地域等）

２　地域住民の受入れ対象地域は、原則として別記２のとおりとし、その予定人員は、概ね180世帯500人とする。

（開放責任者）

３　開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。

(1)　甲は、あらかじめ開放する施設等の開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙へ通知するものとする。

(2)　乙は、開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合に備え、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵を保管することができる。また、乙は、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の取扱者（以下「丙」という。）を定めることができる。

（開放の際の手続き等）

４　開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。

(1)　乙は、非常災害等が発生し、地域住民等を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。

(2)　乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。

(3)　開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙又は乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に、乙の責任者は開放責任者に速やかに報告するものとする。

(4)　開放責任者は、開放後、直ちに乙の責任者又は丙に対し、施設等使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

５　甲、乙の責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については

別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

（所管事項）

６　開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

なお、所管外事項であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1)　甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2)　乙の所管事項

避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

（その他の条件）

７　乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2)　非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。

(3)　避難者の施設利用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4)　避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

８　この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記の証として本書２通を作成し当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成28年12月９日

（甲）　岐阜県郡上市白鳥町為真1265番地２
岐阜県立郡上北高等学校長　　滝村　昌也

（乙）　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

別記１

開放する施設及びその使用の注意事項

１　開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
指定緊急避難場所 兼指定避難所	郡上北高等学校体育館内	郡上市白鳥町為真1265番地２	1,350㎡
	※トイレ、更衣室についても必要に応じて使用可。		
指定緊急避難場所	郡上北高等学校グラウンド	郡上市白鳥町為真1265番地２	18,088㎡

(2)　上記の他、開放責任者において別途指定する設備

２　使用上の注意事項

(1)　施設及び備品を損じないよう留意すること。

(2)　開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。

(3)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があったときは、乙は職員１名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。

(4)　開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。

(5)　施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。

(6)　丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

２－２－３　非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上特別支援学校）

岐阜県立郡上養護学校（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、非常災害時において、乙と岐阜県との使用賃借契約書（平成16年２月27日締結）第１条に規定する賃借物件及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設・設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（開放施設等）

１　甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記１のとおりとする。この場合の施設の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受け入れ対象地域等）

２　地域住民の受け入れ対象地域は、原則として別記２のとおりとし、その予定人員は最大で概ね130世帯、500人とする。

（開放責任者）

３　開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。

(1)　甲は、あらかじめ開放する施設等の開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙へ通知するものとする。

(2)　乙は、開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合に備え、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵を保管することができる。また、乙は、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の取扱者（以下「丙」という。）を定めることができる。

（開放の際の手続き等）

４　開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。

(1)　乙は、非常災害等が発生し、地域住民等を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。

(2)　乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。

(3)　開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙又は乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に、乙の責任者は開放責任者に速やかに報告するものとする。

(4)　開放責任者は、開放後、直ちに乙の責任者又は丙に対し、施設等使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者等）

５　甲、乙の責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

（所管事項）

６　開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。なお、所管外事項であっても、状況に応じて相互に協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1)　甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2)　乙の所管事項

避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

（その他の条件）

７　乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2)　非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。

(3)　避難者の施設利用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4)　避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

８　この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この覚書の証として、本書２通を作成し、甲、乙押印のうえ各自１通を保有する。

平成28年12月19日

（甲）　岐阜県郡上市大和町栗巣32番地１

岐阜県立郡上特別支援学校長　　山内　明志

（乙）　郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　　日置　敏明

【別記１】

開放する施設及びその使用の注意事項

１　開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
指定緊急避難場所 兼指定避難所	郡上特別支援学校体育館	郡上市大和町栗巣32番地１	567㎡
	※トイレについても必要に応じて使用可。		

(2)　上記の他、開放責任者において別途指定する設備

(3)　学校施設利用計画を次ページに定めるものとする。

２　使用上の注意事項

(1)　施設及び備品を損じないよう留意すること。

(2)　開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。

(3)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があったときは、乙は職員１名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。

(4)　開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。

(5)　施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。

(6)　丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

２－２－４　非常災害時における清流長良川あゆパーク開放に関する覚書（岐阜県）

岐阜県（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（開放施設等）

１　甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記１のとおりとする。この場合の施設等の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ対象地域等）

２　地域住民の受入れ対象地域は、原則として長滝地区とする。

（開放責任者）

３　開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。

(1)　施設等の解放は、当該施設の指定管理者である乙が行う。

(2)　乙は、あらかじめ開放責任者を定め甲へ報告するものとする。また乙は甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の取扱者（以下「丙」という。）を定めることができる。

（開放の際の手続き等）

４　開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。

(1)　開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に速やかに報告するものとする。

(2)　開放責任者は、開放後、直ちに丙に対し、施設等の使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し使用上の注意を行うものとする。

（責任者）

５　乙の開放責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

（所管事項）

６　開放施設内での乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

なお、所管外事項であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1)　施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、原則として乙の責任において修復するも

のとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2)　避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

（その他の条件）

7　乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2)　非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。

(3)　避難者の施設利用が長期にわたるなど、乙の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4)　避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

8　この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記の証として本書２通を作成し当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成30年６月２日

（甲）　岐阜県岐阜市薮田南２丁目１番１号
岐阜県知事　古田　肇

（乙）　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

別記１

開放する施設及びその使用の注意事項

１　開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
一時避難所	清流長良川あゆパーク 駐車場	郡上市白鳥町長滝字下川原 420番10	2,105㎡
	※トイレ、更衣室等についても必要に応じて使用可。		

(2)　上記の他、開放責任者において別途指定する設備

２　使用上の注意事項

(1)　施設及び備品を損じないよう留意すること。

(2)　開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。

(3)　避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令があったときは、乙は職員１名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。

(4)　開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。

(5)　施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。

(6)　丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

〔３　郵便局の応援〕

２－３－１　災害支援協力に関する覚書（市内郵便局）

郡上市（以下「甲」という。）と郵便局（以下「乙」という。）は、郡上市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、郡上市内に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1)　災害時における郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

(2)　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供

(3)　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

(4)　甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供

(5)　乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置

(6)　前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第５条　乙は郡上市災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、市民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第７条　乙は、郡上市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第９条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては郡上市地域振興事務所総務管理課長、乙においては郵便局長とし、甲は郡上市防災会議の構成員に、乙は郡上市内の郵便局長に責任を持って連絡調整するものとする。

（協議）

第10条　この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関して疑義が生じたときは、上記連絡責任者が協議の上、決定するものとする。

２　この覚書の実施に関して必要な事項は、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

附　則

この覚書は、平成17年３月22日から施行する。

２－３－２　道路損傷等についての情報提供に関する覚書（市内郵便局）

郡上市（以下「甲」という。）及び郵便局（以下「乙」という。）は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

そこで乙の職員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合の情報提供について、次のとおり覚書を締結する。

（対象とする道路）

第１条　この覚書は、市内における全ての道路を対象とする。

（情報提供の範囲）

第２条　情報提供の範囲は、乙の外務員が通常の外務作業従事中に業務に支障がなく確認できる範囲とする。

（情報提供の内容）

第３条　乙は、道路の陥没、亀裂、舗装状態、溝蓋の破損、土砂崩れ、水害、雪害、道路案内板・ガードレール・カーブミラー等の異常、橋、トンネルの異常及び歩道帯・道路拡張・舗装等の意見要望を含む全てについて甲へ情報提供する。

（情報提供の方法）

第４条　乙において緊急性の可否を判断し、緊急と思われる場合は、甲に電話（ＦＡＸ）により郡上市地域振興事務所基盤整備課に通報する。

２　緊急を要しないものは、文書により郡上市地域振興事務所基盤整備課に連絡する。

（補修工事等）

第５条　甲は、前項の通報を受けた時は、補修工事等の必要性を検討した上、速やかに対応するものとする。

２　甲の管理以外の道路等については、甲が関係機関に連絡するものとする。

（事後措置）

第６条　甲は乙からの通報に基づく措置状況を一定期間毎に取りまとめ、乙に通知することとする。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては郡上市地域振興事務所基盤整備課長、乙においては郵便局長とする。

（協議）

第８条　この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関して疑義が生じたときは、上記連絡責任者が協議の上、決定するものとする。

２　この覚書の実施に関して必要な事項は、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

附　則

この覚書は、平成17年３月22日から施行する。

２－３－３　消火・救命に関する覚書（市内郵便局）

市民の生命と財産を守るため、郡上市（以下「甲」という。）と郵便局（以下「乙」という。）は、郡上市内の火災、救急等の発生について発見の通報（消防法第24条）及び応急消火等（消防法第25条）を円滑にするため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、乙の外務職員が通常業務途上において火災や救急等の発生に気づいたときは、速やかに甲に通報するとともに初期の対応を行い、被害を最小限にとどめるとともに救命率の向上を図ることを目的とする。

（活動内容等）

第２条　乙は、通常業務途上において火災及び救急等を発見した場合は、甲に通報するとともに初期消火及び応急手当の活動を行うものとする。

（活動の範囲）

第３条　活動の範囲は、乙の外務職員が通常の外務作業従事中に、業務に支障なく確認できる範囲とし、乙は当該通報の有無、内容の適否及び通報の効果等について、甲及び被害者への責任を負わないものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する活動に対して、初期消火活動に要した消火器の詰め替え経費及び車両に取付けた消火用器具の定期詰め替えに要する経費については、甲が全額を負担する。

（秘密の保持）

第５条　甲及び乙は、本件の重要性に鑑み、覚書業務の取扱い上知り得た情報及び情報提供者の職・氏名等を外部に漏らしてはならない。

（防災訓練等への参加）

第６条　乙は郡上市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、相互に協力し情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては郡上市消防本部消防長、乙においては郵便局長とする。

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関して疑義が生じたときは、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

２　この覚書の実施に関して必要な事項は、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

附　則

この覚書は、平成17年３月22日から施行する。

〔４　救急救護〕

２－４－１　災害時における医療救護活動に関する協定書

郡上市における災害時の医療救護活動に関して、郡上市（以下「甲」という。）と社団法人郡上市医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、郡上市地域防災計画に基づき、甲が行なう医療救護活動に対する、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、医療救護活動の協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、あらかじめ医師、看護師等で医療救護班を編制しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第３条　医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）

(2)　傷病者に対する応急処置及び必要な医療

(3)　助産

(4)　収容医療機関への転送の要否及び順位の決定

(5)　死亡の確認及び死体の検案

(6)　その他医療救護活動に必要な業務

（医療救護班に対する指揮）

第５条　医療救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指揮する者が行うものとする。

（連絡調整）

第６条　医療救護活動に係る連携調整は、甲・乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第７条　甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）

第８条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行、調達するもののほか、甲が供給するものとする。

（報告）

第９条　医療救護班の班長は、必要な記録を行い、甲及び乙に報告するものとする。

２　乙は、業務被害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（医療費）

第10条　応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁償）

第11条　甲の要請により、乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　医療救護班が携行、または調達した医薬品等の実費

(2)　その他、この協定に定める医療救護活動に要した経費

２　前項に規定する費用弁償等の額については、甲、乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第12条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合において、甲が当事者、またはその遺族に対して行う災害補償については、次のとおり措置するものとする。

(1)　医療機関を応急救護所として設置した場合にはそこに属する者にあっては、当該医療機関が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働保険により措置するものとする。

(2)　前号による災害補償が、労働保険の未加入又は当該災害補償が認定棄却された場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る災害に関する条例（平成16年郡上市条例第19号）の定めるところにより甲が災害補償を行うものとする。

（医事紛争発生の措置）

第13条　この協定に基づく医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が発生した場合は、甲、乙は緊密な連携のもとに原因を調査し、双方協議の上適切な措置を講ずるものとする。

（連絡協議）

第14条　甲及び乙は、郡上市地域防災計画に基づき医療救護対策が円滑に実施されるよう情報交換等連絡協議の場を適宜設けるものとする。

（有効期間及び更新）

第15条　この協定の有効期間は、締結の日から起算して１年間とする。ただし、この期間満了の日の１ヵ月前までに、甲・乙双方から何らかの意思表示がないときはこの協定は更に１年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

（協議）

第16条　この協定に定めのない事項、またはこの協定の条項に疑義が生じたときは岐阜県と社団法人岐阜県医師会との間で締結された「災害時の医療救護に関する協定書」に準ずるほか、甲・

乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成18年４月１日

（甲）　郡上市　郡上市長　　裕　　孝　司

（乙）　社団法人岐阜県郡上市医師会　会　　長　　坂　本　由　之

２－４－２　集団災害時における医療救護従事者の輸送に関する協定書（岐阜県タクシー協会郡上支部）

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県タクシー協会郡上支部（以下「乙」という。）は、自然災害、列車事故、交通事故及び航空事故等による集団救急事故（以下「災害」という。）が発生した場合における救急救護活動体制を円滑に行うため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、医師及び看護師で編成する医療救護班等（以下「医療救護班」という。）の現場救護所への緊急輸送体制を確立し、負傷者の迅速かつ的確な救急救護活動の充実強化を図ることを目的とする。

（災害派遣）

第２条　甲は、救急救護活動の必要が生じた場合は、乙に対して医療救護班の緊急輸送を要請するものとする。

２　乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、直ちに甲の管轄区域内にある乙の会員（別記）のうちから必要とする緊急輸送車両を指定し、他の業務に優先して甲の指定する場所へ緊急輸送を行うものとする。ただし、災害による道路、橋梁等の被害状況により、医療救護従事者及び乗務員の安全が十分に確保できないと判断される場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条第５号及び運送約款の定めるところにより、緊急輸送の要請を引き受けないことができるものとする。

（緊急輸送の範囲と派遣）

第３条　甲の要請による緊急輸送の範囲は、甲が管轄する区域内において発生した災害とし、次により派遣するものとする。

(1)　医療救護班の緊急輸送車両の発着場所は医療機関とする。

(2)　緊急輸送を行う場合は、甲が貸与する緊急輸送車両であることが識別できる「旗」を掲げるものとする。

（経費の負担）

第４条　この協定に基づく緊急輸送に要する乗車運賃は、乙の請求により甲が負担するものとする。

（災害補償）

第５条　甲の要請に基づき派遣された緊急輸送車両の交通事故による人身、物的補償及び緊急輸送に従事したことによって死亡、負傷及び疾病にかかり、又は障害になった場合の災害補償は、乙の責任において一切を処理するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から２年以内とする。ただし、この協定期間終了１箇月前までに、甲、乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日

から２年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第８条　この協定は、平成18年10月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成18年10月27日

甲　　郡上市
　　市　長　　砌　　孝　司
乙　　岐阜県タクシー協会郡上支部
　　支部長　　武　藤　尚　樹

別記（第２条関係）

タクシー事業所名

事　業　所　名	所　　在　　地	電　　話
郡上タクシー(株)	郡上市八幡町島谷1460-1	65-3155
(有)八幡タクシー	郡上市八幡町本町859-1	65-2516
古池タクシー(株)	郡上市八幡町橋本町891	65-3128
大和タクシー(株)	郡上市大和町徳永557	88-2067
濃飛タクシー(株)	郡上市白鳥町白鳥156-21	82-2511
高鷲タクシー(資)	郡上市高鷲町大鷲253-1	72-5510

２－４－３　災害時における医療救護活動に関する協定書（郡上歯科医師会）

郡上市における災害時の医療救護活動に関して、郡上市（以下「甲」という。）と郡上歯科医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、郡上市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（歯科医療救護計画）

第２条　乙は、歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成及び派遣その他救護活動の実施に関する歯科医療救護計画（以下「計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

２　乙は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第３条　甲は、救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき歯科医療救護班を編成し、甲が定める救護所に派遣するものとする。

３　乙は、第１項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、歯科医療救護班を派遣することができる。この場合において、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第４条　歯科医療救護班に対する指揮命令権及び救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条　乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲が定める救護所において救護活動を行うものとする。

２　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)　歯科傷病者の治療優先度の選別

(2)　歯科傷病者に対する応急処置その他必要な歯科医療

(3)　第８条の収容歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定

(4)　救護活動の記録

(5)　前各号に定めるもののほか、救護活動に必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

第６条　甲は、歯科医療救護班が円滑に活動できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な

措置をとるものとする。

（歯科医薬品等の供給）

第７条　乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第８条　乙は、甲が歯科傷病者を収容する収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報告）

第９条　歯科医療救護班は、救護活動に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

２　乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第10条　甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　歯科医療救護班を派遣した時に要した人件費及び諸経費

(2)　歯科医療救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の経費

（損害補償）

第11条　甲は、歯科医療救護班員の業務災害に対して、他の法令に定めるもののほか郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の例により、甲が損害補償を行う。

（歯科医療事故発生時の処理方法等）

第12条　救護所等において救護活動の結果生じた歯科医療事故については、甲がその処理に当たるものとする。

２　前項に規定する場合において、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に従事した者（以下「丙」という。）に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は丙に対して求償しないものとする。

（実施細目）

第13条　この協定に定めのない事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１箇月までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その１通を保管する。

平成26年５月22日

甲　郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　日置　敏明
乙　郡上市白鳥町向小駄良711番地
　　郡上歯科医師会　会長　西村　敏朗

２－４－４　災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書

郡上市における災害時の薬剤の指導、医薬品管理等に関して、郡上市（以下「甲」という。）と郡上薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は､郡上市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（医療救護計画）

第２条　乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、薬剤師班の編成及び派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画（以下「計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

２　乙は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

第３条　甲は、調剤・服薬指導、医薬品管理及び避難所の衛生管理等の医療救護を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき薬剤師班を編成し、甲が定める救護所、医薬品の集積場所及び避難所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

３　乙は、第１項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、薬剤師班を派遣することができる。この場合において、乙は、薬剤師班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

第４条　薬剤師班に対する指揮命令権及び医療救護に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第５条　乙が派遣する薬剤師班は、原則として甲が定める救護所等において医療救護の活動を行うものとする。

２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1)　救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導等

(2)　救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理

(3)　避難所の衛生管理

(4)　医療救護の記録

(5)　前各号に定めるもののほか、医療救護に必要な事項

（薬剤師班の輸送）

第６条　甲は、医療救護が円滑に活動できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第７条　医療救護に必要な医薬品等は、原則として甲が用意する。

２　甲は、必要に応じ乙に対し、乙及び乙の会員が管理し保有する医薬品について提供を求めるものとする。この場合は、乙は速やかに提供するものとする。

（調剤費等の費用）

第８条　救護所における薬剤費、調剤費及び服薬指導費等は無料とする。

（報告）

第９条　薬剤師班は、医療救護に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

２　乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

第10条　甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1)　薬剤師班を派遣した時に要した人件費及び諸経費

(2)　提供した医薬品等の経費

（損害補償）

第11条　甲は、薬剤師班員の業務災害に対して、他の法令に定めるもののほか郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の例により、甲が損害補償を行う。

（医療事故発生時の処理方法等）

第12条　救護所等において医療救護の結果生じた医療事故については、甲がその処理に当たるものとする。

２　前項に規定する場合において、当該医療事故につき、乙が派遣した薬剤師班に従事した者（以下「丙」という。）に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は丙に対して求償しないものとする。

（実施細目）

第13条　この協定に定めのない事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第14条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第15条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前１箇月までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その１通を保管する。

平成26年５月22日

甲　郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　日置　敏明
乙　郡上市八幡町島谷1311番地24
　　郡上薬剤師会　会長　加藤　徳光

〔５　消防〕

２－５－１　消防相互応援協定書（美濃市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県美濃市（以下「甲」という）と岐阜県郡上市（以下「乙」という）の区域内の消防法に定める業務（以下「消防業務」という）の実施について相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

第１条　甲は乙の次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定に定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区域	
		第１次派遣	第２次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域のうち美並町地域	乙の全域
	その他の消防業務		乙の全域
乙	火災の鎮圧	甲の区域のうち須原、上河和以上の全域、片知の一部地域	甲の全域
	その他の消防業務		甲の全域

（派遣要請）

第２条　応援の要請は、各市間の要請とし、各市の境界付近で発生した災害については、発生場所の特定等互いに連絡を密にして対応するものとし、要請は電話等により必要な事項を連絡する。要請後、速やかに応援要請書（様式第１号）をＦＡＸ等で提出するものとする。

（派遣区分）

第３条　甲又は乙は消防団を次の区分により派遣するものとする。

(1)　第１条の表中第１次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が火災を発見しまたは、通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具。

(2)　第１条の表中第２次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市からの消防業務の応援要請により要請された人員及び機械器具。

（指揮）

第４条　応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という）の指揮は原則として応援を受けた市の消防団長が、応援消防団の長に対して行う。

（経費）

第５条　応援消防団の派遣に際して要した費用は次の区分により負担するものとする。

(1)　応援消防団の消防団員手当、公務災害補償に要する費用及び機械器具が応援により小破損

した場合の修理に要する費用は原則として応援消防団の所属する市の負担とする。

(2)　応援消防団の消防業務が長時間にわたり、団員に食糧等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市が負担する。

(3)　前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては必要の都度甲乙協議して決定する。

第６条　この協定の実施に関し必要な事項はその都度甲乙協議して定める。

（実施期日）

第７条　この協定は平成16年４月12日から実施する。

甲　　岐阜県美濃市長　　石　川　道　政

乙　　岐阜県郡上市長　　硲　　孝　司

様式第１号

年　　月　　日

様

（要請者）
市町村等名
職・氏名　　㊞

応　援　要　請　書

消防相互応援協定書第２条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応援要請日時	年　　月　　日　　時　　分
災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
災害の種類	
災害発生場所	
災害の概要	
必要とする応援隊資機材等	消火部隊　　隊　　救助部隊　　隊 必要資機材等
応援隊の集結場所	
応援隊の活動内容	
災害現地指揮者の職・氏名	
その他	

担当者　　職
氏　名
TEL　　内線（　　）

２－５－２　消防相互応援協定書（下呂市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県下呂市（以下「甲」という）と岐阜県郡上市（以下「乙」という）の区域内の消防法に定める業務（以下「消防業務」という）の実施について相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

第１条　甲又は乙は、次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定に定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区域	
		第１次派遣	第２次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域のうち明宝、和良町地域	乙の全域
	その他の消防業務		乙の全域
乙	火災の鎮圧	甲の区域のうち金山町、馬瀬地域	甲の全域
	その他の消防業務		甲の全域

（派遣要請）

第２条　応援の要請は、各市間の要請とし、各市の境界付近で発生した災害については、発生場所の特定等互いに連絡を密にして対応するものとし、要請は電話等により必要な事項を連絡する。要請後、速やかに応援要請書（様式第１号）をＦＡＸ等で提出するものとする。

（派遣区分）

第３条　甲又は乙は消防団を次の区分により派遣するものとする。

(1)　第１条の表中第１次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が火災を発見しまたは、通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具。

(2)　第１条の表中第２次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市からの消防業務の応援要請により要請された人員及び機械器具。

(3)　甲の地域のうち馬瀬第２分団地域、乙の地域のうち明宝小川地域については地域の特殊事情により、前条に基づくことなくその地域の分団の応援要請により、相互に応援隊を派遣することが出来るものとする。

（指揮）

第４条　応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という）の指揮は原則として応援を受けた区域の最高指揮者が、応援消防団の長に対して行う。

（経費）

第５条　応援消防団の派遣に際して要した費用は次の区分により負担するものとする。

(1)　応援消防団の消防団員手当、公務災害補償に要する費用及び機械器具が応援により小破損

した場合の修理に要する費用は原則として応援消防団の所属する市の負担とする。

(2)　応援消防団の消防業務が長時間にわたり、団員に食糧等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市が負担する。

(3)　前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては必要の都度甲乙協議して決定する。

（疑義）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項はその都度甲乙協議して定める。

（協定書の保管）

第７条　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保管するものとする。

平成16年10月19日

甲　　岐阜県下呂市長　　山　田　良　司

乙　　岐阜県郡上市長　　硲　　孝　司

様式第１号

年　　月　　日

様

（要請者）
市町村等名
職・氏名　　㊞

応　援　要　請　書

消防相互応援協定書第２条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応援要請日時	年　　月　　日　　時　　分
災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
災害の種類	
災害発生場所	
災害の概要	
必要とする応援隊 資機材等	消火部隊　　隊　　救助部隊　　隊 必要資機材等
応援隊の集結場所	
応援隊の活動内容	
災害現地指揮者の職・氏名	
その他	

担当者　　職
氏　名
TEL　　内線（　　）

２－５－３　消防相互応援協定書（関市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県関市（以下「甲」という）と岐阜県郡上市（以下「乙」という）の区域内の消防法に定める業務（以下「消防業務」という）の実施について相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

第１条　甲又は乙は、次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定に定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区域	
		第１次派遣	第２次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域のうち八幡町地域	乙の全域
	その他の消防業務		乙の全域
乙	火災の鎮圧	甲の区域のうち上之保、板取地域	甲の全域
	その他の消防業務		甲の全域

（派遣要請）

第２条　応援の要請は、各市間の要請とし、各市の境界付近で発生した災害については、発生場所の特定等互いに連絡を密にして対応するものとし、要請は電話等により必要な事項を連絡する。要請後、速やかに応援要請書（様式第１号）をＦＡＸ等で提出するものとする。

（派遣区分）

第３条　甲又は乙は消防団を次の区分により派遣するものとする。

(1)　第１条の表中第１次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が火災を発見しまたは、通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具。

(2)　第１条の表中第２次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市からの消防業務の応援要請により要請された人員及び機械器具。

（指揮）

第４条　応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という）の指揮は原則として応援を受けた区域の最高指揮者が、応援消防団の長に対して行う。

（経費）

第５条　応援消防団の派遣に際して要した費用は次の区分により負担するものとする。

(1)　応援消防団の消防団員手当、公務災害補償に要する費用及び機械器具が応援により小破損した場合の修理に要する費用は原則として応援消防団の所属する市の負担とする。

(2)　応援消防団の消防業務が長時間にわたり、団員に食糧等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市が負担する。

(3)　前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては必要の都度甲乙協議して決定する。

（疑義）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項はその都度甲乙協議して定める。

（協定書の保管）

第７条　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各１通を保管するものとする。

平成17年２月７日

甲　岐阜県関市長　後藤昭夫

乙　岐阜県郡上市長　硲　孝司

様式第１号

年　　月　　日

様

（要請者）
市町村等名
職・氏名　　㊞

応　援　要　請　書

消防相互応援協定書第２条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応援要請日時	年　　月　　日　　時　　分
災害発生日時	年　　月　　日　　時　　分
災害の種類	
災害発生場所	
災害の概要	
必要とする応援隊 資機材等	消火部隊　　隊　　救助部隊　　隊 必要資機材等
応援隊の集結場所	
応援隊の活動内容	
災害現地指揮者の職・氏名	
その他	

担当者　　職
氏　名
TEL　　内線（　　）

２－５－４　消防相互応援協定書（福井県大野市）

（平成17年11月７日）

郡上市（以下「甲」という。）と大野市（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第21条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、甲乙間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の区域は、甲と乙が管轄する区域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

第３条　この協定において「災害等」とは、組織法第１条に規定する災害で応援活動を必要とするもののほか、消防相互応援協定運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるものをいう。

（応援）

第４条　協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の市長は、相手方の市長に応援消防隊の派遣を要請することができる。

２　応援消防隊の派遣要請を受けた（以下「応援側」という。）市長は、その管轄する区域の消防の任に重大な支障を及ぼさない範囲において要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

（指揮）

第５条　応援消防隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1)　原則として、消防隊の派遣を要請した（以下「受援側」という。）消防機関の長の指揮の下に行動する。

(2)　指揮は、応援消防隊の長に対して行う。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、次により負担するものとする。

(1)　人件費、燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び機械器具等の小破損の修理費は、応援側の負担とする。

(2)　前号以外消火薬剤及び食糧費等の経費は、受援側の負担とする。

(3)　その他多額の経費を要する場合は、甲乙においてその都度協議の上、定める。

（委任）

第７条　この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙消防本部の消防長が協議の上、運用細目で定める。

（施行）

第８条　この協定は、平成17年11月７日から施行し、協定の改廃の意思表示のない場合は、この

例による。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲と乙とは、記名押印の上、各１通を保有する。

平成17年11月７目

（甲）岐阜県郡上市八幡町島谷228
郡上市長　　硲　　孝　司
（乙）福井県大野市天神町１番１号
大野市長　天　谷　光　治

２－５－５　災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書（岐阜県郡上生コンクリート協同組合）

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県郡上生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の支援に関し次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲が管轄する区域内において大規模な災害が発生した場合における支援の一環として、消火水等のために緊急に水が必要な場合に、甲が乙に対し協力を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し緊急に応急措置をとる必要が生じたときは、乙に対し消火のための水の供給、その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（災害派遣）

第３条　乙は、協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指定する場所へ車両等を派遣するものとする。

２　甲の協力要請により乙が車両を派遣した場合は、「災害派遣車両」であることが識別できる旗を掲げるものとする。

（業務報告）

第４条　乙は、要請業務を開始したときは、直ちに甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

２　乙は、要請業務を完了したときは、直ちに甲に対して前項に準ずる報告を行うものとする。

（費用の負担）

第５条　甲及び乙は、要請業務に要した費用の負担額については、燃料、有料道路通行料等の実費を勘案し、双方協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第６条　要請業務に従事した者が、当該業務に従事したことに起因する業務災害を受けたときは、要請業務に従事した事業所が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働保険により措置するものとする。

２　要請業務に従事した事業所が前項に規定する労働保険に未加入であった場合又は当該災害補償が認定棄却された場合は、郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の規定により甲が災害補償を行うものとする。

（訓練）

第７条　甲及び乙は、非常時を想定した給水訓練を毎年１回以上行うものとする。

２　乙は、甲の行う防災訓練に参加要請があった場合は、参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては郡上市消防本部消防長、乙においては岐阜県郡上生コンクリート協同組合事務局長とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第10条　この協定は、平成18年10月27日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成18年10月27日

甲　　郡上市
　　市　長　　裕　　孝　司
乙　　岐阜県郡上生コンクリート協同組合
　　理事長　　田　口　昭　司

２－５－６　岐阜県広域消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第２項の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

(1)　大規模な地震、風水害及び火山噴火等の自然災害

(2)　大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災

(3)　航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故

(4)　前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急救助を要する事故が発生し、応援が必要とされるもの

（ブロック及び代表消防機関）

第４条　県内の広域応援を迅速かつ効果的に行うため、県代表消防機関及び県代表消防機関代行、並びに県内を５ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック代表消防機関代行を設ける。

（応援要請手順等）

第５条　応援要請手順等、この協定の実施に必要な事項は、岐阜県広域消防相互応援基本計画に基づくものとする。

（県消防相互応援隊の指揮）

第６条　県消防相互応援隊の指揮は、災害の発生地を管轄する市町村等の現地指揮本部の長が県消防相互応援隊の長を通じて行うものとする。

２　県消防相互応援隊は、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1)　応援側の負担する経費

ア　給与、旅費、出勤手当等の人件費

イ　車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）

ウ　人員輸送費

エ　車両及び機械器具の小破損修理費

オ　公務災害補償費

カ　県消防相互応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合

の賠償費

(2)　要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3)　賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4)　経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

（他協定との関係）

第８条　この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（実施細部）

第９条　この協定の実施について必要な事項は、第４条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

（市町村の変更に伴う取扱い）

第10条　市町村の合併、消防広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

（改廃）

第11条　この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

附　則

１　この協定は、平成29年４月１日から施行する。

２　平成10年４月１日施行の協定書は、廃止する。

３　この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書５通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを１通保管するものとする。

〔６　相互応援〕

２－６－１　災害時相互応援協定（福井県大野市）

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第１項の規定に基づき、郡上市と大野市の区域に係る災害（法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　ボランティアのあっせん

(6)　児童生徒の受入れ

(7)　被災者に対する住宅のあっせん

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

(4)　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

２　災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第２条に掲げる応援を実施する

ことができるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

（施行期日）

第７条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成19年１月12日

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　　硲　　孝　司

福井県大野市天神町１番１号

大野市長　　岡　田　高　大

２－６－２　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（兵庫県丹波篠山市）

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第１項の規定に基づき、岐阜県郡上市と兵庫県篠山市の区域に係る災害（法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　ボランティアのあっせん

(6)　児童生徒の受入れ

(7)　被災者に対する住宅のあっせん

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては､物資等の品名及び数量

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

(4)　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

２　災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第２条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（連絡担当部局）

第６条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

（施行期日）

第８条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成24年１月11日

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　日置　敏明

兵庫県篠山市北新町41番地

篠山市長　酒井　隆明

２－６－２の２　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（三重県志摩市）

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第１項の規定に基づき、岐阜県郡上市と三重県志摩市の区域に係る災害（法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第２条　応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救護、医療、防疫、公衆衛生及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

(5)　ボランティアのあっせん

(6)　児童生徒の受入れ

(7)　被災者に対する住宅のあっせん

(8)　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

(4)　応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5)　応援の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第４条　応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

２　災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めたときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第２条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

２　第２条第４号に定める職員（以下「応援職員」という。）が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った市の負担とする。

３　前２項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議の上定めるものとする。

４　応援職員が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市が賠償の責に任ずる。ただし、応援職員の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った市の負担とする。

５　前項本文に定める応援を受けた市の負担額は、応援を行った市が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

６　第４条第２項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した市の負担とする。

（連絡担当部局）

第６条　協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議の上、定めるものとする。

（施行期日）

第８条　この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成25年７月13日

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　日置　敏明

三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市長　大口　秀和

２－６－２の３　港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定書

港区（以下「甲」という。）と岐阜県郡上市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、甲又は乙いずれかの地域において法第２条第１号に規定する災害が発生した場合において、甲乙相互に協力しながら応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

（相互協力の内容）

第２条　この協定に基づく甲及び乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品の提供

(2)　被災者の救出・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧のために必要な資機材及び物資の提供

(3)　職員等人材の派遣

(4)　輸送手段の提供

(5)　避難者の受入れ

(6)　児童生徒の受入れ

(7)　ボランティアのあっせん

(8)　災害対策本部機能の維持又は行政機能の維持のために必要な施設及び電子機器、什器、通信機器等の提供

(9)　前各号に掲げるもののほか、特に協力を必要とするもの

（要請方法）

第３条　協力を要請する自治体（以下「被災自治体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号及び第２号に掲げる協力を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量

(3)　前条第３号に掲げる協力を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容

(4)　協力場所、協力場所への経路及び現場付近の状況

(5)　協力の期間

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第４条　甲及び乙は、協力を要請されたときは、法令その他特別の事情がある場合を除き、極力

これに応じるものとする。

（経費負担）

第５条　協力に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、協力を要請した自治体が負担するものとする。

（担当窓口の明確化と情報共有）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、あらかじめ相互協力の担当窓口となる部局、担当者、連絡手段を定めるとともに、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換し、災害時に速やかな連絡が行われるよう努めるものとする。

（通信訓練及び防災訓練等の実施）

第７条　甲及び乙は、平常時から前条に定める連絡手段による通信訓練を実施するとともに、甲乙それぞれが実施する防災訓練に相互に参加するなど災害時における協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（施行期日）

第９条　この協定は、締結の日から施行する。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、平成26年２月６日から平成26年３月31日までとする。

２　この協定は、前項の有効期間終了までに甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、期間を１年間延長することとし、以後毎年同様の取扱いにより自動的に更新するものとする。

この協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保管する。

平成26年２月６日

甲　東京都港区芝公園一丁目５番25号
　　港区長　武　井　雅　昭

乙　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　日　置　敏　明

２－６－３　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある県内の市町村（以下「災害発生市町村」という。）が、独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第１項及び第68条の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第２条　県及び市町村は、あらかじめ応援のための連絡窓口を定め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣

ア　食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん

イ　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん

ウ　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ　救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣

オ　災害マネジメント支援職員（災害発生市町村の災害対策全般をサポートする職員をいう。）の派遣（県に限る。）

(2)　避難するための施設の提供及びあっせん

(3)　清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん

(4)　災害を受けた児童及び生徒の応急教育の受入れ

(5)　緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置

(6)　前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

（応援地域の設定）

第４条　災害発生市町村への応援は、別表第１に定める地域を単位として、災害発生市町村の属する地域の市町村が実施するものとする。

２　前項の応援が困難な場合又は不十分な場合は、別表第２に定める応援地域の第１位の地域における市町村が実施するものとし、当該地域内の市町村では応援が困難な場合又は不十分な場合は、当該順位が下位の地域における市町村が順次実施するものとする。

（県の役割）

第５条　県は、災害発生市町村の長から知事に応援の要請があった場合は、速やかに関係市町村と連絡調整を行い、応援が可能な地域の市町村の長に応援を要請するものとする。

２　知事は、災害の規模、場所又は災害発生市町村からの応援の要請の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を要請するものとする。

（応援の要請）

第６条　災害発生市町村の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事に対して応援の要請を行うものとする。

(1)　被害の状況

(2)　第３条第１号アからウに掲げるものの品名及び数量

(3)　第３条第１号エに掲げるものの職種別人員

(4)　第３条第１号オに掲げるものの人員

(5)　応援の場所及び応援場所への経路

(6)　応援の期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた災害発生市町村が負担する。

２　応援を受けた災害発生市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた災害発生市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。

３　第３条１号エ及びオの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。

４　応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた災害発生市町村の負担とし、災害発生市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。

５　前各項により難い場合については、応援を受けた災害発生市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

（自主的な応援）

第８条　災害発生市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、県又は他の市町村は、自主的に職員を派遣し、災害発生市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

２　前項の応援については、災害発生市町村の長から応援の要請があったものとみなす。この場合において、災害発生市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。

３　第１項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

（情報交換）

第９条　県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、応援のために必要な情報を交換するものとする。

２　県は、前項の交換を行うため、原則として毎年度１回以上、別表第１に定める地域ごとに連

絡会議を開催するよう努めるものとする。

（訓練の参加）

第10条　県及び市町村は、この協定に基づき応援を円滑に行うため、県及び市町村主催防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

（他の協定との関係）

第11条　この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

（その他）

第12条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

２　この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

附　則

１　この協定は、平成30年３月27日から施行する。

２　平成10年３月30日締結の協定は、平成30年３月26日限りで廃止する。

附　則

１　この協定は、令和３年７月１日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、知事並びに各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各１通を保有するとともに、各市町村に対しその写しを交付する。

令和３年６月30日

岐阜市薮田南２丁目１番１号
岐阜県知事　古田　肇

岐阜市薮田南５丁目14番53号
岐阜県市長会会長　青山　節児

岐阜市薮田南５丁目14番53号
岐阜県町村会会長　木野　隆之

別表第１

地域	構成市町村
岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町
揖斐	揖斐川町、大野町、池田町
中濃	関市、美濃市、郡上市
可茂	美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那	中津川市、恵那市
飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

別表第２

被災地域	応援地域						
	第１位	第２位	第３位	第４位	第５位	第６位	第７位
岐阜	中　濃	揖　斐	西　濃	可　茂	飛　騨	恵　那	東　濃
西濃	揖　斐	東　濃	岐　阜	飛　騨	恵　那	中　濃	可　茂
揖斐	西　濃	岐　阜	飛　騨	恵　那	東　濃	可　茂	中　濃
中濃	岐　阜	飛　騨	恵　那	東　濃	可　茂	西　濃	揖　斐
可茂	飛　騨	恵　那	東　濃	岐　阜	中　濃	揖　斐	西　濃
東濃	恵　那	西　濃	可　茂	中　濃	揖　斐	飛　騨	岐　阜
恵那	東　濃	可　茂	中　濃	揖　斐	西　濃	岐　阜	飛　騨
飛騨	可　茂	中　濃	揖　斐	西　濃	岐　阜	東　濃	恵　那

２－６－４　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第12条第１項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援要請の手続）

第２条　協定第６条第１項の応援の要請は、電話等で行い、事後速やかに文書を送付するものとする。

（応援実施の手続）

第３条　県災害対策本部は、県内の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、速やかに県事務所又は危機管理政策課岐阜地域防災係（以下「県事務所等」という。）と連絡調整を行い、応援計画を作成するものとする。

２　県災害対策本部は、前項の応援計画を、災害発生市町村及び応援を実施する市町村（以下「応援市町村」という。）に管内の県事務所等を経由して通知するものとする。

３　前項の通知を受けた応援市町村は、当該通知に従い応援を実施するものとする。

（県への応援の報告）

第４条　応援市町村は、原則として応援の実施内容を県事務所等を経由して県災害対策本部に報告するものとする。

（応援経費の負担）

第５条　協定第６条第１項の応援を受けた災害発生市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　応援職員の派遣に要する経費については､応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額

(2)　備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料

(3)　購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料

(4)　車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(5)　施設の提供については、使用料又は借上料

(6)　協定第３条第４号、第５号及び第６号については、その実施に要した経費

２　協定第７条第２項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要請した市町村長に請求するものとする。

（応援時の責務）

第６条　応援を行う県又は市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

（情報交換）

第７条　協定第９条の規定による情報交換は、毎年４月１日現在における次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　協定第２条の連絡窓口となる担当部局、担当者及び連絡手段

(2)　備蓄物資及び業者提携物資

(3)　物資拠点及び輸送ルート

(4)　避難所及び収容可能人数

(5)　応援可能な職種別人員数

(6)　前各号に掲げるもののほか、交換する必要があると認められる情報

（その他）

第８条　県は、協定書及び実施細目の円滑な運用を図るため、県災害対策本部を所管する部署及び県事務所等に、前条の規定により交換した情報の取りまとめ、連絡会議の開催、訓練の案内等を行う事務局を設置する。

附　則

１　この実施細目は、平成30年３月27日から施行する。

２　平成10年３月30日締結の実施細目は、平成30年３月26日限りで廃止する。

附　則

１　この実施細目は、令和３年７月１日から施行する。

令和３年６月30日

岐阜市薮田南２丁目１番１号
岐阜県知事　古田　肇

岐阜市薮田南５丁目14番53号
岐阜県市長会会長　青山　節児

岐阜市薮田南５丁目14番53号
岐阜県町村会会長　木野　隆之

２－６－５　岐阜県水道災害相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（応援）

第２条　被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

２　県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

３　被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

４　応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第３条　応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

(1)　給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供

(2)　応急給水作業

(3)　応急復旧作業

２　前項第２号及び第３号の作業期間は、原則として７日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

（応援体制）

第４条　応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

２　応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

（被応援体制）

第５条　被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせん等必要な便宜を供与するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

(1)　応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。

(2)　応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。

(3)　応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡

した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

(4)　応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

２　前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

（協議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

２　この協定に定めない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

附　則

この協定は、平成９年４月１日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成９年４月１日

２－６－６　災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、郡上市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第２条　整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

(1)　郡上市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

(2)　郡上市災害対策本部が設置されたとき

(3)　その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第３条　整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

(1)　一般被害状況に関すること

(2)　公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関すること

(3)　その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は２通作成し、整備局長及び市長が各１通を保有する。

平成23年５月27日

名古屋市中区三の丸　二丁目５番１号

国土交通省　中部地方整備局長　　富田　英治

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　　日置　敏明

〔７　防災ヘリ〕

２－７－１　岐阜県防災ヘリコプター応援協定

（趣旨）

第１条　この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第２条　本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第１条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2)　要請市町村等の消防力によっては、防ぎょが著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援要請の方法）

第５条　応援要請は、岐阜県総務部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所及び被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5)　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

(6)　その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第６条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

２　前条の規定による要請に応ずることができない場合には、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

３　知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長

と協議して派遣を中断することができる。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第７条　前条第１項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第８条　応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）第６条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第９条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、岐阜県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、応援協定第10条の規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条　この協定は、平成６年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書、35通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ１通を所持する。

平成６年３月28日

〔８　生活物資の調達・運搬〕

２－８－１　災害時における生活必需物資の調達に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市町村民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市からの要請が重複しないよう、県との連携を充分に図ることとする。

(1)　郡上市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1)　別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第３条　甲は、第１条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第４条　乙は、第１条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

第５条　物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

２　甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

３　甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

第６条　第２条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

３　乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

（費用の支払い）

第７条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

（担当者等の報告）

第８条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第10条　この協定有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成19年８月８日

甲　住所　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　硲　孝司

乙　住所　岐阜県恵那市大井町180番地の１

株式会社　バロー

代表取締役　田代　正美

別表

期　　間	災害直後	災害発生３日以降
想　　定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食料品 飲料水	（調理不要な食品） おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料水（お茶等） 粉ミルク その他	（主食及び副食） おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他
日用品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ（紙）、生理用品、簡易トイレ、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※　上記以外で必要な物資については、別に協議すること。

別紙１　物資調達要請文書

平成　　年　　月　　日

会 社 名　株式会社バロー
代 表 者　代表取締役社長　　様
担当部署

郡　上　市　長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定(平成19年８月８日締結。以下「協定という。」)に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第４条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要　請　品　目	要請数量	搬入希望場所
月　　日から 月　　日まで			

※要請数量は、１日あたり数量とする。

連絡先
郡上市　　部　　課
担当者
電話　　（　　）　　－
ＦＡＸ　（　　）　　－
電子メール

別紙２　物資可能数量・措置の状況報告書

平成　　年　　月　　日

郡　上　市　長　　様

会 社 名　株式会社バロー
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成19年８月８日締結。以下「協定」という。）第４条及び第８条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

災害直後		災害発生３日以降	
品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量
（調理不要な食品）		（主食及び副食）	
（調理不要な食品） おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料水（お茶等） 粉ミルク その他		（主食及び副食） おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他	
下着類（　　）　タオル（　　）　毛布（　　）　タオルケット（　　）　軍手（　　） おむつ（紙）（　　）　生理用品（　　）　簡易トイレ（　　）　トイレットペーパー（　　） ウェットティッシュ（　　）　石けん（　　）　洗剤（　　）　ビニール袋（　　）　箸（　　） スプーン（　　）　フォーク（　　）　紙コップ（　　）　灰皿（　　）　カセットボンベ式 ガス器具（　　）　カセットボンベ（　　）　マッチ（　　）　ライター（　　） 懐中電灯（　　）　乾電池（　　）　ロウソク（　　）			

※協定第４条による報告では、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する。

２．物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

(1)　搬入場所

ア　郡上市が指定する引き渡し場所まで当社が搬入する

イ　当社指定の場所で郡上市に引き渡し

ウ　その他

（搬入方法）

ア　陸　路

イ　空　路

ウ　その他

３．災害発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、３ケースを記入する）

	所在	担当部署	担当者名	電話・FAX番号
第１順位				TEL FAX
第２順位				TEL FAX
第３順位				TEL FAX

４．その他（連絡事項など）

２－８－２　災害時における生活必需物資の調達に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害発生時における市民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1)　別表に掲げる物資

(2)　その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　甲は、第３条に基づく要請を行う場合は、別紙１「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙２「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する

ものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成22年10月12日

甲　住所　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　日置　敏明

乙　住所　新潟県新潟市南区清水4501番地1

ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター

理事長　　捧　　賢一

別　表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク 簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具 土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ラップ ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

別紙１　物資調達要請文書

年　　月　　日

団 体 名　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
代 表 者　理事長　　様
担当部署

郡　上　市　長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成22年10月12日締結。以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第６条第２項により、本要請に対する貴団体の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要　請　品　目	要請数量	搬入希望場所
月　　日から 月　　日まで			

※要請数量は、１日あたり数量とする。

連絡先
郡上市　　部　　課
担当者
電話　（　　）　　－
ＦＡＸ　（　　）　　－
電子メール

別紙２　物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　　月　　日

郡　上　市　長　　様

団 体 名　ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター
代 表 者　理事長　捧　賢一

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成22年10月12日締結。以下「協定」という。）第６条及び第２項に基づき、当団体の物資調達可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

１．調達可能数量

災害直後		災害発生３日以降	
品　　名	調達可能数量	品　　名	調達可能数量
常時調達可能物資（数量）			

２．物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

(1)　搬入場所

ア　郡上市が指定する引き渡し場所まで当団体が搬入する

イ　当団体指定の場所で郡上市に引き渡し

ウ　その他

（搬入方法）

ア　陸　路

イ　空　路

ウ　その他

３．災害発生時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、３ケースを記入する）

	所在	担当部署	担当者名	電話・FAX番号
第１順位				TEL FAX
第２順位				TEL FAX
第３順位				TEL FAX

４．その他（連絡事項など）

２－８－３　災害時における相互応援に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）とめぐみの農業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲地域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号で規定する災害が発生した場合における相互応援について、甲が乙に協力を求める場合の必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)　乙が保有又は調達可能な食料、生活必需品及びその供給に必要な資機材の調達

(2)　甲の要請による人的支援

(3)　救援物資の集積・仕分けに必要な施設の提供

(4)　農地等被害状況調査に必要な職員の派遣

(5)　農地等被害状況調査について甲・乙間による情報交換

(6)　前各号に掲げるもののほか要請のあった事項

（応援の要請手続）

第３条　甲は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1)　被害の状況

(2)　前条第１号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資及び資機材の種類、品名、数量等

(3)　前条第２号及び第４号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、応援場所、応援期間、応援場所への経路、人数及び業務内容

(4)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的活動）

第４条　災害の際に通信途絶等により甲から前条の要請がない場合、乙は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ甲と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第５条　応援のため派遣された乙の職員は、甲の指揮官のもとに活動するものとする。

（経費の負担）

第６条　第２条第１項第１号の規定により乙が調達した調達品の対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

２　甲の要請に基づき、乙が災害応急対策活動を実施した場合に要した経費（人件費は除く）に

ついては、甲が負担するものとする。

（補償）

第７条　応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、乙の負担とする。

２　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた甲が賠償するものとする。ただし、応援職員が甲への往復の途中において生じたものについては、乙が賠償するものとする。

（連絡担当事務局）

第８条　相互応援のための窓口として連絡担当事務局を定め、連絡責任者を置くものとする。

２　連絡担当事務局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（体制の整備）

第９条　この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第10条　この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

（有効期間）

第11条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年３月31日までとする。ただし、この期間満了の日の１カ月前までに甲または乙から書面により申し出がないときは、この期間は更に１年間延長するものとし、以後同様とする。

（協　議）

第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙署名の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成23年５月31日

甲　　郡上市長　　日置　敏明

乙　　めぐみの農業協同組合
代表理事組合長　　岡田　忠敏

２－８－４　災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と株式会社マツオカ（以下「乙」という。）は、郡上市内における地震、土砂災害、風水害その他の災害発生時又は災害の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において食料品及び生活必需品（以下「応急生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時等に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の生活の安定に寄与するために、応急生活物資の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

第３条　甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、納品場所等を個別具体的に明示した応急生活物資調達要請書（様式第１号）を以って行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

第４条　本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する応急生活物資の種類は、別表のとおりとする。

（物資の運搬、受渡し）

第５条　応急生活物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの運搬を行うものとする。

２　乙は、応急生活物資を甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引き渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（報告）

第６条　乙は、第３条の規定に基づき協力したときは、速やかに応急生活物資実施状況報告書（様式第２号）を提出するものとする。

（物資の価格）

第７条　応急生活物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（代金の請求）

第８条　乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（生活物資の安定供給）

第９条　乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、村民生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は、それに協力するものとする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

平成30年３月22日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　日置　敏明

乙　岐阜県下呂市下原町字協和549番地１
株式会社マツオカ
代表取締役　松岡　守

（**別表**）応急生活物資（第４条関係）

段階 種類	ライフラインストップ時	ライフライン復旧時 （電気・水道復旧時）
食料品	飲料水■ 飲料（ジュース・牛乳等）■ 菓子パン■ バナナ 食品 レトルト食品(米飯等) 缶詰 即席カップ麺	水・飲料 菓子パン 食パン バター ジャム 肉 魚 野菜 レトルト食品 インスタントコーヒー お茶 紅茶
生活必需品	ティッシュ トイレットペーパー オムツ(子ども・大人用) 生理用品 使い捨てカイロ 蚊取り線香 アルミホイル ラップ ゴミ袋 紙コップ 紙皿	左欄の他 下着 靴下 洗面用具 洗剤 文房具 マスク

※　種類は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※　■印は、発災直後、最優先に調達すべき種類

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

株式会社マツオカ

代表取締役　　様

郡上市長

応急生活物資調達要請書

下記のとおり、応急生活物資調達を要請します。

記

１　災害及び協力を必要とする状況

２　協力を必要とする物資の内容等

品　　目	数　量	納品場所	備　　考

様式第２号（第３条関係）

年　　月　　日

郡上市長　　様

株式会社マツオカ
代表取締役

応急生活物資供給実施状況報告書

年　　月　　日付けで要請のあった応急生活物資を下記のとおり供給したので報告します。

記

１　応急生活物資供給実施状況

品　　目	数　量	納品場所	搬入日時	備　　考

２－８－５　災害時における応急生活物資供給に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）とは、郡上市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して応急生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行った時をもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び搬送業務について協力を要請することができる。

（物資の協定）

第４条　甲が乙に要請する災害時の主な応急生活物資は、別表のとおりとする。

２　別表に定めるもののほか、応急生活物資は甲乙協議のうえ指定できるものとする。

（要請手続）

第５条　甲の乙に対する協力要請手続は、応急生活物資の供給・搬送業務等要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第６条　応急生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲から乙に対して、通常の商品搬送業務と異なる引き渡し場所への搬送依頼があった場合においても積極的に協力するものとする。

（物資の引取りと報告）

第７条　応急生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

２　乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を応急生活物資の供給・搬送業務報告書（様式第２号）により報告するものとする。

（費用）

第８条　第３条の規定により乙が供給した保有商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における生協組合員に供給していた物資の価格を参考に、甲乙協議のうえ定め

るものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第10条　甲は、災害時において市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、応急生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第11条　甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

（協議）

第12条　この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条　この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和２年12月25日

（甲）　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
郡上市長　日　置　敏　明

（乙）　岐阜県各務原市鵜沼各務原町１－４－１
生活協同組合コープぎふ
理事長　　大　坪　光　樹

別表

区　分	分　類	品　　目
最優先供給品目	食料品	水（容器入り）、飲料 パン（菓子パン、調理パン、食パン） 果物（バナナ等） レトルト食品（ごはん、おかず類）
主な供給品目	食料品	弁当、インスタントラーメン 缶詰（イージーオープン）、めん類 卵、バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 肉、魚 野菜、果物類
	生活用品・日用品	卓上ガスコンロ、懐中電灯、電池 バケツ、包丁、アルミホイル、ごみ袋 生理用品、トイレットペーパー 紙おむつ、濡れティッシュ、マスク 裁縫キット ふとん ブルーシート
	季節用品	蚊取り線香 使い捨てカイロ 毛布

(1)　「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給する品目

(2)　「主な供給品目」は、上記の他、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達、供給する品目

様式第１号

年　　月　　日

応急生活物資の供給・搬送業務等要請書

生活協同組合コープぎふ
理事長　　様

郡上市長
（公印省略）

「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。

記

１　協力要請業務

事　項	内　　容
要請業務	
実施日時	
物資搬送場所	
連絡先	
備　考	

２　供給要請物資

品　目	仕　様	数　量	備　　考

様式第２号

年　　月　　日

応急生活物資の供給・搬送業務等報告書

郡上市長　　様

生活協同組合コープぎふ
理事長

「災害時における応急生活物資供給に関する協定」に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　協力業務

事　項	内　　容
要請業務	
実施日時	
物資搬送場所	
業務従事者	
従事車両	
備　考	

２　供給物資

品　目	仕　様	数　量	備　　考

２－８－６　災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、郡上市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とする。

（要請の方法）

第３条　甲は救援物資供給要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（供給の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第５条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第６条　乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を救援物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第７条　乙が供給した物資のレンタル料、運搬費、整備費等の費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　前条に規定する費用は、乙が第６条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条　この協定の有効期間は、協定の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１箇月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは１年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第11条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和３年11月11日

甲　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
郡上市長　日　置　敏　明

乙　千葉県柏市新十余二５番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長　長　妻　貴　嗣

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

三協フロンテア株式会社　様

郡上市長

救援物資供給要請書

標題について、「災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり協力を要請する。

要請番号	郡上第　　号
災害の種類	地震　・　風水害　・　その他（　　）
支援内容	
協力を要する日時等	(日時) (場所) (期間)
現場責任者	(部署名) (氏名) (電話番号) (FAX番号)
その他	
備考	

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

郡上市長　様

三協フロンテア株式会社

救援物資供給完了報告書

標題について、「災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定」に基づく、支援協力が完了したので、下記のとおり報告する。

要請番号	郡上第　　号	
従事内容		
従事期間		
従事人数	従事延日数	従事延人数
その他		

〔９　燃料の供給〕

２－９－１　災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、郡上市内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）第２条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　災害時において甲がＬＰガスを必要とするときは、甲は、乙に対してＬＰガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、ＬＰガスの優先供給及び運搬について、積極的な協力に努めることとする。

（運搬）

第３条　ＬＰガスの運搬は、甲又は乙の指定する者が行なうものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第４条　前２条の規定により乙が供給したＬＰガスの対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

第５条　ＬＰガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第６条　乙は、災害時においてＬＰガス価格の高騰防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第７条　乙は、支部活動を通じて、日常的にＬＰガスの備蓄、緊急時対応設備の設備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行なうものとする。

（その他必要な支援）

第８条　この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第９条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「郡上市災害策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発動する。

（協議）

第10条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、双方記名押印の上各自１通を保有する。

平成20年６月２日

甲　住所　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長　日　置　敏　明

乙　社団法人岐阜県エルピーガス協会
郡上支部
代表者　郡上支部長　谷　口　昇　三

２－９－２　災害時における燃料等の安定供給に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県石油商業組合郡上支部（以下「乙」という。）は、災害発生時に、相互に協力して燃料等の供給を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、大型地震、集中豪雨、豪雪等により大規模災害等が発生した場合又は発生が予想される場合（以下「災害時等」という。）に、郡上市内における燃料等の安定供給を行うため、甲、乙が必要な事項を定めるものとする。

（供給への協力要請）

第２条　甲は、災害時等において、平常時より乙が納入する甲の施設・車両のうち、特に必要と認めたときは、乙に対して燃料等の供給並びに斡旋等の協力要請をすることができる。この場合において、救急車、消防車等の特殊車両以外の「緊急車両」は、郡上市地域防災計画に定める標示板を付すものとする。

２　前項の要請に当たり、甲は乙に対し、燃料等の運搬時に必要な運搬車両の確保並びに危険物取扱者等の技術者の派遣等について協力を要請することができる。

（供給する燃料の担保）

第３条　乙は､前条の規定により甲から燃料等の供給及び技術者の派遣等の要請を受けたときは、可能な限り積極的に努めるものとする。

２　前項に定める優先的供給を担保するため、甲は乙に対し、施設、車両、医療・福祉関係施設等への燃料供給を平常時から発注し、供給を受けるものとする。

（供給する燃料の種類）

第４条　供給する燃料の種類は、ガソリン、軽油、重油、灯油その他甲が指定するものとする。

（燃料等の運搬）

第５条　燃料等の運搬は、甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第６条　本協定に基づき供給された燃料並びに運搬車両、技術者の派遣等の費用については、当該燃料の供給や技術者の派遣を受けた者が負担する。

２　災害時等における費用の算出方法は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議し定める。

（情報交換）

第７条　甲、乙は、平常時から相互の連携体制並びに燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（防災意識の向上）

第８条　乙は、日常からの燃料の備蓄確認、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に

努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協定の効力及び更新）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の３ヶ月前までに甲又は乙から申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第10条　この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成30年８月14日

（甲）岐阜県郡上市八幡町島谷228
郡上市長　　日置　敏明

（乙）岐阜県郡上市八幡町小野2-4
岐阜県石油商業組合郡上支部
支 部 長　　小笠原　正道

〔10　自主運営避難施設の開設〕

２－10－１　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と有限会社郡上八幡自然園（以下「乙」という。）は、郡上市内における地震、土砂災害、風水害その他の災害発生時又は災害の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、乙が管理する施設（以下「施設」という。）の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、乙が管理する施設を自主運営避難施設として活用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　被災者の輸送協力

(6)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損害については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む）、衛生設備、情報の提供、避難場所の提供、又は施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長、乙においては、代表取締役社長とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１箇月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年11月９日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市八幡町島757番地
有限会社　郡上八幡自然園
代表取締役社長　三浦　嘉門

２－10－２　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、郡上八幡観光旅館組合（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に加盟する施設に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む)、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては八幡振興統括、乙においては、別紙「協定施設一覧表」の連絡責任者とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年７月６日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市八幡町大手町817番地
郡上八幡観光旅館組合
組合長　　浅野　勝

２－10－３　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合大和支部（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に加盟する施設に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む)、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては大和振興事務所長、乙においては、別紙「協定施設一覧表」の連絡責任者とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年４月15日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市大和町島7016番地
　　岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合大和支部
　　代表　　料理旅館　金松館　柳葉信吾

２－10－４　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、白鳥観光協会（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に加盟する施設に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む)、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては白鳥振興事務所長、乙においては、別紙「協定施設一覧表」の連絡責任者とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年６月24日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市白鳥町向小駄良717番地１
白鳥観光協会
会長　　遠藤　正史

２－10－５　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、協同組合高鷲観光協会（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に加盟する宿泊施設に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む)、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（協定施設及び連絡責任者）

第９条　この協定に関する施設は、別紙「協定施設一覧」のとおりとし、協定に関する連絡責任者は、甲においては高鷲振興事務所長、乙においては、協同組合高鷲観光協会理事長とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年６月２日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市高鷲町鮎立3328番地１
　　協同組合　高鷲観光協会
　　理事長　山畑　光知哲

２－10－６　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、美並フォレスト株式会社（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む）、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は

施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては美並振興事務所長、乙においては、施設の支配人とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年４月１日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

乙　　美並町白山992番地２
美並フォレスト株式会社
代表取締役　川嶋　稔

２－10－７　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、明宝旅館民宿組合（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に加盟する施設に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む)、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する施設は、別紙「協定施設一覧」のとおりとし、協定に関する連絡責任者は、甲においては明宝振興事務所長、乙においては、明宝旅館民宿組合長とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年６月２日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市明宝大谷1015番地
明宝旅館民宿組合
組合長　髙田　昌成

２－10－８　災害時等における施設の活用に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）は、山﨑屋旅館（以下「乙」という。）との間に、災害時における避難者への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において、市民の安全の確保を図るため、宿泊施設を円滑に提供すること、及びその手続きを定めるものとし、乙に対し協力を要請するものとする。

（自主運営避難施設の開設）

第２条　甲が前条の目的のために必要と判断した場合には、乙に自主運営避難施設の開設を要請するものとする。

（支援協力の内容）

第３条　自主運営避難施設における支援協力の内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

(1)　被災者の収容

(2)　被災者の駐車場の利用

(3)　飲料水及び食糧の提供

(4)　浴場の提供

(5)　その他被災者の救援活動のための実施可能な事項

（自主運営避難施設の運営）

第４条　乙は、自主運営避難施設を開設したときは、地域の住民と連携し、自主的に運営するものとする。

（費用の負担等）

第５条　施設の使用料は無料とする。ただし、自主運営避難施設として開設したことにより生じた費用及び損失補償については、甲の負担とする。

２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正な価格を基準にして、甲、乙協議によりその都度決定するものとする。

（施設使用不能の報告）

第６条　乙は、施設使用不能により自主運営避難施設が設置できない場合は、甲に連絡するものとする。

（自主運営避難施設の閉鎖）

第７条　乙は、自主運営避難施設を閉鎖する場合は、甲に連絡する。

（免責）

第８条　乙が施設を利用者等に提供した場合、次に掲げる事項について、乙は、甲及び利用者に対し、一切の責任を負わない。

(1)　食糧、飲料、物資（電気を含む）、衛生設備、情報の提供、避難場所としての提供、又は

施設の運営を行う人員等の不足により生じた損害

(2)　人命救助又は傷病の手当等の行為を行ったことによる損害及び当該行為が人員又は物資の不足等により行えなかったことによる損害

(3)　施設を運営する者又は利用者等の行為により生じた損害。ただし、利用者の故意により生じた損害は、利用者の負担とする。

(4)　避難所施設を開設する原因となった災害又は避難所施設を開設する前後に生じたいかなる原因によるかを問わず、施設の損傷により生じた損害

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては和良振興事務所長、乙においては、施設の代表者とする。

（有効期間）

第10条　本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第11条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ１通を保有する。

令和３年７月28日

甲　　岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
　　郡上市長　　日置　敏明

乙　　岐阜県郡上市和良町沢745番地３
　　山﨑屋旅館　　代表　山﨑　淳子

〔11　その他〕

２－11－１　災害に係る情報発信等に関する協定

郡上市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第１条（本協定の目的）

本協定は、郡上市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、郡上市が郡上市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ郡上市の行政機能の低下を軽減させるため、郡上市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第２条（本協定における取組み）

1.　本協定における取組みの内容は次の中から、郡上市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1)　ヤフーが、郡上市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、郡上市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　郡上市が、郡上市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　郡上市が、郡上市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　郡上市が、災害発生時の郡上市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5)　郡上市が、郡上市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6)　郡上市が、郡上市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2.　郡上市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3.　第１項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、郡上市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第３条（費用）

前条に基づく郡上市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、そ

れぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第４条（情報の周知）

ヤフーは、郡上市から提供を受ける情報について、郡上市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第５条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、郡上市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第６条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第７条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、郡上市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、郡上市とヤフー両者記名押印のうえ各１通を保有する。

2019年12月16日

郡上市：岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
郡上市
郡上市長　　日　置　敏　明

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町１番３号
ヤフー株式会社
代表取締役　川　邊　健　太　郎

３　通信の確保に関する資料

３－１　防災行政無線設置場所

○同報系一覧

基地局

局　　名	所　在　地
こうほうぐじょう	八幡町島谷228番地

中継局

局　　名	所　在　地
ぐじょうちござん	八幡町旭988番地61
たかすにしぼら	高鷲町西洞3090番地６
めいほうおがわとうげ	明宝小川1679番地１

遠隔制御装置

設　置　場　所	所　在　地
郡上市災害対策本部	八幡町島谷228番地
郡上市消防本部	八幡町小野４丁目４番地１
郡上市役所大和庁舎	大和町徳永585番地
郡上市役所白鳥庁舎	白鳥町白鳥38番地１
郡上市役所高鷲庁舎	高鷲町大鷲2349番地１
郡上市役所美並庁舎	美並町白山725番地３
郡上市役所明宝庁舎	明宝二間手606番地１
郡上市役所和良庁舎	和良町沢882番地

屋外受信装置及び戸別受信装置

区　　域	屋外受信装置局数	戸別受信装置基数
八幡地域	65局	4,440基
大和地域	46局	1,672基
白鳥地域	48局	2,911基
高鷲地域	28局	927基
美並地域	42局	1,135基
明宝地域	22局	484基
和良地域	23局	609基
計	274局	12,178基

○移動系一覧

基地局

設　置　場　所	所　　在　　地
郡上市災害対策本部	八幡町島谷228番地
郡上市消防本部	八幡町小野４丁目４番地１

中継局

設　置　場　所	所　　在　　地
ぎょうせいぐじょうちござん	八幡町旭988番地61
ぎょうせいぐじょうたかすぼくじょう	高鷲町鷲見531番地
ぎょうせいぐじょうめいほうおがわとうげ	明宝小川1679番地１

陸上移動局数

区　　域	車載型・半固定型	携　帯　型	計
本　庁	10局	28局	38局
八幡地域	20局	21局	41局
大和地域	23局	11局	34局
白鳥地域	28局	7局	35局
高鷲地域	14局	5局	19局
美並地域	6局	21局	27局
明宝地域	12局	8局	20局
和良地域	6局	11局	17局
計	119局	112局	231局

３－２　郡上市ネットワークシステム接続施設

郡上市ネットワークシステムに接続された公共施設を指定する。

・行政ネットワークに接続された施設とする。

・災害時には既設の端末または持ち込みの端末にて通信を確保する。

・避難所指定欄について、「●」は指定避難所として指定された施設である。

○　郡上市ネットワークシステム接続施設

地域名	施　　設　　名	区　分	避難所指定	備考
八幡	はちまん幼稚園・児童館	行　　政		
八幡	八幡学校給食センター	行　　政		
八幡	八幡小学校	行　　政	●	
八幡	川合小学校	行　　政	●	
八幡	八幡中学校	行　　政	●	
八幡	口明方小学校	行　　政	●	
八幡	八幡保健福祉センター	行　　政		
八幡	郡上市総合文化センター	行　　政	●	
八幡	郡上クリーンセンター	行　　政		
八幡	八幡西中学校	行　　政	●	
八幡	相生小学校	行　　政	●	
八幡	郡上市産業プラザ	行　　政		
八幡	郡上環境衛生センター	行　　政		
八幡	郡上市消防本部	行　　政		
八幡	郡上総合庁舎（建設部）	行　　政		
八幡	八幡歴史資料館	行　　政		
八幡	郡上市民病院	行　　政		
八幡	小那比診療所	行　　政		
八幡	郡上市役所　本庁舎	行　　政		
大和	大和学校給食センター	行　　政		
大和	大和保健福祉センターやまつつじ	行　　政	●	
大和	古今伝授の里フィールドミュージアム	行　　政		
大和	大和生涯学習センター	行　　政		
大和	やまと総合センター	行　　政	●	
大和	大和幼児教育センターやまびこ園	行　　政	●	
大和	郡上偕楽園	行　　政		
大和	大和小学校	行　　政	●	
大和	学習支援センター（旧大和南小学校）	行　　政	●	
大和	大和中学校	行　　政	●	
大和	大和庁舎	行　　政		
白鳥	白鳥学校給食センター	行　　政		
白鳥	郡上北部クリーンセンター	行　　政		

白鳥	石徹白保育園	行　　政		
白鳥	北濃保育園	行　　政		
白鳥	白鳥保健センター	行　　政		
白鳥	白鳥北部高齢者福祉センターいやしの里白山	行　　政		
白鳥	郡上北消防署	行　　政		
白鳥	白鳥高齢者福祉支援センター	行　　政	●	
白鳥	白山文化博物館	行　　政		
白鳥	白鳥小学校	行　　政		
白鳥	大中小学校	行　　政		
白鳥	牛道小学校	行　　政	●	
白鳥	那留小学校	行　　政	●	
白鳥	北濃小学校	行　　政	●	
白鳥	石徹白小学校	行　　政	●	
白鳥	白鳥中学校	行　　政	●	
白鳥	白鳥ふれあい創造館	行　　政	●	
白鳥	郡上市国保白鳥病院	行　　政		
白鳥	白鳥庁舎	行　　政		
白鳥	白山長滝公園(あゆパーク)	行　　政	●	
高鷲	高鷲学校給食センター	行　　政		
高鷲	たかす北保育園	行　　政		
高鷲	たかす保育園	行　　政		
高鷲	高鷲北小学校	行　　政	●	
高鷲	高鷲小学校	行　　政	●	
高鷲	高鷲中学校	行　　政		
高鷲	たかす町民センター	行　　政	●	
高鷲	郡上市図書館　高鷲分室	行　　政		
高鷲	郡上市国保　高鷲診療所	行　　政		
高鷲	高鷲庁舎	行　　政		
美並	郡上中消防署南出張所	行　　政		
美並	幼児教育センターみなみ園	行　　政	●	
美並	吉田小学校	行　　政	●	
美並	三城小学校	行　　政	●	
美並	郡南中学校	行　　政	●	
美並	日本まん真ん中センター	行　　政	●	
美並	美並庁舎・美並健康福祉センターさつき苑	行　　政	●	
明宝	明宝保育園	行　　政		
明宝	明宝中学校	行　　政		
明宝	明宝小学校	行　　政	●	
明宝	明宝庁舎	行　　政		
明宝	明宝コミュニティセンター	行　　政		
明宝	小川診療所	行　　政		
和良	和良保育園・和良児童館	行　　政	●	
和良	和良小学校	行　　政		
和良	郡上東中学校	行　　政	●	
和良	和良町民センター	行　　政	●	

和良	和良保健福祉歯科総合施設	行　　政	●	
和良	県北西部地域医療センター国保和良診療所	行　　政		
和良	和良庁舎	行　　政		

３－３　避難所等の通信環境

特設公衆電話回線、テレビ回線、インターネット回線が整備された施設を下記に列記する。

・特設公衆電話回線は、大規模な災害発生時において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができる回線である。

・特設公衆電話回線の構築は、西日本電信電話株式会社が郡上市の要請に基づき構築される回線のため、通常時は利用できない。

・テレビ回線及びインターネット回線について、「◎」は通常時でも一般利用可能な回線（施設管理者等が整備した回線）、「○」は大規模な災害時のみ一般利用可能な回線、「△」は通常時は施設等の職員のみが利用可能な回線である。また「フリー」はフリースポットが使用できる施設である。

・避難所指定欄について、「●」は指定避難所として指定された施設である。

・管理欄は災害対策経費で使用料を負担している施設であり、「T」はテレビ回線、「N」はインターネット回線を意味する。

地域名	施設名	避難所指　定	特設公衆電話		テレビ回線		インターネット回線	管理
			利用場所	設置台数				
八幡	八幡公民館	●	玄関	３回線	△	ING	△	
八幡	八幡小学校体育館	●	体育館	３回線	○	ING	○	T/N
八幡	八幡第２公民館	●	玄関	３回線	○	ING	○	T/N
八幡	南部コミュニティ消防センター	●			○	ING	○	T/N
八幡	川合小学校体育館	●			○	ING		
八幡	郡上八幡川合農村環境改善センター	●	既設公衆電話付近	３回線	△	ING	△	
八幡	相生小学校体育館	●			○	ING		
八幡	相生公民館	●	１階管理室付近	３回線	△	ING	△	
八幡	八幡西中学校体育館・格技場	●			○	ING		
八幡	那比公民館	●	玄関	３回線	△	ING	△	
八幡	八幡中学校体育館	●			○	ING		
八幡	郡上八幡青少年センター	●	玄関	３回線	△	ING	△	
八幡	口明方コミュニティ消防センター	●	玄関	３回線	△	ING	△	
八幡	口明方小学校体育館	●			○	ING		
八幡	西和良小学校体育館	●			○	郡上CATV		T/
八幡	西和良公民館	●	事務室前	３回線	◎	郡上CATV	◎	
八幡	小那比公民館	●	玄関	３回線	◎	郡上CATV	◎	
大和	やまと総合センター	●	事務室前	３回線	△	郡上CATV	△	
大和	大和中学校体育館	●	体育館入口付近	３回線	○	郡上CATV	○	T/N

大和	大和北小学校体育館	●			○	郡上CATV	○	T/N
大和	大和第一北小学校体育館	●	体育館入口付近	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
大和	大和西小学校体育館	●	体育館入口付近	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
大和	大和南小学校体育館	●	体育館入口付近	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
白鳥	白鳥ふれあい創造館	●	玄関	３回線	◎	郡上CATV	フリー	
白鳥	白鳥中学校体育館	●	体育館と格技場の間	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
白鳥	大中小学校体育館		渡り廊下付近	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
白鳥	牛道小学校体育館	●	玄関	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
白鳥	那留小学校体育館	●	体育館	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
白鳥	北濃小学校体育館	●	玄関	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
白鳥	石徹白小学校体育館	●	体育館	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
高鷲	たかす町民センター	●	２階玄関	３回線	△	郡上CATV	△	
高鷲	高鷲小学校体育館	●	体育館玄関	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
高鷲	高鷲北小学校体育館	●	体育館	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
高鷲	高鷲中学校体育館				○	郡上CATV	○	T/N
高鷲	高鷲西洞体育館	●	玄関	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
高鷲	高鷲上野ふれあい体育館	●			○	郡上CATV	○	T/N
美並	吉田小学校体育館	●	体育館	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
美並	美並健康増進センター	●				郡上CATV	○	/N
美並	三城小学校体育館	●	体育館	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
美並	郡南中学校体育館	●	玄関	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
美並	美並総合体育館	●	玄関	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
美並	美並南部体育館	●			○	郡上CATV	○	/N
明宝	小川小学校体育館	●	体育館	３回線	○	郡上CATV	○	T/N
明宝	明宝コミュニティセンター	●	ホール前廊下	３回線	◎	郡上CATV	フリー	
和良	和良保育園・和良児童館	●			△	郡上CATV	○	/N
和良	和良保健福祉歯科総合施設	●			△	郡上CATV	△	
和良	和良町民センター	●	玄関ホール	３回線	○	郡上CATV	○	
和良	郡上東中学校屋内運動場	●	管理室前	３回線	○	郡上CATV	○	T/N

４　避難に関する資料

４－１　指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難所一覧

避難施設については、国の示す基準を満たす施設として、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、市の独自の基準として一時避難所を指定する。

・収容面積は、避難者収容可能な面積である。
・収容可能人数は、２㎡に１人を目安に算出する。
・「指定緊急避難場所」は災害が発生し、又は発生するおそれがあるときにその危険から逃れるために避難する施設や場所である。
・「指定避難所」は、災害が発生した場合に、避難した住民が災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在する施設である。
・「一時避難所」は住民が組織的避難を行うため一時的に集合・待機する場所である。
・災害対応区分欄については、指定緊急避難場所が洪水、がけ崩れ・土石流・地すべり、地震、火災のどの災害の場合に使用できるか明確にするため、「洪水」は浸水想定区域外の場合、「土砂災害」は急傾斜、土石流及び地すべりの警戒区域外の場合、「地震」は新耐震基準以後に建設された施設、「火災」は、住宅密集地の火災の場合に分け、使用可能な災害の欄内に「○」を記入している。
・災害対応区分欄及び危険区域内種別欄の洪水欄については、「L1」は「河川整備において基本となる降雨を前提とした浸水想定区域」を、「L2」は「想定し得る最大規模の降雨を前提とした浸水想定区域」を意味している。
・危険区域内種別欄については、「洪水」は、浸水想定区域内の水深が0.5m未満の区域は「0.5」を、0.5～3.0m未満の区域は「3.0」を、3.0～5.0m未満の区域は「5.0」を、5.0～10.0m未満の区域は「10.0」を、L1、L2のそれぞれ場合で記入し、「急傾斜」、「土石流」、「地すべり」は、「警戒区域」である場合は「Y」を、「特別警戒区域」である場合には「R」を記入している。

【八幡地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所 災害対応区分					危険区域内種別					と指定避難所の重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	八幡北部	八幡公民館	殿町46-1	342	171	67－2730	○			○			0.5		Y		○
2	八幡北部	郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」	柳町511-2	1,136	568	65－3101	○	○		○				Y			○
3	八幡東部	八幡小学校体育館	島谷8	840	420	65－4188	○		○	○			3.0				○
4	八幡東部	郡上市総合文化センター	島谷207-1	739	369	67－1555	○	○		○				Y			○
5	八幡東部	郡上市総合スポーツセンター	旭1130-1	3,365	1,682	66－1100	○		○	○			3.0				○
6	八幡南部	郡上八幡南部ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	大正町54	103	51	―			○	○		0.5	3.0				○

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所 災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
7	八幡南部	郡上八幡中央ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	島谷1010-2	109	54	—	○	○	○	○							○
8	八幡南部	栄町・今・今小町集会所	島谷1123	58	29	—	○		○	○			0.5				○
9	川合西部	八幡第２公民館	五町3-18	140	70	67－2181	○	○		○					Y		○
10	川合西部	勝更コミュニティ消防センター	有坂1283-1	41	20	—	○		○	○			3.0				○
11	川合西部	有坂会館	有坂312-4	60	30	—			○	○		0.5	5.0				○
12	川合南部	中坪４区集会所	中坪99-1	70	35	—	○	○		○					Y		○
13	川合北部	川合小学校体育館	初音1080	478	239	65－2703	○	○	○	○							○
14	川合北部	郡上八幡川合農村環境改善センター	初音1135-2	320	160	65－5170	○	○	○	○							○
15	稲成	郡上八幡西安久田農林集会所	安久田1085	40	20	65－6626	○	○		○					Y		○
16	稲成	穀見集会所	稲成780	86	43	67－1657	○	○	○	○							○
17	稲成	中野集会所	稲成361-6	57	28	—			○	○		0.5	10.0				○
18	相生	相生小学校体育館	相生1358	558	279	63－2224	○			○			5.0	Y			○
19	相生	相生公民館	相生1371-10	400	200	63－2911	○		○	○			5.0				○
20	吉野	千虎集会所	吉野259-1	20	10	63－2072	○		○	○			3.0				○
21	西乙原	八幡西中学校体育館・格技場	西乙原254-1	945	472	63－2220	○	○	○	○							○
22	那比	那比社会体育施設	那比3068	428	214	63－2110	○	○	○	○							○
23	那比	那比公民館	那比3068	700	350	63－2838	○	○	○	○							○
24	小野･口明方南部	八幡中学校体育館	小野8-5-1	1,222	611	67－1010	○			○			3.0		Y		○
25	小野･口明方南部	郡上八幡青少年センター	小野8-5-2	522	261	67－2094	○		○	○			3.0				○
26	小野	郡上高等学校体育館	小野970	1,495	747	65－3178	○	○	○	○							○
27	口明方中央	口明方コミュニティ消防センター	市島945-1	243	121	62－3539	○	○	○	○							○
28	口明方中央	口明方小学校体育館	市島932	400	200	62－2128	○	○	○	○							○
29	西和良	西和良社会体育施設	美山2525	595	297	68－2001	○	○	○	○							○
30	西和良	西和良公民館	美山2643	261	130	68－2331	○	○		○				Y			○
31	小那比	おなび生きがいセンター	小那比6270-2	550	275	—	○	○		○				Y			○
32	小那比	小那比公民館	小那比3115-1	198	99	69－2255	○	○	○	○							○
33	八幡東部	八幡小学校グラウンド	島谷8	5,770	2,885	65－4188	○		○	○	○		3.0				
34	八幡東部	郡上市総合文化センター駐車場	島谷207-1	4,262	2,131	67－1555	○	○		○	○			Y			
35	八幡南部	郡上八幡中央公園	大正町29	13,000	6,500	—			○	○	○	3.0	5.0				
36	川合西部	五町社会体育施設グラウンド	五町4-1-3	1,500	750	—	○		○	○	○		5.0				
37	川合北部	川合小学校グラウンド	初音1080	2,500	1,250	65－2703	○	○		○	○			Y			
38	稲成	中野避難地	稲成361-6	948	474	—			○	○	○	3.0	10.0				
39	相生	相生小学校グラウンド	相生1358	4,600	2,300	63－2224	○		○	○	○		5.0				
40	西乙原	八幡西中学校グラウンド	西乙原254-1	11,600	5,800	63－2220	○	○	○	○	○						
41	那比	那比社会体育施設グラウンド	那比3068	3,000	1,500	63－2110	○	○		○	○				Y		
42	口明方南部･小野	八幡中学校グラウンド	小野8-5-1	19,250	9,625	67－1010	○			○	○		3.0		Y		
43	小野	郡上高等学校グラウンド	小野970	14,170	7,085	65－3178	○	○		○	○				Y		
44	口明方中央	口明方小学校グラウンド	市島932	7,000	3,500	62－2128	○	○	○	○	○						
45	口明方南部	郡上八幡総合運動場	旭1514-2	24,445	12,222	—	○	○	○	○	○						
46	西和良	西和良社会体育施設グラウンド	美山2525	8,900	4,450	68－2001	○	○	○	○	○						
47	小那比	郡上八幡小那比山村広場	小那比6270-2	7,300	3,650	—	○	○	○	○	○						

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	八幡北部	八幡公民館	殿町46-1	342	171	67－2730		0.5		Y		○
2	八幡北部	郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」	柳町511-2	1,136	568	65－3101			Y			○
3	八幡東部	八幡小学校体育館	島谷8	840	420	65－4188		3.0				○
4	八幡東部	郡上市総合文化センター	島谷207-1	739	369	67－1555			Y			○
5	八幡東部	郡上市総合スポーツセンター	旭1130-1	3,365	1,682	66－1100		3.0				○
6	八幡南部	郡上八幡南部ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	大正町54	103	51	―	0.5	3.0				○
7	八幡南部	郡上八幡中央ｺﾐｭﾆﾃｨ消防ｾﾝﾀｰ	島谷1010-2	109	54	―						○
8	八幡南部	栄町・今・今小町集会所	島谷1123	58	29	―		0.5				○
9	川合西部	八幡第２公民館	五町3-18	140	70	67－2181				Y		○
10	川合西部	勝更コミュニティ消防センター	有坂1283-1	41	20	―		3.0				○
11	川合西部	有坂会館	有坂312-4	60	30	―	0.5	5.0				○
12	川合南部	中坪４区集会所	中坪99-1	70	35	―				Y		○
13	川合北部	川合小学校体育館	初音1080	478	239	65－2703						○
14	川合北部	郡上八幡川合農村環境改善センター	初音1135-2	320	160	65－5170						○
15	稲成	郡上八幡西安久田農林集会所	安久田1085	40	20	―				Y		○
16	稲成	穀見集会所	稲成780	86	43	―						○
17	稲成	中野集会所	稲成361-6	57	28	―	0.5	10.0				○
18	相生	相生小学校体育館	相生1358	558	279	63－2224		5.0	Y			○
19	相生	相生公民館	相生1371-10	400	200	63－2911		5.0				○
20	吉野	千虎集会所	吉野259-1	20	10	―		3.0				○
21	西乙原	八幡西中学校体育館・格技場	西乙原254-1	945	472	63－2220						○
22	那比	那比社会体育施設	那比3068	428	214	―						○
23	那比	那比公民館	那比3068	700	350	63－2838						○
24	小野･口明方南部	八幡中学校体育館	小野8-5-1	1,222	611	67－1010		3.0				○
25	小野･口明方南部	郡上八幡青少年センター	小野8-5-2	522	261	67－2094		3.0				○
26	小野	郡上高等学校体育館	小野970	1,495	747	65－3178						○
27	口明方中央	口明方コミュニティ消防センター	市島945-1	243	121	62－3539						○
28	口明方中央	口明方小学校体育館	市島932	400	200	62－2128						○
29	西和良	西和良社会体育施設	美山2525	595	297	―						○
30	西和良	西和良公民館	美山2643	261	130	68－2331			Y			○
31	小那比	おなび生きがいセンター	小那比6270-2	550	275	―			Y			○
32	小那比	小那比公民館	小那比3115-1	198	99	69－2255						○

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	八幡北部	安養寺	柳町217	200	100	65－2726				Y	
2	八幡北部	安養寺広場	柳町217	200	100	65－2726				Y	
3	八幡北部	長敬寺	職人町742	60	30	65－2440		3.0		Y	
4	八幡北部	長敬寺広場	職人町742	60	30	65－2440		3.0		Y	

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
5	八幡北部	郡上八幡まちなみ交流館	殿町63-1	238	119	65－5188		3.0		Y	
6	八幡北部	中河原公園	尾崎町	400	200	—	5.0	10.0	Y		
7	八幡東部	最勝寺	島谷672	100	50	65－2608					
8	八幡東部	最勝寺広場	島谷672	400	200	65－2608					
9	八幡東部	慈恩寺	島谷339	160	80	65－2711			Y		
10	八幡東部	慈恩寺広場	島谷339	2,970	1,485	65－2711			Y		
11	八幡東部	願蓮寺	島谷825	100	50	65－2223		0.5			
12	八幡東部	願蓮寺広場	島谷825	400	200	65－2223		0.5			
13	八幡南部	長良川鉄道郡上八幡駅駐車場	城南町188-54	1,453	727	65－2260		5.0			
14	川合西部	五町社会体育施設	五町4-1-3	200	100	—		5.0			
15	川合西部	大瀬子コミュニティ消防センター	瀬取653-4	50	25	—				Y	
16	川合西部	小瀬子集会所	瀬取290	50	25	—			Y		
17	川合北部	原集会所	初音4358-3	40	20	—				Y	
18	川合北部	中西公民館	初音2652-1	55	27	—					
19	川合北部	郡上八幡河鹿１区集落センター	河鹿530-1	61	30	—					
20	川合北部	郡上八幡河鹿２区集落センター	河鹿953-2	61	30	—				Y	
21	川合南部	郡上市歴史資料館	中坪226-1	88	44	65－3711		3.0		Y	
22	川合南部	上ヶ洞集会所	初音882	60	30	—				Y	
23	川合南部	英霊寺	中坪	1,000	500	—				R	
24	稲成	雇用促進住宅集会所兼向中野集会所	稲成28-6	60	30	—		3.0			
25	稲成	東安久田集会所	安久田1582	80	40	—			R	Y	
26	相生	郡上八幡門原農林集会所	相生122	41	20	—		3.0	Y		
27	相生	腰細集会所	相生2375-2	42	21	—			Y		
28	相生	鈴原集会所	相生1867-4	35	17	—			Y		
29	相生	東乙原集会所	吉野1036	35	17	—				Y	
30	相生	名津佐集会所	吉野1377-1	30	15	—		5.0	R		
31	亀尾島	亀尾島集会所	相生3448	100	50	—			Y		
32	那比	久造集会所	那比215-1	30	15	—			R		
33	那比	高畑集会所	那比5010	40	20	—					
34	那比	宇留良集会所	那比6323	20	10	—			Y		
35	那比	福常寺	那比1505	80	40	63－2030			R		
36	小野	八幡保健福祉センター	小野6-2-5	271	135	65－6111				Y	
37	口明方南部	郡上八幡川佐農林集会所	旭363-4	41	20	—				Y	
38	口明方南部	初納公民館	初納400	70	35	—		0.5	R		
39	口明方中央	専光寺	市島1725	30	15	62－2156					
40	口明方北部	有穂公民館	有穂396	80	40	—					
41	口明方北部	天竜集会所	初納1999-1	40	20	—			Y		
42	西和良	美山コミュニティ消防センター	美山2377-1	41	20	—	0.5	3.0		Y	
43	西和良	夕谷公民館	美山3873-3	70	35	—		0.5		Y	
44	西和良	洲河公民館	洲河1464	40	20	—	0.5	3.0	R		
45	西和良	入間公民館	入間1093-4	46	23	—				R	
46	小那比	野々倉集会所	野々倉1357-1	300	150	—			R		
47	小那比	野々倉集会所広場	野々倉1357-1	400	200	—			R		
48	小那比	旧小那比小学校グラウンド	小那比3565	2,500	1,250	—			Y		
49	小那比	旧小那比中学校グラウンド	小那比5625	2,700	1,350	—			R		

【大和地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	全域	やまと総合センター	徳永290	1,470	735	88－9090			○	○		5.0	5.0				○
2	徳永・河辺	大和保健福祉センターやまつつじ	徳永618	120	60	88－4511				○		0.5	3.0		Y		○
3	徳永	徳永公民館	徳永327	190	95	—	○		○	○			3.0				○
4	河辺	河辺集会所	河辺526	100	50	—			○	○		5.0	5.0				○
5	上栗巣	上栗巣体育館	栗巣1934-2	283	141	—	○	○		○				Y			○
6	剣・名皿部	大和中学校体育館	剣100	858	429	88－2039	○	○	○	○							○
7	剣、口大間見、小間見	大和中学校武道場	剣100	593	296	88－2039	○	○	○	○							○
8	剣	大和小学校体育館	剣1085-1	476	238	88－2007	○	○	○	○							○
9	中剣	剣中公民館	剣1290-1	150	75	88－4479	○	○	○	○							○
10	大間見、口大間見	大間見体育館	大間見1572	497	248	—	○	○		○					Y		○
11	万場	旧大和第一北小学校体育館	万場1950	508	254	88－2228	○			○			3.0		Y		○
12	万場	万場公民館	万場1733	80	40	—	○	○	○	○							○
13	野口	幼児教育センターやまびこ園	島5327	207	103	88－2090			○	○		3.0	5.0				○
14	落部	落部公民館	落部1601-1	100	50	88－3282			○	○		0.5	3.0				○
15	西地区、神路・河辺	旧大和西小学校体育館	島3020	504	252	88－2043			○	○		0.5	5.0				○
16	下万場	下万場集会所	万場2572-1	100	50	—	○	○	○	○							○
17	中万場	中万場集会所	万場1606-1	130	65	—	○	○		○					Y		○
18	上万場	上万場集会所	万場719	150	75	88－3383			○	○		0.5	3.0				○
19	福田	西公民館	島2657-1	60	30	—			○	○		0.5	3.0				○
20	福田	福田研修所	島1046-3	120	60	88－3243	○	○	○	○							○
21	全域	郡上市役所大和庁舎駐車場	徳永585	8,000	4,000	88－2211				○	○	5.0	10.0		Y		
22	剣・名皿部	大和生涯学習センターグラウンド	剣4-5	7,000	3,500	88－3381			○	○	○	10.0	10.0				
23	剣・大間見・口大間見・小間見	大和中学校グラウンド	剣100	10,000	5,000	88－2039	○		○	○	○		0.5				
24	剣	大和小学校グラウンド	剣1085-1	5,000	2,500	88－2007	○	○	○	○	○						
25	万場	旧大和第一北小学校グラウンド	万場1950	7,000	3,500	88－2228	○			○	○		3.0		Y		
26	西地区、河辺・神路	旧大和西小学校グラウンド	島3020	4,000	2,000	88－2043			○	○	○	0.5	3.0				
27	西地区	幼児教育センターやまびこ園運動場	島5327	3,000	1,500	88－2090			○	○	○	3.0	3.0				
28	牧・栗巣・古道	フィールドミュージアム第2駐車場	牧785	1,600	800	—	○			○	○		0.5		Y		
29	洞口・野口・福田	古今伝授の里運動公園	島4450	51,000	25,500	—	○	○	○	○	○						
30	下・上古道・下栗巣・牧	郡上特別支援学校体育館	栗巣32-1	432	216	88－3020	○			○			0.5	Y			○
31	河辺	旧大和南小学校体育館	河辺951-2	432	216	88－2017	○	○		○				Y			○
32	全域	道の駅古今伝授の里やまと駐車場	剣164	6,253	3,126	88－2525			○	○	○	0.5	3.0				

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	全域	やまと総合センター	徳永290	1,470	735	88－9090	5.0	5.0				○
2	徳永・河辺	大和保健福祉センターやまつつじ	徳永618	120	60	88－4511	0.5	3.0		Y		○

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
3	徳永	徳永公民館	徳永327	190	95	—		3.0				○
4	河辺	河辺集会所	河辺526	100	50	—	5.0	5.0				○
5	上栗巣	上栗巣体育館	栗巣1934-2	283	141	—			Y			○
6	剣・名皿部	大和中学校体育館	剣100	858	429	88－2039						○
7	剣、口大間見、小間見	大和中学校武道場	剣100	593	296	88－2039						○
8	剣	大和小学校体育館	剣1085-1	476	238	88－2007						○
9	中剣	剣中公民館	剣1290-1	150	75	88－4479						○
10	大間見、口大間見	大間見体育館	大間見1572	497	248	—				Y		○
11	万場	旧大和第一北小学校体育館	万場1950	508	254	88－2228		3.0		Y		○
12	万場	万場公民館	万場1733	80	40	—						○
13	野口	幼児教育センターやまびこ園	島5327	207	103	88－2090	3.0	5.0				○
14	落部	落部公民館	落部1601-1	100	50	88－3282	0.5	5.0				○
15	西地区、神路・河辺	旧大和西小学校体育館	島3020	504	252	88－2043	0.5	5.0				○
16	下万場	下万場集会所	万場2572-1	100	50	—						○
17	中万場	中万場集会所	万場1606-1	130	65	—				Y		○
18	上万場	上万場集会所	万場719	150	75	88－3383	0.5	3.0				○
19	福田	西公民館	島2657-1	60	30	—	0.5	3.0				○
20	福田	福田研修所	島1046-3	120	60	88－3243						○
21	下・上古道・下栗巣・牧	郡上特別支援学校体育館	栗巣32-1	432	216	88－3020		0.5	Y			○
22	河辺	旧大和南小学校体育館	河辺951-2	432	216	88－2017			Y			○

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	剣	大和生涯学習センター	剣4-5	352	176	88－3381	5.0	5.0			
2	口・中神路	神路体育館	神路777-2	412	206	—	0.5	3.0	R		
3	口大間見・小間見	東弥体育館	大間見304	486	243	—	0.5	3.0	R		
4	名皿部	名皿部公民館	名皿部608	100	50	88－3305	3.0	3.0		Y	
5	牧	牧公民館	牧787-1	140	70	—		0.5		Y	
6	下栗巣	下栗巣集会所	栗巣401-1	100	50	88－4148		0.5	Y	Y	
7	下剣	剣下公民館	剣8-1	100	50	—	3.0	3.0			
8	上剣	剣上公民館	剣1582	60	30	—				Y	
9	口大間見	口大間見集会所	大間見543-3	60	30	88－3308		0.5	R		
10	野口	野口公民館	島5090-2	150	75	88－3370	3.0	5.0			
11	場皿	場皿公民館	島7304-2	60	30	—	3.0	10.0			
12	洞口	洞口公民館	島3521	100	50	88－3306				Y	

【白鳥地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	白鳥・越佐・向小駄良	白鳥ふれあい創造館	白鳥359-26	789	394	82－6000	○		○	○			0.5				○
2	白鳥	白鳥地区介護予防拠点施設	白鳥131-1	70	35	—			○	○		0.5	0.5				○
3	為真	白鳥中学校体育館	為真761-1	1,601	800	82－3155	○	○	○	○							○
4	為真	郡上北高等学校体育館	為真1265-2	945	472	82－2073	○	○		○				Y			○
5	為真	為真中央生活改善センター	為真1015-20	104	52	82－4872	○		○	○			0.5				○
6	為真	為真小向集会所	為真1948-1	115	57	—	○	○	○	○							○
7	中津屋・大島	中津屋伝統芸能継承センター	中津屋846-1	159	79	82－4731	○	○	○	○							○
8	大島	大島南部会館	大島1324-2	78	39	—	○	○	○	○							○
9	野添	野添集会所	野添677	119	59	—	○	○	○	○							○
10	六ノ里	六ノ里集会所・牛道地区第２体育館	六ノ里1669-1	261	130	—	○	○	○	○							○
11	六ノ里	六ノ里地区防災拠点施設	六ノ里1114-4	29	14	—	○		○	○			0.5				○
12	中西	牛道小学校体育館	中西499-1	441	220	84－1004	○			○			5.0		Y		○
13	中西	中西区民センター	中西584-21	131	65	—	○	○	○	○							○
14	中西	白鳥東部デイサービスセンター	中西509-1	191	95	84－3010	○			○			5.0		Y		○
15	阿多岐	阿多岐集会所・牛道地区第１体育館	阿多岐1940-1	410	205	84－1046	○	○		○				Y			○
16	恩地	恩地農村センター	恩地300-1	90	45	—	○	○	○	○							○
17	那留	那留農業技術研修センター	那留1198-2	176	88	82－4515	○	○	○	○							○
18	那留	那留小学校体育館	那留1450-1	520	260	82－4501	○	○	○	○							○
19	干田野	干田野集会所	干田野1182-1	189	94	—	○	○		○				Y		Y	○
20	長滝	長滝コミュニティセンター	長滝77-1	85	42	85－2703	○	○		○					Y		○
21	二日町	北濃小学校体育館	二日町153-1	504	252	85－2032	○		○	○			5.0				○
22	二日町	二日町地区第2コミュニティ消防センター	二日町1249-1	65	32	—	○		○	○			0.5				○
23	二日町・前谷・歩岐島	二日町地区防災拠点施設	二日町277-1	82	41	—	○		○	○			3.0				○
24	向小駄良	白鳥地域特産物振興センター	向小駄良693-2	377	188	82－3129				○		3.0	10.0		Y		○
25	石徹白	石徹白農村センター	石徹白36-51-1	108	54	—	○	○	○	○							○
26	石徹白	白鳥高齢者保健福祉支援センター	石徹白39-5-1	64	32	86－0011	○	○	○	○							○
27	石徹白	石徹白上在所コミュニティセンター	石徹白3-32-1	43	21	—	○	○	○	○							○
28	石徹白	カルヴィラいとしろ	石徹白57-100	110	55	86－3700	○	○	○	○							○
29	石徹白	石徹白小学校体育館	石徹白39-2	275	137	86－3011	○	○	○	○							○
30	白鳥・越佐	郡上市役所白鳥庁舎駐車場	白鳥38-1	2,823	1,412	82－3111	○		○	○	○		0.5				
31	白鳥	白鳥ふれあい創造館駐車場	白鳥359-26	2,179	1,090	82－6000			○	○	○	0.5	0.5				
32	白鳥	白鳥駅前避難地※	白鳥194-2	1,605	803	—			○	○	○	0.5	0.5				
33	白鳥	白鳥小学校グラウンド※	白鳥10-2	4,855	2,428	82－3144			○	○	○	0.5	0.5				
34	白鳥	美濃白鳥駅前広場	白鳥158-1	940	470	82－2038	○	○	○	○	○						
35	為真	白鳥中学校グラウンド	為真761-1	6,779	3,390	82－3155	○	○	○	○	○						
36	為真	郡上北高等学校グラウンド	為真1265-2	7,046	3,523	82－2073	○	○	○	○	○						
37	為真	郡上市合併記念公園（総合グラウンド）	為真2062-1	22,600	11,300	—	○	○	○	○	○						
38	大島	上野ふれあいと憩の広場公園	大島1806-20	2,026	1,013	—	○	○	○	○	○						
39	中津屋	中津屋伝統芸能継承センター駐車場	中津屋846-1	311	156	82－4731	○	○	○	○	○						
40	野添	野添集会所広場	野添677	188	94	—	○	○	○	○	○						
41	六ノ里	六ノ里集会所・牛道地区第２体育館駐車場	六ノ里1669-1	391	196	—	○	○	○	○	○						

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所 災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
42	中西	牛道小学校グラウンド	中西499-1	2,491	1,246	84－1004	○			○	○		5.0		Y		
43	阿多岐	阿多岐集会所・牛道地区第１体育館駐車場	阿多岐1940-1	564	282	84－1046	○	○		○	○			Y			
44	恩地	恩地農村センター広場	恩地300-1	160	80	—	○	○	○	○	○						
45	那留	那留小学校グラウンド	那留1450-1	2,602	1,301	82－4501	○	○	○	○	○						
46	那留	那留山村広場グラウンド	那留1498-119	5,700	2,850	—	○	○	○	○	○						
47	那留	丸山公園	那留1502-480	1,328	664	—	○		○	○	○						
48	二日町	北濃小学校グラウンド	二日町153-1	2,631	1,316	85－2032	○		○	○	○		5.0				
49	二日町	二日町農村センター広場	二日町874-1	239	120	—				○	○	3.0	3.0		Y		
50	二日町	二日町八幡神社	二日町335	827	414	—	○		○	○	○		3.0				
51	二日町	二日町地区防災拠点施設広場	二日町277-1	183	92	—	○		○	○	○		3.0				
52	石徹白	石徹白小学校グラウンド	石徹白第39-2	1,340	670	86－3011	○	○	○	○	○						
53	石徹白	石徹白上在所コミュニティセンター駐車場	石徹白3-32-1	43	22	—	○	○	○	○	○						
54	石徹白	カルヴィラいとしろ駐車場	石徹白第57-100	125	63	86－3700	○	○	○	○	○						

※　白鳥駅前避難地、白鳥小学校グラウンドは、大規模地震の際、ため池の決壊により、浸水するおそれがあります。

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	白鳥・越佐・向小駄良	白鳥ふれあい創造館	白鳥359-26	789	394	82－6000		0.5				○
2	白鳥	白鳥地区介護予防拠点施設	白鳥131-1	70	35	—	0.5	0.5				○
3	為真	白鳥中学校体育館	為真761-1	1,601	800	82－3155						○
4	為真	郡上北高等学校体育館	為真1265-2	945	472	82－2073			Y			○
5	為真	為真中央生活改善センター	為真1015-20	104	52	82－4872		0.5				○
6	為真	為真小向集会所	為真1948-1	115	57	—						○
7	中津屋・大島	中津屋伝統芸能継承センター	中津屋846-1	159	79	82－4731						○
8	大島	大島南部会館	大島1324-2	78	39	—						○
9	野添	野添集会所	野添677	119	59	—						○
10	六ノ里	六ノ里集会所・牛道地区第２体育館	六ノ里1669-1	261	130	—						○
11	六ノ里	六ノ里地区防災拠点施設	六ノ里1114-4	29	14	—		0.5				○
12	中西	牛道小学校体育館	中西499-1	441	220	84－1004		5.0		Y		○
13	中西	中西区民センター	中西584-21	131	65	—						○
14	中西	白鳥東部デイサービスセンター	中西509-1	191	95	84－3010		5.0		Y		○
15	阿多岐	阿多岐集会所・牛道地区第１体育館	阿多岐1940-1	410	205	84－1046			Y			○
16	恩地	恩地農村センター	恩地300-1	90	45	—						○
17	那留	那留農業技術研修センター	那留1198-2	176	88	82－4515						○
18	那留	那留小学校体育館	那留1450-1	520	260	82－4501						○
19	干田野	干田野集会所	干田野1182-1	189	94	—			Y		Y	○
20	長滝	長滝コミュニティセンター	長滝77-1	85	42	85－2703				Y		○
21	二日町	北濃小学校体育館	二日町153-1	504	252	85－2032		5.0				○
22	二日町	二日町地区第2コミュニティ消防センター	二日町1249-1	65	32	—		0.5				○
23	二日町・前谷・歩岐島	二日町地区防災拠点施設	二日町277-1	82	41	—		3.0				○

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
24	向小駄良	白鳥地域特産物振興センター	向小駄良693-2	377	188	82－3129	3.0	10.0		Y		○
25	石徹白	石徹白農村センター	石徹白36-51-1	108	54	—						○
26	石徹白	白鳥高齢者保健福祉支援センター	石徹白39-5-1	64	32	86－0011						○
27	石徹白	石徹白上在所コミュニティセンター	石徹白3-32-1	43	21	—						○
28	石徹白	カルヴィラいとしろ	石徹白57-100	110	55	86－3700						○
29	石徹白	石徹白小学校体育館	石徹白39-2	275	137	86－3011						○

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	白鳥	白鳥神社	白鳥680-1	9,907	4,954	—		0.5			
2	為真	為真ライスセンター広場	為真182-2	1,363	682	—					
3	為真	為真白山神社	為真1184	1,810	905	—	0.5	3.0			
4	大島	大島稲荷神社	大島801	2,882	1,441	—		3.0			
5	大島・中津屋	大中農村総合センター	中津屋366-2	274	137	82－4113			Y		
6	中津屋	大中小学校グラウンド	中津屋360-3	1,837	919	82－2039			Y		
7	野添	貴船の森公園駐車場	野添742	619	309	—	0.5	0.5			
8	六ノ里	六ノ里地区コミュニティ消防センター	六ノ里1765-8	35	17	—			Y		
9	恩地	三輪神社	恩地271-1	312	156	—				Y	
10	那留	那留地区コミュニティ消防センター	那留534	52	26	—					
11	前谷	前谷集会所	前谷318-1	90	45	—			R	Y	
12	前谷	前谷白山神社	前谷319-2	1,160	580	—				Y	
13	歩岐島	北部豪雪管理センター	歩岐島225-1	90	45	85－2654	0.5	3.0	R		
14	歩岐島	北濃駅前ふれあいと憩の広場公園	歩岐島146-8	1,089	545	85－2007	5.0	10.0		Y	
15	前谷・歩岐島	北濃地区第２体育館	歩岐島353-1	205	102	85－2034			R	Y	
16	前谷・歩岐島	北濃地区第２体育館駐車場	歩岐島353-1	293	147	85－2034			R	Y	
17	歩岐島	北部高齢者福祉センター	歩岐島139-2	36	18	85－1010	5.0	10.0		Y	
18	長滝	道の駅白山文化の里長滝	長滝402-19	56	28	85－2747	0.5	5.0		Y	
19	干田野	干田野集会所広場	干田野1182-1	525	263	—				Y	Y
20	長滝	道の駅白山文化の里長滝駐車場	長滝402-19	5,515	2,758	85－2747	0.5	5.0		Y	
21	二日町	二日町農村センター	二日町874-1	136	68	82－5026	3.0	3.0		Y	
22	二日町	二日町地区第１コミュニティ消防センター	二日町838-1	52	26	—				R	
23	二日町	北濃地区介護予防拠点施設	二日町1591-1	80	40	—				Y	
24	二日町	二日町白山神社	二日町924	630	315	—		3.0			
25	向小駄良	向小駄良コミュニティ防災センター	向小駄良446-1	152	76	82－4459				Y	
26	向小駄良	郡上市白鳥木遊館	向小駄良717-1	212	106	82－2000	3.0	10.0		Y	
27	向小駄良	道の駅清流の里しろとり駐車場	向小駄良693-2	986	493	82－3129	3.0	10.0		Y	
28	向小駄良	向小駄良避難地	向小駄良592-1	1,325	663	—				Y	

【高鷲地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	小洞	高鷲小洞集会所	鮎立720-1	83	41	—	○	○		○					Y		○
2	切立	高鷲切立集会所	鮎立3997	157	78	72－5265	○	○	○	○							○
3	鮎走全域	高鷲鮎走公民館	鮎立2759-3	210	105	—	○	○	○	○							○
4	鮎走	高鷲鮎走老人憩いの家	鮎立2769-1	89	44	—	○	○	○	○							○
5	正ケ洞	高鷲デイサービスセンター	大鷲201-2	300	150	72－6481			○	○		0.5	3.0				○
6	中洞	高鷲中洞老人憩いの家	大鷲1636-2	94	47	—	○	○	○	○							○
7	中洞	高鷲中洞集会所	大鷲842-2	148	74	—			○	○		0.5	3.0				○
8	向鷲見	高鷲向鷲見集会所	大鷲2437-1	152	76	72－5572	○	○		○					Y		○
9	大鷲全域	高鷲小学校体育館	大鷲2387-1	856	428	72－5006			○	○			0.5				○
10	大鷲全域	たかす町民センター	大鷲1244-8	911	455	72－6321	○	○	○	○							○
11	鷲見	高鷲鷲見老人憩いの家	鷲見1479-1	54	27	—	○	○		○					Y		○
12	西洞	高鷲西洞体育館	西洞3215-3	460	230	72－6577	○	○		○				Y			○
13	西洞	高鷲西洞集会所	西洞2619	121	60	72－5571	○	○	○	○							○
14	ひるがの	高鷲ひるがの老人憩いの家	ひるがの4670-101	107	53	—	○	○	○	○							○
15	板橋	高鷲板橋集会所	ひるがの2375-31	43	21	—	○	○	○	○							○
16	上野	高鷲上野ふれあい体育館	鷲見2616-1	577	288	73－2886	○	○	○	○							○
17	上野	高鷲上野集会所	鷲見5106-1	138	69	—	○	○	○	○							○
18	鮎走	高鷲鮎走公民館駐車場	鮎立2759-3	916	458	—	○	○	○	○	○						
19	切立	高鷲切立集会所駐車場	鮎立3997	215	108	72－5265	○	○	○	○	○						
20	切立	高鷲切立多目的運動広場	鮎立4318	2,748	1,374	—	○	○	○	○	○						
21	正ケ洞	高鷲デイサービスセンター駐車場	大鷲201-2	981	490	72－6481			○	○	○	0.5	3.0				
22	大鷲全域	たかす町民センターグラウンド	大鷲1244-8	12,066	6,033	72－6321	○	○	○	○	○						
23	大鷲全域	高鷲小学校グラウンド	大鷲2387-1	7,091	3,546	72－5006			○	○	○		3.0				
24	大鷲全域	たかす町民センター駐車場	大鷲1244-8	3,651	1,826	72－6321	○	○	○	○	○						
25	鷲見	高鷲鷲見集会所駐車場	鷲見1420	1,741	871	—	○	○	○	○	○						
26	西洞	高鷲西洞運動広場	西洞3215-3	6,604	3,302	72－6577	○	○	○	○	○						
27	ひるがの	高鷲北小学校グラウンド	ひるがの4670-282	6,990	3,495	73－2533	○	○	○	○	○						
28	ひるがの	高鷲北小学校体育館	ひるがの4670-282	624	312	73－2533	○	○	○	○							○
29	板橋	高鷲板橋集会所駐車場	ひるがの2375-31	480	240	—	○	○	○	○	○						
30	上野	高鷲上野ふれあい体育館駐車場※	鷲見2616-1	2,468	1,234	73－2886	○	○	○	○	○						
31	上野	高鷲上野集会所駐車場	鷲見5106-1	654	327	—	○	○	○	○	○						

※高鷲上野ふれあい体育館駐車場は、大規模地震の際ため池の決壊により浸水するおそれがあります。

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	小洞	高鷲小洞集会所	鮎立720-1	83	41	—				Y		○
2	切立	高鷲切立集会所	鮎立3997	157	78	72－5265						○
3	鮎走全域	高鷲鮎走公民館	鮎立2759-3	210	105	—						○
4	鮎走	高鷲鮎走老人憩いの家	鮎立2769-1	89	44	—						○
5	正ケ洞	高鷲デイサービスセンター	大鷲201-2	300	150	72－6481	0.5	3.0				○
6	中洞	高鷲中洞老人憩いの家	大鷲1636-2	94	47	—						○
7	中洞	高鷲中洞集会所	大鷲842-2	148	74	—	0.5	3.0				○
8	向鷲見	高鷲向鷲見集会所	大鷲2437-1	152	76	72－5572				Y		○
9	大鷲全域	高鷲小学校体育館	大鷲2387-1	856	428	72－5006		0.5				○
10	大鷲全域	たかす町民センター	大鷲1244-8	911	455	72－6321						○
11	鷲見	高鷲鷲見老人憩いの家	鷲見1479-1	54	27	—				Y		○
12	西洞	高鷲西洞体育館	西洞3215-3	460	230	72－6577			Y			○
13	西洞	高鷲西洞集会所	西洞2619	121	60	72－5571						○
14	ひるがの	高鷲ひるがの老人憩いの家	ひるがの4670-101	107	53	—						○
15	ひるがの	高鷲北小学校体育館	ひるがの4670-282	624	312	73－2533						○
16	板橋	高鷲板橋集会所	ひるがの2375-31	43	21	—						○
17	上野	高鷲上野ふれあい体育館	鷲見2616-1	577	288	73－2886						○
18	上野	高鷲上野集会所	鷲見5106-1	138	69	—						○

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	神道	高鷲神道集会所	鮎立84-1	88	44	—	0.5	10.0	Y		
2	大鷲全域	高鷲中学校体育館	大鷲284-14	1,379	689	72－5017			Y		
3	大鷲全域	高鷲中学校グラウンド	大鷲284-14	12,910	6,455	72－5017					
4	鷲見	高鷲鷲見集会所	鷲見1420	211	105	—				Y	

【美並地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	指定緊急避難場所災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	木尾・八坂・根村・下田	吉田小学校体育館	上田69	472	236	79－2009				○		0.5	10.0	Y			○
2	門福手	美並門福手集会所	山田1809-1	36	18	—	○		○	○			3.0				○
3	くじ本・円山	美並くじ本転作技術研修センター	山田1493-43	72	36	—	○		○	○			3.0				○
4	杉原・赤池	美並杉原集会所	山田356	43	21	—	○	○	○	○							○
5	円山・赤池・杉原	円山集会所	山田1201-60	74	37	—	○	○		○				Y			○
6	梅原	美並梅原集会所	梅原294	40	20	—	○	○	○	○							○
7	深戸	美並深戸転作技術研修センター	三戸332	90	45	—			○	○		3.0	10.0				○

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所 災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
8	赤池	赤池集会所	山田930	53	26	—	○	○	○	○							○
9	くじ本・門福手・梅原・深戸・相戸	美並健康増進センター	三戸1059-1	341	170	79－4002	○	○		○				Y			○
10	相戸	美並相戸公民館	三戸1138-1	32	16	—	○	○		○					Y		○
11	福野	美並福野公民館	白山1426-1	116	58	—	○		○	○			3.0				○
12	高原・粥川・下切安	三城小学校体育館	白山745-1	472	236	79－2023	○		○	○			5.0				○
13	下田・高原・福野	郡南中学校体育館	白山1331-1	1,562	781	79－2022	○		○	○			3.0				○
14	下田・福野	幼児教育センターみなみ園	白山1290-1	244	122	79－2147	○		○	○			5.0				○
15	三日市・上切安・下切安	日本まん真ん中センター	白山430-4	311	155	79－3700	○	○		○					Y		○
16	三日市・上切安・下切安	美並健康福祉センターさつき苑	白山430-3	342	171	79－3393	○	○		○					Y		○
17	三日市・上切安・下切安	美並総合体育館	白山430-31	873	436	—	○	○		○					Y		○
18	勝原	美並勝原公民館	大原2821-1	90	45	—	○		○	○			0.5				○
19	黒地	黒地集会所	大原3120-1-1	26	13	—	○	○	○	○							○
20	大矢・木尾・八坂・根村	美並南部体育館	大原1111-1	392	196	79－4004	○	○		○				Y			○
21	大矢	下大矢集会所	大原1553	26	13	—	○		○	○			5.0				○
22	下田	下田公民館	上田425-1	132	66	—	○			○			5.0		Y		○
23	下田・木尾・八坂・根村	吉田小学校グラウンド	上田69	7,400	3,700	79－2009			○	○	○	3.0	10.0				
24	杉原・赤池	美並杉原集会所駐車場	山田356	290	145	—	○	○	○	○	○						
25	赤池	赤池集会所駐車場	山田930	280	140	—	○	○	○	○							
26	門福手・くじ本	旧北グラウンド駐車場	山田1616-1	475	237	—	○	○	○	○	○						
27	梅原・深戸・相戸・門福手・くじ本	美並北部コミュニティーセンター駐車場	三戸1059-1	2,000	1,000	79－2040	○	○		○	○			Y			
28	三日市・上切安・下切安	まん真ん中広場	白山437	26,900	13,450	—	○	○		○	○				Y		
29	粥川・高原・下切安	三城小学校グラウンド	白山745-1	5,400	2,700	79－2023	○		○	○	○		5.0				
30	福野・下田・高原	郡南中学校グラウンド	白山1331-1	9,500	4,750	79－2022	○	○		○	○			Y			
31	大矢・勝原・根村・八坂・木尾	美並南部グラウンド	大原1079	9,300	4,650		○	○		○	○			Y			
32	大矢	美並南部コミュニティセンター広場	大原1074-2	242	121	79－2016	○	○		○	○			Y			
33	勝原	日本まん真ん中温泉子宝の湯駐車場	大原2709	3,900	1,950	79－4126	○		○	○	○		3.0				
34	円山・赤池・杉原	円山集会所広場	山田1201-60	400	200	—	○	○		○	○			Y			

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	木尾・八坂・根村・下田	吉田小学校体育館	上田69	472	236	79－2009	0.5	10.0	Y			○
2	門福手	美並門福手集会所	山田1809-1	36	18	—		3.0				○
3	くじ本・円山	美並くじ本転作技術研修センター	山田1493-43	72	36	—		3.0				○
4	杉原・赤池	美並杉原集会所	山田356	43	21	—						○
5	円山・赤池・杉原	円山集会所	山田1201-60	74	37	—			Y			○
6	梅原	美並梅原集会所	梅原294	40	20	—						○
7	深戸	美並深戸転作技術研修センター	三戸332	90	45	—	3.0	10.0				○
8	赤池	赤池集会所	山田930	53	26	—						○

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
9	くじ本・門福手・梅原・深戸・相戸	美並健康増進センター	三戸1059-1	341	170	79－4002			Y			○
10	相戸	美並相戸公民館	三戸1138-1	32	16	—				Y		○
11	福野	美並福野公民館	白山1426-1	116	58	—		3.0				○
12	高原・粥川・下苅安	三城小学校体育館	白山745-1	472	236	79－2023		5.0				○
13	下田・高原・福野	郡南中学校体育館	白山1331-1	1,562	781	79－2022		3.0				○
14	下田・福野	幼児教育センターみなみ園	白山1290-1	244	122	79－2147		5.0				○
15	三日市・上苅安・下苅安	日本まん真ん中センター	白山430-4	311	155	79－3700				Y		○
16	三日市・上苅安・下苅安	美並健康福祉センターさつき苑	白山430-3	342	171	79－3393				Y		○
17	三日市・上苅安・下苅安	美並総合体育館	白山430-31	873	436	—				Y		○
18	勝原	美並勝原公民館	大原2821-1	90	45	—		0.5				○
19	黒地	黒地集会所※	大原3120-1-1	26	13	—						○
20	大矢・木尾・八坂・根村	美並南部体育館	大原1111-1	392	196	79－4004			Y			○
21	大矢	下大矢集会所	大原1553	26	13	—		5.0				○
22	下田	下田公民館	上田425-1	132	66	—		5.0		Y		○

※　黒地集会所は、想定最大規模の降雨（Ｌ２）の際、倒壊等のおそれがあります。

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	木尾	美並木尾多目的集会所	上田3001-2	86	43	—				Y	
2	木尾	木尾運動広場	上田2722-5	3,900	1,950	—					
3	八坂	美並八坂転作技術研修センター	上田1957-1	52	26	79－4007			Y		
4	八坂	八坂神社広場	上田1953-1	280	140	—			Y	Y	
5	木尾	洞泉寺	上田2984-1	62	31	—				Y	
6	根村	美並根村集会所	上田1730-10	103	51	—			Y		
7	根村・八坂・木尾	根村ミニ公園	上田1730-1-1	1,500	750	—			R		
8	下田	北辰寺	上田668	227	113	79－2017		0.5		Y	
9	粥川	粥川口公民館	高砂521-1	20	10	—		3.0	Y		
10	粥川	粥川中央公民館	高砂739-1	103	51	—		0.5	R		
11	高原	美並高原集会所	高砂336-1	72	36	—	0.5	5.0	Y		
12	粥川・高原	美並基幹集落センター	高砂397-1	141	70	79－2004		5.0	R		
13	高原・粥川	美並基幹集落センター駐車場	高砂397-1	890	445	79－2004		5.0	R		
14	粥川	美並ふるさと館	高砂1252-2	96	48	79－3440			Y		
15	粥川	粥川の森駐車場	高砂1289-1	2,800	1,400	—				R	
16	くじ本・門福手	安楽寺	山田1405	158	79	79－2278		3.0	R		
17	梅原	梅原ゲートボール場	梅原397-1	300	150	—					
18	三日市	三日市公民館	三戸2123	100	50	—			Y		
19	三日市	鹿島神社	三戸1503-1	240	120	—		3.0		R	
20	上苅安	美並上苅安公民館	白山388	127	63	—			Y		
21	下苅安	美並コミュニティセンター	白山717-4	165	82	—		5.0			
22	上苅安	専念寺	白山364	69	34	79－3294			R		
23	上苅安	専念寺広場	白山364	450	225	79－3294					

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
24	下苅安	林広院	白山808-1	176	88	79－2059			R		
25	下苅安	乗性寺	白山967-3	72	36	79－2127				Y	
26	大矢	中切集会所	大原515	30	15	—					
27	大矢	畑佐集会所	大原670-1	24	12	—					
28	大矢	新道集会所	大原1153-2	30	15	—		3.0	R		
29	大矢	会津中集会所	大原1011	26	13	—					
30	大矢	新田組集会所	大原238-5	38	19	—					
31	大矢	港組集会所	大原1262-2	38	19	—		5.0			
32	東母野	美並東母野集会所	大原3216-2	16	8	—		3.0	R		
33	大矢	桂昌寺	大原579-1	64	32	79－2188				Y	

【明宝地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	指定緊急避難場所災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	大谷	磨墨の里公園物産館	大谷1015	204	102	87－2395	○	○		○					Y		○
2	寒水	寒水掛踊り伝承館	寒水1241-1	110	55	—	○	○	○	○							○
3	気良	明宝スポーツセンター	気良52	332	166	—	○	○	○	○							○
4	奥住	ふれあいの家	奥住1786-1	110	55	—	○	○		○					Y		○
5	気良	するすみの家	気良503-1	142	71	—	○	○		○					Y		○
6	気良	いこいの家	気良1798	80	40	—	○	○		○					Y		○
7	小川	小川交流センター	小川657-31	116	58	—	○		○	○			3.0				○
8	小川	小川社会体育施設	小川632	396	198	—	○			○			10.0	R			○
9	畑佐	ほほえみの家	畑佐349-3	106	53	—	○	○		○					Y		○
10	明宝全域	明宝コミュニティセンター	二間手532	496	248	87－2016	○	○	○	○							○
11	寒水	寒水掛踊り伝承館広場	寒水1241-1	800	400	—	○	○	○	○	○						
12	気良	明宝小学校グラウンド	気良88	8,723	4,362	87－2132	○	○		○	○			Y			
13	気良	明宝スポーツセンター広場	気良52	520	260	—	○	○	○	○	○						
14	小川	小川社会体育施設グラウンド	小川632	2,670	1,335	—	○			○	○		3.0	R	Y		
15	二間手	明宝中学校グラウンド	二間手267	10,000	5,000	87－2113	○	○		○	○				Y		
16	二間手	明宝コミュニティセンター駐車場	二間手532	1,500	750	87－2211	○	○	○	○	○						

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積(㎡)	収容可能人数(人)	連絡先(電話)	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	大谷	磨墨の里公園物産館	大谷1015	204	102	87－2395				Y		○
2	寒水	寒水掛踊り伝承館	寒水1241-1	110	55	—						○
3	気良	明宝スポーツセンター	気良52	332	166	—						○
4	奥住	ふれあいの家	奥住1786-1	110	55	—				Y		○

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
5	気良	するすみの家	気良503-1	142	71	—				Y		○
6	気良	いこいの家	気良1798	80	40	—				Y		○
7	小川	小川交流センター	小川657-31	116	58	—		3.0				○
8	小川	小川社会体育施設	小川632	396	198	—		10.0	R			○
9	畑佐	ほほえみの家	畑佐349-3	106	53	—				Y		○
10	明宝全域	明宝コミュニティセンター	二間手532	496	248	87－2016						○

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	大谷	やすらぎの家	大谷770	106	53	—				R	
2	大谷	磨墨の里公園物産館駐車場	大谷1015	2,400	1,200	87－2395				Y	
3	寒水	本光寺	寒水1236	68	34	87－2030				Y	
4	気良	光明寺	気良271	80	40	87－2865			R	Y	
5	気良	するすみの家駐車場	気良503-1	1,297	649	—			Y	Y	
6	気良	いこいの家駐車場	気良1798	539	270	—				Y	
7	奥住	蓮浄寺	奥住549	66	33	—				Y	
8	奥住	蓮浄寺広場	奥住549	100	50	—				Y	
9	奥住	ふれあいの家駐車場	奥住1786-1	1,800	900	—			R	Y	
10	畑佐	ほほえみの家駐車場	畑佐349-3	318	159	—				Y	
11	明宝全域	明宝アリーナ	二間手276	756	378	87－2113				Y	

【和良地域】

指定緊急避難場所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	指定緊急避難場所災害対応区分					危険区域内種別					指定避難所との重複
							洪水		土砂災害	地震	火災	洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				L1	L2				
1	鹿倉	鹿倉ひまわりプラザ	鹿倉698	60	30	—	○	○		○				Y			○
2	横野	横野ふれあいプラザ	横野1111-2	60	30	—			○	○		0.5	5.0				○
3	上沢	上沢集会所	沢44-1	60	30	—	○	○	○	○							○
4	下沢	下沢いきがい施設	沢933-5	80	40	—	○		○	○			5.0				○
5	宮地	和良保育園・和良児童館	宮地397-10	200	100	77－2129	○		○	○			0.5				○
6	野尻	野尻集会所	野尻244-2	60	30	—	○		○	○			0.5				○
7	下沢	和良保健福祉歯科総合施設	沢865-1	100	50	77－4007	○		○	○			5.0				○
8	鹿倉・宮代・野尻・田平・東野・横野・宮地・上沢・下沢	和良町民センター	沢677-1	2,000	1,000	77－2724	○	○	○	○							○
9	法師丸・下洞・上土京・下土京・安郷野・方須	郡上東中学校屋内運動場	法師丸196-1	1,100	550	77－2108			○	○		0.5	10.0				○
10	鹿倉・宮代・野尻	和良運動公園広場	宮地1155	1,000	500	77－2353				○	○	0.5	5.0	Y			
11	田平・東野・横野	和良運動公園駐車場	宮地1155	500	250	77－2353				○	○	0.5	5.0	Y			
12	宮地	和良保育園広場	宮地397-10	500	250	77－2129	○		○	○	○		0.5				
13	下沢	和良保健福祉歯科総合施設駐車場	沢865-1	500	250	77－4007	○		○	○	○		5.0				
14	法師丸・下洞・上土京・下土京・安郷野・方須	郡上東中学校運動場	法師丸196-1	9,190	4,595	77－2108			○	○	○	0.5	10.0				
15	安郷野	安郷野集会所	安郷野13-1	60	30	—			○	○		0.5	10.0				○

指定避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別					指定緊急避難場所との重複
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり	
							L1	L2				
1	鹿倉	鹿倉ひまわりプラザ	鹿倉698	60	30	—			Y			○
2	横野	横野ふれあいプラザ	横野1111-2	60	30	—	0.5	5.0				○
3	上沢	上沢集会所	沢44-1	60	30	—						○
4	下沢	下沢いきがい施設	沢933-5	80	40	—		5.0				○
5	宮地	和良保育園・和良児童館	宮地397-10	200	100	77－2129		0.5				○
6	野尻	野尻集会所	野尻244-2	60	30	—		0.5				○
7	下沢	和良保健福祉歯科総合施設	沢865-1	100	50	77－4007		5.0				○
8	鹿倉・宮代・野尻・田平・東野・横野・宮地・上沢・下沢	和良町民センター	沢677-1	2,000	1,000	77－2724						○
9	法師丸・下洞・上土京・下土京・安郷野・方須	郡上東中学校屋内運動場	法師丸196-1	1,100	550	77－2108	0.5	10.0				○
10	安郷野	安郷野集会所	安郷野13-1	60	30	—	0.5	10.0				○

一時（いっとき）避難所

番号	収容自治会	施設名	所在地	収容面積（㎡）	収容可能人数（人）	連絡先（電話）	危険区域内種別				
							洪水		急傾斜	土石流	地すべり
							L1	L2			
1	鹿倉	鹿倉ひまわりプラザ広場	鹿倉698	500	250	—					
2	宮代	宮代集会所	宮代736	60	30	—				Y	
3	田平	田平集会所	三庫1350	60	30	—	3.0	10.0	R		
4	東野	東野集会所	三庫3410	60	30	—	3.0	3.0			
5	宮地	宮地集会所	宮地442-2	60	30	—		0.5			
6	法師丸	法師丸集会所	法師丸510	60	30	—		5.0			
7	下洞	下洞集会所	下洞690	60	30	—		10.0			
8	上土京	上土京集会所	土京1816-7	80	40	—			Y		
9	下土京	下土京集会所	土京534	60	30	—				R	
10	方須	方須集会所	方須501-1	120	60	—	10.0	10.0	Y		
11	方須	方須集会所広場	方須501-1	500	250	—	10.0	10.0	Y		

４－２　要配慮者施設一覧

No.	施　　設　　名	所在地	電話番号	浸水害	土砂災害
1	八幡病院	八幡町桜町278	65-2151	○	○
2	八幡デイケアセンターなごみ	八幡町桜町327-1	65-2152	○	○
3	白木屋歯科医院	八幡町鍛冶屋町791-1	67-1166	○	○
4	畑佐歯科医院	八幡町本町853	65-2533	○	
5	慈教保育園	八幡町尾崎町417-5	67-0291	○	○
6	ぶなの木ホーム　７号	八幡町島谷5-2	65-6623	○	
7	八幡小学校	八幡町島谷8	65-4188	○	
8	八幡放課後児童クラブ	八幡町島谷8	－	○	
9	郡上市民病院	八幡町島谷1261-1	67-1611	○	
10	筧歯科医院	八幡町島谷1465	65-3188	○	
11	おだがき内科・内視鏡クリニック	八幡町島谷1524-15	67-9920	○	
12	ＡＬＯＨＡ	八幡町城南町266-15	67-0651	○	○
13	杉下医院	八幡町五町三丁目15-2	67-2177	○	○
14	うえむら整形外科	八幡町五町三丁目15-14	65-5500	○	○
15	はるこま歯科	八幡町五町1-4-2	65-6612	○	○
16	郡上市八幡デイサービスセンター	八幡町有坂131	67-2633		○
17	りあらいず和　スマイルグリーンホーム	八幡町有坂82-1	65-2104		○
18	グループホーム郡上八幡バラの家	八幡町初音140-1	66-2188		○
19	堀谷医院	八幡町中坪一丁目7	65-6868	○	
20	通所リハビリテーションひだまり	八幡町中坪一丁目7	65-6808	○	
21	はやし耳鼻咽喉科	八幡町中坪二丁目5-2	67-9832	○	○
22	妙高こども園	八幡町初音1070	65-3820		○
23	ほたるの家	八幡町初音4481	66-1700		○

No.	施　　設　　名	所在地	電話番号	浸水害	土砂災害
24	川合小学校	八幡町初音1080	65-2703		○
25	川合放課後児童クラブ	八幡町初音1080	－		○
26	すえたけ眼科クリニック	八幡町稲成304-1	67-0030	○	○
27	はっぴぃ・ノバ	八幡町稲成204-82	66-0088	○	
28	サーラ郡上	八幡町相生2304-1	67-0617	○	○
29	相生小学校	八幡町相生1358	63-2224	○	○
30	相生放課後児童クラブ	八幡町相生1358	－	○	○
31	郡上特別支援学校那比校舎	八幡町那比3068	63-0020		○
32	郡上こどもと地域のクリニック	八幡町小野62-3	67-9388	○	
33	俊歯科医院	八幡町小野四丁目1-3	66-0186		○
34	ＪＡめぐみのデイサービスセンターあんしん郡上	八幡町小野四丁目6-18	65-4161	○	
35	八幡保健福祉センター	八幡町小野六丁目2-5	65-6111		○
36	郡上市南部子ども発達支援センターひまわり	八幡町小野六丁目2-5	65-5967		○
37	障害福祉サービス事業所ウイングハウス	八幡町小野六丁目2-5	65-6040		○
38	八幡中学校	八幡町小野八丁目5-1	67-1010	○	○
39	はちまん幼稚園	八幡町小野八丁目5-1	65-2515	○	○
40	はちまん児童館	八幡町小野八丁目5-1	65-0209	○	○
41	郡上高等学校	八幡町小野970	65-3178		○
42	木もれ陽の家　グループホーム	八幡町初納430-1	66-0701	○	○
43	郡上乃風　グループホーム清流の家	八幡町初納397	65-5582	○	○
44	りあらいず和　スマイルガーデングループホームチューリップ	八幡町初納5-1	67-9305	○	
45	りあらいず和　スマイルドーナッツ	八幡町初納6-1	65-3374	○	○

No.	施　　設　　名	所在地	電話番号	浸水害	土砂災害
46	りあらいず和　スマイルドーナッツ	八幡町初納384-1	－	○	○
47	スマイルキュート	八幡町初納397	65-5582	○	○
48	せせらぎ緑風苑	八幡町旭663-6	67-2011		○
49	大和保健福祉センターやまつつじ	大和町徳永618	88-4511	○	○
50	岩谷歯科医院	大和町徳永730-1	88-4155		○
51	郡上偕楽園	大和町島2347-6	88-2048	○	
52	幼児教育センターやまびこ園	大和町島5327	88-2090	○	
53	ともいきの里東弥	大和町大間見233-1	88-0088		○
54	郡上特別支援学校大和校舎	大和町栗巣32-1	88-3020	○	○
55	フレンドシップつくしの家	大和町剣61-1	88-4910	○	
56	岡部内科	大和町剣88-5	88-3321	○	
57	障害福祉サービス事業所みずほ園	大和町剣91-2	88-4123	○	
58	キャリーオン	大和町剣240-2	88-5312		○
59	さくら歯科医院	大和町徳永184-1	88-1108	○	
60	デイサービスセンターやまと	大和町徳永618	88-4729	○	○
61	大和医院	大和町徳永788	88-2811	○	
62	きとう眼科大和診療所	大和町徳永821-2	88-0125	○	
63	岐阜ヤクルト販売（株）郡上保育ルーム	大和町島5096	88-4851	○	
64	白鳥こども園	白鳥町白鳥75-1	82-2337	○	
65	白鳥小学校	白鳥町白鳥10-2	82-3143	○	
66	しろとり放課後児童クラブ	白鳥町白鳥10-2	－	○	
67	鷲見病院	白鳥町白鳥2-1	82-3151	○	
68	鷲見病院託児所	白鳥町白鳥23-1	－	○	
69	中村歯科医院	白鳥町白鳥128-1	82-4262	○	
70	曽我歯科医院	白鳥町白鳥749-11	82-4788	○	
71	郡上市北部子ども発達支援センターたんぽぽ	白鳥町白鳥359-25	82-3116	○	
72	ぶなの木学園	白鳥町白鳥33-17	83-0123	○	

No.	施　　設　　名	所在地	電話番号	浸水害	土砂災害
73	生活施設ぶなの木ホーム　１号	白鳥町白鳥133-2	83-0123	○	
74	介護老人保健施設ケアポート白鳳	白鳥町白鳥2-6	82-5999	○	
75	白鳥デイサービスセンター	白鳥町白鳥47-17	83-0274	○	
76	コスモス苑「赤とんぼ」	白鳥町白鳥405-8	83-0178	○	
77	コスモス苑「夕焼け小焼け」	白鳥町白鳥409-1	83-0178	○	
78	コスモス苑「ゆうゆう」	白鳥町白鳥408-1	83-0178	○	
79	コスモス苑「仲良し」	白鳥町白鳥412-1	83-0178	○	
80	コスモス苑「かがやき」	白鳥町白鳥412-1	83-0178	○	
81	コスモス苑「春うらら・おおぞら」	白鳥町白鳥429-6	83-0178	○	
82	県北西部地域医療センター国保白鳥病院	白鳥町為真1205-1	82-3131	○	
83	沢崎医院	白鳥町為真1308-1	82-2080	○	
84	郡上北高等学校	白鳥町為真1265-2	82-2073		○
85	大中小学校	白鳥町中津屋360-3	82-2039		○
86	まどか保育園	白鳥町中西844-3	84-1176		○
87	牛道小学校	白鳥町中西499-1	84-1004	○	○
88	北濃保育園	白鳥町長滝402-18	85-2062	○	○
89	北濃小学校	白鳥町二日町153-1	85-2032	○	
90	白鳥北部デイサービスセンター	白鳥町歩岐島139-2	85-1010	○	○
91	森田医院	白鳥町向小駄良748-1	82-6121	○	○
92	西村歯科医院	白鳥町向小駄良710	82-4433	○	○
93	県北西部地域医療センター国保高鷲診療所	高鷲町大鷲201-2	72-5072	○	
94	つるだクリニック	高鷲町大鷲2049-1	72-0020	○	○
95	高鷲中学校	高鷲町大鷲284-14	72-5017		○
96	高鷲小学校	高鷲町大鷲2387-1	72-5006	○	
97	高鷲放課後児童クラブ	高鷲町大鷲841-1	－	○	
98	高鷲デイサービスセンター	高鷲町大鷲201-2	72-6481	○	
99	障害福祉サービス事業所ぽぷらの家	高鷲町大鷲841-1	72-6357	○	

No.	施　　設　　名	所在地	電話番号	浸水害	土砂災害
100	美並健康福祉センターさつき苑	美並町白山430-3	79-3111		○
101	美並デイサービスセンター	美並町白山430-3	79-3644		○
102	障害福祉サービス事業所すみれ作業所	美並町白山627-1	79-3810		○
103	ばんの内科	美並町白山779	79-2013	○	○
104	八木歯科医院	美並町白山1583-1	79-3475	○	○
105	太田歯科医院	美並町白山1345-1	79-3771	○	
106	郡南中学校	美並町白山1331-1	72-2022		○
107	三城小学校	美並町白山745-1	79-2023	○	
118	美並放課後児童クラブ	美並町白山745-1	－	○	
109	幼児教育センターみなみ園	美並町白山1271	79-2147	○	
110	慈恵中央病院託児所	美並町白山1668	79-3006	○	○
111	慈恵中央病院	美並町大原1-1	79-2030		○
112	介護老人保健施設ヴィラふくべ	美並町大原77	79-2990		○
113	児童養護施設合掌苑	美並町上田674	79-2914	○	○
114	吉田小学校	美並町上田69	79-2009	○	○
115	明宝医院	明宝大谷318-5	87-3080		○
116	明宝小学校	明宝気良88	87-2132		○
117	明宝保育園	明宝畑佐192-13	87-2008		○
118	明宝中学校	明宝二間手276	87-2113		○
119	和良小学校	和良町沢728	77-2107		○
120	和良放課後児童クラブ	和良町沢728	－		○
121	県北西部地域医療センター和良介護老人保健施設	和良町沢864-1	77-2778	○	
122	県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所	和良町沢865-1	77-4008	○	
123	県北西部地域医療センター国保和良診療所	和良町沢882	77-2311	○	
124	和良保育園	和良町宮地397-10	77-2129	○	
125	和良児童館	和良町宮地397-10	77-2129	○	

No.	施　　設　　名	所在地	電話番号	浸水害	土砂災害
126	郡上東中学校	和良町法師丸196-1	77-2108	○	
127	あゆみ会和良	和良町下洞394-2	77-3081	○	○

４－３　避難情報の発令基準

種別	土砂災害	洪水等
警戒レベル５（ご） 緊急安全確保	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ※発令対象地区は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「極めて危険（濃い紫：実況値がＣＬライン超過）」となった５kmメッシュを基本とする。 ○土砂災害の発生が確認された場合	○氾濫発生情報が発表された場合 ○危機管理型水位計の水位が「氾濫開始水位」に達した場合 ○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ※発令対象地区は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「極めて危険（濃い紫）」となった河川を基本とする。 ○堤防の決壊や越水・溢水（いっすい）の発生が確認された場合 ○阿多岐ダムから「非常用洪水吐越流 開始」の連絡があった場合
警戒レベル４（よん） 避難指示	○土砂災害警戒情報が発表された場合 ※発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「非常に危険（うす紫：２時間先予測値がＣＬライン超過）」又は「極めて危険（濃い紫：実況値がＣＬライン超過）」となった５kmメッシュを基本とする。 ○土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「非常に危険（うす紫：２時間先予測値がＣＬライン超過）」となった場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合	○「氾濫危険水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「非常に危険（うす紫）」又は「極めて危険（濃い紫）」となった河川の危機管理型水位計の水位が「危険水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ※水位計がない河川は、洪水キキクルを参考（「非常に危険（うす紫）」又は「極めて危険（濃い紫）」）に、現地確認をしたうえで、発令を検討する。 ○堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ○阿多岐ダムから「非常用洪水吐越流 １時間前」の連絡があった場合

警戒レベル３（さん） 高齢者等避難	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「警戒（赤：２時間先予測値がＫＰライン超過）」となった場合 ○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、大雨や暴風により立ち退き避難が困難になるおそれが予想される場合	○「避難判断水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）が「警戒（赤）」となった河川の危機管理型水位計の水位が「危険水位」に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ※水位計がない河川は、洪水キキクルを参考（「警戒（赤）」）に、現地確認をしたうえで、発令を検討する。 ○堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ○強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、大雨や暴風により立ち退き避難が困難になるおそれが予想される場合

４－４　避難情報等の判断・伝達マニュアル一覧（水害編）

項目			八幡地区	大和地区	白鳥地区
水害編	①対象災害及び警戒対象区間	破堤・越水 対象河川・特に注意すべき区間の設定	■長良川 右岸：向中野・相生～貝付～浅柄地区 左岸：瀬取～大正町～穀見～名津佐地区 ■吉田川 左岸：旭地区～大正町・大正町合流付近 右岸：小野２丁目～桜町・尾崎地区 ■鬼谷川 左岸：鬼谷地区（公民館下流） 洲河地区（河釜ヶ洞下流付近） ■小那比川 左岸：野々倉地区（上坂橋付近）小那比北部（寺尾橋・宮前橋） 右岸：小那比北部（神田橋） ■神奈良川 右岸：小那比北部地区（神奈良１号橋・神田橋付近） 参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図	■長良川 右岸：名皿部・野口・河辺・福田・場皿地区 左岸：剣・徳永・河辺・福田・口神路地区 ■大間見川 右岸：口大間見地区（小間見川合流地点）・剣地区・（剣橋上下流付近） 参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図	■長良川 右岸：歩岐島地区・越佐地区 左岸：白鳥町白鳥地区・大島地区 ■牛道川 左岸：恩地地区（下島橋下流付近）・為真地区（黒古橋）下流付近 右岸：上島橋下流～長良川合流点 ■曽部地川 左右岸：白鳥町白鳥～為真（長良川合流点から上流～2.0km） 参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図
		内水氾濫	３地区指定 参考図－内水氾濫警戒区域図	—	22箇所指定 参考図－内水氾濫警戒区域図
	②避難すべき区域	基準点・対象地区数（破堤・越水）	長良川稲成基準点　４地区 新美並橋基準点　２地区 吉田川　５地区 鬼谷川　２地区 小那比川　３地区 神奈良川　２地区	長良川郡上偕楽園基準点　８地区 大間見川　２地区	長良川白鳥局基準点　４地区 牛道川為真局基準点　２地区 曽部地川曽部地橋基準点　８地区
		（内水氾濫）	谷・水路　３地区	—	谷・水路　８地区
	③地域の情報収集		・地域住民からの連絡 ・地域の団体、代表者からの相互連絡等（情報フロー図による）	共通	共通
	④避難情報の判断基準	区分・判断基準	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保
		判断基準水位設定箇所	長良川（新美並橋局・稲成局） 吉田川（旭局） 鬼谷川（田の洞橋・釜ヶ洞橋） 小那比川（上坂橋・寺尾橋・宮前橋） 神奈良川（神奈良１号橋・神田橋）	長良川（大和町島、郡上偕楽園） 大間見川（小間見橋・鶴来橋）	長良川（白鳥局） 牛道川（為真局） 曽部地川（曽部地橋）
		内水氾濫に対する判断基準	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	—	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保
	⑤避難情報の伝達方法		避難情報の連絡系統図による（伝達文例参照） 資料－連絡先一覧表（毎年更新）	共通	共通

※各欄における図面等「参考図－重要水防箇所図」、「参考図－洪水ハザードマップ」、「浸水想定区域図」、「内水氾濫警戒区域

高鷲地区	美並地区	明宝地区	和良地区
■長良川 右岸：大鷲地区・鮎立地区 左岸：大鷲地区	■長良川 右岸：門福手～くじ本 高原～西母野地区 木尾地区 左岸：深戸～三日市地区 大矢～東母野地区 ■粥川 左岸：高砂　粥川半造橋付近	■寒水川 右岸：屋形橋付近 ■気良川 左岸：気良高橋付近 ■弓掛川 右岸：小川下タ島 左岸：小川明ヶ島	■和良川 右岸：安郷野橋下流付近 方須ツブテ岩付近 方須梨の木公園付近 ■鬼谷川 左岸：三倉小原橋付近 ■厚波川 厚波集落付近
参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図	参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図	参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図	参考図－重要水防箇所図 洪水ハザードマップ 浸水想定区域図
―	１箇所指定 参考図－内水氾濫警戒区域図	２箇所指定 参考図－内水氾濫警戒区域図	２箇所指定 参考図－内水氾濫警戒区域図
長良川宮ヶ瀬橋基準点 ３地区	長良川新美並橋基準点 ９地区	寒水川屋形橋基準点 １地区	和良川荒川橋基準点 ３地区
	長良川上田基準点 ７地区	気良川高橋基準点 １地区	鬼谷川浜井場橋基準点 １地区
	粥川　１地区	弓掛川　２地区	厚波川　１地区
―	谷・水路　１地区		谷・水路　５地区
共通	共通	共通	共通
・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保
長良川（宮ヶ瀬橋）	長良川（新美並橋局） 長良川（上田局） 粥川（半造橋）	寒水川（屋形橋） 気良川（高橋） 弓掛川（小谷洞合流点・中島橋）	和良川（荒川橋・山ノカクラ橋・ツブテ岩） 鬼谷川（浜井場橋） 厚波川（藤村武宅前市道路盤高）
―	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保	―	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保
共通	共通	共通	共通

図」、「(情報フロー図)」は郡上市避難情報判断・伝達マニュアルを参照。

４－５　避難情報等の判断基準となる水位観測所及び避難対象区域等

No	対象河川	水位観測所			基準となる水位（単位：m）			
		種別※	名　称	位　置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
1	長良川	△	高鷲町宮ヶ瀬橋観測点	高鷲町大鷲	護岸▼2.00		護岸▼2.00	護岸▼1.70
2	長良川	○	白鳥	白鳥町白鳥	5.00	－	5.50	5.80
3	曽部地川	△	曽部地橋観測点	白鳥町白鳥	橋桁▼2.00		橋桁▼1.50	橋桁▼1.00
4	牛道川	○	為真	白鳥町為真	1.20		1.70	2.50
5	長良川	△	偕楽園管理道路観測点	大和町島	道路▼2.00		道路▼1.50	道路▼1.00
6	大間見川	△	小間見橋観測点	大和町大間見	橋桁▼0.80		橋桁▼0.50	橋桁▼0.20
7	大間見川	△	鶴来橋観測点	大和町剣	橋桁▼2.00		橋桁▼1.50	橋桁▼1.20
8	長良川	◎	稲成	八幡町稲成	2.00	3.00	3.10	3.70
9	吉田川	○	旭	八幡町旭	2.00		2.50	3.30
10	鬼谷川	△	田の洞橋観測点	八幡町鬼谷	橋桁▼1.50		橋桁▼1.00	橋桁▼0.50
11	鬼谷川	△	釜ヶ洞橋観測点	八幡町洲河	橋桁▼3.50		橋桁▼3.00	橋桁▼2.50
12	小那比川	△	上坂橋観測点	八幡町野々倉	橋桁▼1.00		橋桁▼0.50	橋桁▼0.20
13	小那比川	△	寺尾橋観測点	八幡町須良々	橋桁▼1.50		橋桁▼1.00	橋桁▼0.50
14	小那比川	△	宮前橋上流右岸観測点	八幡町小原	堤防▼2.00		堤防▼1.00	堤防▼0.50
15	神奈良川	△	神奈良１号橋観測点	八幡町小那比	橋桁▼1.50		橋桁▼1.00	橋桁▼0.50
16	神奈良川	△	神田橋観測点	八幡町小那比	橋桁▼2.50		橋桁▼2.00	橋桁▼1.50
17	長良川	◎	新美並橋	美並町三戸	2.60	3.10	3.20	1Gp　3.80 2Gp　4.20 3Gp　4.90 4Gp　5.60
18	長良川	◎	上田	美並町大原	3.20	4.80	5.20	6.00
19	粥川	△	半造橋観測点	美並町粥川	橋桁▼1.00		橋桁▼0.50	橋桁▼0.20
20	寒水川	△	屋形橋下護岸観測点	明宝寒水	護岸▼1.50		護岸▼1.00	護岸▼0.50
21	気良川	△	高橋下護岸観測点	明宝気良	護岸▼1.50		護岸▼1.00	護岸▼0.50
22	弓掛川	△	小谷洞川合流観測点	明宝小川	護岸▼1.50		護岸▼1.00	護岸▼0.50
23	弓掛川	△	中島橋下護岸観測点	明宝小川	護岸▼2.00		護岸▼1.50	護岸▼1.00
24	和良川	△	荒川橋観測点	和良町鹿倉	橋桁▼1.50		橋桁▼1.00	橋桁▼0.50
25	和良川	△	山ノカクラ橋観測点	和良町安郷野	橋桁▼1.00		橋桁▼0.50	橋桁▼0.20
26	和良川	△	ツブテ岩国道観測点	和良町方須	道路▼1.50		道路▼1.00	道路▼0.00
27	鬼谷川	△	浜井場橋観測点	和良町三庫	橋桁▼1.00		橋桁▼0.50	橋桁▼0.20
28	厚波川	△	厚波３号橋下流合流点	和良町三庫	道路▼1.00		道路▼0.70	道路▼0.50

注：種別※◎=水位周知河川・水防警報河川区域観測所（避難判断水位設定）、○=水位周知河川・水防警報河川区設定した参考値）

No	避難情報の対象となる区域		備　　考
	地域	自治会、地区会等	
1	高鷲	向鷲見、鮎走	●避難の参考にする水位等の情報 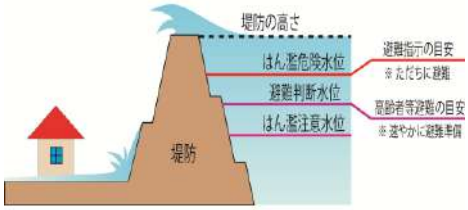 「はん濫注意水位」は、水防法第13条で規定される特別警戒水位の呼称 ●避難情報発令の判断基準 警戒レベル３　高齢者等避難 ○避難判断水位に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ○堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 警戒レベル４　避難指示 ○はん濫危険水位に達し、引き続きの水位上昇が予想される場合 ○堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 警戒レベル５　緊急安全確保 ○はん濫発生情報が発表された場合 ○堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○堤防の決壊や越水・溢水（いっすい）の発生が確認された場合 ※基準となる水位の表示 ▼＝護岸又は橋桁下から下がり○.○ｍの表示
2	白鳥	歩岐島、長滝、二日町、白鳥、向小駄良、越佐、大島	
3	白鳥	白鳥、為真	
4	白鳥	野添、恩地、為真、越佐、大島	
5	大和	名皿部、野口、河辺、福田、場皿、剣、徳永、口神路	
6	大和	口大間見	
7	大和	剣	
8	八幡	鈴原、向中野、大正町、穀見、城南町	
9	八幡	小野１丁目、小野２丁目、上桜町、下桜町、上尾崎町、下尾崎町、大正町	
10	八幡	鬼谷山本	
11	八幡	洲河（下洲河）	
12	八幡	野々倉	
13	八幡	小那比西部（須良々）	
14	八幡	小那比西部（小原）	
15	八幡	小那比（神奈良）	
16	八幡	小那比（田ノ上）	
17	Gp1 八幡	西乙原（浅柄、貝付）	
	Gp2 美並	深戸、相戸、三日市	
	Gp3 美並	下田、高原、くじ本、門福手、上苅安	
	Gp4 八幡	名津佐	
	美並	下苅安	
18	美並	木尾、八坂、根村、大矢、勝原	
19	美並	粥川（半造）	
20	明宝	寒水（桜尾）	
21	明宝	気良（小倉）	
22	明宝	小川（上切）	
23	明宝	小川（中切）	
24	和良	野尻、横野、宮地	
25	和良	安郷野	
26	和良	方須	
27	和良	三庫（田平）、三庫（東野小原）	
28	和良	三庫（厚波）	

域以外の観測所（はん濫危険水位の数値は市が設定した参考値）、△=市が独自に設定した観測地点（数値は市が

４－６　内水氾濫の警戒すべき地区

八幡		白鳥		美並	
警戒すべき箇所	はん濫要因	警戒すべき箇所	はん濫要因	警戒すべき箇所	はん濫要因
瀬取１区	農業用水路の長良川への排水不能	歩岐島景島	旧長良川河川から長良川へ排水不能	三戸	深戸（排水不能）
穀見	農業用水路の長良川への排水不能	歩岐島非願寺付近水無洞谷	水無洞谷から長良川へ排水不能		
中保西部	鍛冶屋洞谷の越水	歩岐島平家平橋付近	どうえん洞から長良川へ排水不能		
		歩岐島北濃駅前付近	中河原谷から長良川へ排水不能		
		長滝道の駅付近	後谷から長良川へ排水不能		
		二日町中切長良川鉄道ガード下	農業用水へ排水不能		
		二日町農村センター付近	北洞谷、カチド川の合流及び寺谷川から長良川へ排水不能		
		二日町下田付近	二日町用水と農業用水の合流点で排水不能		
		二日町下田長良川鉄道ガード下	浸水しやすい。農業用水へ排水不能		
		向小駄良笹谷端付近	武者場谷が越水		
		向小駄良国道158号線ループ橋付近	向小駄良川から長良川へ排水不能		
		越佐農村センター付近	安久良川から長良川へ排水不能		
		越佐新越佐橋付近	大洞川から長良川へ排水不能		
		越佐下越佐付近	北洞谷から用水路へ排水不能		
		大島東河原橋付近	羽佐古川から排水不能		
		中津屋大中駅前付近	夕字谷の越水		
		中津屋「中津屋公民館前バス停」付近	夕字谷の越水		
		中津屋白山神社付近	剣用水の越水		
		中津屋和田川付近	和田川の越水及び和田川から長良川へ排水不能		
		前谷白山神社付近	前谷川と塚洞川合流から長良川へ排水不能		
		歩岐島、長滝境	蓮原川から長良川へ排水不能		
		大島１号組	羽佐古川の越水		

和良		備　考
警戒すべき箇所	はん濫要因	
田平地区	下屋洞谷のはん濫（鬼谷川への排水不能）	●避難情報発令の判断基準 （内水はん濫） 避難情報は、以下のいずれかの基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。 警戒レベル３　高齢者等避難 ○大雨警報（浸水害）が発表され、浸水による被害が予想される場合 ○避難を伴うような浸水になると予想される場合 ○道路冠水になると予想される場合 警戒レベル４　避難指示 ○安全のため早めの避難を促す場合 警戒レベル５　緊急安全確保 ○家屋の床上浸水が発生し、浸水による人的被害の危険性が非常に高い場合
法師丸地区	井谷洞谷のはん濫	
上土京地区	火洞谷のはん濫、橋詰谷のはん濫	
下土京地区	黒落谷のはん濫	
方須地区	川尻高見宅付近排水路のはん濫（和良川への排水不能）	

４－７　避難情報等の判断・伝達マニュアル一覧（土砂災害編）

<table>
<tr><th colspan="3">項　　目</th><th colspan="2">八幡地域</th><th colspan="2">大和地域</th><th colspan="2">白鳥地域</th></tr>
<tr><td rowspan="17">土砂災害編</td><td rowspan="2">①対象災害及び警戒対象区間・箇所</td><td>土砂災害警戒区域等の数（土砂法指定）</td><td colspan="2">(1)土石流…216箇所
(2)急傾斜地…479箇所
参考図－土砂災害（特別）警戒区域図</td><td colspan="2">(1)土石流…146箇所
(2)急傾斜地…195箇所
参考図－土砂災害（特別）警戒区域図</td><td colspan="2">(1)土石流…46箇所
(2)急傾斜地…86箇所
(3)地すべり…2箇所
参考図－土砂災害（特別）警戒区域図</td></tr>
<tr><td>土砂災害危険箇所数</td><td colspan="2">(2)急傾斜地崩壊危険箇所…216箇所
参考図－土砂災害警戒区域図</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">土石流危険渓流…44箇所
急傾斜地崩壊危険箇所…59箇所
参考図－土砂災害危険区域図</td></tr>
<tr><td rowspan="15">②避難すべき区域</td><td rowspan="4">災害別・避難対象地区数（表１）
※対象地区の明確化</td><td>自治会数</td><td>18</td><td>自治会数</td><td>20</td><td>自治会数</td><td>17</td></tr>
<tr><td>(1)土石流</td><td>216地区
(1)より選定</td><td>(1)土石流</td><td>146地区
(1)より選定</td><td>(1)土石流</td><td>46地区
(1)より選定</td></tr>
<tr><td>(2)急傾斜</td><td>479地区
(2)より選定</td><td>(2)急傾斜</td><td>195地区
(2)より選定</td><td>(2)急傾斜</td><td>86地区
(2)より選定</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(3)地すべり</td><td>２地区
(3)より選定</td></tr>
<tr><td rowspan="11">土砂災害判定図の数及び対象地区数

（５kmメッシュ図）</td><td>メッシュ番号</td><td>地区数</td><td>メッシュ番号</td><td>地区数</td><td>メッシュ番号</td><td>地区数</td></tr>
<tr><td>①</td><td>1</td><td>①</td><td>1</td><td>①</td><td>1</td></tr>
<tr><td>②</td><td>1</td><td>②</td><td>2</td><td>②</td><td>1</td></tr>
<tr><td>③</td><td>2</td><td>③</td><td>1</td><td>③</td><td>1</td></tr>
<tr><td>④</td><td>5</td><td>④</td><td>0</td><td>④</td><td>2</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>1</td><td>⑤</td><td>12</td><td>⑤</td><td>5</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>13</td><td>⑥</td><td>5</td><td>⑥</td><td>1</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>45</td><td>⑦</td><td>0</td><td>⑦</td><td>2</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>6</td><td>⑧</td><td>7</td><td>⑧</td><td>10</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td>3</td><td></td><td></td><td>⑨</td><td>6</td></tr>
<tr><td>⑩</td><td>42</td><td></td><td></td><td>⑩</td><td>1</td></tr>
<tr><td>⑪</td><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑫</td><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑬</td><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">③地域の情報収集</td><td colspan="5">・地域住民からの連絡
・地域の団体･代表者からの相互連絡等（情報フロー図による）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④避難情報の判断基準</td><td>発令区分</td><td colspan="5">１）．高齢者等避難　　２）．避難指示　　３）．緊急安全確保</td></tr>
<tr><td>判断基準要件</td><td colspan="5">１）．高齢者等避難
○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又
○数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
○強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、
２）．避難指示
○土砂災害警戒情報が発表された場合
※発令対象区域は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情過)」となった5kmメッシュを基本とする。
○土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「非
○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発
３）．緊急安全確保
○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合
※発令対象地区は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル又はぎふ土砂災害警戒情
○土砂災害の発生が確認された場合</td></tr>
<tr><td>運　用</td><td colspan="5">・避難情報は上記の「判断基準要件」を参考に、今後の気象予測、現地状況等を含</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤避難情報の伝達方法</td><td colspan="5">避難情報の連絡系統図による
（伝達文例参照）
資料－連絡先一覧表（毎年更新）</td></tr>
</table>

※各欄における図面等「参考図－土砂災害（特別）警戒区域図」、「参考図－土砂災害危険区域図」、「(表１)」、「(５km メッシュ

高鷲地域		美並地域		明宝地域		和良地域	
(1)土石流…33箇所 (2)急傾斜地…56箇所 (3)地すべり…３箇所 参考図－土砂災害（特別）警戒区域図		(1)土石流…38箇所 (2)急傾斜地…97箇所 参考図－土砂災害（特別）警戒区域図		(1)土石流…47箇所 (2)急傾斜地…78箇所 (3)地すべり…１箇所 参考図－土砂災害（特別）警戒区域図		(1)土石流…36箇所 (2)急傾斜地…121箇所 参考図－土砂災害（特別）警戒区域図	
土石流危険渓流…24箇所 急傾斜地崩壊危険箇所…19箇所 参考図－土砂災害危険区域図		土石流危険渓流…20箇所 急傾斜地崩壊危険箇所…55箇所 参考図－土砂災害危険区域図		土石流危険渓流…39箇所 急傾斜地崩壊危険箇所…57箇所 参考図－土砂災害危険区域図		土石流危険渓流…34箇所 急傾斜地崩壊危険箇所…71箇所 参考図－土砂災害危険区域図	
自治会数	８	自治会数	20	自治会数	７	自治会数	15
(1)土石流	33地区 (1)より選定	(1)土石流	38地区 (1)より選定	(1)土石流	47地区 (1)より選定	(1)土石流	36地区 (1)より選定
(2)急傾斜	56地区 (2)より選定	2)急傾斜	97地区 (2)より選定	(2)急傾斜	78地区 (2)より選定	2)急傾斜	121地区 (2)より選定
(3)地すべり	３地区 (2)より選定			(3)地すべり	１地区 (3)より選定		
メッシュ番号	地区数	メッシュ番号	地区数	メッシュ番号	地区数	メッシュ番号	地区数
①	1	①	1	①	1	①	4
②	2	②	14	②	1	②	5
③	6	③	2	③	1	③	7
④	4	④	7	④	2	④	1
⑤	3			⑤	4		
				⑥	1		
				⑦	1		

はぎふ土砂災害警戒情報ポータル）が「警戒（赤：2時間先予測値がKPライン超過)」となった場合

大雨や暴風により立ち退き避難が困難になるおそれが予想される場合

報ポータル）が「非常に危険（うす紫：2時間先予測値がCLライン超過)」又は「極めて危険（濃い紫：実況値がCLライン超

常に危険（うす紫：2時間先予測値がCLライン超過)」となった場合
見された場合

報ポータル）が「極めて危険（濃い紫：実況値がCLライン超過)」となった５㎞メッシュを基本とする。

めて総合的に判断して発令する。

図)」、「(情報フロー図)」は郡上市避難情報等判断・伝達マニュアルを参照。

５　消防・水防に関する資料

５－１　消防団組織図及び定員

定員	1,700人

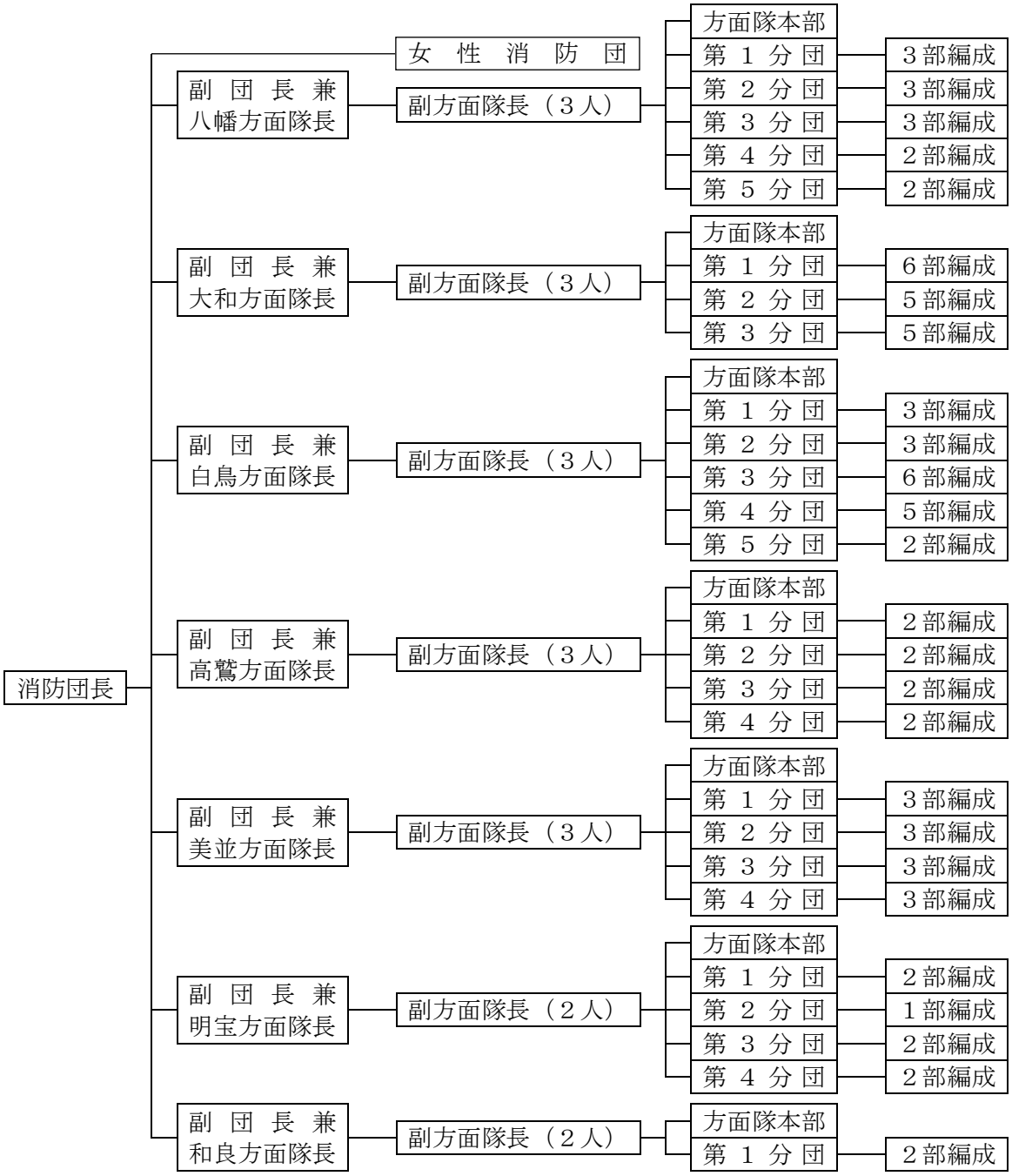

５－２　消防団各分団詰所及び機械器具配備一覧表

八幡方面隊　　（令和３年４月１日現在）

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（八幡防災センター）	島谷228	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　51	指令車１台	67－1122
					ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　101 102（ハンディ機）	－	
第１	1	殿町	消防詰所	殿町７－６，12－１－６	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　103	消防ポンプ自動車１台 小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
	2	愛宕町	消防詰所（愛宕集会所）	島谷454	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　104	消防ポンプ自動車１台 小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
	3	栄町	消防詰所（栄町公民館）	島谷1123	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　1	消防ポンプ自動車１台 小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
第２	1	尾崎町	消防詰所（尾崎公民館）	尾崎町546－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　2	消防ポンプ自動車１台	－
	2	五町	消防詰所（八幡第２公民館）	五町３－18－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　105	小型動力ポンプ付積載車１台	67－2181
		有坂	消防ポンプ庫	有坂336－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　106	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	中桐	消防詰所	初音2692－２	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　107	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		河鹿	消防ポンプ庫	河鹿531－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　3	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第３	1	中野	消防詰所（中野公民館）	稲成366－３	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　108	消防ポンプ自動車１台	－
		安久田	消防ポンプ庫	安久田2012－２	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　4	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	中山	消防詰所	相生1178－４	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　5	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		西乙原	消防ポンプ庫	西乙原684	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　109	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	亀尾島	消防ポンプ庫	相生3423－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　110	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		那比北	消防詰所	那比3098－３	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　6	小型動力ポンプ付積載車１台	－

		高畑	消防ポンプ庫	那比5310	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　7	小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
第４	1	小野	消防詰所	小野７－２－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 111	消防ポンプ自動車１台	－
		鶴佐	消防ポンプ庫	初納120	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 112	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	吉田	消防詰所	初納1379－５	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 113	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		有穂	消防ポンプ庫	有穂390－４	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　8	小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
第５	1	美山	消防詰所（美山西部コミュニティ消防センター）	美山2377－１	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　9	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		鬼谷	消防ポンプ庫	美山710	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 115	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		入間	消防ポンプ庫	入間1032－２	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 114	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		夕谷	消防ポンプ庫（夕谷公民館に併設）	美山3873－４	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 116	小型動力ポンプ付積載車１台	－
		洲河	消防ポンプ庫	洲河1463－２	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい　9	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	小那比西部	消防ポンプ庫	小那比6600－３	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 11	小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
		小那比北部	消防詰所	小那比3465－２	ぎょうせいぐじょうはちまんほうめんたい 13	小型動力ポンプ付積載車１台	－

大和方面隊

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（大和庁舎）	大和町徳永585	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　51	指令車１台	88－2211
					ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　53	－	
					ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい（ハンディ機）　101 102 103 104 105 106	－	
第１	1	徳永	消防詰所	大和町徳永322－１	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　1	消防ポンプ自動車１台	88－3328

	2	河辺	消防詰所（河辺集会所）	大和町河辺526	－	－	－
			消防ポンプ庫	大和町河辺526	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　11	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	牧	消防詰所	大和町牧787－２	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　7	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	4	古道	消防詰所（下古道集会所）	大和町古道248－４	－	－	－
			消防ポンプ庫	大和町古道248－４	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　4	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	5	神路	消防詰所	大和町神路818－１	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　8	小型動力ポンプ付積載車１台	88－4797
	6	下栗巣	消防詰所（下栗巣集会所に併設）	大和町栗巣401－１	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　9	小型動力ポンプ付積載車１台	88－4148
第２	1	福田	消防詰所	大和町島1534－４	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　12	小型動力ポンプ付積載車１台	88-3344
	2	落部	消防詰所	大和町落部1466	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　10	小型動力ポンプ付積載車１台	88-3282
	3	洞口	消防詰所（洞口公民館）	大和町島3521	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　13	小型動力ポンプ付積載車１台	88－3306
	4	野口	消防詰所	大和町島5179－１	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　2	消防ポンプ自動車１台	88－3370
	5	場皿	消防詰所（場皿集会所）	大和町島7304－２	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　14	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	6	名皿部	消防詰所（名皿部集会所）	大和町名皿部608	－	－	88－3305
			消防ポンプ庫	大和町名皿部656	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　15	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第３	1	剣	消防詰所（剣中公民館）	大和町剣1290－１	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　3	消防ポンプ自動車１台	88－4479
	2	大間見	消防詰所	大和町大間見1666－６	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　5	小型動力ポンプ付積載車１台	88－4113
	3	万場	消防詰所（万場公民館）	大和町万場1734	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　16	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	4	口大間見	消防詰所	大和町大間見539－５	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　17	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	5	小間見	消防詰所（小間見集会所）	大和町小間見249－１	ぎょうせいぐじょうやまとほうめんたい　6	小型動力ポンプ付積載車１台	88－3307

白鳥方面隊

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（白鳥庁舎）	白鳥町白鳥38－１	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　2 ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　51	消防ポンプ自動車１台 指令車１台	82－3111
					ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　101 ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　102 （ハンディ機）	－	
第１	１	白鳥	消防詰所	白鳥町白鳥201－13	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　3	消防ポンプ自動車１台	82－4281
			消防ポンプ庫	白鳥町白鳥1044－８	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　20	小型動力ポンプ積載車１台	－
	２	為真	消防詰所	白鳥町為真793－６	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　4	小型動力ポンプ積載車１台	－
			消防ポンプ庫	白鳥町為真1948－２	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　21	小型動力ポンプ積載車１台	－
	３	向小駄良	消防詰所	白鳥町向小駄良580－５	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　5	消防ポンプ自動車１台	－
第２	１	大島	消防詰所	白鳥町大島1288	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　6	消防ポンプ自動車１台	－
			消防ポンプ庫	白鳥町大島1366	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　22	小型動力ポンプ積載車１台	－
	２	中津屋	消防詰所	白鳥町中津屋225－１	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　7	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	３	越佐	消防詰所（越佐農村センター）	白鳥町越佐757－５	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　8	小型動力ポンプ付積載車１台	82－6152
第３	１	那留	消防詰所	白鳥町那留1198－２	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　9	消防ポンプ自動車１台	－
	２	恩地	消防詰所	白鳥町恩地300	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　10	小型動力ポンプ付積載車１台	84－1127
	３	中西	消防詰所	白鳥町中西603－３	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　11	消防ポンプ自動車１台	84－1605
	４	野添	消防詰所	白鳥町野添807－２	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　12	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	５	六ノ里	消防詰所	白鳥町六ノ里1744－18	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　13	小型動力ポンプ付積載車１台	84－1592
	６	阿多岐	消防詰所（阿多岐集会所）	白鳥町阿多岐1940－１	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　14	小型動力ポンプ付積載車１台	84－1046
第４	１	前谷	消防詰所	白鳥町前谷341－２	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい　15	小型動力ポンプ付積載車１台	85－2638

	2	歩岐島	消防詰所	白鳥町歩岐島250－７	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい 16	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	干田野	消防詰所	白鳥町干田野184－２	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい 17	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	4	長滝	消防詰所	白鳥町長滝392－18	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい 18	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	5	二日町	消防詰所	白鳥町二日町435	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい 19	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第５	－	石徹白	消防詰所	白鳥町石徹白39－21	ぎょうせいぐじょうしろとりほうめんたい 1 23	小型動力ポンプ積載車２台	－

高鷲方面隊

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（高鷲庁舎）	高鷲町大鷲2349－１	－	－	72－5111
			消防ポンプ庫	高鷲町大鷲2431－13	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 9 51	消防ポンプ自動車１台 指令車１台	
第１	1	向鷲見	消防詰所	高鷲町大鷲2436	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 8	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	中正	消防詰所（高鷲除雪センター）	高鷲町大鷲778－１	－	－	－
			消防ポンプ庫	高鷲町大鷲777－７	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 7	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第２	1	鮎走	消防詰所	高鷲町鮎立2759－３	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 5	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	切立	消防詰所	高鷲町鮎立4130－６	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 6	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第３	1	西洞	消防詰所	高鷲町西洞3197－１	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 2	小型動力ポンプ付積載車１台	72－5487
	2	ひるがの	消防詰所	高鷲町ひるがの4670－3713	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 3	小型動力ポンプ付積載車１台	73－2012
第４	1	鷲見	消防詰所	高鷲町鷲見1420	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 1	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	上野	消防詰所（高鷲北部除雪センター）	高鷲町鷲見5106－１	ぎょうせいぐじょうたかすほうめんたい 4	小型動力ポンプ付積載車１台	73－2901

美並方面隊

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（美並庁舎）	美並町725－３	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 1 51	消防ポンプ自動車１台 指令車１台	79－3111

					ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい（ハンディ機）101 102 103 104	－	
第１	1	深戸	消防詰所	美並町三戸309	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 105	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	くじ本	消防詰所	美並町山田1529－11	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 106	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	三日市	消防詰所	美並町三戸1494	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 107	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第２	1	上苅安	消防詰所	美並町白山388	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 108	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	苅安	消防詰所	美並町白山1071－２	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 109	消防ポンプ自動車１台	－
	3	粥川	消防詰所	美並町高砂521－１	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 110	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第３	1	福野	消防詰所	美並町白山1664－４	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 111	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	大矢	消防詰所	美並町大原1083－６	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 112	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	下田	消防詰所	美並町上田434－３	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 113	消防ポンプ自動車１台	－
第４	1	根村	消防詰所	美並町上田1590	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 114	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	勝原	消防詰所	美並町大原2745	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 115	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	木尾	消防詰所	美並町上田3062－１	ぎょうせいぐじょうみなみほうめんたい 116	小型動力ポンプ付積載車１台	－

明宝方面隊

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称 消防無線 防災無線	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（明宝庁舎）	明宝二間手606－１	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい（ハンディ機）101 102 103	－	87－2211
					ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい 51	指令車１台	
			消防ポンプ庫	明宝二間手388	－	小型動力ポンプ付積載車１台	
第１	1	大谷	消防詰所（明宝大谷やすらぎの家）	明宝大谷770-1	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい 1	小型動力ポンプ付積載車１台	－
			消防ポンプ庫				

	2	寒水	消防詰所（寒水掛踊り伝承館）	明宝寒水1255-2	－	－	－
			消防ポンプ庫		ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい　2	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第２	1	気良	消防詰所	明宝気良1798-2	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい　3	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第３	1	奥住	消防詰所（明宝奥住ふれあいの家）	明宝奥住1777-1	－	－	－
			消防ポンプ庫	明宝奥住1770-2	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい　4	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	小川	消防詰所	明宝小川775－１	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい　5	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第４	1	畑佐	消防詰所（明宝畑佐ほほえみの家）	明宝畑佐349-3	－	－	－
			消防ポンプ庫	明宝畑佐350-1	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい　6	消防ポンプ自動車１台	
	2	二間手	消防詰所（明宝二間手ぬくもりの家）	明宝二間手274	－	－	－
			消防ポンプ庫	明宝二間手254	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい　7	消防ポンプ自動車１台	

和良方面隊

分団	部	地区名	詰所（施設名）	所在地	消防無線名称	機械器具配備	電話番号
本部	－	全地区	消防詰所（和良庁舎）	和良町沢882	ぎょうせいぐじょうめいほうほうめんたい（ハンディ機）　101 102 103 104 105 106	－	77－2211
			消防ポンプ庫（和良庁舎）	和良町沢882	ぎょうせいぐじょうわらほうめんたい　1 51	消防ポンプ自動車１台 指令車１台	－
第１	1	下沢	消防詰所（下沢いきがい施設）	和良町沢933－５	－	－	－
	2	法師丸 下洞	消防詰所（下洞集会所）	和良町下洞690	－	－	－
			消防ポンプ庫	和良町下洞712－３	－	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	3	上沢 宮地	消防詰所（宮地集会所）	和良町宮地442－２	－	－	－
			消防ポンプ庫	和良町宮地377－５	－	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第２	1	鹿倉 宮代 野尻	消防詰所（野尻集会所）	和良町野尻244－２	－	－	－
			消防ポンプ庫		－	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	2	横野	消防詰所（横野ふれあいプラザ）	和良町横野1111-2	－	－	－

			消防ポンプ庫	和良町横野1118－２	－	小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
	３	東野	消防詰所（東野集会所）	和良町三庫3410	－	－	－
			消防ポンプ庫	和良町三庫3394－１	－	小型動力ポンプ付積載車１台	－
第３	１	上土京 下土京	消防詰所（下土京集会所）	和良町土京534	－	－	－
			消防ポンプ庫	和良町土京533	－	小型動力ポンプ付積載車１台	－
	２	安郷野	消防詰所（安郷野集会所）	和良町安郷野13－１	－	－	－
			消防ポンプ庫	和良町安郷野15－１	－	小型動力ポンプ付軽積載車１台	－
	３	方須	消防詰所（方須集会所）	和良町方須501－１	－	－	－
			消防ポンプ庫	和良町方須502－１	－	小型動力ポンプ付積載車１台	－

５－３　自主防災組織の状況

自主防災会…自治会で組織（八幡地域は地区で組織）

女性防火クラブ…女性の会で組織（組織数は地域ごとに１組織）

その他…消防団ＯＢ等で組織　　（令和５年４月１日現在）

地域名	校区名	地区名	動員数（人（自主防災会は世帯数））			
			自主防災会	女性防火クラブ	その他	
八幡	八幡小学校	八幡北部	512	481		
		八幡東部	549	540		
		八幡南部	740	696		
		小野	684	606		
	川合小学校	川合南部	294	239		
		川合北部	204	197		
		川合西部	259	247		
	相生小学校	稲成	306	266		
		吉野	103	91		
		相生	163	177		
		西乙原	156	144		
		亀尾島	61	66		
		那比	174	181		
	口明方小学校	口明方南部	316	265		
		口明方中央	386	401		
		口明方北部	108	111		
	和良小学校	西和良	210	0		
	三城小学校	小那比	115	0		
	八幡　計		5,340	4,708		
大和	北小学校	剣	584	0		
		口大間見	83	0		
		大間見	81	0		
		小間見	37			
		名皿部	80	0		
	南小学校	徳永	181	0		
		河辺	109	0		
		口神路	107	0		
		中神路				
		牧	111	0		
		上古道	27	0		
		下古道	41	0		
		上栗巣	40	0		
		下栗巣	58	0		

	西小学校	野口	88	0		
		洞口	63	0		
		落部	37	0		
		福田	171	0		
		場皿	19	0		
	第一北小学校	万場	271	0		
	大　和　　計		2,188	0		
白鳥	白鳥小学校	白鳥	834	0		
		為真	757	0		
		越佐	54	0		
		向小駄良	185	0		
	大中小学校	大島	467	0		
		中津屋	224	0		
	那留小学校	那留	324	0		
	牛道小学校	中西	139	0		
		恩地	89	0		
		野添	105	0		
		六ノ里	84	0		
		阿多岐	78	0		
	北濃小学校	二日町	203	0		
		長滝	44	0		
		干田野	53	0		
		歩岐島	57	0		
		前谷	81	0		
	石徹白小学校	石徹白	103	0		
	白　鳥　　計		3,881	0		
高鷲	高鷲小学校	鮎走	228	0		
		切立	97	0		
		正ヶ洞	64	0		
		中洞	128	0		
		向鷲見	135	0		
	高鷲北小学校	鷲見	80	0		
		西洞	72	0		
		ひるがの	230	0		
		上野	57	0		
	高　鷲　　計		1,091	0		
美並	吉田小学校	木尾	49	0		
		八坂	37	0		
		根村	67	0		
		下田	139	0		
		大矢	215	0		
		勝原	39	0		

	三城小学校	高原	37	0		
		粥川	70	0		
		赤池	44	0		
		杉原	27	0		
		くじ本	34	0		
		門福手	22	0		
		円山	48	0		
		梅原	20	0		
		深戸	63	0		
		相戸	30	0		
		三日市	56	0		
		上苅安	78	0		
		下苅安	191	0		
		福野	80	0		
	美　並　　計		1,346	0		
明宝	明宝小学校	大谷	52	0	15	自警団
		寒水	81	0	10	自警団
		気良	122	0	16	自警団
		奥住	80	0	24	自警団
		小川	54	0	14	自警団
		畑佐	83	0	24	自警団
		二間手	52	0	18	自警団
	明　宝　　計		524	0	121	
和良	和良小学校	鹿倉	35	0		
		宮代	35	0		
		野尻	44	0		
		田平	21	0		
		東野	46	0		
		横野	27	0		
		宮地	52	0		
		上沢	47	0		
		下沢	72	0		
		法師丸	33	0		
		下洞	60	0		
		上土京	37	0		
		下土京	40	0		
		安郷野	28	0		
		方須	54	0		
	和　良　　計		631	0		
郡　上　市　計			15,001	4,708	121	

５－４　消防施設整備状況

（令和６年４月１日現在）

設備名			八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	合計
消防水利	公設消火栓（呼称65）		897	2	718	273	388	0	168	2,446
	公設消火栓（呼称50）		1	668	70	57	0	276	89	1,161
	準公設消火栓（呼称40）		117	0	0	0	0	1	9	127
	防火水槽	60～100㎥以下	16	6	0	0	3	0	2	27
		40～60㎥未満	49	146	115	38	57	110	26	541
		20～40㎥未満	19	13	30	35	35	1	44	177
	プール		5	0	0	1	1	2	0	9
	河川、溝等		8	0	43	12	7	0	0	70
消防機械器具	発電機		9	2	6	2	3	4	9	35
	投光機		15	5	7	2	3	4	9	45
	ジェットシューター		30	8	28	42	3	15	50	176
	チェーンソー		6	4	2	0	5	5	4	26
	テント		12	36	26	5	1	0	0	80

５－５　水防施設・資器材・要員総括表

（令和５年４月１日現在）

地域名			八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	合計
水防施設	倉庫鉄骨造	（棟）	1		1					2
	倉庫木造	（棟）							1	1
	トラック	（台）								0
	照明器	（台）	13	5	7	13	3	4	7	52
	無線機･移動携帯を含む	（台）	44	9	9	9	9	9	9	98
	発動発電機	（台）	9	2	6	4	3	4	7	35
	テント	（張）	12	36	26	16	20		11	121
水防資材	鉄線	（kg）								0
	蛇籠	（本）								0
	空俵又は麻袋	（枚）	2,600	3,500	2,800	1,200	2,400	1,200	3,000	16,700
	縄	（kg）								0
	杭（２ｍもの）	（本）								0
水防器具	掛矢	（丁）	5	2					3	10
	シャベル・スコップ	（丁）	17	6	19	20	20	2	34	118
	ノコギリ	（丁）	5	3			1		14	23
	ハンマー	（丁）	2	1			1		14	18
	唐鍬	（丁）							10	10
	両ツル	（丁）	3	2		10	1		34	50
水防要員	消防団員	（人）	367	281	314	189	190	134	69	1,544
	支援団員	（人）	57	3	0	3	9	24	12	108

５－６　水位観測所一覧表

通常型水位計

河川名	設置量水標			位置	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位	避難判断水位（警戒水位）	氾濫危険水位	通報先
	機関	名称	種別						
長良川	県	鮎立	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	高鷲町鮎立	－	－	－	－	郡上土木事務所
長良川	県	白鳥	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	白鳥町白鳥	(5.00)	－	(5.50)	－	
長良川	県	西河橋	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	大和町河辺	－	－	－	－	
長良川	国土交通省	稲成	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	八幡町稲成	2.00	3.00	3.10	3.70	木曽川上流河川事務所
長良川	県	上田	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	美並町大原	3.20	4.80	5.20	6.00	郡上土木事務所
長良川	県	新美並橋	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	美並町三戸	2.60	3.10	3.20	3.80	
曽部地川	県	曽部地	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	白鳥町為真	－	－	－	－	
牛道川	県	為真	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	白鳥町為真	(1.20)	－	(1.70)	－	
牛道川	県	下島	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	白鳥町中西	－	－	－	－	
吉田川	県	旭	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	八幡町愛宕	(2.00)	－	(2.50)	－	
亀尾島川	県	相生	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	八幡町相生	(3.50)	－	(4.50)	－	

危機管理型水位計

河川名	設置量水標		位置	観測開始水位	避難判断参考水位	通報先
	機関	名称				
長良川	市	長良川宮ケ瀬橋	高鷲町大鷲	▼3.81	▼1.70	郡上市
長良川	市	長良川大向橋	高鷲町鮎立	▼2.93	▼1.21	郡上市
長良川	県	長良川夫婦橋	大和町島	▼2.48	▼1.38	郡上土木事務所
長良川	県	長良川稲成	八幡町稲成	▼3.40	▼1.30	郡上土木事務所
長良川	県	長良川穀見	八幡町稲成	▼4.19	▼1.86	郡上土木事務所
長良川	県	長良川浅柄	八幡町西乙原	▼6.35	▼3.29	郡上土木事務所
長良川	県	長良川上田	美並町上田	▼5.43	▼2.13	郡上土木事務所
長良川	県	長良川西母野	美並町上田	▼4.70	▼1.60	郡上土木事務所
吉田川	県	吉田川明山バス停前	明宝奥住	▼2.45	▼0.93	郡上土木事務所
阿多岐川	県	阿多岐川中日橋	白鳥町阿多岐	▼2.59	▼1.03	郡上土木事務所
板倉川	県	板倉川板倉橋	白鳥町阿多岐	▼3.02	▼1.20	郡上土木事務所
前川	県	前川向山橋	白鳥町石徹白	▼1.71	▼0.70	郡上土木事務所
石徹白川	県	石徹白川下折戸	白鳥町石徹白	▼1.61	▼0.64	郡上土木事務所
大間見川	県	大間見川小間見橋	大和町大間見	▼1.68	▼0.58	郡上土木事務所
小間見川	県	小間見川曽根橋	大和町大間見	▼3.35	▼1.19	郡上土木事務所
栗巣川	県	栗巣川落添	大和町栗巣	▼2.19	▼0.91	郡上土木事務所
古道川	県	古道川井田橋	大和町古道	▼3.40	▼1.21	郡上土木事務所
落部谷川	県	落部谷川新向橋	大和町落部	▼2.89	▼1.05	郡上土木事務所
神路川	県	神路川宮前橋	大和町神路	▼2.23	▼0.84	郡上土木事務所
気良川	市	気良川高橋	明宝気良	▼2.18	▼0.89	郡上市
寒水川	市	寒水川屋形橋	明宝寒水	▼2.67	▼1.09	郡上市
弓掛川	県	弓掛川中島橋	明宝小川	▼3.98	▼2.48	郡上土木事務所
小駄良川	県	小駄良川上社良橋	八幡町初音	▼5.42	▼2.23	郡上土木事務所
貢間川	県	貢間川さくらや橋	八幡町入間	▼1.88	▼0.66	郡上土木事務所
入間川	県	入間川宮下橋一号橋	八幡町入間	▼2.56	▼0.94	郡上土木事務所
小那比川	市	小那比川小原橋	八幡町小那比	▼1.75	▼0.68	郡上市
神奈良川	市	神奈良川神奈良１号橋	八幡町小那比	▼2.04	▼0.78	郡上市
粥川	県	粥川半造橋	美並町高砂	▼2.42	▼0.62	郡上土木事務所
釜ヶ谷	市	釜ヶ滝川鎌ヶ谷橋	美並町上田	▼3.22	▼1.22	郡上市
和良川	県	和良川荒川橋	和良町宮地	▼2.50	▼0.70	郡上土木事務所
和良川	県	和良川ツブテ岩上	和良町方須	▼3.41	▼1.44	郡上土木事務所
鬼谷川	県	鬼谷川浜井場橋	和良町三庫	▼2.73	▼0.93	郡上土木事務所
土京川	県	土京川横谷橋	和良町土京	▼5.04	▼1.92	郡上土木事務所

※観測開始水位は、水位計を設置した場所の川の断面積の約３割の水位を設定している。
　避難判断参考水位は、水位計を設置した場所の川の断面積の約７割の水位を設定している。

５－７　雨量観測所

（平成29年４月１日現在）

所　　属	測量所名	測器種類	所　　在　　地	観測資料保存場所
水資源機構	日出雲	テレメーター	明宝小川	岩谷ダム管理所
国土交通省	八幡		八幡町稲成	木曽川上流河川事務所
	那比		八幡町那比	
	白鳥		大和町万場	
	栃洞		白鳥町六ノ里	
	大鷲		高鷲町西洞	
	上田		美並町大原	
	二間手		明宝二間手	
	和良		和良町沢	
気象庁	八幡		八幡町旭	岐阜地方気象台
	長滝		白鳥町長滝	
	ひるがの		高鷲町ひるがの	
岐阜県	郡上建設事務所	－	八幡町初音	郡上土木事務所
	西洞	－	高鷲町西洞字舟ゴザ	－
	那比	－	八幡町那比字薬師	－
	阿多岐	－	白鳥町阿多岐字日向地先	－
	阿多岐ダム	－	白鳥町阿多岐	－
	大和	－	大和町徳永	－
	内ヶ谷ダム	－	大和町上会津	－
	石徹白	－	白鳥町石徹白	－
郡上市	消防本部	－	八幡町小野4-4-1	消防本部
	万場	－	大和町万場	大和振興事務所
	大和振興事務所	－	大和町徳永	
	河辺	－	大和町河辺	
	美並振興事務所	転倒ます型	美並町白山725-3	美並振興事務所
	大洞	テレメーター ※防災無線 屋外子局	八幡町入間2356-1	本庁舎
	上栗巣北切		大和町栗巣1643-2	
	大間見岩田		大和町大間見2436-3	
	振興事務所（白鳥）		白鳥町白鳥38-1	
	高鷲庁舎前		高鷲町大鷲2428-25	
	鮎走小洞		高鷲町鮎立982-1	
	切立明野		高鷲町鮎立6118-4	
	鷲見		高鷲町鷲見1504-3	
	上上野		高鷲町鷲見5390	
	深戸		美並町三戸497	
	粥川		美並町高砂1159	
	寒水井口		明宝寒水840-4	
	気良宮ノ前		明宝気良835-1	
	奥住水沢上		明宝奥住3425-1	
	明宝小川峠		明宝畑佐867-17	
	鹿倉東洞		和良町鹿倉1618	
	下土京		和良町土京829-4	

	方須		和良町方須501-1	
箇　所　数	総数	43		
	うち市設置	23		

６　緊急輸送に関する資料

６－１　防災ヘリコプター等臨時離着陸場及び緊急時発着可能な離着陸場一覧

用途	施設名	所在地	電話番号	座標
指定	郡上八幡中央公園	八幡町島谷1264	67－1121	E136° 57′ 01″ N 35° 44′ 50″
緊急	郡上八幡IC　氷雪基地	八幡町五町76	0583－82－1247	E136° 56′ 48″ N 35° 45′ 06″
緊急	川合小学校グラウンド	八幡町初音1080	65－2703	E136° 57′ 10″ N 35° 46′ 14″
緊急	相生小学校グラウンド	八幡町相生1358	63－2224	E136° 57′ 01″ N 35° 42′ 51″
緊急	八幡西中学校グラウンド	八幡町西乙原254－１	63－2220	E136° 57′ 01″ N 35° 42′ 32″
緊急	郡上特別支援学校那比校舎グラウンド	八幡町那比3068	63－2110	E136° 53′ 49″ N 35° 42′ 24″
緊急	郡上八幡総合グラウンド （陸自、中部防災指定）	八幡町旭1514－２	67－1121	E136° 58′ 54″ N 35° 45′ 34″
緊急	口明方小学校	八幡町市島913	62－2128	E137° 00′ 32″ N 35° 47′ 00″
緊急	旧西和良小中学校グラウンド	八幡町美山2525	68－2001	E137° 00′ 29″ N 35° 44′ 24″
緊急	小那比山村広場	八幡町小那比6270－２	67－1211	E137° 01′ 20″ N 35° 39′ 39″
緊急	（株）セリアエンジニアリング	八幡町市島1357－３	62－0011	E137° 00′ 55″ N 35° 47′ 24″
緊急	森おとり駐車場	八幡町有坂236	65－2955	E136° 56′ 17″ N 35° 45′ 40″
緊急	ほたるの家	八幡町初音4481	67－0789	E136° 57′ 52″ N 35° 47′ 23″
緊急	大和中学校グラウンド	大和町剣100	88－2039	E136° 53′ 59″ N 35° 48′ 53″
緊急	古今伝授の里運動公園	大和町島4450	88－2211	E136° 54′ 08″ N 35° 47′ 40″
緊急	大和振興事務所	大和町徳永585	88－2211	E136° 54′ 05″ N 35° 48′ 26″
緊急	大和奥長良ウインドパーク （県警指定）	大和町徳永691－３	88－2211	E136° 53′ 56″ N 35° 48′ 36″
緊急	大和第１北小学校グラウンド	大和町万場1950	88－2228	E136° 52′ 56″ N 35° 50′ 09″
緊急	母袋温泉スキー場	大和町栗巣1728	88－3155	E136° 57′ 06″ N 35° 51′ 59″
緊急	落部	大和町落部	88－3831	E136° 52′ 36″ N 35° 48′ 21″
緊急	郡上合板	大和町島177	65－3518	E136° 54′ 47″ N 35° 46′ 46″
緊急	内ヶ谷	大和町内ヶ谷	88－9070	E136° 50′ 47″ N 35° 48′ 07″

緊急	フィールドミュージアム	大和町牧785-1	88－3244	E136° 55′20″ N 35° 48′39″
緊急	白鳥小学校グラウンド	白鳥町白鳥10－２	82－3143	E136° 51′28″ N 35° 52′52″
緊急	郡上市合併記念公園(第１駐車場)	白鳥町為真2061	82－3111	E136° 52′02″ N 35° 52′53″
緊急	郡上市合併記念公園(第４駐車場) （陸自、県警指定）	白鳥町為真2061	82－3111	E136° 51′57″ N 35° 52′43″
緊急	白鳥中学校グラウンド	白鳥町為真766－２	82－3155	E136° 51′57″ N 35° 52′43″
緊急	郡上北高等学校	白鳥町為真1265－２	82－2073	E136° 51′52″ N 35° 53′03″
緊急	牛道小学校グラウンド	白鳥町中西499－１	84－1004	E136° 53′29″ N 35° 53′28″
緊急	那留小学校グラウンド	白鳥町那留1450－１	82－4501	E136° 53′01″ N 35° 52′18″
緊急	那留山村広場	白鳥町那留1499－119	82－3111	E136° 52′42″ N 35° 51′53″
緊急	かみほの湯	白鳥町那留32	83－0126	E136° 52′29″ N 35° 51′52″
緊急	味の里　奥美濃しろとり	白鳥町恩地746－１	84－0008	E136° 52′48″ N 35° 52′52″
緊急	北濃小学校グラウンド	白鳥町二日町153－１	85－2032	E136° 50′22″ N 35° 54′55″
緊急	白山文化博物館駐車場	白鳥町長滝402－11	85－2663	E136° 49′54″ N 35° 55′24″
緊急	大西組	白鳥町向小駄良1014－１	82－2555	E136° 50′59″ N 35° 53′24″
緊急	イトシロシャーロットタウン	白鳥町石徹白128－28	86－3131	E136° 46′24″ N 35° 58′11″
緊急	カルヴィラ石徹白	白鳥町石徹白57－100	82－3111	E136° 46′40″ N 35° 58′22″
緊急	ウイングヒルズ	白鳥町石徹白１－１	86－3518	E136° 48′08″ N 35° 57′59″
緊急	満天の湯	白鳥町石徹白１－19	86－3487	E136° 48′33″ N 35° 57′55″
緊急	白鳥高原カントリークラブ	白鳥町石徹白133	86－3111	E136° 48′21″ N 35° 57′30″
緊急	たかす町民センター	高鷲町大鷲1244－８	72－6321	E136° 52′29″ N 35° 57′08″
緊急	高鷲小学校	高鷲町大鷲2387－１	72－5006	E136° 52′42″ N 35° 56′48″
緊急	高鷲中学校	高鷲町大鷲284－14	72－5017	E136° 52′00″ N 35° 56′48″
緊急	鷲ヶ岳スキー場	高鷲町大鷲3262－１	72－5105	E136° 55′03″ N 35° 56′29″
緊急	高鷲スノーパーク	高鷲町西洞3086－１	72－2000	E136° 52′50″ N 35° 59′58″
緊急	ダイナランド	高鷲町西洞3052－１	72－6636	E136° 52′28″ N 35° 59′28″
緊急	牧歌の里	高鷲町鷲見2756	73－2888	E136° 52′00″ N 35° 56′48″
緊急	ホワイトピア高鷲スキー場	高鷲町鷲見512	72－6311	E136° 56′00″ N 35° 57′29″

緊急	上野グラウンド	高鷲町鷲見5053－１	72－5111	E136° 54′ 44″ N 35° 58′ 32″
緊急	ひるがの多目的広場	高鷲町ひるがの4631－1231	73－2200	E136° 54′ 04″ N 35° 59′ 56″
緊急	ひるがのキャンプ場駐車場	高鷲町ひるがの4714－２	73－2331	E136° 54′ 06″ N 35° 00′ 34″
緊急	高鷲IC内プラ作業ヤード	高鷲町鮎立5801	0577－67－3261	E136° 52′ 46″ N 35° 56′ 12″
緊急	叺高原	高鷲町西洞3090－１	72－2000	E136° 52′ 42″ N 35° 59′ 44″
緊急	美並まん真ん中センター（陸自指定）	美並町白山430－４	79－3111	E136° 57′ 46″ N 35° 39′ 55″
緊急	三城小学校グラウンド	美並町白山745－１	79－2023	E136° 57′ 17″ N 35° 39′ 34″
緊急	郡南中学校	美並町白山1331－１	79－2022	E136° 57′ 02″ N 35° 39′ 12″
緊急	高砂遊遊ふれあい広場	美並町高砂359	79－3111	E136° 57′ 08″ N 35° 39′ 38″
緊急	吉田小学校	美並町上田69	79－2009	E136° 56′ 45″ N 35° 38′ 23″
緊急	美並（まん真ん中広場北駐車場）	美並町白山437	79－3700	E136° 57′ 56″ N 35° 39′ 58″
緊急	美並（まん真ん中広場南駐車場）	美並町白山437	79－3700	E136° 57′ 56″ N 35° 39′ 58″
緊急	道の駅　明宝　駐車場	明宝大谷1015	87－2324	E137° 01′ 42″ N 35° 50′ 42″
緊急	明宝小学校	明宝気良88	87－2132	E137° 01′ 48″ N 35° 51′ 15″
緊急	明宝温泉　湯星館	明宝奥住3428－１	87－2080	E137° 03′ 27″ N 35° 55′ 34″
緊急	めいほうスキー場駐車場	明宝奥住3447－１	87－2811	E137° 02′ 54″ N 35° 56′ 29″
緊急	小川小学校グラウンド	明宝小川632	87－2871	E137° 08′ 30″ N 35° 52′ 03″
緊急	明宝振興事務所	明宝二間手606－１	87－2211	E137° 01′ 56″ N 35° 51′ 04″
緊急	明宝中学校グラウンド	明宝二間手255	87－2113	E137° 02′ 16″ N 35° 51′ 19″
緊急	ほほえみの家	明宝畑佐	87－2211	E137° 03′ 37″ N 35° 51′ 41″
緊急	奥住駐車帯	明宝奥住	67－1111	E137° 03′ 36″ N 35° 54′ 21″
緊急	和良総合グラウンド	和良町沢668	77－2724	E137° 04′ 42″ N 35° 44′ 46″
緊急	郡上東中学校グラウンド	和良町法師丸196－１	77－2108	E137° 05′ 42″ N 35° 44′ 39″
緊急	和良安郷野グラウンド	和良町安郷野478－40	77－2724	E137° 06′ 04″ N 35° 45′ 16″
緊急	鹿倉温泉スタンド	和良町鹿倉	77－2211	E137° 05′ 10″ N 35° 47′ 36″

注）　用途の区分　「指定」―防災ヘリコプター飛行場外離着陸場と指定している場所

「緊急」―緊急時に使用可能な発着可能な離着陸場

６－２　一時集積配分拠点施設

（平成24年４月時点）

施　設　名	所　在　地	床面積（㎡）	連　絡　先
八幡防災センター	八幡町島谷228	848	67－1121
郡上市役所大和庁舎車庫	大和町徳永585	500	88－2211
白鳥中学校体育館	白鳥町為真766－２	1,860	82－3111
高鷲小学校体育館	高鷲町大鷲2387－１	856	72－5111
美並総合体育館	美並町白山430－31	873	79－3111
明宝アリーナ	明宝二間手276	1,432	87－2211
和良運動公園多目的広場	和良町宮地1155	2,000	77－2211

６－３　活動拠点候補地一覧

番号	名　称	所在地	面積（㎡）	適用可能な使途（b 消防、c 警察、d 自衛隊）	管理者	避難所指定の有無	他の用途指定
1	郡上市郡上八幡総合運動場	八幡町旭1514－２	24,445	b、c、d	郡上市	○	指定緊急避難場所
2	郡上市立八幡中学校グラウンド	八幡町小野８－５－１	19,250	b、c、d	郡上市	○	指定緊急避難場所
3	郡上市役所大和庁舎駐車場	大和町徳永585	5,000	b、c	郡上市	○	指定緊急避難場所、車庫は一時集積配分拠点
4	郡上市立奥長良ウインドパーク	大和町徳永691－３	13,000	b、c	郡上市		
5	郡上市白鳥第２体育館駐車場	白鳥町為真760－65	4,500	b、c	郡上市		
6	郡上市市民総合運動広場	白鳥町為真2062－１	23,282	b、c、d	郡上市	○	指定緊急避難場所
7	郡上市たかす町民センターグラウンド	高鷲町大鷲1244－８	12,066	b、c	郡上市	○	指定緊急避難場所
8	郡上市たかす町民センター駐車場	高鷲町大鷲1244－８	3,651	c	郡上市	○	指定緊急避難場所
9	郡上市立高鷲中学校グラウンド	高鷲町大鷲284－14	12,800	b、c	郡上市	○	一時避難場所
10	郡上市まん真ん中広場（北側駐車場・南側駐車場）	美並町白山437	7,950	b、c、d	郡上市	○	指定緊急避難場所

11	郡上市立郡南中学校グラウンド	美並町白山1331－1	9,500	b、c	郡上市	○	指定緊急避難場所
12	郡上市立明宝中学校（野球場）	明宝二間手289	4,523	b、c	郡上市		指定緊急避難場所
13	郡上市和良総合グラウンド	和良町沢668	14,400	b、c	郡上市		
14	郡上市和良運動公園	和良町宮地1155	6,000	b、c	郡上市	○	指定緊急避難場所、多目的広場は一時集積配分拠点

※活動拠点指定の要件については、岐阜県災害時広域受援計画p13参照

７　医療救護に関する資料

７－１　医療機関一覧

地域名	機　関　名	所　在　地	電話番号
八　幡	郡上市医師会	八幡町島谷1265－5	65－2111
	郡上市民病院	八幡町島谷1261	67－1611
	八幡病院	八幡町桜町278	65－2151
	県北西部地域医療センター国保小那比診療所	八幡町小那比3115－1	69－2011
	堀谷医院	八幡町中坪1－7	65－6868
	杉下医院	八幡町五町3－15－2	67－2177
	うえむら整形外科	八幡町五町3－15－14	65－5500
	すえたけ眼科クリニック	八幡町稲成304－1	67－0030
	筧歯科医院	八幡町島谷1465	65－3188
	畑佐歯科医院	八幡町本町853	65－2533
	俊歯科医院（郡上歯科医師会代表）	八幡町小野4－1－3	66－0186
	白木屋歯科医院	八幡町鍛冶屋町791－1	67－1166
	はるこま歯科医院	八幡町五町1－4－2	65－6612
	はやし耳鼻いんこう科	八幡町中坪2－5－2	67－9832
	おだがき内科・内視鏡クリニック	八幡町島谷1524－15	67－9920
	郡上こどもと地域のクリニック	八幡町小野62－3	67－9388
大　和	大和医院	大和町徳永788	88－2811
	岡部内科	大和町剣88－5	88－3321
	きとう眼科大和診療所	大和町徳永821－2	88－0125
	岩谷歯科医院	大和町徳永730－1	88－4155
	さくら歯科医院	大和町徳永184－1	88－1108
白　鳥	県北西部地域医療センター国保白鳥病院	白鳥町為真1205－1	82－3131
	県北西部地域医療センター国保石徹白診療所	白鳥町石徹白39－5－1	86－0011
	鷲見病院	白鳥町白鳥2－1	82－3151
	沢崎医院	白鳥町為真1308－1	82－2080
	石井医院	白鳥町白鳥415－1	82－2047
	森田医院	白鳥町向小駄良748－1	82－6121
	中村歯科医院	白鳥町白鳥128－1	82－4262
	西村歯科医院	白鳥町向小駄良710	82－4433

	曽我歯科医院	白鳥町白鳥749－11	82－4788
	田代歯科医院	白鳥町大島1494	82－2230
	ジュン歯科クリニック	白鳥町為真2027	67－9407
高　鷲	つるだクリニック	高鷲町大鷲2049－1	72－0020
	県北西部地域医療センター国保高鷲診療所	高鷲町大鷲201－2	72－5072
美　並	ばんの内科	美並町白山779	79－2013
	慈恵中央病院（郡上市医師会代表）	美並町大原1－1	79－2030
	ふじわらみなみ診療所（訪問診療）	郡上市美並町白山940	050-8890-8861
	八木歯科医院	美並町白山1583－1	79－3475
	太田歯科医院	美並町白山1345－1	79－3771
明　宝	国保和良診療所小川巡回診療	明宝小川775－2	87－2873
	明宝医院	明宝大谷318－5	87－3080
和　良	県北西部地域医療センター国保和良診療所	和良町沢882	77－2311
	県北西部地域医療センター国保和良歯科診療所	和良町沢865－1	77－4008

７－２　薬局・薬店一覧

地域名	名　　称	所　在　地	電話番号
八　幡	名古屋薬局	八幡町島谷1447	67－1551
	八幡薬局	八幡町島谷1311－24	65－3235
	石丸薬局	八幡町島谷745	65－2218
	アポロン薬局	八幡町小野6－5－4	67－1280
	たんぽぽ薬局八幡桜町店	八幡町桜町330	65－6931
	たんぽぽ薬局郡上店	八幡町島谷1265－1	66－1181
	ピノキオ薬局八幡店	八幡町島谷1265－2	66－2251
	郡上薬局	八幡町大正町56	66－2237
	ユタカ調剤薬局五町	八幡町五町3－1－24	66－0270
	ファースト調剤薬局郡上八幡店	八幡町中坪1－8－3	65－6680
	Ｖドラッグ郡上市民病院前店	八幡町島谷1522－1	66－1070
	Ｖドラッグ八幡初納店	八幡町初納2069	67－9720
	アポロン薬局五町店	八幡町五町3－15－17	67－2240
	ゲンキー郡上八幡店	八幡町稲成1009	66－1730
	ゲンキー初納店	八幡町初納99-1	67－9384
大　和	カトー薬局(リバーサイドタウンＰｉｏ内)	大和町徳永268	88－2130
	Ｖドラッグ大和店	大和町徳永817－1	88－9011

	ピノキオ薬局大和店	大和町剣88－3	88－4433
	ゲンキー大和徳永店	大和町徳永648-1	88－5510
白　鳥	白鳥薬局	白鳥町白鳥144－11	82－2070
	高田屋伊東薬局	白鳥町白鳥954－3	82－2019
	柏友堂薬局	白鳥町白鳥20－1	82－4470
	たかだや薬局白鳥病院前店	白鳥町為真1199－6	82－5806
	山田薬局	白鳥町白鳥121－2	82－2285
	セガミ薬局	白鳥町白鳥1179－13	82－4966
	大前薬店	白鳥町中西601－1	84－1041
	山田薬品	白鳥町為真228－53	82－2880
	Ｖドラッグ白鳥中央店	白鳥町白鳥28－2	83－1055
	ピノキオ薬局為真店	白鳥町為真1201	83－0350
	ゲンキー郡上白鳥店	白鳥町向小駄良960－1	83－1730
高　鷲	Ｖドラッグ高鷲薬局	高鷲町大鷲2051－4	72－1020
美　並	古田調剤薬局（郡上薬剤師会代表）	美並町白山783－1	79－9080
和　良	カキヤ薬局	和良町沢1022－1－1	77－2022
	Ｖドラッグ和良診療所前薬局	和良町沢868－1	77－3203

8　被災者救援に関する資料

8－1　防災用備蓄物資等保有状況　（令和５年11月１日現在）

番号	対象区域	施設名	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
				主食（アルファ米）	副食（缶詰）	副食（みそ汁）	ライフスープ	副食（玉子スープ）	水（５００ｍｌ）	粉ミルク（アレルギー対応）	液体ミルク	哺乳ビン	トイレットペーパー	生理用品	紙おむつ（大人用）	紙おむつ（子供用）	不織布マスク	Ｎ９５マスク	フェイスシールド	防護服	袖付エプロン	ゴム手袋	チャック付きポリ袋	アルコール消毒液	消毒用次亜塩素酸	噴霧器	非接触型体温計	救急医療セット	簡易パーティション	段ボールベッド	段ボール間仕切り	極厚床マット	カーペット（６畳）	毛布	避難所用ＴＶ
				食	食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台
八幡				9,622	864	1,931	1,400	1,363	3,440	18	48	20	1,620	2,580	2,616	1,500	19,000	250	100	45	160	4,900	300	143	35	2	27	20	45	97	115	600	57	1,790	5
大和				3,259	468	1,140	350	1,100	7,202	10	22	14	1,560	2,270	1,290	798	9,030	140	200	33	140	5,900	140	34	25	2	15	10	30	43	100	300	40	530	2
白鳥				4,907	9,000	1,914	1,260	2,285	9,104	18	144	33	1,440	5,264	4,282	3,234	19,150	140	140	85	140	3,600	140	130	32	2	20	13	40	80	115	500	54	1,294	0
高鷲				1,958	588	600	350	600	2,400	1	42	10	461	1,290	224	272	3,050	140	140	25	140	3,700	140	87	20	2	12	12	25	22	60	200	33	338	5
美並				2,245	360	1,000	420	600	2,913	1	22	20	480	280	56	48	3,600	140	140	30	140	3,400	140	23	24	2	10	22	30	30	60	200	40	468	4
明宝				564	324	200	210	200	504	8	35	3	444	914	738	393	1,650	140	140	15	140	1,500	140	45	12	2	8	6	15	12	25	100	18	209	1
和良				819	288	500	210	0	864	6	24	3	420	1,261	320	422	1,750	50	140	15	140	1,500	0	45	12	2	8	3	15	37	25	100	18	155	4
総合計				23,374	11,892	7,285	4,200	6,148	26,427	62	337	103	6,425	13,859	9,526	6,667	57,230	1,000	1,000	248	1,000	24,500	1,000	507	160	14	100	86	200	321	500	2,000	260	4,784	21

番号	対象区域	施設名	所在地	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64
				避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター	テント	救護所用大型テント	災害活動用多目的テント	土のう袋	ブルーシート	厚手ブルーシート	発電機（消防団用）	発電機（ガソリン）	発電機（ガス）	燃料携行缶	カセットガス	投光器	ＬＥＤ投光器（三脚）	ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	携帯投光器	ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	ＬＥＤランタン	懐中電灯（防水）	コードリール	大鍋・大型コンロ	カセットガスコンロ	電気ポット	石油ストーブ	飲料水用ポリタンク等	マンホールトイレ	マンホールトイレ用テント	簡易トイレ・浄化用品	担架	災害対策本部用電話機	特設公衆電話用電話機	衛星携帯電話
				台	張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
八幡				11	110	1	8	2,000	218	150	9	10	16	7	123	15	20	4	1	8	68	74	20	8	28	28	89	30	5	5	152	7	4	12	2
大和				5	69	0	5	1,300	50	75	3	1	9	2	81	5	10	1	1	1	29	31	9	3	24	24	15	4,760	0	0	28	14	0	6	0
白鳥				7	40	1	5	5,600	100	125	4	2	12	6	135	5	17	1	2	2	32	55	17	7	28	28	5	3,318	0	0	60	12	0	18	1
高鷲				4	49	0	4	1,200	13	50	4	4	7	4	162	6	8	1	1	1	19	26	11	21	14	14	42	1,800	0	0	15	13	0	6	0
美並				5	20	0	10	2,400	50	50	3	1	8	1	162	3	9	9	1	1	14	30	8	1	14	14	9	2,100	0	0	5	3	0	6	0
明宝				1	1	0	2	1,200	10	24	5	4	9	4	220	4	10	1	1	1	6	14	9	0	6	6	20	0	0	0	5	2	0	3	1
和良				4	24	0	2	3,000	2	25	6	7	4	5	27	6	5	1	1	1	44	18	8	22	6	6	45	900	0	0	5	3	0	2	0
総合計				37	313	2	36	16,700	443	499	34	29	65	29	910	44	79	18	8	15	212	248	82	62	120	120	225	12,908	5	5	270	54	4	53	4

八幡地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1 主食（アルファ米）	2 副食（缶詰）	3 副食（みそ汁）	4 副食（玉子スープ）	5 水（５００ｍｌ）	6 粉ミルク（アレルギー対応）	7 液体ミルク	8 哺乳ビン	9 トイレットペーパー	10 生理用品	11 紙おむつ（大人用）	12 紙おむつ（子供用）	13 不織布マスク	14 Ｎ９５マスク	15 フェイスシールド	16 防護服	17 袖付エプロン	18 ゴム手袋	19 チャック付きポリ袋	20 アルコール消毒液	21 消毒用次亜塩素酸	22 噴霧器	23 非接触型体温計	24 救急医療セット	25 簡易パーティション	26 段ボールベッド	27 段ボール間仕切り	28 極厚床マット	29 カーペット（６畳）	30 毛布	31 避難所用ＴＶ	32 避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	八幡北部	八幡公民館	殿町63-1																																
2		八幡小学校体育館	島谷8									100															3						100		
3		八幡庁舎防災倉庫	島谷228	9,622	864	1,931	1,363	3,440	18	48	20	1,620	2,580	2,616	1,500	19,000	250	100	45	160	4,900	300	143	35	2	27	12	45	59	71	370	34	100	5	11
4	八幡東部	ふれあい会館	島谷36-1																														60		
5		郡上市総合文化センター	島谷207-1									30																							
6		郡上市総合スポーツセンター	旭1130-1									30																							
7	八幡南部	郡上八幡南部コミュニティ消防センター	大正町54									20																					440		
8		郡上八幡中央コミュニティ消防センター	島谷1010-2									20																					450		
9		栄・今・今小町集会所	島谷1123																																
10	川合西部	五町社会体育施設	五町4-1-3																																
11		八幡第２公民館	五町3-18									10																					100		
12		有坂公民館	有坂195-4																																
13		大瀬子コミュニティ消防センター	瀬取653-4																																
14		小瀬子集会所	瀬取290																																
15		勝更倉庫	有坂1311-1・1312																																
16	川合北部	川合小学校体育館	初音1080									50															1								
17		郡上八幡川合農村環境改善センター	初音1135-2																								1		14	16	84	8	10		
18		原集会所	初音4358-3																																
19		中西公民館	初音2652-1																																
20	川合北部	郡上八幡河鹿1区集落センター	河鹿530-1																																
21	川合南部	中坪４区集会所	中坪99																																
22	稲成	雇用促進住宅集会所兼向中野集会所	稲成27-4																																
23		穀見集会所	稲成780																																
24		東安久田集会所	安久田1582																																
25		中野集会所	稲成361-6																																
26	相生	相生小学校体育館	相生1358									50															1								
27		相生公民館	相生1371-4									20															1						60		
28		郡上八幡門原農林集会所	相生122																																
29		名津佐集会所	吉野1377-1																																
30	西乙原	八幡西中学校体育館	西乙原254-1									100																	14	17	88	8			
31	亀尾島	亀尾島集会所	相生3448																																
32	那比	那比社会体育施設	那比3068																																
33		那比公民館	那比3092									30																	4	5	24	3	100		
34		久造集会所	那比215-1																																
35		高畑集会所	那比5010																																
36	小野	八幡中学校体育館	小野8-5-1									100																							
37		郡上八幡青少年センター	小野8-5-2									20																							
38	口明方南部	郡上八幡川佐農林集会所	旭363-4																																
39		初納公民館	初納400																																
40	口明方中央	口明方コミュニティ消防センター	市島945-1									20																					250		
41		口明方小学校体育館	市島932									30																							
42	口明方北部	有穂公民館	有穂396																																
43		下津原公民館	初納1999-1																																
44	西和良	西和良小学校体育館	美山2525									50																	4	4	23	2			
45		西和良公民館	美山2643									20																							
46		美山コミュニティ消防センター	美山2377-1																														100		
47		洲河公民館	洲河1464																																
48		入間公民館	入間1093-4																																
49	小那比	野々倉集会所	野々倉1357-1																																
50		おなび生きがいセンター	小那比6270-2																								1								
51		小那比公民館	小那比3565									10																	2	2	11	2	40		
合　　計				9,622	864	1,931	1,363	3,440	18	48	20	2,330	2,580	2,616	1,500	19,000	250	100	45	160	4,900	300	143	35	2	27	20	45	97	115	600	57	1,810	5	11

八幡地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
				テント	救護所用大型テント	災害活動用多目的テント	土のう袋	ブルーシート	厚手ブルーシート	発電機（消防団用）	発電機（ガソリン）	発電機（ガス）	燃料携行缶	カセットガス	投光器	ＬＥＤ投光器（三脚）	ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	携帯投光器	ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	ＬＥＤランタン	懐中電灯（防水）	コードリール	大鍋・大型コンロ	カセットガスコンロ	電気ポット	石油ストーブ	飲料水用ポリタンク等	マンホールトイレ	マンホールトイレ用テント	簡易トイレ・浄化用品	担架	災害対策本部用電話機	特設公衆電話用電話機	衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	八幡北部	八幡公民館	殿町63-1																				1			1								
2	八幡東部	八幡小学校体育館	島谷8	6				2																		8					1			
3		八幡庁舎防災倉庫	島谷228	44			2,000	16	44	1	10	9	7	72	12	13	4	1	8	92	57	20		16	16	12	30	5	5			4	12	2
4		ふれあい会館	島谷36-1			9		160							3															152	31			
5		郡上市総合文化センター	島谷207-1																															
6		郡上市総合スポーツセンター	旭1130-1																															
7	八幡南部	郡上八幡南部コミュニティ消防センター	大正町54																															
8		郡上八幡中央コミュニティ消防センター	島谷1010-2																															
9		栄・今・今小町集会所	島谷1123																															
10	川合西部	五町社会体育施設	五町4-1-3																															
11		八幡第２公民館	五町3-18	1																						1								
12		有坂公民館	有坂195-4	1				1																		2								
13		大瀬子コミュニティ消防センター	瀬取653-4	1																						2								
14		小瀬子集会所	瀬取290					1																		2								
15		勝更倉庫	有坂1311-1･1312	24																														
16	川合北部	川合小学校体育館	初音1080	20				4																		4					1			
17		郡上八幡川合農村環境改善センター	初音1135-2						21			1		18		2				4	6	1		4	4	1								
18		原集会所	初音4358-3																							1								
19		中西公民館	初音2652-1					1																		1								
20		郡上八幡河鹿１区集落センター	河鹿530-1																							1								
21	川合南部	中坪４区集会所	中坪99					2																		1								
22	稲成	雇用促進住宅集会所兼向中野集会所	稲成27-4																							1								
23		穀見集会所	稲成780					1																		1								
24		東安久田集会所	安久田1582					2																		1								
25		中野集会所	稲成361-6																															
26	相生	相生小学校体育館	相生1358	5				5																		1					1			
27		相生公民館	相生1371-4					9																										
28		郡上八幡門原農林集会所	相生122																							1								
29		名津佐集会所	吉野1377-1	1				1																		2								
30	西乙原	八幡西中学校体育館	西乙原254-1	7					22			2		18		2				4	6	2		4	4	5					1			
31	亀尾島	亀尾島集会所	相生3448																							1								
32	那比	那比社会体育施設	那比3068																															
33		那比公民館	那比3092	6					6			1		6		1				1	2	1		1	1	4								
34		久造集会所	那比215-1																							1								
35		高畑集会所	那比5010																							1								
36	小野	八幡中学校体育館	小野8-5-1	18																						1					1			
37		郡上八幡青少年センター	小野8-5-2		1			5																		1								
38	口明方南部	郡上八幡川佐農林集会所	旭363-4	1																			2			1								
39		初納公民館	初納400	1																						2								
40	口明方中央	口明方コミュニティ消防センター	市島945-1	2				5																		2								
41		口明方小学校体育館	市島932	10				2															3			7					1			
42	口明方北部	有穂公民館	有穂396																				1											
43		下津原公民館	初納1999-1	1																						1								
44	西和良	西和良小学校体育館	美山2525	5					6			1		6		1				1	2	1		1	1	4					1			
45		西和良公民館	美山2643																							3								
46		美山コミュニティ消防センター	美山2377-1																															
47		洲河公民館	洲河1464																							2								
48		入間公民館	入間1093-4																				1			1								
49	小那比	野々倉集会所	野々倉1357-1																															
50		おなび生きがいセンター	小那比6270-2																							2								
51		小那比公民館	小那比3565					1	3			1		3		1				1	1	1		1	1	1								
合　　計				154	1	9	2,000	218	102	1	10	15	7	123	15	20	4	1	8	103	74	26	8	27	27	84	30	5	5	152	38	4	12	2

大和地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
				主食（アルファ米）	副食（缶詰）	副食（みそ汁）	副食（玉子スープ）	水（５００ｍｌ）	粉ミルク（アレルギー対応）	液体ミルク	哺乳ビン	トイレットペーパー	生理用品	紙おむつ（大人用）	紙おむつ（子供用）	不織布マスク	Ｎ９５マスク	フェイスシールド	防護服	袖付エプロン	ゴム手袋	チャック付きポリ袋	アルコール消毒液	消毒用次亜塩素酸	噴霧器	非接触型体温計	救急医療セット	簡易パーティション	段ボールベッド	段ボール間仕切り	極厚床マット	カーペット（６畳）	毛布	避難所用ＴＶ	避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	全域	郡上市役所大和庁舎・各詰所	徳永585	3,259	468	1,140	1,100	7,202	10	22	14	1,560	2,270	1,290	798	8,980			30		5,800		33	24	2	14	8	26	39	96	300	40	530	1	5
2		やまと総合センター	徳永290																														1	
3	徳永・河辺	大和保健福祉センターやまつつじ	徳永618													50	140	200	3	140	100	140	1	1		1	2	4	4	4					
4	河辺	大和南小学校体育館	河辺951-2																																
5	剣・名皿部	大和中学校体育館	剣100																																
6	剣	大和北小学校体育館	剣1085-1																																
7	大間見 口大間見	大間見体育館	大間見1572																																
8	万場	大和第一北小学校体育館	万場1950																																
9	西地区 神路・河辺	大和西小学校体育館	島3020																																
合　　計				3,259	468	1,140	1,100	7,202	10	22	14	1,560	2,270	1,290	798	9,030	140	200	33	140	5,900	140	34	25	2	15	10	30	43	100	300	40	530	2	5

大和地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
				テント	救護所用大型テント	災害活動用多目的テント	土のう袋	ブルーシート	厚手ブルーシート	発電機（消防団用）	発電機（ガソリン）	発電機（ガス）	燃料携行缶	カセットガス	投光器	ＬＥＤ投光器（三脚）	ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	携帯投光器	ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	ＬＥＤランタン	懐中電灯（防水）	コードリール	大鍋・大型コンロ	カセットガスコンロ	電気ポット	石油ストーブ	飲料水用ポリタンク等	マンホールトイレ	マンホールトイレ用テント	簡易トイレ・浄化用品	担架	災害対策本部用電話機	特設公衆電話用電話機	衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	全域	郡上市役所大和庁舎・各詰所	徳永585	36		5	1,300	50	75	3	1	9	2	81	5	10	1	1	1	29	31	9		24	24	5	4,760			28	6		6	
2		やまと総合センター	徳永290																							10					1			
3	徳永・河辺	大和保健福祉センターやまつつじ	徳永618																				3								1			
4	河辺	大和南小学校体育館	河辺951-2	6																											1			
5	剣・名皿部	大和中学校体育館	剣100	11																											1			
6	剣	大和北小学校体育館	剣1085-1	4																											1			
7	大間見 口大間見	大間見体育館	大間見1572	2																											1			
8	万場	大和第一北小学校体育館	万場1950	5																											1			
9	西地区 神路・河辺	大和西小学校体育館	島3020	5																											1			
合　　計				69	0	5	1,300	50	75	3	1	9	2	81	5	10	1	1	1	29	31	9	3	24	24	15	4,760	0	0	28	14	0	6	0

白鳥地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
				主食（アルファ米）	副食（缶詰）	副食（みそ汁）	副食（玉子スープ）	水（５００ｍｌ）	粉ミルク（アレルギー対応）	液体ミルク	哺乳ビン	トイレットペーパー	生理用品	紙おむつ（大人用）	紙おむつ（子供用）	不織布マスク	Ｎ９５マスク	フェイスシールド	防護服	袖付エプロン	ゴム手袋	チャック付きポリ袋	アルコール消毒液	消毒用次亜塩素酸	噴霧器	非接触型体温計	救急医療セット	簡易パーティション	段ボールベッド	段ボール間仕切り	極厚床マット	カーペット（６畳）	毛布	避難所用ＴＶ	避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	全域	白鳥ふれあい創造館	白鳥359-26	800		400	400		8					60	174	1,200													1	1			100		1
2		白鳥庁舎	白鳥38-1													600	140	140	40	140		140	10			20	13			114	500	54			6
3		白鳥第２体育館管理棟	為真760-65	3,271	7,448	1,014	1,385	7,448	8	96	25	1,248	3,920	3,940	2,828	16,450			45		3,600		120	32	2			40	79				786		
4		日赤倉庫																															268		
5		白鳥上水場	白鳥617-1																																
6		清流の里防災倉庫	向小駄良693-2	700		500	500	1,464	1	24	7	156	1,260	228	116	650																	110		
7	石徹白	白鳥高齢者保健福祉支援センター	石徹白第39号5番地1																																
8		石徹白小学校体育館	石徹白第39号2番地	136	144			192	1	24	1	36	84	54	116	250																	30		
合　　計				4,907	7,592	1,914	2,285	9,104	18	144	33	1,440	5,264	4,282	3,234	19,150	140	140	85	140	3,600	140	130	32	2	20	13	40	80	115	500	54	1,294	0	7

白鳥地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
				テント	救護所用大型テント	災害活動用多目的テント	土のう袋	ブルーシート	厚手ブルーシート	発電機（消防団用）	発電機（ガソリン）	発電機（ガス）	燃料携行缶	カセットガス	投光器	ＬＥＤ投光器（三脚）	ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	携帯投光器	ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	ＬＥＤランタン	懐中電灯（防水）	コードリール	大鍋・大型コンロ	カセットガスコンロ	電気ポット	石油ストーブ	飲料水用ポリタンク等	マンホールトイレ	マンホールトイレ用テント	簡易トイレ・浄化用品	担架	災害対策本部用電話機	特設公衆電話用電話機	衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	全域	白鳥ふれあい創造館	白鳥359-26																															
2		白鳥庁舎	白鳥38-1	26	1		2,800		125	4	1	12	5	135	5	4		1	1	27	55	17	2	28	28	5							9	
3		白鳥第２体育館管理棟	為真760-65			5		100												5										60	12			
4		日赤倉庫		4																			5			18								
5		白鳥上水場	白鳥617-1																								3,300							
6		清流の里防災倉庫	向小駄良693-2	10												13	1	1																
7	石徹白	白鳥高齢者保健福祉支援センター	石徹白第39号5番地1																															1
8		石徹白小学校体育館	石徹白第39号2番地																															
合　　計				40	1	5	2,800	100	125	4	1	12	5	135	5	17	1	2	1	32	55	17	7	28	28	5	3,318	0	0	60	12	0	9	1

高鷲地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1 主食（アルファ米）	2 副食（缶詰）	3 副食（みそ汁）	4 副食（玉子スープ）	5 水（５００ｍｌ）	6 粉ミルク（アレルギー対応）	7 液体ミルク	8 哺乳ビン	9 トイレットペーパー	10 生理用品	11 紙おむつ（大人用）	12 紙おむつ（子供用）	13 不織布マスク	14 Ｎ９５マスク	15 フェイスシールド	16 防護服	17 袖付エプロン	18 ゴム手袋	19 チャック付きポリ袋	20 アルコール消毒液	21 消毒用次亜塩素酸	22 噴霧器	23 非接触型体温計	24 救急医療セット	25 簡易パーティション	26 段ボールベッド	27 段ボール間仕切り	28 極厚床マット	29 カーペット（６畳）	30 毛布	31 避難所用ＴＶ	32 避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	小洞	高鷲小洞集会所	鮎立720-1																														10		
2	神道	高鷲神道集会所	鮎立																																
3	鮎走全域	高鷲鮎走公民館	鮎立2759-3																								1						10		
4	鮎走	高鷲鮎走老人憩いの家	鮎立2769-1																																
5	切立	高鷲切立集会所	鮎立3997																														10		
6	正ケ洞	高鷲デイサービスセンター	大鷲201-2																																
7	大鷲全域	高鷲中学校体育館	大鷲284-14																																
8	中洞	高鷲中洞集会所	大鷲842-2																								1						10		
9		高鷲中洞老人憩いの家	大鷲1636-2																																
10	大鷲全域	たかす町民センター	大鷲1244-8																														10		
11	向鷲見	高鷲向鷲見集会所	大鷲2437-1									5															1						10		
12	大鷲全域	高鷲小学校体育館	大鷲2387-1																																
13	鷲見	高鷲鷲見集会所	鷲見1420																								1								
14		高鷲鷲見老人憩いの家	鷲見1479-1																														10		
15	西洞	高鷲西洞集会所	西洞2619																								1						10		
16		高鷲西洞体育館	西洞3215-3																																
17	ひるがの	高鷲北小学校体育館	ひるがの4670-282																																
18		高鷲ひるがの老人憩いの家	ひるがの4670-101																														10		
19		ひるがの自治会館	ひるがの4670-3019	200				192				72		120	44																		40		
20	板橋	高鷲板橋集会所	ひるがの2375-31																																
21	上野	高鷲上野ふれあい体育館	鷲見2616-1																														10		
22		高鷲上野集会所	鷲見5106-1																								1								
23	全域	高鷲庁舎	大鷲2349-4	1,758	588	600	600	2,208	1	42	10	384	1,290	104	228	3,050	140	140	140	140	3,700	140	87	20	2	12	6	25	22	60	200	33	198	5	4
合　　計				1,958	588	600	600	2,400	1	42	10	461	1,290	224	272	3,050	140	140	140	140	3,700	140	87	20	2	12	12	25	22	60	200	33	338	5	4

高鷲地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33 テント	34 救護所用大型テント	35 災害活動用多目的テント	36 土のう袋	37 ブルーシート	38 厚手ブルーシート	39 発電機（消防団用）	40 発電機（ガソリン）	41 発電機（ガス）	42 燃料携行缶	43 カセットガス	44 投光器	45 ＬＥＤ投光器（三脚）	46 ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	47 携帯投光器	48 ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	49 ＬＥＤランタン	50 懐中電灯（防水）	51 コードリール	52 大鍋・大型コンロ	53 カセットガスコンロ	54 電気ポット	55 石油ストーブ	56 飲料水用ポリタンク等	57 マンホールトイレ	58 マンホールトイレ用テント	59 簡易トイレ・浄化用品	60 担架	61 災害対策本部用電話機	62 特設公衆電話用電話機	63 衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	小洞	高鷲小洞集会所	鮎立720-1	1				1															2			1								
2	神道	高鷲神道集会所	鮎立																							2								
3	鮎走全域	高鷲鮎走公民館	鮎立2759-3	1				6															2			3					1			
4	鮎走	高鷲鮎走老人憩いの家	鮎立2769-1																				1			1								
5	切立	高鷲切立集会所	鮎立3997	2																						2					1			
6	正ケ洞	高鷲デイサービスセンター	大鷲201-2																							1								
7	大鷲全域	高鷲中学校体育館	大鷲284-14	8																						5					1			
8	中洞	高鷲中洞集会所	大鷲842-2	1																						1					1			
9		高鷲中洞老人憩いの家	大鷲1636-2																															
10	大鷲全域	たかす町民センター	大鷲1244-8																							1					2			
11	向鷲見	高鷲向鷲見集会所	大鷲2437-1	2				2															9			4					1			
12	大鷲全域	高鷲小学校体育館	大鷲2387-1	5																						4					1			
13	鷲見	高鷲鷲見集会所	鷲見1420	1																						1					1			
14		高鷲鷲見老人憩いの家	鷲見1479-1																							1								
15	西洞	高鷲西洞集会所	西洞2619	1																						1					1			
16		高鷲西洞体育館	西洞3215-3																							2								
17	ひるがの	高鷲北小学校体育館	ひるがの4670-282	7											2											3					1			
18		高鷲ひるがの老人憩いの家	ひるがの4670-101	2																			4			1								
19		ひるがの自治会館	ひるがの4670-3019										2									1				1								
20	板橋	高鷲板橋集会所	ひるがの2375-31																				2			1								
21	上野	高鷲上野ふれあい体育館	鷲見2616-1																							1								
22		高鷲上野集会所	鷲見5106-1	1																						1					1			
23	全域	高鷲庁舎	大鷲2349-4	17		4	1,200	4	50	4	4	7	2	162	4	8	1	1	1	19	26	10	1	14	14	4	1,800			15	1		6	
合　　計				49	0	4	1,200	13	50	4	4	7	4	162	6	8	1	1	1	19	26	11	21	14	14	42	1,800	0	0	15	13	0	6	0

美並地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1 主食（アルファ米）	2 副食（缶詰）	3 副食（みそ汁）	4 副食（玉子スープ）	5 水（５００ｍｌ）	6 粉ミルク（アレルギー対応）	7 液体ミルク	8 哺乳ビン	9 トイレットペーパー	10 生理用品	11 紙おむつ（大人用）	12 紙おむつ（子供用）	13 不織布マスク	14 Ｎ９５マスク	15 フェイスシールド	16 防護服	17 袖付エプロン	18 ゴム手袋	19 チャック付きポリ袋	20 アルコール消毒液	21 消毒用次亜塩素酸	22 噴霧器	23 非接触型体温計	24 救急医療セット	25 簡易パーティション	26 段ボールベッド	27 段ボール間仕切り	28 極厚床マット	29 カーペット（６畳）	30 毛布	31 避難所用ＴＶ	32 避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	木尾	美並木尾多目的集会所	上田3001-2																																
2	八坂	美並八坂転作技術研修センター	上田1957-1																																
3	下田	下田公民館	上田425-1																																
4	根村	美並根村集会所	上田1730-10																																
5	粥川	粥川口公民館	高砂521-1																																
6		粥川中央公民館	高砂739-1																																
7	高原	美並高原集会所	高砂336-1																																
8	粥川高原	美並基幹集落センター	高砂397-1																																
9	門福手	美並門福手集会所	山田1809-1																																
10	くじ本・円山	美並くじ本転作技術研修センター	山田1493-43																																
11	赤池	赤池集会所	山田930																																
12	杉原・円山	美並杉原集会所	山田356																																
13	円山	円山集会所	山田1201-60																																
14	梅原	美並梅原集会所	梅原294																																
15	深戸	美並深戸転作技術研修センター	三戸332																																
16	梅原・深戸・相戸	美並健康増進センター	三戸1059-1																											20	30	8			
17	相戸	美並相戸公民館	三戸1138																																
18	三日市	三日市公民館	三戸2123																																
19	上苅安	美並上苅安公民館	白山388																																
20	下苅安	美並コミュニティセンター	白山717-4																																
21	福野	美並福野公民館	白山1426-1																																
22	上苅安	日本まん真ん中センター	白山430-4																								3								
23	下苅安	美並健康福祉センターさつき苑	白山430-3																								1								
24	大矢	中切集会所	大原515																																
25		畑佐集会所	大原670-1																																
26		新道集会所	大原1153-2																																
27		会津中集会所	大原1011																																
28		新田組集会所	大原238-5																																
29		下大矢集会所	大原1553																																
30		湊組集会所	大原1262-2																																
31		美並南部体育館	大原1111-1																											10	30	8			
32	勝原	美並勝原公民館	大原2821-1																																
33	黒地	黒地集会所	大原3120-1-1																																
34	東母野	美並東母野集会所	大原3216-2																																
35	全域	美並庁舎	白山725-3	1,552	744	1,000	795	2,913	14	69	10	480	2,270	1,680	786	3,600	140	140	30	140	3,400	140	100	24	2	10	18	30	30	30	140	24	468	4	5
36		まん真ん中広場	白山446-2																																
合　　計				1,552	744	1,000	795	2,913	14	69	10	480	2,270	1,680	786	3,600	140	140	30	140	3,400	140	100	24	2	10	22	30	30	60	200	40	468	4	5

美並地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33 テント	34 救護所用大型テント	35 災害活動用多目的テント	36 土のう袋	37 ブルーシート	38 厚手ブルーシート	39 発電機（消防団用）	40 発電機（ガソリン）	41 発電機（ガス）	42 燃料携行缶	43 カセットガス	44 投光器	45 ＬＥＤ投光器（三脚）	46 ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	47 携帯投光器	48 ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	49 ＬＥＤランタン	50 懐中電灯（防水）	51 コードリール	52 大鍋・大型コンロ	53 カセットガスコンロ	54 電気ポット	55 石油ストーブ	56 飲料水用ポリタンク等	57 マンホールトイレ	58 マンホールトイレ用テント	59 簡易トイレ・浄化用品	60 担架	61 災害対策本部用電話機	62 特設公衆電話用電話機	63 衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	木尾	美並木尾多目的集会所	上田3001-2																															
2	八坂	美並八坂転作技術研修センター	上田1957-1																															
3	下田	下田公民館	上田248-1																															
4	根村	美並根村集会所	上田1730-10																															
5	粥川	粥川口公民館	高砂521-1																															
6		粥川中央公民館	高砂739-1																															
7	高原	美並高原集会所	高砂336-1																															
8	粥川高原	美並基幹集落センター	高砂397-1																							1								
9	門福手	美並門福手集会所	山田1809-1																															
10	くじ本・円山	美並くじ本転作技術研修センター	山田1493-43																															
11	赤池	赤池集会所	山田930																															
12	杉原・円山	美並杉原集会所	山田356																															
13	円山	円山集会所	山田1201-60																															
14	梅原	美並梅原集会所	梅原294																															
15	深戸	美並深戸転作技術研修センター	三戸332																															
16	梅原・深戸・相戸	美並健康増進センター	三戸1059-1																							1								
17	相戸	美並相戸公民館	三戸1138																															
18	三日市	三日市公民館	三戸2123																															
19	上苅安	美並上苅安公民館	白山388																															
20	下苅安	美並コミュニティセンター	白山717-4																															
21	福野	美並福野公民館	白山1426-1																															
22	上苅安	日本まん真ん中センター	白山430-4																															
23	下苅安	美並健康福祉センターさつき苑	白山430-3																															
24	大矢	中切集会所	大原515																															
25		畑佐集会所	大原670-1																															
26		新道集会所	大原1153-2																															
27		会津中集会所	大原1011																															
28		新田組集会所	大原238-5																															
29		下大矢集会所	大原1553																															
30		湊組集会所	大原1262-2																															
31		美並南部体育館	大原1111-1																							1								
32	勝原	美並勝原公民館	大原2821-1																															
33	黒地	黒地集会所	大原3120-1-1																															
34	東母野	美並東母野集会所	大原3216-2																															
35	全域	美並庁舎	白山725-3			10	2,400	50	50	3	1	8	1	162	3	9	9	1	1	14	30	8	1	14	14	6	2,100			5	3		6	
36		まん真ん中広場	白山446-2	20																														
合　　計				20	0	10	2,400	50	50	3	1	8	1	162	3	9	9	1	1	14	30	8	1	14	14	9	2,100	0	0	5	3	0	6	0

明宝地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
				主食（アルファ米）	副食（缶詰）	副食（みそ汁）	副食（玉子スープ）	水（５００ｍｌ）	粉ミルク（アレルギー対応）	液体ミルク	哺乳ビン	トイレットペーパー	生理用品	紙おむつ（大人用）	紙おむつ（子供用）	不織布マスク	Ｎ９５マスク	フェイスシールド	防護服	袖付エプロン	ゴム手袋	チャック付きポリ袋	アルコール消毒液	消毒用次亜塩素酸	噴霧器	非接触型体温計	救急医療セット	簡易パーティション	段ボールベッド	段ボール間仕切り	極厚床マット	カーペット（６畳）	毛布	避難所用ＴＶ	避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	大谷	磨墨の里公園物産館	大谷1015																																
2		やすらぎの家	大谷770																																
3	寒水	寒水掛踊り伝承館	寒水1241-1																								1			1					
		本光寺	寒水1236																																
4	気良	明宝スポーツセンター	気良52																																
5		するすみの家	気良503-1																																
6		いこいの家	気良1798																																
7	奥住	ふれあいの家	奥住1786-1																								1								
		蓮浄寺	奥住549																																
8	小川	小川交流センター	小川657-31	100	36			72	2			24	56	36	58	150											1			5			61		
9		小川小学校	小川632																																
10	畑佐	ほほえみの家	畑佐349-3																																
11	全域	道の駅明宝防災倉庫	大谷1015																										5	19	100				
12		郡上市役所明宝庁舎	二間手606-1	464	288	200	200	432	6	35	3	420	858	702	335	1,500	140	140	15	140	1,500	140	45	12	2	8	3	15	7			18	148	1	1
合　　計				564	324	200	200	504	8	35	3	444	914	738	393	1,650	140	140	15	140	1,500	140	45	12	2	8	6	15	12	25	100	18	209	1	1

明宝地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
				テント	救護所用大型テント	災害活動用多目的テント	土のう袋	ブルーシート	厚手ブルーシート	発電機（消防団用）	発電機（ガソリン）	発電機（ガス）	燃料携行缶	カセットガス	投光器	ＬＥＤ投光器（三脚）	ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	携帯投光器	ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	ＬＥＤランタン	懐中電灯（防水）	コードリール	大鍋・大型コンロ	カセットガスコンロ	電気ポット	石油ストーブ	飲料水用ポリタンク等	マンホールトイレ	マンホールトイレ用テント	簡易トイレ・浄化用品	担架	災害対策本部用電話機	特設公衆電話用電話機	衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	大谷	磨墨の里公園物産館	大谷1015																							1								
2		やすらぎの家	大谷770							1																1								
3	寒水	寒水掛踊り伝承館	寒水1241-1	1						1																1								
		本光寺	寒水1236																							3								
4	気良	明宝スポーツセンター	気良52																							1								
5		するすみの家	気良503-1																							1								
6		いこいの家	気良1798							1																1								
7	奥住	ふれあいの家	奥住1786-1							1																1								
		蓮浄寺	奥住549																							2								
8	小川	小川交流センター	小川657-31							1	1		1		1							1				1								
9		小川小学校	小川632																															1
10	畑佐	ほほえみの家	畑佐349-3																															
11	全域	道の駅明宝防災倉庫	大谷1015						24			5		220		5						5				1								
12		郡上市役所明宝庁舎	二間手606-1			2	1,200	10			3	4	3		3	5	1	1	1	6	14	3		6	6	6				5	2		3	
合　　計				1	0	2	1,200	10	24	5	4	9	4	220	4	10	1	1	1	6	14	9	0	6	6	20	0	0	0	5	2	0	3	1

和良地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	1 主食（アルファ米）	2 副食（缶詰）	3 副食（みそ汁）	4 副食（玉子スープ）	5 水（５００ｍｌ）	6 粉ミルク（アレルギー対応）	7 液体ミルク	8 哺乳ビン	9 トイレットペーパー	10 生理用品	11 紙おむつ（大人用）	12 紙おむつ（子供用）	13 不織布マスク	14 Ｎ９５マスク	15 フェイスシールド	16 防護服	17 袖付エプロン	18 ゴム手袋	19 チャック付きポリ袋	20 アルコール消毒液	21 消毒用次亜塩素酸	22 噴霧器	23 非接触型体温計	24 救急医療セット	25 簡易パーティション	26 段ボールベッド	27 段ボール間仕切り	28 極厚床マット	29 カーペット（６畳）	30 毛布	31 避難所用ＴＶ	32 避難所用Ｗｉ－Ｆｉルーター
				食	食	食	食	本	缶	本	個	個	個	枚	枚	枚	枚	個	着	枚	枚	枚	本	本	個	個	式	個	セット	セット	枚	枚	枚	台	台
1	鹿倉	鹿倉ひまわりプラザ	鹿倉698																													15		
2	宮代	宮代集会所	宮代736																															
3	野尻	野尻集会所	野尻244-2																															
4	田平	田平集会所	三庫731																													10		
5	東野	東野集会所	三庫3410																															
6	横野	横野ふれあいプラザ	横野1111-2																															
7	宮地	宮地集会所	宮地442-2																															
8	上沢	上沢集会所	沢44-1																															
9	下沢	下沢いきがい施設	沢933-5																															
10	法師丸	法師丸集会所	法師丸510																															
11	下洞	下洞集会所	下洞690																															
12	上土京	上土京集会所	土京1816-7																													10		
13	下土京	下土京集会所	土京534																															
14	安郷野	安郷野集会所	安郷野13-1																															
15	方須	方須集会所	方須501-1																															
16	宮地	和良保育園・和良児童館	宮地397-10																													20		
17	下沢	和良保健福祉歯科総合施設	沢865-1																															
18	鹿倉・宮代・野尻・田平・東野・横野・宮地・上沢・下沢	和良町民センター	沢677-1													450		140	15	140	1,500		45	12	2			15	25	19	50	14	80	2	3
19	法師丸・下洞・上土京・下土京・安郷野・方須	東中体育館	法師丸196-1																										12	6	50	4	20	1	1
20	全域	和良防災倉庫	野尻27-1					864				420		320	422	1,300	50																		
21		和良庁舎	沢882	819	288	500			5	24	3		1,261													8	3						1	
合　　計				819	288	500	0	864	5	24	3	420	1,261	320	422	1,750	50	140	15	140	1,500	0	45	12	2	8	3	15	37	25	100	18	155	4	4

和良地域管内

番号	対象区域	施設名	所在地	33 テント	34 救護所用大型テント	35 災害活動用多目的テント	36 土のう袋	37 ブルーシート	38 厚手ブルーシート	39 発電機（消防団用）	40 発電機（ガソリン）	41 発電機（ガス）	42 燃料携行缶	43 カセットガス	44 投光器	45 ＬＥＤ投光器（三脚）	46 ＬＥＤ投光器（６０Ｗ）	47 携帯投光器	48 ＬＥＤバルーン照明機（三脚）	49 ＬＥＤランタン	50 懐中電灯（防水）	51 コードリール	52 大鍋・大型コンロ	53 カセットガスコンロ	54 電気ポット	55 石油ストーブ	56 飲料水用ポリタンク等	57 マンホールトイレ	58 マンホールトイレ用テント	59 簡易トイレ・浄化用品	60 担架	61 災害対策本部用電話機	62 特設公衆電話用電話機	63 衛星携帯電話
				張	張	台	袋	枚	枚	台	台	台	個	個	個	個	個	個	台	個	個	個	個	台	台	個	ℓ	個	個	個	本	台	台	台
1	鹿倉	鹿倉ひまわりプラザ	鹿倉698																	1			1			2								
2	宮代	宮代集会所	宮代736																				1			2								
3	野尻	野尻集会所	野尻244-2							1													1			2								
4	田平	田平集会所	三庫731																	3			1			2								
5	東野	東野集会所	三庫3410																				1			2								
6	横野	横野ふれあいプラザ	横野1111-2																				1			2								
7	宮地	宮地集会所	宮地442-2							1													1			2								
8	上沢	上沢集会所	沢44-1																				1			2								
9	下沢	下沢いきがい施設	沢933-5																				1			2								
10	法師丸	法師丸集会所	法師丸510																				1			2								
11	下洞	下洞集会所	下洞690							1													1			2								
12	上土京	上土京集会所	土京1816-7																	3			1			2								
13	下土京	下土京集会所	土京534							1													1			2								
14	安郷野	安郷野集会所	安郷野13-1																				1			2								
15	方須	方須集会所	方須501-1							1													1			2								
16	宮地	和良保育園・和良児童館	宮地397-10																	1			1			2								
17	下沢	和良保健福祉歯科総合施設	沢865-1																				1			2								
18	鹿倉・宮代・野尻・田平・東野・横野・宮地・上沢・下沢	和良町民センター	沢677-1	8					25			2		21		5	1			16	14	4	4	6	5	4					1			
19	法師丸・下洞・上土京・下土京・安郷野・方須	東中体育館	法師丸196-1																	1					1						1			
20	全域	和良防災倉庫	野尻27-1				1,800	2			7		3		2											7	900			5				
21		和良庁舎	沢882	16		2	1,200			1		2	2	6	4			1	1	19	4	4	1								1		2	
合　　計				24	0	2	3,000	2	25	6	7	4	5	27	6	5	1	1	1	44	18	8	22	6	6	45	900	0	0	5	3	0	2	0

８－２　給水用資器材等保有状況

（令和６年４月１日現在）

地域名	給水タンク				ポリ容器			濾過器	ポンプ	発電機	給水車	応急復旧用資器材有無
	0.5m³/個	1.0m³/個	4.0m³/個	8.0m³/個	20L×個	18L×個	4L×個					
八幡	2				19		110	1	9	3	1 (2,000L)	有
大和	8	5			4	7				1		有
白鳥	1		1	1	6		75		6	2		有
高鷲	1				28	39						有
美並	1				89				2	2		有
明宝					25							有
和良					25							有
合計	13	5	1	1	196	46	185	1	17	8	1	

８－３　郡上市上下水道指定工事店

（令和６年４月１日現在）

地域名	工　事　店　名	下水	上水	所　　在　　地	電話番号
八幡	㈱高垣組	○	○	八幡町旭1035	65－2137
	鈴木設備	○	○	八幡町島谷178－１	65－3217
	㈱和田梅	○	○	八幡町旭1228－１	65－3356
	池戸水道	○	○	八幡町向山413	65－2813
	㈱白滝工業	○	○	八幡町旭304	67－0289
	㈲岡崎設備工業	○	○	八幡町小野５丁目１－１	65－4896
	㈱八幡建設	○		八幡町小野79－２	65－3882
	安田設備	○	○	八幡町島谷1467－33	65－2168
	㈱木越組	○	○	八幡町島谷1613	65－2105
	㈱山下設備計画	○	○	八幡町島谷667	65－3415
	㈱丸芳組	○		八幡町稲成1148－２	65－2547
	㈱名畑組		○	八幡町稲成819	65－2875
	宮谷水道	○	○	八幡町島谷1580	67－0301
	武藤金物住設	○	○	八幡町相生1083	63－2266
	㈱タニグチ商事	○	○	八幡町相生1397－１	63－2335
	カツラ工業㈱	○		八幡町相生2284－２	65－3111
	㈲藤岡水道	○	○	八幡町相生714－２	63－2869
	近藤設備	○	○	八幡町相生1596－３	63－2095
大和	㈱ウスダ	○		大和町島2195	88－4111
	木島建設（資）	○		大和町徳永184	88－2023
	㈱中尾建設	○		大和町徳永725－１	88－4137
	㈱三島組	○		大和町万場2555	88－2915
	㈱ヤマシタ工務店	○	○	大和町剣1760	88－2406
	㈱畑中水道	○	○	大和町剣1601－８	88－2350
	㈱尾関商店	○	○	大和町剣266－８	88－2013
	㈱丸高組	○		大和町剣807－１	88－2106
	㈱木嶋プロパン	○	○	大和町徳永184－３	88－2113
	㈱伊東組		○	大和町徳永433	88－3216
白鳥	かみよし	○	○	白鳥町野添375－４	84－1019
	㈱前田土木	○		白鳥町那留1502－409	82－4511

	アクアテック設備	○	○	白鳥町那留22	82－5785
	㈲大原商店	○	○	白鳥町恩地728－１	84－1053
	テラダ設備	○	○	白鳥町白鳥131－９	82－5397
	蓑島設備	○	○	白鳥町白鳥353－８	82－5731
	西村工業㈱	○	○	白鳥町白鳥718－１	82－2440
	㈱木下パイプ	○	○	白鳥町白鳥850－２	82－3029
	日置設備	○	○	白鳥町為真325－30	82－6959
	㈱鷲見建設	○	○	白鳥町中津屋192	82－2701
	㈲タナカ設備	○	○	白鳥町中津屋447－６	82－2099
	㈱郡上設備	○	○	白鳥町中津屋795－２	82－2087
	㈲野村水道	○	○	白鳥町大島1806－125	82－5023
	郡上ガス㈱	○	○	白鳥町向小駄良760－４	82－2084
	梅屋設備	○	○	白鳥町向小駄良954－３	82－3871
	㈲東田建設		○	白鳥町恩地778	82－5480
	池田設備	○	○	白鳥町為真642－１	82－2911
	㈱郡上リビングサービス	○	○	白鳥町恩地753－１	84－3038
	㈱かごはら	○	○	白鳥町二日町1583－9	82－5850
	㈱白山電機		○	白鳥町向小駄良726－１	82－4311
高鷲	穂積建設㈱	○	○	高鷲町大鷲790－５	72－5375
	㈱揚山土木	○	○	高鷲町大鷲919	72－5931
	永野建設		○	高鷲町鮎立1012	72－5376
	㈲高建コーポレーション	○	○	高鷲町鷲見408	72－6464
美並	㈱マルフジ	○	○	美並町上田1218－３	79－2056
	山勢工業	○	○	美並町白山1538－２	79－2193
	㈱美並電気商会	○	○	美並町白山1588－４	79－2067
	郡上設備美並営業所	○	○	美並町山田1522－１	79－3950
明宝	奥美濃建設㈱	○	○	明宝大谷822	87－2221
	大坪水道	○	○	明宝大谷929	87－2045
	山口設備	○	○	明宝奥住3234	87－2517
	マルヨシ設備	○	○	明宝小川1266	87－2722
	㈱畑佐土木	○		明宝気良154－２	87－2256
	西脇建設㈱	○		明宝小川1114－２	87－2224
	オクド(株)	○		明宝二間手55	87－2526
和良	二村建設㈱	○		和良町下洞407－１	77－2018

	㈲マルト産業	○	○	和良町下洞765	77－2005
	藤村管工		○	和良町安郷野479－32	77－2536
市外	㈲日比清工業	○	○	岐阜市六条大溝４丁目６－６	058-275-3887
	北川工業㈱		○	岐阜市池ノ上町３丁目23	058-231-9074
	㈱オネステック	○	○	岐阜市西郷二丁目260-１	058-201-0410
	㈱ナインズ	○	○	岐阜市東改田字再勝58－12	058-234-3280
	㈲波多野設備	○	○	関市東町１丁目５－２	0575-22-6765
	㈱堀内工業	○	○	関市下白金364－１	0575-28-2880
	㈲兼松管工	○	○	関市小野1154－１	0575-29-0090
	㈲西部設備	○	○	関市中之保3668－１	0575-49-3036
	㈲シンエイ設備		○	関市倉知4418－１	0575-22-4817
	㈲マエノ設備	○	○	関市池尻1253	0575-22-8230
	㈱上田水道工業所		○	関市貸上町32	0575-22-5632
	㈱長沼水道工業所	○	○	関市宝山町62	0575-22-0205
	㈱山口工務店	○	○	美濃市1335	0575-33-3131
	大沢ポンプ店	○	○	美濃市保木脇32－１	0575-33-2055
	㈲光秀工業	○	○	関市下有知3908-２	0575-24-1116
	㈱山中工務店	○	○	関市小瀬953-１	0575-46-8116
	後藤水道㈱	○	○	美濃市蕨生3173－６	0575-34-0586
	㈲マルヨシ	○	○	下呂市金山町祖師野203－９	0576-35-2136
	イワタニ東海㈱金山営業所	○	○	下呂市金山町中切2322－１	0576-32-2172
	今井設備工業㈱	○	○	下呂市少ヶ野641－１	0576-25-2811
	㈲村上設備	○	○	下呂市萩原町宮田1832－５	0576-55-0678
	㈱伊田屋	○	○	下呂市金山町東沓部3311	0576-35-2211
	㈲林管工事	○	○	下呂市萩原町山之口3314	0576-54-1955
	㈲奥美濃設備		○	高山市荘川町野々俣575	05769-2-2460
	㈱大洞水道	○	○	高山市新宮町1557－２	0577-34-0399
	㈲森下商会	○	○	高山市荘川町牧戸104－１	05769-2-2106
	㈲米田住宅設備	○	○	美濃加茂市下米田町西脇546	0574-25-5146
	石田水道㈱	○	○	各務原市鵜沼羽場町１丁目172－１	058-384-0312
	㈲ハヤカワ	○	○	羽島郡岐南町平島３－64	058-247-6807
	㈱三戸建設		○	土岐市土岐口北町３－10	0572-55-2675
	美濃設備㈱	○	○	美濃市極楽寺729－１	0575-33-0537
	㈲馬瀬水道	○	○	下呂市馬瀬中切1402	0576-47-2607

	中部浄化サービス		○	岐阜市石原１丁目119－２	058-229-3957
	㈱ユテック		○	愛知県一宮市昭和２丁目14－６	0586-46-6481
	㈱ナンピ	○	○	下呂市森1695－４	0576-24-1772
	㈱クラシアン岐阜支社		○	岐阜市六条北三丁目20－17	058-277-6273
	㈱N-Vision		○	広島市中区鶴見町８－57	082-275-5227
	㈲丸長設備工業	○	○	関市上白金364－１	0575-28-3243
	㈲東海プロモア		○	岐阜市前一色１丁目10－15	058-200-0596
	㈱キンライサー		○	東京都港区虎ノ門１丁目３－１	03-5157-2400
	㈱大谷設備工業	○	○	滋賀県大津市森二丁目６番10号	077-546-4888

８－４　災害時の給水場所

地域名	給　水　場　所　名	位　　置	給水区分		拠点の種類	対象給水人口（人）
			一次	二次		
八幡	郡上市総合文化センター	八幡町島谷 207-1	○		受水槽	2,952
	└八幡小学校	八幡町島谷 8		○	〃	(406)
	└八幡公民館	八幡町殿町 46-1		○	給水タンク	(879)
	└中河原公園	八幡町尾崎町 518-2		○	〃	(156)
	└願蓮寺	八幡町島谷 825		○	〃	(96)
	郡上八幡中央公園	八幡町大正町 29	○		〃	2,449
	└向中野集会所	八幡町稲成 28-6		○	〃	(256)
	└鈴原集会所	八幡町相生 1867-4		○	〃	(40)
	└穀見集会所	八幡町稲成 780		○	〃	(202)
	└亀尾島集会所	八幡町相生 3448		○	〃	(164)
	└東安久田集会所	八幡町安久田 1582		○	〃	(56)
	八幡第２公民館	八幡町五町 3 丁目 18-1	○		〃	578
	└有坂会館	八幡町有坂 312-4		○	〃	(113)
	└小瀬子集会所	八幡町瀬取 290		○	〃	(82)
	郡上八幡川合農村環境改善センター	八幡町初音 1135-2	○		〃	1,042
	└原集会所	八幡町初音 4358-3		○	〃	(99)
	└郡上総合庁舎	八幡町初音 1727-2		○	受水槽	(599)
	郡上八幡河鹿１区集落センター	八幡町河鹿 530-1	○		給水タンク	98
	相生公民館	八幡町相生 1371-10	○		受水槽	978
	└八幡西中学校	八幡町西乙原 254-1		○	〃	(424)
	└東乙原集会所	八幡町吉野 1036		○	給水タンク	(118)
	那比公民館	八幡町那比 3068	○		受水槽	446
	└久造集会所	八幡町那比 215-1		○	給水タンク	(56)
	└宇留良集会所	八幡町那比 6323		○	〃	(29)
	八幡中学校	八幡町小野 8 丁目 5-1	○		受水槽	1,990
	└郡上高校	八幡町小野 970		○	〃	(629)
	└初納公民館	八幡町初納 400		○	〃	(354)

	口明方小学校	八幡町市島 913	○		受水槽	1,698
	└郡上八幡川佐農林集会所	八幡町旭 363-4		○	給水タンク	(413)
	有穂集会所	八幡町有穂 396	○		〃	276
	旧西和良小学校	八幡町美山 2525	○		〃	470
	└入間公民館	八幡町入間 1093-4		○	〃	(92)
	洲河公民館	八幡町洲河 1464	○		〃	115
	小那比公民館	八幡町小那比 3115-1	○		〃	524
	└野々倉集会所	八幡町野々倉 1357-1		○	〃	(150)
	合　　計					13,616
大和	市役所大和庁舎	大和町徳永 585	○		受水槽	1,343
	└旧大和南小学校	大和町河辺 852-1		○	〃	(675)
	旧大和西小学校	大和町島 3020	○		〃	2,059
	└大和幼児教育センターやまびこ園	大和町島 5358		○	〃	(268)
	└落部公民館	大和町落部 1601-1		○	給水タンク	(90)
	└神路体育館	大和町神路 784		○	〃	(307)
	大和生涯学習センター	大和町剣 4-5	○		飲用井戸	2,139
	└大和小学校	大和町剣 1085-1		○	給水タンク	(1,597)
	└大和中学校	大和町剣 100		○	受水槽	(2,139)
	郡上特別支援学校	大和町栗巣 32-1	○		〃	613
	上栗巣体育館	大和町栗巣 1930-1	○		給水タンク	141
	大間見体育館	大和町大間見 1572	○		〃	448
	東弥体育館	大和町大間見 304	○		〃	323
	旧大和第一北小学校	大和町万場 1950	○		受水槽	702
	合　　計					7,768
白鳥	白鳥ふれあい創造館	白鳥町白鳥 359-26	○		給水タンク	4,729
	└白鳥地区介護予防拠点施設	白鳥町白鳥 131-1		○	受水槽	(1,500)
	└白鳥中学校	白鳥町為真 761-1		○	〃	(1,110)
	└郡上北高等学校	白鳥町為真 1265-2		○	給水タンク	(1,100)
	白鳥地域特産物振興センター	白鳥町向小駄良 693-2	○		〃	527
	大中小学校	白鳥町中津屋 360-3	○		受水槽	1,938
	牛道小学校	白鳥町中西 499-1	○		〃	954

	六ノ里集会所	白鳥町六ノ里 1669-1	○		給水タンク	199
	阿多岐集会所	白鳥町阿多岐 1940-1	○		〃	177
	那留小学校	白鳥町那留 1450-1	○		受水槽	873
	北濃小学校	白鳥町二日町 153-1	○		給水タンク	1,219
	└北濃地区第２体育館	白鳥町歩岐島 353-1		○	〃	(637)
	石徹白小学校	白鳥町石徹白 39-2	○		〃	299
	合　　計					10,915
高鷲	高鷲鮎走公民館	高鷲町鮎立 2759-3	○		給水タンク	604
	└高鷲小洞集会所	高鷲町鮎立 720-1		○	〃	(261)
	高鷲切立集会所	高鷲町鮎立 3997	○		〃	215
	高鷲小学校体育館	高鷲町大鷲 2387-1	○		〃	1,572
	└たかす町民センター	高鷲町大鷲 1244-8		○	〃	(1,144)
	高鷲鷲見集会所	高鷲町鷲見 1420	○		〃	239
	高鷲西洞体育館	高鷲町西洞 3215-3	○		〃	290
	高鷲ひるがの老人憩いの家	高鷲町ひるがの 4670-101	○		〃	569
	└高鷲板橋集会所	高鷲町ひるがの 2375-31		○	〃	(63)
	高鷲上野ふれあい体育館	高鷲町鷲見 2616-1	○		〃	357
	合　　計					3,846
美並	美並木尾多目的集会所	美並町上田 3001-2	○		給水タンク	159
	吉田小学校	美並町上田 69	○		受水槽	1,334
	└美並八坂転作技術研修センター	美並町上田 1957-1		○	給水タンク	(110)
	└美並根村集会所	美並町上田 1730-10		○	〃	(206)
	└美並南部コミュニティセンター	美並町大原 1074-2		○	〃	(563)
	└美並勝原公民館	美並町大原 2821-1		○	〃	(80)
	三城小学校	美並町白山 745-1	○		受水槽	1,566
	└日本まん真ん中センター	美並町白山 430-4		○	〃	(718)
	└粥川中央公民館	美並町高砂 739-1		○	給水タンク	(193)
	└三日市消防詰所	美並町三戸 1560		○	〃	(117)
	美並くじ本転作技術研修センター	美並町山田 1493-43	○		〃	823
	└赤池集会所	美並町山田 930		○	〃	(309)
	└円山集会所	美並町山田 1201-60		○	〃	(132)

	└美並梅原集会所	美並町梅原 294		○	給水タンク	(64)
	└美並健康増進センター	美並町三戸 1059-1		○	〃	(327)
	郡南中学校	美並町白山 1331-1	○		受水槽	1,185
	合　　計					5,067
明宝	明宝コミュニティセンター	明宝二間手 532	○		給水タンク	1,423
	└磨墨の里公園	明宝大谷 1015		○	〃	(140)
	└明宝アリーナ	明宝二間手 276		○	〃	(663)
	└いこいの家	明宝気良 1798		○	〃	(383)
	寒水掛り踊伝承館	明宝寒水 1241-1	○		〃	237
	ふれあいの家	明宝奥住 1786-1	○		〃	386
	└ほほえみの家	明宝畑佐 349-3		○	〃	(199)
	小川交流センター	明宝小川 657-31	○		〃	256
	合　　計					2,302
和良	鹿倉ひまわりプラザ	和良町鹿倉 698	○		ポリ缶	67
	和良保健福祉歯科総合施設	和良町沢 865-1	○		〃	1,370
	└宮代集会所	和良町宮代 736		○	〃	(81)
	└野尻集会所	和良町野尻 244-2		○	〃	(107)
	└和良保育園・和良児童館	和良町宮地 397-10		○	〃	(120)
	└上沢集会所	和良町沢 44-1		○	〃	(38)
	└和良町民センター	和良町沢 677-1		○	〃	(100)
	└和良庁舎	和良町沢 882		○	給水タンク	(118)
	└安郷野集会所	和良町安郷野 13-1		○	ポリ缶	(100)
	郡上東中学校	和良町法師丸 196-1	○		〃	759
	└方須集会所	和良町方須 501-1		○	〃	(139)
	上土京集会所	和良町土京 1816-7	○		〃	157
	└下土京集会所	和良町土京 534		○	〃	(81)
	東野集会所	和良町三庫 3410	○		〃	239
	└田平集会所	和良町三庫 1350		○	〃	(53)
	└横野ふれあいプラザ	和良町横野 1111-2		○	〃	(90)
	合　　計					2,592
市　　計						46,106

８－５　米穀販売業者一覧

地域名	販　売　所　名	所　在　地	電話番号
八幡	庄村米穀店	八幡町島谷1146	65－2431
	古瀬米穀店	八幡町桜町281	65－3227
	大間見屋米穀店	八幡町大手町807	65－2406
	渡辺米穀店	八幡町島谷1470－５	65－2577
	バロー八幡店	八幡町小野211－１	66－2201
	めぐみの農協郡上支店	八幡町小野６－５－15	66－0011
	めぐみの農協西和良営業所	八幡町美山2483－１	68－2311
	めぐみの農協小那比営業所	八幡町小那比3112－１	69－2111
	めぐみの農協Ａコープ郡上	八幡町小野６－５－18	66－0022
	Ｖドラッグ中部薬品郡上市民病院前店	八幡町島谷1522－１	66－1070
	カーマアットホーム郡上八幡店	八幡町五町３丁目２－18	66－2255
	コメリハードアンドグリーン郡上八幡店	八幡町稲成1035－1	66－1117
	ローソン郡上八幡中坪店	八幡町中坪３－３－９	66－2285
	ファミリーマート郡上愛宕店	八幡町島谷120－６	66－2812
	ファミリーマート郡上小野店	八幡町小野６丁目１－２	66－0567
	ファミリーマート郡上八幡インター店	八幡町五町１丁目１－６	66－0723
	ファミリーマート郡上稲成店	八幡町稲成1150－１	66－2448
	ゲンキー郡上八幡店	八幡町稲成1009	66－1730
	デイリーヤマザキ郡上初納店	八幡町初納438	65－3097
	ゲンキー初納店	八幡町初納99－１	67－9384
	酒やビック郡上八幡店	八幡町五町４丁目４－９	67－0338
	Ｖドラッグ八幡初納店	八幡町初納2069	67－9720
	セブンイレブン郡上市民病院前	八幡町島谷1490－１	67－0727
大和	大塚精米所	大和町牧410	88－3267
	大和ストアーPio店	大和町徳永268	88－0050
	めぐみの農協大和支店	大和町剣404－１	88－2222
	グリーンやまと	大和町徳永802	88－2233
	郡上旬彩館「やまとの朝市」	大和町剣148	88－4373
	バローホームセンター大和店	大和町徳永266－１	88－0033
	Ｖドラッグ中部薬品大和店	大和町徳永817－１	88－9011
	ローソン郡上大和店	大和町徳永153－１	88－3317

	ファミリーマート郡上大和店	大和町徳永728－２	88－0155
	ゲンキー大和徳永店	大和町徳永648－１	88－5510
	セブンイレブン郡上大和店	大和町剣1613－１	88－2660
白鳥	バロー白鳥店	白鳥町向小駄良1073	83－0180
	ファミリーマート郡上中津屋店	白鳥町中津屋704－１	83－1701
	ファミリーマート白鳥バイパス店	白鳥町向小駄良733－17	83－0013
	めぐみの農協Ａコープおくみの	白鳥町為真445－１	82－6310
	道の駅白山文化の里長滝	白鳥町長滝402－19	85－2747
	道の駅白尾ふれあいパーク	白鳥町恩地11－１	84－1188
	道の駅清流の里しろとり	白鳥町向小駄良693－２	82－3129
	Ｖドラッグ中部薬品白鳥中央店	白鳥町白鳥28－２	83－1055
	ゲンキー郡上白鳥店	白鳥町向小駄良960－１	83－1730
	カーマアットホーム郡上白鳥店	白鳥町為真862－２	83－2517
	コメリハードアンドグリーン郡上白鳥店	白鳥町中津屋850	83－0130
	ローソン郡上白鳥店	白鳥町向小駄良991	82－6464
高鷲	サンエイ食品株式会社	高鷲町大鷲2056	72－5187
	めぐみの農協高鷲支店	高鷲町大鷲811－９	72－5121
	森美屋商店	高鷲町鮎立2744－10	72－5029
	フレッシュフーズひるがの	高鷲町ひるがの4670－3065	72－2511
	ファミリーマート高鷲インター店	高鷲町大鷲970	72－0036
	ファミリーマートひるがの高原SA(上り)店	高鷲町鷲見5414番地39	73－2082
	ファミリーマートひるがの高原SA(下り)店	高鷲町鷲見3694番地340	73－0039
	デイリーヤマザキ高鷲ひるがの高原店	高鷲町ひるがの4671－20	73－2085
美並	デイリーヤマザキ郡上美並上田店	美並町上田３－１	79－3925
	デイリーヤマザキ美並インター店	美並町白山329－５	79－3800
	ローソン郡上美並店	美並町白山1749－１	79－9072
	めぐみの農協美並支店	美並町白山837－４	79－2011
	道の駅美並（旬採市場）	美並町上田2605	79－3886
明宝	めぐみの農協明宝支店	明宝二間手222－１	87－2331
	めぐみの農協小川営業所	明宝小川600－２	87－2913
	磨墨の里公園　道の駅明宝	明宝大谷1015	87－2395
	新鮮市めいほう	明宝大谷1015	87－2133
和良	㈲エヌシーアイ	和良町田平1609	77－2660
	めぐみの農協和良支店	和良町沢991－２	77－2331
	マツオカ和良店	和良町沢962－１	77－2336

９　災害危険地域等に関する資料

９－１　水害（浸水・冠水）危険区域

１　重要水防箇所（県管理分）

（資料：令和５年度岐阜県水防計画）

河川名	左右岸の別	地先名	延長（m）	理由
長良川	左	美並町深戸（相戸谷から上流900m、下流300m）	1,200	疎通能力不足
	右	美並町下田（下田橋から下流900m）	900	疎通能力不足
	左	美並町三日市（新三日市橋上下流300m）	600	疎通能力不足
	左	美並町白山（戸谷川合流点から下流300m）	300	疎通能力不足
	左	美並町大矢（下田橋から下流1,200m）	1,200	疎通能力不足
	左	美並町勝原（勝原橋から上流400m）	400	疎通能力不足
	右	美並町八坂（勝原橋から下流500m）	500	疎通能力不足
	右	美並町木尾（木尾橋から上流400m）	400	疎通能力不足
	右	美並町高原（三城橋から下流500m）	500	疎通能力不足
	右	美並町木尾（木尾橋から美濃市境）	700	疎通能力不足
	右	八幡町浅柄（大浅柄谷から美並町境）	500	堤防高不足
	左	八幡町大正町（合流点付近）	100	堤防高不足
	左	八幡町五町（勝更橋から上流400m）	400	堤防高不足
	左	八幡町瀬取（大和町境から下流1,300m）	1,300	堤防高不足
	左	八幡町穀見（穀見谷から下流500m）	500	堤防高不足
	右	大和町場皿（八幡町境から上流800m）	800	疎通能力不足・堤防高不足
	右	大和町島（夫婦橋から上流800m）	800	疎通能力不足
	右	大和町島（和合橋から上流200m）	200	堤防高不足
	左	大和町口神路（神路川から上流1,800m、下流600m）	2,400	疎通能力不足・堤防高不足
	左右	大和町剣・名皿部から河辺（西河橋上流200mから万場橋下流300mまで）	3,500	洗掘
	左右	大和町剣（万場橋上流40mから1,720mまで）	1,680	護岸不備
	左	白鳥町大島（大島橋上流500mから1,000m）	500	堤防断面不足
	右	白鳥町越佐（越佐橋上流500mから700m）	200	堤防断面不足
	左	白鳥町（大井頭首工から牛道川合流点）	2,600	堤防高不足・堤体断面不足

	右	白鳥町向小駄良（赤瀬橋から奥美濃大橋）	1,100	堤防高不足・堤体断面不足
	右	白鳥町歩岐島（歩岐島橋から蓮原川）	800	堤防高不足
	左	白鳥町歩岐島（平家平橋下流300ｍから600ｍ）	300	洗掘・護岸不備
	右	白鳥町長滝（蓮原川合流点から後谷合流点）	500	堤防高不足
	右	高鷲町鮎立（大向橋から下流60ｍから210ｍ）	150	堤防高不足
吉田川	左	八幡町大正町（合流点付近）	100	堤防高不足
	左	八幡町旭から橋本町（八幡大橋から宮ヶ瀬橋）	700	堤防高不足
	右	八幡町尾崎（小駄良川合流点下流）	200	堤防高不足
	左	八幡町橋本町から大正町（宮ヶ瀬橋から郡上大橋）	300	堤防高不足
曽部地川	左右	白鳥町為真（長良川合流点から曽部地橋まで）	400	疎通能力不足
和良川	右	和良町宮地（荒川橋上流200ｍから上流）	300	堤防断面不足
	右	和良町方須（宮下橋から上流100ｍから500ｍ）	400	疎通能力不足
粥　川	左	美並町粥川（半造橋付近）	100	疎通能力不足
大間見川	左右	大和町大間見（小間見川合流部から上下流100ｍ）	200	疎通能力不足
弓掛川	左右	明宝小川（下島橋から上流700ｍ）	700	疎通能力不足
神路川	左右	大和町神路（長良川合流点から空切橋）	350	堤防高不足
牛道川	左右	白鳥町為真（長良川合流点から為真橋）	700	堤防高不足
鬼谷川	左右	和良町宮地から横野（和良川合流点から横野橋）	850	堤防高不足

２　重要水防箇所（市管理分及び市調査分）

（資料：建設部）

河川名	左右岸の別	地先名	延長（ｍ）	理由
長良川	両岸	大和町　和合橋上流（郡上偕楽園）	200	堤防高不足
大間見川	右岸	大和町　国道剣橋上流	100	堤防高不足
夕宇谷	両岸	白鳥町　中津屋	100	浸水
	両岸	白鳥町　大島	100	浸水
立多羅川	両岸	白鳥町　白鳥	100	浸水
長兵衛川	両岸	白鳥町　白鳥	170	浸水
山切谷	両岸	白鳥町　向小駄良	200	浸水
金剛寺谷	両岸	白鳥町　向小駄良	200	浸水
十坪谷	両岸	白鳥町　向小駄良	130	浸水
無名河川	両岸	白鳥町　白鳥	100	浸水
長良川	右岸	白鳥町　白鳥	300	浸水

	左岸	白鳥町　白鳥	300	浸水
寒水川	右岸	明宝　寒水	300	疎通能力不足
気良川	両岸	明宝　気良	1,300	疎通能力不足
吉田川	右岸	明宝　大谷	200	疎通能力不足
	左岸	明宝　畑佐	500	疎通能力不足
	両岸	明宝　奥住	1,000	疎通能力不足
弓掛川	両岸	明宝　小川	700	疎通能力不足
和良川	左岸	和良町　方須西田東前	300	護岸不備
下屋洞谷	両岸	和良町　下会津	400	護岸不備 疎通能力不足
厚波川	両岸	和良町　村廻	200	疎通能力不足
井谷洞谷	左岸	和良町　内田、黒野、瀬ノ上	200	護岸不備 疎通能力不足
橋詰谷	左岸	和良町　橋詰	100	疎通能力不足
黒落谷	右岸	和良町　北ヶ野	150	護岸不備

９－２　欠
９－３　欠

９－４　ため池状況

（資料：建設部）

令和５年４月１日現在

地域名	ため池名	所在地	受益面積(ha)	堤高(m)	貯水量(千㎥)	危険箇所				防災重点農業用ため池	特定農業用ため池	診断区分	被害想定人命・公共施設	備考
						余水吐	堤体	樋管	放流機能					
八幡	山本池	美山字西ヶ洞1722	3.6	5.6	5.0	○	○	○		○		定期	○	改修完了(H29年度完了)
	東屋池	美山字川名566	3.4	6.7	4.8		○	○		○		要請	○	改修完了(R2年度完了)
	鬼谷第１池	美山字鬼谷	18.5	14.0	148.0					○		定期	○	
	鬼谷第２池	美山字鬼谷	1.5	3.7	4.0					○	○	要請	○	廃止予定
	中ノ保第１池	美山字谷ケ洞	3.1	8.2	14.0					○			○	
	中ノ保第２池	美山字谷ケ洞	3.1	7.5	15.0					○			○	
	三王平池	入間字山王平	11.0	3.4	0.3									
	田ノ上池	美山字洞口	0.7	3.0	0.3									
	坂ン辺	入間字神明	0	3.5	0.1									
白鳥	為真池	為真1077－１	14.9	15.0	98.2					○		定期	○	
	那留池	那留714－118	5.5	12.1	12.5	○	○	○		○		定期	○	改修完了(R3年度完了)
	那留ヶ野池	那留	1.3	1.8	1.1									
高鷲	板橋池	高山市荘川町野々俣字板橋谷	0	8.8	31.0	○			○	○		定期	○	廃止予定
	上野池	鷲見	9.9	11.2	62.8	○				○		定期	○	改修実施
	野々谷池	ひるがの	0	5.8	13.2	○		○		○		要請	○	廃止予定
美並	井掘池	白山字井掘平	36.2	10.0	30.0					○		定期	○	

９－５　災害危険区域指定箇所

（資料：建設部）

地　域　名	地　区　名	面　積（ha）	指定年月日
白　鳥	那 留 川 島	0.38	S48．4．6

９－６　山地に起因する災害危険地区数

地域名	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区				合　計
	危険度A	危険度B	危険度C	計	危険度A	危険度B	危険度C	計	
八　幡	15	9	24	48	26	82	114	222	270
大　和	8	5	6	19	21	45	55	121	140
白　鳥	16	6	5	27	20	37	21	78	105
高　鷲	6	10	5	21	2	10	18	30	51
美　並	5	8	16	29	5	15	12	32	61
明　宝	9	11	4	24	16	23	47	86	110
和　良	10	7	12	29	8	23	21	52	81
合　計	69	56	72	197	98	235	288	621	818

９－７　山腹崩壊危険地区

※保全対象に道路がある場合は、保全対象道路欄に○を表示した。

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八　幡	西乙原	岩歩岐			○
	西乙原	歩岐平			○
	相生	西林	11		○
	相生	畑上通	6		○
	相生	音無道上		1	○
	稲成	サワ	50	1	○
	稲成	上念	50		○
	稲成	大平	20		○
	島谷	大道上	50		○
	島谷	上井山	50		○
	中坪	前平	70	1	○
	五町	イワバ山		1	○
	有坂	保木平			○
	瀬取	井ノ平			○
	初音	佐助	7	2	○
	初音	中会津	4		○
	初音	河鹿	5		○
	有穂	下棚井			○
	市島	伊勢平	12		○
	旭	前平	9		○
	旭	前平	2		○
	旭	前平	4		○
	旭	堀越			○
	吉野	下山	2		○
	吉野	森ヶ洞	3		○
	小那比	前会津	3		○
	小那比	河内	2		○
	小那比	須良々	4		○
	初納	衛門戸	4		○
	小那比	滝尻			○
	美山	狐洞			○
	野々倉	落合	3		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	那比	川戸洞	12		○
	相生	大徳通			○
	相生	雛成向	11	2	○
	相生	荒山			○
	相生	荒山			○
	相生	井水通	4		○
	西乙原	上野平	30	1	○
	小那比	河内	4		○
	初納	皮竹平	2		○
	初納	石原	39		○
	初納	水無			○
	初納	水洞			○
	州河	持穴口			○
	州河	細野	3		○
	市島	笛田洞	21	1	○
	市島	京塚	26	1	○
	旭	前谷	8	1	○
大和	島	下坂	5		○
	名血部	歩岐平山			○
	落部	向山平	5		○
	剣	岩ノ平	20		○
	剣	矢田平	2		○
	大間見	江島	3		○
	徳永	大場田	70	6	○
	河辺	上トクマ	10	1	○
	河辺	池本	38	1	○
	大間見	夕用		1	○
	落部	橋戸	6	1	○
	大間見	向河原	10	2	○
	小間見	白石	4		○
	古道	足代山	7		○
	栗巣	島田	9		○
	栗巣	西洞	3		○
	栗巣	清水ノ上	19		○
	河辺	大畑	6		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
白鳥	越佐	沼田平	6		○
	越佐	前平・上開津	14		○
	向小駄良	カキガ洞	6		○
	向小駄良	武者場谷	10		○
	歩岐島	下河原・中島	20	2	○
	歩岐島	北濃駅裏	35		○
	歩岐島	上棚	15		○
	千田野	大連	46	2	○
	前谷	松山・周戸	11		○
	前谷	上ノ山	10	1	○
	中津屋	大中小学校	11	1	○
	中津屋	桜野	6		○
	中西	下切平	20		○
	中西	友三	25		○
	野添	前田	40	1	○
	那留	西ヶ洞	22		○
	石徹白	嶌	3		○
	歩岐島	伽藍ヶ瀬		1	○
	長滝	蟹沢			○
	中西	長本	3		○
	中西	三ダケ洞岩	3		○
	大島	勝光島			○
	恩地	我門	3		○
	恩地	下羽戸		1	○
	越佐	前平	8		○
	越佐	上道			○
	為真	北高裏	10	2	○
高鷲	鮎立	上矢奈島	10		○
	鮎立	観音堂	10		○
	鮎立	西谷	1	1	○
	西洞	神中	2		○
	西洞	折立	4		○
	鷲見	下親田	10		○
	大鷲	洞	20		○
	鮎立	殿洞			○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
高鷲	鮎立	明谷	7		○
	大鷲	奥小二声			○
	鮎立	二階禿	35		○
	鮎立	恵里美			○
	鷲見	小城	7		○
	大鷲	湯の平	15		○
	大鷲	水呑	3		○
	大鷲	エボシ山			○
	西洞	立羽髪			○
	鮎立	大向			○
	鮎立	三ツ石	4		○
	鮎立	殿洞			○
	鮎立	下向山		1	○
美並	上田	大切上	7	1	○
	上田	坂ノ平	2	1	○
	大原	大滝上			○
	大原	下陰地			○
	大原	下陰地			○
	上田	下ノ平			○
	上田	西ノ平	15		○
	上田	歩岐平			○
	高砂	森下	7		○
	高砂	向谷戸		2	○
	山田	前平	8		○
	山田	小浅柄			○
	三戸	小背平		1	○
	三戸	白岩ス	30		○
	三戸	前平	20	1	○
	三戸	高山	12		○
	三戸	佃歩岐			○
	白山	羽佐古	3		○
	白山	中山			○
	白山	上野	15		○
	白山	下市場	3	1	○
	白山	野水平	12		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
美並	大原	永谷	3		○
	大原	橋洞	2		○
	大原	蔵屋敷			○
	上田	西ノ平	1		○
	上田	吉田平	1		○
	白山	井掘平			○
	高砂	更見	10		○
明宝	寒水	石仏			○
	寒水	中桁	4		○
	気良	井ノ上	3		○
	気良	下中切	15	1	○
	気良	中畑	15		○
	気良	布平	7	2	○
	二間手	清水山	10		○
	二間手	前山	8		○
	二間手	横平			○
	畑佐	鍛冶屋谷	48	3	○
	奥住	明山	4		○
	小川	道谷			○
	小川	浅谷山			○
	気良	布平№2	5		○
	奥住	鎌辺	12		○
	奥住	水沢上			○
	小川	日出雲			○
	気良	上野口	13		○
	寒水	領家	4	1	○
	寒水	倉洞	2		○
	寒水	西会津	6		○
	奥住	真虫原	7		○
	奥住	向山	2		
	小川	道谷			○
和良	方須	深瀬上野			○
	方須	深瀬下野	4		○
	方須	沼廻津	5		○
	三庫	野々尻			○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
和良	三庫	村廻	3		○
	三庫	小原	2		○
	三庫	倉	5		○
	三庫	歩岐屋	8		○
	横野	川北	3		○
	鹿倉	アチナカ屋	14		○
	野尻	寺尾	1		○
	野尻	夕森	2		○
	沢	寺平	7	4	○
	沢	伽藍	23	4	○
	下洞	口真那ヶ洞	9		○
	下洞	古地方	8		○
	土京	上之垣内	11	1	○
	土京	ミコボキ	3		○
	土京	木戸口	5	1	○
	土京	向山	2		○
	野尻	井の平	3		
	土京	ボウケソレ	14		○
	土京	下栃			○
	三庫	渡瀬	2		○
	鹿倉	サヽラ谷	3		○
	土京	栃棚	5		○
	下洞	中真那洞	3		○
	宮地	家背尾		1	○
	宮地	ハギノ平		1	○

９－８　崩壊土砂流出危険地区

※保全対象に道路がある場合は、保全対象道路欄に○を表示した。

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	有坂	山方	3		○
	有坂	山方	3		○
	有坂	山方	4		○
	有坂	貝正洞	3		○
	有坂	大棟、小棟	6	4	○
	有坂	笠掛洞	6		○
	有坂	梅ヶ洞	4		○
	有坂	半ヶ洞	3		○
	有坂	田ノ洞			○
	有坂	中間			○
	瀬取	宮ノ洞	5	1	○
	瀬取	桂洞	10	1	○
	瀬取	茶屋ヶ洞	8	1	○
	瀬取	コハ谷		1	○
	五町	イワバ山		1	○
	五町	ツイ洞	11	1	○
	五町	竜満尾下	10		○
	五町	貝ヶ洞	10		○
	五町	観音前	6	1	○
	五町	春日廻り	21	1	○
	五町	童子平	5	1	○
	五町	狭岩	6	1	○
	中坪	田中平	20		○
	中坪	田中平	3		○
	初音	ミナガサコ	3		○
	初音	ミラガサゴ	20		○
	初音	道場洞	4		○
	初音	二番洞	5		○
	初音	道師ヶ洞	10		○
	初音	柿木平	6		○
	初音	棚池洞	3		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	初音	西ノ洞	2		○
	河鹿	カシ谷	8		○
	河鹿	高平	8		○
	河鹿	東山	8		○
	河鹿	余原	1		○
	初音	竹ヶ洞	4		○
	初音	孫左洞	8		○
	初音	源六	7	2	○
	初音	タヤガ洞	12		○
	中坪	遠野平	40	1	○
	中坪	陰地平	40	2	○
	小野	東山	46		○
	初音	衛門戸	9		○
	初音	霜峠	36		○
	初納	弥七谷	25		○
	初納	廻所洞			○
	初納	井谷	12		○
	初納	戸洞	12		○
	初納	高平	10		○
	初納	水無			○
	初音	下平	11		○
	有穂	街道上	15		○
	有穂	下棚井			○
	有穂	大洞	15		○
	有穂	中洞	15		○
	有穂	三反洞			○
	有穂	三反洞			○
	有穂	三反洞			○
	市島	井洞	11		○
	市島	足谷	16		○
	市島	三津洞	18		○
	市島	上屋敷	25		○
	市島	小野口洞	28		○
	市島	京塚	10		○
	市島	前山	24		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	市島	伊勢平	24		○
	市島	二ノ瀬	23		○
	旭	葦谷	15		○
	旭	前平	4		○
	旭	前平	4		○
	旭	前平	8		○
	稲成	上林	87	1	○
	稲成	大平	10		○
	稲成	大平	10		○
	吉野	下山			○
	安久田	倉洞			○
	吉野	下山	1		○
	吉野	高見洞	2		○
	吉野	尾上	14	1	○
	西乙原	小洞	20	1	○
	那比	家の洞	6		○
	那比	西古洞	11		○
	那比	抜ヶ洞	7	1	○
	那比	大洞	7	1	○
	那比	大洞	11	1	○
	那比	琴	18		○
	那比	古畑洞	14		○
	那比	家の洞	6	1	○
	那比	森ヶ洞	11		○
	那比	久蔵平	5		○
	相生	畑上通	7		○
	相生	大徳通	2		○
	相生	大徳通	5		○
	相生	中山	5		○
	相生	寺本	10		○
	相生	野々平	13		○
	稲成	上念	1		○
	入間	権元	4		○
	美山	八京洞	2		○
	美山	泉	2		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	美山	本洞	5		○
	美山	田ノ洞	3		○
	野々倉	高屋	3		○
	洲河	坂口	3		○
	洲河	瀬戸			○
	野々倉	西洞	3		○
	野々倉	東洞	2		○
	野々倉	八倉			○
	野々倉	半皿			○
	野々倉	地獄谷	15		○
	野々倉	捨洞			○
	野々倉	天女子			○
	野々倉	小洞口			○
	小那比	長子			○
	小那比	上谷口			○
	小那比	添畑	11		○
	小那比	小原	13	4	○
	小那比	小原	3		○
	小那比	宮ヶ洞	1	1	○
	小那比	東神奈良	6		○
	小那比	曽利	8		○
	小那比	前会津			○
	小那比	作道	3		○
	小那比	杉ノ洞	6		○
	小那比	中ノ洞	6		○
	小那比	堂ヶ洞	4		○
	小那比	美堂ヶ洞	4		○
	小那比	境栃	10		○
	小那比	森前	10		○
	美山	稲荷洞	35	1	○
	旭	朝日山	5		○
	旭	朝日山	5		○
	稲成	大洞	10		○
	稲成	下林	20		○
	稲成	下林	5		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	入間	上畑	5		○
	入間	田尻	5	1	○
	入間	見ノ洞	10		○
	入間	杉洞	7		○
	美山	芹洞	3		○
	美山	足谷	8		○
	洲河	西会津	8		○
	小那比	西神奈良	10		○
	小那比	田之上	4		○
	小那比	津ヶ根			○
	河鹿	蒲谷	2		○
	河鹿	蒲谷	7		○
	河鹿	西ノ谷	1		○
	初音	諸畑	2		○
	瀬取	露洞	15	1	○
	有坂	中間			○
	初音	助谷	10	2	○
	瀬取	宮ヶ洞	10	1	○
	市島	大啼	3		○
	有坂	細ヶ洞	1		○
	有坂	竜牙	3		○
	有坂	山方			○
	中坪	尾崎平	13		○
	稲成	サワ	57		○
	小野	西山	34	1	○
	小野	西山	12		○
	小野	西山	23	1	○
	小野	西山	15		○
	小野	西山	29		○
	旭	堀越			○
	旭	堀越			○
	美山	畑ザコ	9		○
	入間	池洞口	4		○
	入間	母袋	6		○
	入間	平谷	4		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	入間	泉水口	1		○
	入間	厚谷	5		○
	相生	畑上通	2		○
	那比	久蔵平	1		○
	相生	大平	3		○
	相生	腰細鏡	5	1	○
	形成	サワ	5	2	○
	安久田	真平	2		○
	美山	上谷			○
	美山	上谷			○
	美山	室洲	22	1	○
	美山	下谷	4		○
	美山	明徳	1		○
	美山	平野	2		○
	美山	西ヶ洞			○
	美山	宮前道上工	4		○
	美山	ボスシタ	2		○
	那比	杉ヶ洞	3		○
	西乙原	川戸洞	8		○
	西乙原	大浅柄			○
	吉野	上石仏	3		○
	洲河	西会津	11		○
	洲河	細野	2		○
	那比	鴈子		1	○
	那比	西古洞			○
	那比	川戸洞	4		○
	那比	ナバソレ			○
	那比	ナバソレ			○
	小那比	下井戸ノ上	3		○
	有穂	本洞	80		○
	市島	与平度	10		○
	相生	雛成向			○
	那比	新宮	7	1	○
	中坪	尾崎平	20		○
	那比	二間手	15		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
八幡	那比	餅穴			○
	那比	杉ヶ洞	1		○
	小那比	マタギ			○
	小那比	東焼山			○
	小那比	川戸洞			○
	小那比	カヤ谷			○
	旭	犬啼	38		○
	初納	水洞	2		○
	相生	荒山			○
	相生	荒山			○
	相生	荒山			○
	相生	荒山			○
	相生	荒山			○
	相生	荒山			○
	相生	大徳通			○
	相生	大徳通			○
	初納	小洞	17	1	○
	初音	明神平		1	
	初音	ツユ谷			○
大和	島	平通	11		○
	島	長石通	50	1	○
	島	宮戸通	6	2	○
	島	井ノ平	11		○
	落部	栃尾	15		○
	落部	中坪	7		○
	落部	中坪	9		○
	落部	中坪	9		○
	万場	下前場	6		○
	万場	千洞	5		○
	万場	中前平	6	1	○
	万場	中前平	6	1	○
	万場	会所洞	20	1	○
	万場	上前平	15	2	○
	万場	上前平	5	1	○
	万場	井上洞	15		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
大和	剣	桃ヶ洞	1		○
	剣	ヒツワリ	10		○
	剣	毘沙門洞	15		○
	大間見	元夕用	6		○
	大間見	大畑	5		○
	大間見	州垣内	4		○
	大間見	井口	6		○
	小間見	大ヶ原	3		○
	小間見	大ヶ原	1		○
	大間見	和那寺	7		○
	牧	鈴良洞	35	1	○
	牧	田畑	6		○
	栗巣	西平			○
	栗巣	金山	1		○
	栗巣	北切	15		○
	栗巣	水梨	2		○
	古道	馬坂	3		○
	古道	シシ穴	3		○
	古道	シシ穴	5		○
	古道	象面	2		○
	古道	岩野	3		○
	河辺	井寺	35		○
	神路	穴洞	15		○
	神路	オンヂ	15		○
	島	下洞	5		○
	多皿部	平畑山	20		○
	多皿部	小谷洞	10		○
	多皿部	猪鹿ヶ津山			○
	島	水谷	5		○
	島	木場通	10		○
	島	アツギ谷	15		○
	島	津久曽通	8		○
	落部	板取	10		○
	落部	曽田橋	6		○
	剣	松林平			○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
大和	剣	宮ヶ洞	20		○
	牧	田口谷下	3		○
	牧	居寺	10		○
	剣	井寺	20		○
	牧	志ノ脇	5		○
	栗巣	島田	2		○
	小間見	白石	3		○
	島	倉通		1	○
	大間見	元多用	1		○
	大間見	大畑	1		○
	栗巣	石橋	1		○
	大間見	則重	8		○
	大間見	寺ヶ野	20		○
	大間見	ロクロウシ	38		○
	大間見	北洞	12		○
	徳永	洞ノ口	20		○
	内ヶ谷	出会			○
	栗巣	水梨	3		○
	内ヶ谷	金山			○
	内ヶ谷	棚元			○
	内ヶ谷	棚元			○
	大間見	石原	15		○
	大間見	小瀬前	6		○
	大間見	古屋	13		○
	大間見	打越	9		○
	大間見	天野洞	13		○
	大間見	横地	12		○
	小間見	重光	3		○
	小間見	風屋	12		○
	小間見	フェソ	6		○
	小間見	牧ヶ野	7		○
	剣	前ヶ洞	31		○
	剣	北ヶ洞	12		○
	牧	中元兼	13		○
	牧	清水回り	5		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
大和	牧	野首	3		○
	牧	伝司洞	4		○
	牧	沼の上	9		○
	栗巣	越谷洞	14		○
	栗巣	松葉洞	3		○
	栗巣	縄手並	5		○
	栗巣	高冠	3		○
	栗巣	大滝	7		○
	栗巣	黒手	4		○
	栗巣	正治谷	15		○
	古道	五本栃	3		○
	古道	小厚谷	8		○
	古道	小厚谷	9		○
	河辺	池尻	18		○
	河辺	熊田	7		○
	神路	杉ヶ洞	13		○
	神路	井田ヶ洞	5		○
	神路	横切谷	3		○
	神路	井ノ上	6		○
	神路	大洞	6		○
	神路	野林			○
	神路	佛石	3		○
	神路	三国	2		○
	神路	小廻津	3		○
	神路	ツイタ洞	2		○
	島	貝住	10		○
	島	池尾	4		○
	栗巣	西洞	4		○
	栗巣	西洞	5		○
	古道	足代山	2		○
	古道	足代山	4		○
	古道	足代山	6		○
	栗巣	東平	3		○
	古道	田代山	6		○
	神路	石原	8	1	○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
大和	落部	宮前	7		○
白鳥	越佐	下ノ洞	8		○
	越佐	大洞川	11		○
	向小駄良	大藤路			○
	向小駄良	藤路洞	10		○
	向小駄良	くしが洞谷	11		○
	向小駄良	熊ヶ獄	25	1	○
	向小駄良	熊ヶ獄	25	1	○
	向小駄良	大西城下	7		○
	二日町	太田平	30	1	○
	二日町	寺谷下	31		○
	二日町	カチド川	15		○
	二日町	北洞谷	13		○
	長滝	講堂ヶ洞	8	1	○
	長滝	宮洞谷	16	2	○
	長滝	西山	30	2	○
	干田野	蓮原川	12	2	○
	前谷	矢谷	10		○
	前谷	大日ヶ獄			○
	白鳥	新造洞	58	1	○
	白鳥	立多羅	9	1	○
	白鳥	曽部地			○
	阿多岐	上垣内			○
	阿多岐	洞垣内	11		○
	野添	牧土川	18		○
	六ノ里	アツラ	10		○
	六ノ里	コタロビ	5		○
	六ノ里	カワズ洞			○
	六ノ里	ソデノ			○
	野添	山平	11		○
	那留	上ヶ市	35		○
	石徹白	鬼神山			○
	石徹白	鬼神山			○
	石徹白	小屋谷			○
	石徹白	大山			○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
白鳥	阿多岐	兎猪島	30		○
	千田野	境野	30	1	○
	石徹白	大向			○
	大島	上谷	3		○
	向小駄良	向平			○
	二日町	井洞	1	1	○
	前谷	見船	4		○
	前谷	正ヶ洞			○
	為真、中西	曽部地、外部	20	3	○
	中津屋	中谷	5		○
	石徹白	朝日添	11		○
	石徹白	鬼神山			○
	石徹白	初河山	133	5	○
	石徹白	保川山	133		○
	阿多岐	折坂	1		○
	野添	牧土	3		○
	中西	外別			○
	石徹白	稚高山			○
	石徹白	小白山谷			○
	二日町	一仏	12		○
	石徹白	編ヶ谷			○
	石徹白	菜畑ヶ谷			○
	石徹白	滝ヶ谷			○
	石徹白	箕輪山	3		○
	石徹白	向山	8		○
	前谷	境栩			○
	長滝	洞口			○
	長滝	御坊主口			○
	二日町	井洞	16	2	○
	向小駄良	大藤路			○
	向小駄良	向平		1	○
	越佐	上ノ洞	3	1	○
	越佐	下ノ洞	6		○
	野添	乙江	10		○
	六ノ里	夕谷	10		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
白鳥	六ノ里	松本	13		○
	六ノ里	西会津	14		○
	六ノ里	越人	5		○
	六ノ里	井島	5		○
	六ノ里	大久奈	6		○
	六ノ里	坂五郎	2		○
	六ノ里	ワセドチ			○
	阿多岐	洞垣内			○
	上山	上山		1	○
高鷲	鮎立	岩名谷	10		○
	鮎立	北山	15		○
	鮎立	大洞	20	2	○
	大鷲	高畑	21	2	○
	西洞	大谷	3	1	○
	西洞	懸洞	6	1	○
	鷲見	袖ヶ洞			○
	鷲見	中会津	11		○
	鷲見	中会津	4	1	○
	鷲見	平頭	3		○
	大鷲	岩高	10		○
	大鷲	向谷	7		○
	鮎立	小場ノ瀬	3		○
	鮎立	小場ノ瀬	3		○
	西洞	中村谷	8		○
	鮎立	下向山	1		○
	鮎立	中山			○
	鷲見	栃洞	4		○
	鷲見	鷲ヶ岳			○
	鷲見	鷲ヶ岳			○
	大鷲	牛首	20		○
	鷲見	小二声	3		○
	西洞	フチ尻			○
	鮎立	下大原	2		○
	鮎立	樽ヶ洞			○
	大鷲	湯の平			○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
高鷲	大鷲	水呑	3		○
	大鷲	水呑	3		○
	大鷲	水呑			○
	大鷲	水呑			○
美並	上田	大切上	7	1	○
	上田	中洞奥	5	1	○
	上田	高山	10	1	○
	上田	高山	20	1	○
	大原	地道上	5		○
	上田	下ノ平		1	○
	上田	中洞	6	1	○
	上田	一谷	5		○
	上田	目面平	15		○
	上田	大洞	4	1	○
	上田	須郷洞	6		○
	高砂	大粥			○
	高砂	薬師	5		○
	高砂	川千	3		○
	高砂	入道	1		○
	高砂	宮奥	11		○
	高砂	平僧	5		○
	高砂	森下	5		○
	山田	繁見	5		○
	山田	小浅柄	3		○
	三戸	日向洞		1	○
	三戸	井谷洞	2		○
	白山	羽左古洞	2		○
	大原	桂洞	20		○
	大原	桂洞	20		○
	大原	中島			○
	大原	陰地	13	1	○
	三戸	高山	10	1	○
	上田	陰地平			○
	白山	白山大洞	150	1	○
	高砂	平曽	6		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
美並	大原	今倉	2		○
	上田	宮ノ洞	16		○
明宝	寒水	中島	15		○
	寒水	漆洞	5		○
	寒水	桜谷	2		○
	寒水	桂本	20		○
	寒水	見座洞	2		○
	寒水	倉洞	2		○
	寒水	領家	5		○
	寒水	西会津	5		○
	寒水	重根洞	6		○
	寒水	石仏	3		○
	寒水	石仏№2	1		○
	大谷	洞野	9		○
	大谷	毛ノ洞	10		○
	気良	天王前	5		○
	気良	宮ノ前	6		○
	気良	伊妙	5		○
	気良	上野口	10		○
	気良	蕨野	10		○
	気良	田口洞	10	1	○
	気良	田口洞	5		○
	二間手	清水山	9	4	○
	二間手	井口平	5		○
	二間手	栃尾山	4		○
	二間手	横平			○
	畑佐	下谷	2		○
	畑佐	相谷			○
	畑佐	土日暗	3		○
	畑佐	宮尾	18		○
	畑佐	宮尾	48	3	○
	畑佐	鍛冶屋谷	48	3	○
	畑佐	三原	5		○
	奥住	御津下切	10		○
	奥住	牛首	5		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
明宝	奥住	尾瀬洞	5		○
	奥住	管沼	5		○
	奥住	真虫原	7		○
	奥住	橋詰	3		○
	奥住	大坂本	3		○
	奥住	水沢上	1	1	○
	奥住	明山	5		○
	奥住	馬石	20		○
	奥住	小保木	5	2	○
	小川	道谷			○
	小川	道谷			○
	小川	道谷			○
	小川	陰地	3		○
	小川	陰地	5		○
	小川	殿林	6		○
	小川	藪田	1		○
	小川	松山	3		○
	小川	羽根平	5		○
	小川	羽根平	6		○
	小川	椹谷	4		○
	小川	椹谷	3		○
	寒水	石仏	3		○
	気良	間瀬谷	6	2	○
	気良	間瀬谷	5		○
	気良	下中切	5		○
	気良	下中切	10		○
	気良	田口洞	2		○
	気良	田口洞			○
	奥住	大村	10		○
	奥住	大石	4		○
	二間手	大山戸山	10	1	○
	寒水	石仏	3		○
	小川	陰地	11		○
	気良	上野口	3		○
	寒水	歩岐分	3		○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
明宝	気良	上垣内	10		○
	気良	水上前	20	2	○
	気良	天王前	2		○
	小川	陰地	16		○
	奥住	小保木	3		○
	小川	浅谷			○
	奥住	水沢上			
	小川	松山	4		○
	寒水	平沢	6	9	○
	寒水	深谷	5		○
	気良	上垣内	1		○
	小川	道谷			○
	小川	道谷			○
	小川	道谷			○
	小川	道谷	1		○
	小川	陰地	3		○
	小川	浅谷山			○
	奥住	水沢上			○
和良	三庫	切込	6		○
	三庫	小原	4		○
	三庫	ホキヤ	15		○
	宮代	矢ヶ谷	2		○
	下洞	真郡ヶ洞	3		○
	沢	西南洞	50	2	○
	下洞	中島			○
	下洞	中島	20		○
	法師丸	宮ノ洞	21		○
	法師丸	井谷洞	20	1	○
	法師丸	下ノ洞	18		○
	安郷野	上ヶ野	3		○
	方須	ツブテ岩			○
	方須	山口	8		○
	土京	笠垣内	5		○
	土京	岩棚	9		○
	土京	黒落	5	1	○

所在地			保全対象		
地域名	大字	字	人家	公共施設	道路
和良	土京	中井野	8		○
	土京	下栃			○
	土京	仏田	1		○
	土京	笠平	3		○
	土京	小梨	1		○
	土京	スズ坂	2		○
	土京	根本	2		○
	三庫	藤掛	2		○
	宮代	駄名	6		○
	宮代	不二岩	6	1	○
	方須	宮下	5		○
	土京	岩棚	15		○
	土京	洞田	20		○
	鹿倉	小瀬垣内	10	1	○
	三庫	タル上			○
	三庫	貝野	5		○
	鹿倉	トボラ			○
	土京	木戸口			○
	土京	杉ヶ谷			○
	宮代	天王洞	48	1	○
	横野	熊野	15		○
	三庫	ハマエバ	30		○
	三庫	小岐那洞			○
	法師丸	下ノ洞	30		○
	野尻	乙田洞陰地	30		○
	宮代	亀洞	2	1	○
	下洞	口真那ヶ洞	20		○
	土京	向島	6		○
	土京	木戸口	10		○
	土京	橋詰	5		○
	方須	田ノ上	35		○
	鹿倉	サヽラ谷	24		○
	方須	大洞			○
	下洞	中真那洞	5		○

９－９　保安林種類別面積

単位：ha（令和４年３月31日現在）

地域名		郡上市計	八幡町	大和町	白鳥町	高鷲町	美並町	明宝	和良町
水源かん養保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		1,239	－	－	719	520	－	－	－
	民有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		19,197	1,501	4,322	5,088	762	1,176	3,611	2,737
土砂流出防備保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		191	45	－	82	－	64	－	－
	民有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		11,402	3,405	911	1,468	249	1,300	3,033	1,036
土砂崩壊防備保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	民有林	15	1	－	－	－	－	14	－
		300	99	16	25	34	61	33	32
干害防備保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	民有林	27	－	27	－	－	－	－	－
		221	－	56	133	－	－	32	－
なだれ止保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	民有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		70	－	－	70	－	－	－	－
落石防止保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	民有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		107	34	6	7	25	12	－	23
保健保安林	国有林	45	45	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	民有林	150	－	－	17	1	54	52	26
		64	12	－	－	1	－	21	30
魚つき保安林	国有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		－	－	－	－	－	－	－	－
	民有林	－	－	－	－	－	－	－	－
		8	－	－	8	－	－	－	－
総数	国有林	45	45	－	－	－	－	－	－
		1,430	45	－	801	520	64	－	－
	民有林	192	1	27	17	1	54	66	26
		31,369	5,051	5,311	6,799	1,071	2,549	6,730	3,858
	総数	237	46	27	17	1	54	66	26
		32,799	5,096	5,311	7,600	1,591	2,613	6,730	3,858

（注）　１　国有林は林野庁所管保安林、民有林は林野庁所管以外の保安林である。

２　上段は兼種保安林で外数である。

３　県森林保全課調べ

９－10　欠

９－11　道路防災危険箇所（市道分）

（資料：建設部）

地域名	路　線　名	橋　梁　名	所　在　地 大　字（字）	箇所延長 （m）	危険理由
八　幡	美山・州河線		州河	30	落石崩壊
	神奈良・州河線		神奈良	70	落石崩壊
大　和	戸屋野線		大間見（東内戸）	25	落石崩壊
	母袋線		栗巣（日向会津）	34	落石崩壊
	栗巣線		栗巣（大滝）	540	落石崩壊
	栗巣線		栗巣（竹継）	70	落石崩壊
	栗巣線		栗巣（滝並）	227	落石崩壊
	馬坂線		古道	382	落石崩壊
	神路線		神路（野林）	40	落石崩壊
	神路線		神路（正洞）	45	落石崩壊
	神路線		神路	37	落石崩壊
	小間見線		小間見（和田野）	30	落石崩壊
	小間見線		小間見（和田野）	90	落石崩壊
	小間見線		小間見（牧ヶ野）	120	落石崩壊
	牧31号線		牧（大門下）	125	落石崩壊
	剣54号線		大間見（大杉）	320	落石崩壊
	大間見９号線		大間見（戸屋野）	50	落石崩壊
	大間見43号線		大間見（北洞）	40	落石崩壊
	大間見50号線		小間見（白石）	62	落石崩壊
	栗巣６号線		栗巣（薬師前）	50	落石崩壊
	栗巣35号線		栗巣（石原）	240	落石崩壊
	落部３号線		落部（栃尾）	42	落石崩壊
	落部13号線		内ヶ谷（出合）	57	落石崩壊
	落部13号線		内ヶ谷（出合）	1,200	落石崩壊
	小間見線		小間見（風屋）	97	岩盤崩壊
	大間見26号線		大間見（周戸）	240	岩盤崩壊
	栗巣線		栗巣（日向会津）	118	岩盤崩壊
	母袋線		栗巣（日向会津）	34	岩盤崩壊
	神路線		神路	37	岩盤崩壊
	栗巣35号線		栗巣（石橋）	240	岩盤崩壊
	落部13号線		内ヶ谷（出合）	280	岩盤崩壊
	落部13号線		内ヶ谷（出合）	150	岩盤崩壊
	小間見線		小間見（和田野）	30	盛土崩壊

地域名	路　線　名	橋　梁　名	所　在　地 大　字（字）	箇所延長 （m）	危険理由
大　和	大間見44号線		小間見（和田野）	65	盛土崩壊
	落部13号線		内ヶ谷（黒ノ田）	27	盛土崩壊
	栗巣４号線		栗巣（島田）	60	擁壁崩壊
白　鳥	干田野線		干田野	2,000	落石崩壊
	白鳥・中西線		中西	2,100	落石崩壊
	中津屋・那留線		中津屋	1,600	落石崩壊
	中津屋線		中津屋	600	落石崩壊
	野添・阿多岐線		野添	3,300	落石崩壊
	上小垣内線		阿多岐	220	落石崩壊
	滝川線		前谷	600	落石崩壊
	那留線		那留	300	落石崩壊
	大林線		六ノ里	5,600	落石崩壊
	歩岐島・干田野線		歩岐島・干田野	1,200	落石崩壊
	大島・中津屋線		大島・中津屋	500	落石崩壊
	越佐線		越佐	200	落石崩壊
	上ノ木線		為真	550	落石崩壊
	平家平線		歩岐島	700	岩石崩壊
	中筬・折坂線		阿多岐	600	岩石崩壊
	中学校線		為真	500	擁壁崩壊
	干田野線		前谷	600	擁壁崩壊
	白鳥・中西線		中西	600	擁壁崩壊
	上垣田・内田線		向小駄良	100	落石崩壊
	風夫線		中津屋	950	落石崩壊
	為真・大島線	黒古橋	為真	52	橋梁基礎洗掘
	野添・阿多岐線	板倉橋	阿多岐	21	橋梁基礎洗掘
	平家平線	平家平橋	歩岐島	55	橋梁基礎洗掘
	欠田・小向線	為真橋	為真	52	橋梁基礎洗掘
	大林線	白尾橋	六ノ里	22	橋梁基礎洗掘
	景島線	歩岐島橋	歩岐島	53	橋梁基礎洗掘
	大門・御坊主口線	長滝橋	長滝	82	橋梁基礎洗掘
	柳川線	下向山橋	二日町	60	橋梁基礎洗掘
	前畑線	１号橋	石徹白	21	橋梁基礎洗掘
	小屋平線	朝日添橋	石徹白	19	橋梁基礎洗掘
	羽土線	貴船橋	野添	22	橋梁危険箇所

地域名	路　線　名	橋　梁　名	所　在　地 大　字（字）	箇所延長 （m）	危険理由
白　鳥	鍛冶屋洞線	鍛冶屋洞橋	中津屋	26	橋梁危険箇所
	大林線	３号橋	六ノ里	15	橋梁危険箇所
	下板倉線	上板倉橋	阿多岐	19	橋梁危険箇所
	落合野線	落合野橋	阿多岐	26	橋梁危険箇所
	下陰地線	陰地橋	阿多岐	18	橋梁危険箇所
	杉ケ洞線	１号橋	長滝	16	橋梁危険箇所
	堂垣内線	１号橋	二日町	23	橋梁危険箇所
	仏岩線	向山橋	二日町	77	橋梁危険箇所
高　鷲	八百僧線		大鷲	80	落石崩壊
	水平線		鮎立	170	落石崩壊
	一谷線		大鷲	100	落石崩壊
	大原線		鮎立	16	落石崩壊
	切立線		大鷲・鮎立	19	落石崩壊
	中村線		西洞	400	落石崩壊
	上野中央線		ひるがの・鷲見	800	落石崩壊
美　並	釜ヶ滝本線	さくらんぼ橋	上田	2,800	落石・岩石崩壊・橋梁
	深戸～梅原線		三戸	395	落石・崩壊・擁壁
	小和谷線		白山	260	落石・崩壊・擁壁
	日面平線		上田	90	落石崩壊
	森下赤小場線	鰻天国橋	高砂	190	落石・崩壊・橋梁
	板山本線		大原	110	岩石崩壊
	三日市本線		三戸	490	落石・崩壊・トンネル
	宮奥線		高砂	3,920	落石・岩石崩壊
	根村谷川線		上田	1,920	落石・岩石崩壊
	裏山線		山田	630	落石・岩石崩壊
	深戸～相戸線		三戸	300	落石・岩石崩壊
	上町並２号線		白山	100	落石・岩石崩壊
	勝原上切２号線		大原	598	落石・岩石崩壊
	新羽根本線	郡南橋	白山～高砂	110	橋梁基礎洗掘
	三日市中道線	講和橋	三戸～山田	132	橋梁基礎洗掘
	白石線	白石橋	上田～大原	122	橋梁基礎洗掘
	福野～下田線	福野農道橋	上田～白山	117	橋梁基礎洗掘

地域名	路　線　名	橋　梁　名	所　在　地 大　字（字）	箇所延長 （m）	危険理由
美　並	勝原～半在線	勝原橋	上田～大原	115	橋梁危険箇所
	半造１号線	半造橋	高砂	22	橋梁危険箇所
	森下２号線	森下橋	高砂	21	橋梁危険箇所
	一ツ家１号線	一ツ家橋	高砂	19	橋梁危険箇所
	宿切２号線	１号橋	白山	17	橋梁危険箇所
明　宝	寒水線		寒水（漆ヶ井）	130	落石崩壊
	寒水線		寒水（尾会津）	158	落石崩壊
	寒水線		寒水（倉洞）	181	落石崩壊
	中島線		寒水（中桁）	240	落石崩壊
	西気良線		気良（間瀬谷）	186	落石崩壊
	小倉線		気良（小倉）	245	落石崩壊
	東気良線		気良（関上）	187	落石崩壊
	東気良線		気良（漆ヶ井平）	200	落石崩壊
	口長尾線		奥住（牧野）	275	落石崩壊
	口長尾線		奥住（池尾）	190	落石崩壊
	東気良線		気良（上野口）	679	落石崩壊
	寒水線		寒水（羽根田）	100	落石崩壊
和　良	厚波厚曽線		厚波口～林道境	1,790	落石崩壊

９－12　災害危険河川（市管理分）

（資料：建設部）

地域名	所在地 大字（字）	河川名	河川延長 (km)	保全人家戸数
大和	剣	前ケ洞	0.92	6
	大間見	横地洞谷	0.63	4
	大間見	しのや洞	0.77	2
	大間見	洞口洞	0.63	1
	大間見	小為氏谷	0.55	2
	大間見	一谷洞	0.45	2
	大間見	井上谷	0.40	1
	小間見	ホウキガ谷	0.52	1
	小間見	心宗寺洞	0.39	2
	神路	西ケ谷	0.97	1
	神路	小古藤洞	0.41	1
	神路	石原洞	0.55	3
	牧	杉本谷	0.47	3
	栗巣	杉洞谷	0.82	1
	栗巣	水上谷	0.80	2
白鳥	那留（赤尾） 為真（小向）	赤尾谷	0.35	8
	為真	大中次谷	0.15	10
	野添（羽土）	山平谷	0.20	5
	前谷	見船谷	0.30	5
	二日町（下田）	下田谷	0.50	7
	向小駄良	下武者場谷	0.35	5
	石徹白	大地谷	0.30	3
	歩岐島	清水切谷	0.15	7
	中西（上切）	寺垣内谷	0.20	6
	中西（上切）	長命洞谷	0.20	6
	阿多岐（日向）	保谷洞谷	0.22	3
	野添（羽土）	乙江谷	0.60	7
	六ノ里（橋詰）	夕谷	0.20	3
	六ノ里（畑ケ谷）	洞谷	0.60	5
	那留	中切谷	0.60	4
	那留（日枝洞）	日枝洞谷	0.60	6

地域名	所在地 大字（字）	河川名	河川延長 （km）	保全人家戸数
白鳥	越佐	アクラ谷	0.30	3
	干田野	西切谷１号	0.50	8
	干田野	西切谷２号	0.40	8
	前谷	大松谷	0.50	5
	前谷	杉ケ洞谷	0.10	4
	那留	西ケ洞谷	0.40	10
	阿多岐	長洞谷	0.42	11
	中津屋	西ケ洞谷	0.50	10
	那留	二反田谷	0.20	5
	阿多岐	板倉谷	0.16	7
	六ノ里	正円谷	0.33	4
	大島	ちちこ谷	0.42	4
	二日町	太田谷	0.30	－
	二日町	十坪谷	0.45	－
	野添	ホウノキ谷	0.53	－
	阿多岐	道下谷	0.07	－
	六ノ里	カサイ洞谷	0.20	－
	六ノ里	ハシカ洞谷	0.20	－
	六ノ里	モモガ洞谷	0.30	－
	六ノ里	ミズカミ谷	0.20	－
	六ノ里	カワズ洞谷	0.30	－
	中津屋	夕字谷	1.30	－
高鷲	鮎走	西小洞谷	1.00	－
	鮎走	小洞谷	1.40	－
	鮎走	大洞谷	1.60	－
	切立	小場ノ瀬谷	0.25	－
	切立	向島谷	0.20	－
	切立	切立川	4.00	－
	切立	西替谷	1.00	－
	切立	明谷	0.90	－
	切立	山川谷	0.20	－
	切立	長尾谷	0.20	－
	正ヶ洞	洞口谷	0.40	－
	正ヶ洞	正ヶ洞谷	0.60	－

地域名	所在地 大字（字）	河川名	河川延長 （km）	保全人家戸数
高　鷲	正ヶ洞	下谷	0.50	－
	中洞	中洞谷	0.50	－
	中洞	空山谷	0.50	－
	向鷲見	向谷	0.60	－
	向鷲見	岩高谷	0.30	－
	向鷲見	八百僧谷	2.50	－
	鷲見	堂ヶ洞谷	0.30	－
	鷲見	馬捨場谷	0.20	－
	鷲見	中上野谷	0.30	3
	ひるがの	蛭ヶ野谷	1.50	－
	ひるがの	農野谷	2.20	－
	ひるがの	見違川	1.30	－
	西洞	神中谷	1.50	－
	西洞	中村谷	1.20	－
	鷲見～西洞	八背尾谷	1.20	2
美　並	三戸・相戸	尾坂ド川	0.40	2
	白山・上苅安	羽佐古川	3.10	2
	白山・上苅安	上苅安谷	1.30	3
	高砂・粥川	岩地谷川	0.50	2
	高砂・粥川	川干川	3.10	3
	大原・勝原	勝原川	1.40	1
	大原・勝原	黒地川	0.70	1
	上田・下田	釜ヶ滝川	4.90	3
	上田・八坂	宮洞川	1.00	2
	山田	中前谷	0.25	2
和　良	三庫（厚波）	厚波谷川	3.00	6
	田平（下屋）	下屋洞谷	1.00	7
八　幡	中野	中野谷	0.25	1

９－13　砂防指定地

（資料：建設部）

八　幡

河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数	河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数
長良川（山腹）	相生	2	中洞谷	有穂	1
長良川（山腹）	吉野	2	大洞谷	西乙原	1
長良川（山腹）	安久田	2	那比川	那比	1
長良川（山腹）	西乙原	2	宮ヶ洞	初音	1
長良川（山腹）	稲成	2	川戸谷	那比	1
長良川（山腹）	初音	2	琴谷	那比	1
長良川（山腹）	瀬取	1	長良川（山腹）	小那比	1
長良川（山腹）	初納	2	西洞谷	初音	2
長良川（山腹）	有穂	2	井谷	初納	1
長良川（山腹）	市島	4	印雀谷	初音	1
長良川（山腹）	島谷	2	善行寺谷	旭	1
長良川（山腹）	洲河	2	水無洞	初納	1
長良川（山腹）	美山	1	大峠谷	野々倉	1
長良川（山腹）	有坂	1	小板谷	市島	1
小駄良川	初音	1	銅ヶ洞谷	初納	1
小那比川	小那比	2	神奈良川	小那比	1
入間川	入間	1	長良川（山腹）	旭	1
滝山谷	小野	2	萱洞川	美山	1
大洞谷川	市島	1	ヤゴメ谷	相生	1
柳谷川	市島	2	穀見谷	稲成	1
梅ヶ洞谷川	有坂	1	家ヶ洞谷	那比	2
吉田川	有穂 大正町 尾崎町	1	草洞谷	吉野	1
			大平谷	那比	1
鳩畑川	河鹿	1	城山谷	柳町	1
在原谷	有穂	1	水上谷	水上谷	1
犬啼谷	旭	1	太田内洞谷	旭	1
大洞谷	市島	1	薬師谷	那比	1
牧洞谷	市島	1	赤谷	西乙原	1
亀尾島川	相生	1	府路谷	初納	1
中保谷	美山	1	上社良谷	初音	1

次郎左洞及び東支川	初音	1	露洞谷	小野	2
孫左洞	初音	1	石原谷	初納	1
矢師洞	河鹿	1	弥七谷	初納	1
為安谷及び西谷	河鹿	1	尾上谷	吉野	1
小瀬子宮洞	瀬取	1	貝正洞	有坂	1
大瀬子大洞及び西支川並びに露洞	瀬取	1	鍛冶屋谷	安久田	1
			鬼谷川	美山	1
宗地谷	初音	1	桝形谷	城南町	1
勝更谷	有坂	1	河内谷	小那比	1
井谷及び同右支川	初納	1	抜ヶ洞谷	那比	1
井ヶ洞	旭	2	寺ヶ洞	入間	1
家之洞	野々倉	1			

大　和

河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数	河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数
毘沙門洞	剣	1	会所洞川及び尾谷川	万場	1
破岩	神路	2	牧ヶ洞谷	牧	1
笹平	万場	1	長石谷	島	3
ノウザ谷川	神路	1	栄谷	島	1
落部川	島	2	洞の口谷	徳永	1
熊田洞谷	河辺	3	小間見谷	小間見	1
宮ヶ洞谷	剣	2	オナゴ谷	牧	1
前ヶ洞谷	剣	1	伝司洞谷	牧	1
北ヶ洞谷	剣	1	津久曽谷	島	1
毘沙門洞谷	剣	1	田口谷	牧	1
会所洞谷川	万場	1	矢場田洞谷	万場	1
柿ヶ洞谷川	万場	1	奥田洞谷	島	1
大間見川	大間見	1	久保洞	栗巣	1
井寺洞谷	河辺	2	鈴良洞谷	牧	1
外林谷川	島	2	助平谷	大間見	1
古道川	古道	1	藤古谷	大間見	1
神路川	古道	1	寺洞谷	栗巣	1
東洞谷	古道	1	黒洞及び南支川	神路	1
栗巣川	栗巣	1	宮前谷	神路	1
栃尾谷	落部	1	深谷川	落部	1

熊田洞及び南支川	河辺	1	櫃割谷	剣	1
繁久口谷	古道	1	井上洞	万場	1
象面谷	古道	1	栃洞谷左支川	古道	1
足代口谷	古道	1	空切谷	栗巣	2
フエソ谷	小間見	1	為氏谷	大間見	1
足代谷	古道	1	周戸谷	大間見	1
桑原谷	落部	1	一楽谷	大間見	1
山田洞	落部	1	鈴良洞谷	牧	1
水谷洞	神路	1	蓑洞谷	大間見	1
藤古洞及び左支川	神路	1	柿ヶ洞谷川	万場	1
栄谷及び口無谷並びに左支川	島	1	前ヶ洞谷	剣	1
			西根谷	島	1
ノウザ谷川	神路	1	猪洞谷	大間見	1
平ヶ谷	名皿部	1	正治谷	栗巣	1
栃洞谷	古道	1	兼頼谷	古道	1
中神路宮洞及び東支川	神路	1	小豆洞	島	1

白　鳥

河　川　名	位　置 (大字)	指　定 箇所数	河　川　名	位　置 (大字)	指　定 箇所数
石徹白川	石徹白	6	井洞谷	二日町 長滝	1
倉谷川	石徹白	2	向小駄良川	向小駄良	1
堆高谷川	石徹白	1	曽部知川	為真	1
小白山谷	石徹白	1	大洞川	越佐	2
朝日添川	石徹白	6	羽佐古川	大島	1
前川	石徹白	2	和田川	中津屋	3
前谷川	前谷	1	牛道川	為真 恩地 中西 野添 六ノ里	1
滝川	前谷	1			
正ヶ谷	前谷	1			
矢谷川	前谷	1	阿多岐川	中西	2
塚洞川	前谷	1	板倉川	阿多岐	1
蓮原川	長滝 千田野	3	大窪谷	阿多岐	1
			長良川	越佐	1
後谷川	長滝	1	山切谷	向小駄良	1
中河原谷	歩岐島	1			

高　鷲

河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数	河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数
長良川	ひるがの 西洞 大鷲 鮎立	18	鷲見川	鷲見 大鷲	1
			庄川	ひるがの	1

美　並

河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数	河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数
野首	高砂	1	戸谷	白山	2
赤ハゲ	上田	1	大洞谷	白山	1
高山	上田	1	根村谷	上田	1
坂ノ平	上田	1	杉原谷	山田	1
歩木平	上田	1	板山谷	大原	1
大洞	上田	1	大洞谷	大原	1
若林	大原	1	大矢元谷	白山	2
露洞	上田	1	桂昌寺谷	大原	1
下野	上田	1	相戸谷	三戸	1
佃歩岐	三戸	1	内谷	梅原	1
大洞谷川	上田	1	土岐谷	上田	1
宮谷	上田	1	灰ヶ洞谷	大原	1

明　宝

河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数	河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数
椹谷（山腹）	小川	1	洞谷川	大谷	2
気良川（山腹）	気良	1	宮原川	気良	1
宮原川（山腹）	気良	1	寒水川	寒水	1
吉田川（山腹）	奥住	1	小谷川	小川	1
鍛冶屋谷（山腹）	畑佐	1	水洞谷	畑佐	1
鉄炮敷谷（山腹）	畑佐	1	奥長尾川	奥住	1
吉田川	奥住	2	重根洞・倉洞川	寒水	1
気良川	気良	2	モノ洞	大谷	2
鍛冶屋谷	畑佐	1	田口洞	気良	3
鉄炮敷谷	畑佐	1	水無川	大谷	1
日出雲川	小川	1	洞野川	大谷	1

和　良

河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数	河　川　名	位　置（大字）	指　定箇所数
飛驒川	土京天狗洞	1	井谷洞	法師丸	3
真那ヶ洞谷	下洞	3	宮ケ谷	法師丸	3
ヲンボ川	鹿倉	1	下栃洞谷	土京	1
鹿倉川	鹿倉	2	笹洞谷	方須	1
土京川	土京	1	西谷	宮代	1
黒落谷	土京	1	厚波谷	三庫	1
横谷	土京	1	仲井谷	土京	1
大洞谷	方須	1	下屋洞谷	三庫	3
下ノ洞谷	法師丸	2			

９－14　雪崩危険箇所

１　雪崩危険箇所（Ｉ）

資料：岐阜県基盤整備部砂防課
平成17年４月１日

八　幡

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
原①	原	22	1	上貢間①	上貢間	10	0
印雀①	印雀	5	0	大洞①	大洞	6	0
西洞	西洞	11	0	入津①	嵐他	6	0
中桐①	中桐	24	1	トウナ洞①	中の保	8	1
是本	是本	70	5	千虎①	下も山他	55	0
上社良①	上社良	11	0	寺本	寺本	17	1
初音下	西現	74	1	中山	尾崎他	32	3
中坪	上遠野他	157	6	西乙原	西乙原	56	2
上ヶ洞①	上ヶ洞	24	0	東乙原	東乙原	28	2
小瀬子①	小瀬子	18	2	名津佐①	名津佐	16	1
五町	観音堂他	163	4	浅柄	浅柄	5	0
尾崎①	狭岩他	208	10	夕谷①	夕谷	11	0
向山	向山前平	426	18	洲河①	上洲河	10	0
柳町	柳町他	103	1	上洲河①	上洲河	5	0
小野桜町①	小野１丁目	132	7	下洲河①	下洲河	10	0
中小野	小野５丁目	80	0	須良々①	須良々	9	0
府路①	府路	59	0	曽利①	曽利	13	1
石原①	石原	22	1	作道①	作道	11	0
銅ヶ洞①	吉田	49	4	小原①	小原	16	3
棚井①	棚井	15	2	神奈良①	東神奈良	10	0
在原①	中谷津	10	0	上生屋①	上生屋	20	0
柳谷①	立光	20	1	井戸ノ上①	井戸ノ上	8	1
林①	林	70	3	田口	田口他	15	1
中下	中下	38	1	向①	向	5	0
善行寺谷	川佐	12	0	久造①	久造	10	0
田尻	田尻	58	5	森①	森	11	0
東町①	寺畑他	54	2	北①	北	15	2
東町１区	寺畑他	30	1	高畑①	高畑	15	2
南町①	愛宕	335	8	下野々倉①	下野々倉	13	0
中野	中野	95	6	東町②	寺畑他	21	1
向中野	向中野	74	0	南町②	桝形他	750	12
腰細	腰細	22	2	南町③	桝形他	261	3
穀見①	会津中他	108	1	坪谷②	坪谷	11	0
東安久田	東安久田	19	2	坪谷③	坪谷	1	1
鍛治屋谷①	東安久田	5	0	為安①	為安	6	1
口洞	口洞	7	0	鳩畑①	鳩畑	3	1
鬼谷①	鬼谷	10	1	深皿①	深皿	10	0
東屋①	東屋	5	0	印雀④	印雀	21	0

印雀⑤	印雀	12	0	洲河②	上洲河	8	0
中桐③	中桐	10	0	下洲河③	下洲河	9	0
大瀬子①	大瀬子	21	0	下洲河④	下洲河	8	0
小瀬子②	小瀬子	1	1	トウナ洞⑤	美山	6	0
大瀬子③	大瀬子	11	0	名津佐②	名津佐	13	0
大瀬子②	大瀬子	11	0	トウナ洞⑥	美山	11	1
坪佐①	坪佐	11	0	東屋④	東屋	5	0
坪佐②	坪佐	19	1	東屋⑤	東屋	6	0
竜牙①	竜牙	5	0	東屋②	東屋	5	0
上ヶ洞②	上ヶ洞	28	0	山本③	山本	6	0
府路②	石原	7	0	山本①	山本	7	0
石原②	石原	5	0	美山①	美山	18	4
石原③	石原	7	0	美山②	美山	7	0
川佐①	川佐	40	1	熊石	熊石	5	0
銅ヶ洞③	吉田	7	0	入津②	入津	6	0
川佐③	川佐	47	2	戒仏③	戒仏	6	0
林②	林	38	1	鬼谷③	鬼谷	4	1
下津原①	下津原	18	1	口洞②	口洞	5	0
神谷①	神谷	12	0	口洞①	口洞	6	0
小久須見①	小久須見	18	0	西安久田	西安久田	16	1
大洞⑤	大洞	8	0	勝更	勝更	11	1
大洞④	大洞	9	0	鈴原	鈴原	14	1
大洞⑥	大洞	9	0	穀見③	穀見	18	1
上貢間⑤	貢間	7	0	門原	門原	31	0
上貢間⑥	貢間	8	0	雛成①	雛成	7	0
井戸ノ上②	上	9	0	雛成②	雛成	4	1
跡瀬①	跡瀬	7	2	向③	向	15	0
小原③	田ノ上	17	0	荒倉	荒倉	5	0
神奈良②	神奈良	7	0	久造②	久造	7	0
小原④	田ノ上	7	0	森③	森	5	0
下生屋②	下生屋	5	0	万場①	万場	9	0
下生屋①	下生屋	11	0	森②	森	29	0
上生原②	上生原	8	0	足瀬①	足瀬	8	0
下生原③	下生原	5	0	北②	北	5	0
小原②	田ノ上	10	0	小谷通	小谷通	25	1
曽利②	曽利	6	1	高畑③	高畑	11	1
須良々②	須良々	9	0	新宮①	新宮	6	0
三ッ谷①	三ッ谷	5	0	宇留良①	宇留良	17	1
三ッ谷②	三ッ谷	5	0	宇留良②	宇留良	9	1
下野々倉②	野々倉	12	0	竜牙③	竜牙	4	1
下野々倉③	野々倉	11	0	竜牙④	竜牙	1	1
夕谷④	夕谷	9	0	在原②	在原	5	0
夕谷⑦	夕谷	5	0	新宮②	新宮	7	0
夕谷⑨	夕谷	5	0	足瀬②	足瀬	6	0
夕谷⑩	夕谷	8	1	鍛治屋谷⑦	東安久田	8	0
夕谷⑪	夕谷	5	0	鍛治屋谷⑧	東安久田	8	0
夕谷⑫	夕谷	5	0	鍛治屋谷⑨	東安久田	8	0

大　和

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
大間見①	横地	28	1	梅ヶ洞②	坂取	32	0
夕用	夕用	35	1	坂取	坂取	15	0
中前平	中前平	51	2	梅ヶ洞③	坂取	14	0
山手	山手	139	6	名皿部①	名皿部	108	2
歩岐脇①	歩岐脇	15	1	下栗巣⑥	下栗巣	1	1
日向会津①	日向会津	8	3	河辺①	河辺	33	0
熊田①	熊田	59	1	藤古谷③	下剣	14	0
尾崎①	尾崎	20	1	藤古谷②	小間見	15	1
古宿①	古宿	6	0	上岩野②	下剣	4	1
木越①	木越	5	1	清名③	近次	21	1
東内戸	東内戸	25	1	明健②	明健	35	1
大畑①	大畑	9	0	歩岐脇②	三田	5	0
下風屋	下風屋	13	0	下古道②	下古道	14	0
西平	西平	8	0	上神路①	上神路	0	1
宮の上①	宮の上	23	1	上神路②	上神路	6	0
歩岐	歩岐	7	0	下古道①	下古道	2	1
酒屋林	酒屋林	13	1	河辺②	河辺	5	0
梅ヶ洞①	梅ヶ洞	40	1	古宿②	中神路	18	1
上岩野①	上岩野	33	0	古宿③	中神路	18	0
明健①	明健	32	0	長石谷②	福田	5	0
清名①	清名	8	0	熊田②	熊田	10	0
歩岐尻①	歩岐尻	27	0	杉ケ洞②	口神路	4	1
矢場田洞	矢場田	50	4	杉ケ洞③	口神路	5	0
会所洞	会所洞	5	0	野座①	野座	11	0
前ヶ洞①	前ヶ洞	36	1	野座②	野座	5	0
猪洞谷	猪洞谷	7	0	木越②	場皿	21	1
西大洞谷①	西大洞	6	0	蓑洞谷③	大間見	7	0
蓑洞谷①	蓑洞	5	0	大間見②	大間見	10	0
東洞谷①	東洞	5	0	大間見⑤	大間見	4	1
藤古谷①	藤古	5	0	大間見⑦	大間見	7	0
正治谷	上栗巣	4	1	東洞谷②	大間見	6	0
北切谷	上栗巣	4	1	東洞谷③	大間見	5	0
木場ケ谷	元兼	11	0	大畑②	口大間見	22	0
長石谷①	長石	10	0	小間見①	小間見	10	0
カツラ洞	福田	74	1	小間見②	小間見	9	0
杉ケ洞①	口神路	16	1	日向会津②	栗巣	12	3
房会津①	房会津	6	1	日向会津③	栗巣	5	0
常保	小間見	7	1	下栗巣⑦	下栗巣	6	0
上万場	上万場	15	0	下栗巣⑧	下栗巣	6	0
歩岐尻②	下万場	7	0	上古道④	上古道	7	0
前ヶ洞②	上剣	32	0	上古道⑥	上古道	4	1
名皿部③	名皿部	24	0	上古道⑧	上古道	6	0
中坪①	中坪	11	0	古道①	古道	5	0
中坪②	中坪	11	0	古道②	古道	5	0
宮前②	宮前	14	0	宮の上②	下栗巣	6	0
宮前③	宮前	15	1	宮の上③	下栗巣	6	0

宮の上⑤	下栗巣	11	0	古宿⑦	神路	0	1
西大洞谷②	奥大間見	1	1	古宿⑤	神路	0	1
西大洞谷③	奥大間見	3	1				

白　鳥

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
桜野	桜野	13	1	野	野	24	0
中津屋①	和田切	69	4	向小駄良①	向小駄良	167	11
大島①	林下	29	4	向小駄良⑤	向小駄良	0	1
下越佐①	活田平	13	0	向小駄良③	向小駄良	9	0
上越佐	上開津	16	0	白鳥①	白鳥	4	1
中西①	赤垣内	35	1	白鳥②	白鳥	11	0
原口①	友原	36	0	白鳥③	白鳥	67	0
日向	日向	73	2	白鳥④	白鳥	7	0
栃洞①	ワセドチ	15	0	野上	野上	6	0
養林寺	山本	43	0	西南①	西南	9	0
太田	太田	13	0	中西②	中西	10	2
上切①	上切	87	9	羽土	羽土	21	0
歩岐島①	中河原	67	5	橋詰①	橋詰	22	0
前谷①	二十刈	25	2	栃洞③	栃洞	13	0
下在所①	下切	9	1	畑ヶ谷①	畑ヶ谷	18	0
中在所①	野川	9	0	畑ヶ谷②	畑ヶ谷	6	2
西田	西田	32	0	三ヶ村	三ヶ村	22	0
越佐	越佐	3	1	橋詰②	橋詰	10	0
下在所②	下在所	9	0	上③	上	5	0
上在所①	上在所	10	1	阿多岐①	阿多岐	1	1
石徹白④	石徹白	0	1	見地③	見地	7	0
前谷②	西前谷	14	0	中筋③	中筋	6	0
東前谷⑤	東前谷	26	3	向小駄良②	向小駄良	8	1
東前谷③	東前谷	6	0	長滝⑤	長滝	28	5
歩岐島②	歩岐島	56	4	前谷⑦	前谷	0	2
中切	中切	15	3	前谷⑧	前谷	0	2
長滝③	長滝	24	1	前谷⑥	前谷	0	1
長滝②	長滝	31	2	上切②	上切	1	1
見地②	見地	10	0				

高　鷲

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
下地下	下地下	29	0	中会津	中会津	53	4
神道①	観音堂	23	0	正ヶ洞①	芝野廻津	29	0
寺田①	寺反歩	10	0	寺会津②	寺会津	15	2
明谷①	明谷	6	0	神中①	神中	0	1
岩高①	岩高	38	8	神中②	神中	7	2
中村①	中村	9	0	神中③	神中	14	5
地獄谷①	上矢奈島	17	0	中村②	中村	5	2
向小洞	向小洞	11	0	穴洞①	穴洞	5	2
前筬①	前筬	11	0	穴洞④	穴洞	8	0

大洞①	大洞	7	1	正ヶ洞②	正ヶ洞	15	0
二声①	二声	0	1	古屋②	古屋	14	2
二声②	二声	0	1	西洞	西洞	5	1
地獄谷④	神道	0	1	切立②	切立	9	0
地獄谷⑤	神道	0	1	中山①	中山	15	0
大洞②	大洞	12	0	神道②	神道	9	0
古屋①	古屋	20	1	寺田②	鮎走	5	0

明　宝

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
布平	平	14	4	鎌辺①	鎌辺	22	1
口長尾	長尾	12	0	奥長尾②	奥長尾	11	0
明山①	山	14	0	奥長尾③	奥長尾	16	0
小保木	保木	26	3	下谷①	下谷	5	1
田口①	口	14	0	栃尾	栃尾	5	0
小瀬①	小瀬	10	1	大谷②	大谷	9	1
大谷①	大谷	12	0	柏尾	柏尾	51	4
中切	中切	45	4	野口①	野口	5	0
糀平①	糀平	61	3	野口②	野口	11	0
下切①	下切	21	0	西会津	西会津	8	1
下切②	下切	6	0	領家	領家	8	1
岩切①	岩切	10	0	平沢①	平沢	9	1
中切	中切	8	1	平沢②	平沢	8	0
岩野②	岩野	7	0	桜谷①	桜谷	16	1
岩野①	岩野	47	2	中島①	中島	5	0
奥長尾①	奥長尾	6	0	水沢上②	水沢上	1	1
上切④	上切	5	0	水沢上③	水沢上	3	1
坂本①	坂本	5	1	大谷③	大谷	0	1
真虫原	真虫原	8	0				

2　雪崩危険箇所（Ⅱ）

資料：岐阜県基盤整備部砂防課
平成17年４月１日

八　幡

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
坪谷①	坪谷	4	0	落合①	落合	4	0
開笹①	杉洞	4	0	落合②	落合	3	0
戒仏①	戒仏	2	0	落合③	落合	3	0
戒仏②	戒仏	2	0	落合④	落合	4	0
開笹②	開笹	4	0	落合⑤	落合	4	0
久造③	久造	3	0	夕谷⑧	夕谷	2	0
鬼谷④	鬼谷	3	0	下洲河⑤	下洲河	1	0
大洞②	大洞	2	0	上洲河⑤	上洲河	3	0
鳩畑②	鳩畑	2	0	下洲河②	下洲河	2	0
原②	原	2	0	下洲河⑥	下洲河	1	0
原④	原	3	0	東屋③	東屋	2	0
印雀②	印雀	2	0	鬼谷②	田洞	2	0
小瀬子④	小瀬子	2	0	山本④	山本	4	0
小久須見③	小久須見	1	0	鬼谷⑤	鬼谷	3	0
有穂⑥	有穂	1	0	上貢間②	貢間	1	0
有穂⑤	有穂	1	0	上貢間③	貢間	1	0
有穂③	有穂	1	0	鍛治屋谷②	東安久田	3	0
有穂①	有穂	1	0	鍛治屋谷③	東安久田	3	0
下津原②	下津原	3	0	鍛治屋谷④	東安久田	1	0
下津原③	下津原	2	0	鍛治屋谷⑤	東安久田	2	0
林③	林	3	0	鍛治屋谷⑥	東安久田	2	0
銅ヶ洞②	吉田	4	0	貝付①	貝付	3	0
大洞③	大洞	2	0	貝付②	貝付	3	0
戸穴③	戸穴	3	0	貝付③	貝付	3	0
井戸ノ上③	井戸ノ上	1	0	千虎②	千虎	4	0
下生屋④	下生屋	2	0	中新宮①	中新宮	1	0
跡瀬②	跡瀬	4	0	千虎③	千虎	4	0
竜牙②	竜牙	2	0	千虎④	千虎	4	0
奥新宮	奥新宮	4	0	千虎⑤	千虎	4	0
作道③	作道	3	0	名津佐③	名津佐	1	0
河内①	河内	4	0	名津佐④	名津佐	1	0
河内②	河内	3	0	雛成④	雛成	3	0
三ッ谷③	三ッ谷	2	0	向④	向	1	0
三ッ谷④	三ッ谷	2	0	久造⑤	久造	1	0
三ッ谷⑤	三ッ谷	1	0	久造④	久造	2	0
河内③	河内	2	0	黒佐	黒佐	4	0
下野々倉⑨	野々倉	1	0	中新宮②	中新宮	3	0
下野々倉⑩	野々倉	3	0	高畑②	高畑	4	0
下野々倉⑪	野々倉	1	0	高畑③	高畑	4	0
下野々倉⑫	野々倉	3	0				

大　和

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
宮ヶ洞	宮ヶ洞	3	0	歩岐尻⑤	上剣	3	0
宮前①	宮前	1	0	下栗巣④	下栗巣	1	0
清名②	近次	3	0	下栗巣③	下栗巣	2	0
三国③	三国	2	0	下栗巣①	下栗巣	1	0
三国④	三国	2	0	上古道②	上古道	3	0
三国①	三国	4	0	上古道①	上古道	1	0
三国②	三国	4	0	上古道⑩	上古道	2	0
上神路③	上神路	4	0	上古道⑪	上古道	3	0
野座③	野座	1	0	上古道③	上古道	4	0
蓑洞谷②	大間見	4	0	上古道⑨	上古道	3	0
大間見④	大間見	2	0	上古道⑦	上古道	1	0
大間見⑥	大間見	1	0	古道⑥	古道	1	0
大間見⑧	大間見	4	0	古道④	古道	1	0
東洞谷④	大間見	1	0	古道⑤	古道	1	0
大畑③	口大間見	3	0	房会津②	古道	2	0
小間見④	小間見	1	0	房会津③	古道	1	0
小間見⑤	小間見	2	0	歩岐尻⑥	上剣	3	0
小間見⑥	小間見	1	0	下栗巣⑨	下栗巣	3	0
上栗巣①	上栗巣	4	0	宮の上④	下栗巣	2	0
上栗巣②	上栗巣	2	0	歩岐尻④	上剣	1	0
日向会津⑤	栗巣	1	0	下栗巣⑩	下栗巣	3	0
下栗巣②	下栗巣	1	0	小間見③	小間見	3	0
下栗巣⑤	下栗巣	1	0				

白　鳥

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
下在所④	下在所	1	0	二反田	二反田	4	0
歩岐島③	歩岐島	1	0	日枝洞①	日枝洞	4	0
歩岐島⑤	歩岐島	1	0	日枝洞②	日枝洞	2	0
長滝④	長滝	2	0	阿多岐②	阿多岐	1	0
向小駄良⑥	向小駄良	1	0	見地①	見地	1	0
向小駄良⑦	向小駄良	2	0	中筋④	中筋	1	0
下越佐③	下越佐	2	0	恩地③	恩地	2	0
下越佐④	下越佐	2	0	向小駄良⑧	向小駄良	2	0
西南②	西南	1	0	平	平	4	0
源蔵寺	源蔵寺	1	0	東前谷④	東前谷	2	0
栃洞②	栃洞	1	0	東切	東切	1	0
原口③	原口	1	0	恩地②	恩地	2	0
上①	上	2	0	向小駄良④	向小駄良	1	0
上②	上	2	0				

高　鷲

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
中洞	中洞	3	0	二声③	二声	4	0
二声④	二声	2	0	神道④	神道	3	0
二声⑤	二声	1	0	切立①	切立	1	0
地獄谷②	神道	1	0	中山②	中山	3	0
二声⑥	二声	1	0	切立③	切立	4	0
田代②	田代	4	0	明谷②	明谷	3	0
田代①	田代	3	0	地獄谷③	神道	2	0
田代③	田代	2	0	前筬②	小洞	1	0
大洞④	大洞	2	0	地獄谷⑥	神道	2	0
二声⑦	二声	1	0	地獄谷⑦	神道	2	0
大洞③	大洞	2	0				

明　宝

箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物	箇所名	所在地	保全人家戸数	公共建物
小瀬②	小瀬	2	0	深谷①	深谷	2	0
中島②	中島	3	0	中島③	中島	1	0
岩切②	岩切	1	0	細畑	細畑	3	0
日洞①	日洞	3	0	布平②	布平	3	0
上切③	上切	2	0	田口③	田口	4	0
上切②	上切	1	0	小倉	小倉	1	0
上切①	上切	3	0	宮原	宮原	2	0
日出雲①	日出雲	1	0	下谷②	下谷	1	0
日出雲②	日出雲	2	0	野口③	野口	1	0
水沢上①	水沢上	1	0	石仏①	石仏	1	0
日洞②	日洞	1	0	石仏②	石仏	3	0
水沢上④	水沢上	3	0	桜谷②	桜谷	3	0
坂本②	坂本	2	0	平沢③	平沢	3	0
坂本③	坂本	1	0	深谷②	深谷	2	0
明山③	明山	1	0	上切⑤	上切	3	0
鎌辺②	鎌辺	3	0				

９－15　孤立が予想される地域

（令和５年１月１日現在）

地域名	番　号	地　　名	世　帯　数	人　　数
八　　幡	①	河鹿	43	105
	②	東安久田	15	37
	③	西安久田	11	19
	④	西乙原（戸具曽、浅柄、貝付）	6	15
	⑤	亀尾島（田口、向、中荒倉）	48	115
	⑥	那比（新宮）	14	37
	⑦	那比（小谷通）	11	34
	⑧	那比（高畑）	21	69
	⑨	那比（宇留良）	14	33
	⑩	野々倉	10	13
	⑪	貢間（開笹）	5	10
白　　鳥	①	石徹白	105	226
高　　鷲	①	小洞	40	90
	②	切立	97	232
	③	鷲見	81	248
	④	西洞	74	199
美　　並	①	粥川	70	209
	②	木尾	51	145
	③	梅原	21	56
	④	勝原	38	106
	⑤	下田（釜ヶ滝）	1	2
	⑥	大矢（板山）	2	3
	⑦	上苅安（羽佐古）	1	4
和　　良	①	鹿倉	35	67
	②	田平	21	44
	③	上土京	37	78
	④	下洞（真那ヶ洞）	5	9
合　　計	27		877	2,205

＜孤立の定義＞

次のいずれかに該当する状態を「孤立」とする。

ア　中山間地域（昭和の合併以前の旧八幡町以外の地域）において、道路交通による外部からのアクセス（四輪自動車で通行可能かどうかを目安）が、以下の要因等により、人の移動・物資の流通が困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となる状態とする。

・地震、風水害（洪水による平野部での孤立は対象外）に伴う土砂災害や液状化等によ

る道路構造物の損傷、道路への土砂堆積
・地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷

イ　中山間地域において、道路への積雪又は雪崩により、道路交通による外部からのアクセス（四輪自動車で通行可能かどうかが目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態とする。

＜孤立予想地域＞

次のいずれかに該当する地域を「孤立予想地域」とする。

ア　地域への全てのアクセス道路（四輪自動車でアクセスできる道路）が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）又は山地災害危険地区に隣接している地域

イ　地域へのアクセス道路（四輪自動車でアクセスできる道路）が「雪崩危険箇所」に隣接している地域

ウ　過去に孤立した実績がある等、市長が地域特性を勘案して将来的に孤立のおそれがあると判断する地域

９－16　土砂災害（特別）警戒区域及び警戒避難体制

八幡

番号	自然現象の種類	地区の名称（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	腰細１	八幡町	腰細	有	腰細	第３分団第１部(中野)
2	急傾斜地	小谷通２	八幡町	小谷通	有	小谷通	第３分団第３部(高畑)
3	急傾斜地	小谷通１	八幡町	小谷通	有	小谷通	第３分団第３部(高畑)
4	急傾斜地	向中野	八幡町	向中野	有	向中野	第３分団第１部(中野)
5	急傾斜地	新宮10	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
6	急傾斜地	足瀬４	八幡町	足瀬	有	足瀬	第３分団第３部(那比北)
7	急傾斜地	足瀬３	八幡町	足瀬	有	足瀬	第３分団第３部(那比北)
8	急傾斜地	雛成２	八幡町	雛成	有	雛成	第３分団第３部(亀尾島)
9	急傾斜地	新宮８	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
10	急傾斜地	小谷通４	八幡町	小谷通	有	小谷通	第３分団第３部(高畑)
11	急傾斜地	坪佐12	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
12	急傾斜地	坪佐11	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
13	急傾斜地	神谷２	八幡町	神谷	有	神谷	第４分団第２部(有穂)
14	急傾斜地	相生	八幡町	川戸	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
15	急傾斜地	石原２	八幡町	石原	有	石原	第４分団第１部(鶴佐)
16	急傾斜地	五町４	八幡町	五町3丁目	有	五町	第２分団第２部(五町)
17	急傾斜地	坪佐14	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
18	急傾斜地	新宮９	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
19	急傾斜地	森３	八幡町	森	有	森	第３分団第３部(那比北)
20	急傾斜地	雛成３	八幡町	雛成	有	雛成	第３分団第３部(亀尾島)
21	急傾斜地	久造６	八幡町	久造	有	久造	第３分団第３部(那比北)
22	急傾斜地	小谷通３	八幡町	小谷通	有	小谷通	第３分団第３部(高畑)
23	急傾斜地	会津中	八幡町	会津中	有	穀見	第３分団第１部(中野)
24	急傾斜地	東町３	八幡町	東町1区	有	東町１区	第１分団第２部(愛宕)
25	急傾斜地	石原４	八幡町	石原	有	石原	第４分団第１部(鶴佐)
26	急傾斜地	東町２	八幡町	東町1区	有	東町１区	第１分団第２部(愛宕)
27	急傾斜地	石原３	八幡町	石原	有	石原	第４分団第１部(鶴佐)
28	急傾斜地	五町５	八幡町	五町3丁目	有	五町	第２分団第２部(五町)
29	急傾斜地	坪佐13	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
30	急傾斜地	原９	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
31	急傾斜地	為安４	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
32	急傾斜地	河鹿	八幡町	河鹿	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)

33	急傾斜地	河鹿２区２	八幡町	戒仏	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
34	急傾斜地	東安久田10	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
35	急傾斜地	向山２	八幡町	向山	有	向山	第２分団第１部(尾崎)
36	急傾斜地	西乙原7班貝付	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
37	急傾斜地	西乙原6班2	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
38	急傾斜地	西乙原6班1	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
39	急傾斜地	久造５	八幡町	久造	有	久造	第３分団第３部(那比北)
40	急傾斜地	東安久田９	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
41	急傾斜地	東安久田８	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
42	急傾斜地	東安久田７	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
43	急傾斜地	西安久田３	八幡町	西安久田	有	西安久田	第３分団第１部(安久田)
44	急傾斜地	西安久田２	八幡町	西安久田	有	西安久田	第３分団第１部(安久田)
45	急傾斜地	西安久田１	八幡町	西安久田	有	西安久田	第３分団第１部(安久田)
46	急傾斜地	大栃２	八幡町	大栃	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
47	急傾斜地	中下３	八幡町	中下	有	中下	第４分団第２部(吉田)
48	急傾斜地	初音3区2号	八幡町	初音3区	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
49	急傾斜地	立光３	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
50	急傾斜地	為安５	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
51	急傾斜地	木工団地	八幡町	中野	有	中野	第３分団第１部(中野)
52	急傾斜地	桜町	八幡町	桜町	有	桜町	第１分団第１部(殿町)
53	急傾斜地	中坪２	八幡町	遠野平	有	中坪５区	第２分団第１部(尾崎)
54	急傾斜地	柳町２	八幡町	一の平	有	柳町	第１分団第１部(殿町)
55	急傾斜地	中野	八幡町	中野	有	中野	第３分団第１部(中野)
56	急傾斜地	西乙原7班浅柄2	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
57	急傾斜地	穀見２	八幡町	会津中	有	穀見	第３分団第１部(中野)
58	急傾斜地	八軒町	八幡町	城南町	有	城南町	第１分団第３部(栄町)
59	急傾斜地	枡形１	八幡町	桝形	有	下桝形町	第１分団第３部(栄町)
60	急傾斜地	五町二区	八幡町	観音道	有	五町	第２分団第２部(五町)
61	急傾斜地	東町１	八幡町	東町2区	有	東町２区	第１分団第２部(愛宕)
62	急傾斜地	寺畑	八幡町	旭寺畑	有	東町２区	第１分団第２部(愛宕)
63	急傾斜地	中小野１	八幡町	小野5丁目	有	小野５丁目	第４分団第１部(小野)
64	急傾斜地	向山１	八幡町	向山	有	向山	第２分団第１部(尾崎)
65	急傾斜地	枡形２	八幡町	下日の出町	有	下日の出町	第１分団第３部(栄町)
66	急傾斜地	柳町１	八幡町	柳町	有	柳町	第１分団第１部(殿町)
67	急傾斜地	尾崎町	八幡町	下尾崎	有	下尾崎	第２分団第１部(尾崎)
68	急傾斜地	中坪１	八幡町	中坪5区	有	中坪５区	第２分団第１部(尾崎)
69	急傾斜地	坪佐10	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
70	急傾斜地	坪佐９	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)

71	急傾斜地	坪佐８	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
72	急傾斜地	穀見１	八幡町	穀見	有	穀見	第３分団第１部(中野)
73	急傾斜地	雇用促進住宅	八幡町	雇用促進住宅	有	雇用促進住宅	第３分団第１部(中野)
74	急傾斜地	五町３	八幡町	五町1丁目	有	五町	第２分団第２部(五町)
75	急傾斜地	五町２	八幡町	五町2丁目	有	五町	第２分団第２部(五町)
76	急傾斜地	五町１	八幡町	五町3丁目	有	五町	第２分団第２部(五町)
77	急傾斜地	坪佐３	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
78	急傾斜地	坪佐４	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
79	急傾斜地	上ヶ洞２	八幡町	中柳町	有	中柳町	第１分団第１部(殿町)
80	急傾斜地	小野１	八幡町	小野5丁目	有	小野５丁目	第４分団第１部(小野)
81	急傾斜地	田尻１	八幡町	田尻	有	田尻	第４分団第１部(鶴佐)
82	急傾斜地	小野２	八幡町	小野7丁目	有	小野７丁目	第４分団第１部(小野)
83	急傾斜地	川佐１	八幡町	川佐	有	川佐	第４分団第１部(鶴佐)
84	急傾斜地	中小野２	八幡町	小野5丁目	有	小野５丁目	第４分団第１部(小野)
85	急傾斜地	西乙原7班浅柄1	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
86	急傾斜地	坪佐１	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
87	急傾斜地	坪佐２	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
88	急傾斜地	小瀬子１	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
89	急傾斜地	大瀬子	八幡町	大瀬子	有	瀬取１区	第２分団第２部(五町)
90	急傾斜地	４区	八幡町	中坪4区	有	中坪４区	第２分団第１部(尾崎)
91	急傾斜地	坪佐５	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
92	急傾斜地	田尻２	八幡町	田尻	有	田尻	第４分団第１部(鶴佐)
93	急傾斜地	坪佐７	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
94	急傾斜地	坪佐６	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
95	急傾斜地	田尻３	八幡町	田尻	有	田尻	第４分団第１部(鶴佐)
96	急傾斜地	文化センター	八幡町	上愛宕町	有	上愛宕町	第１分団第２部(愛宕)
97	急傾斜地	中山４	八幡町	中山	有	中山	第３分団第２部(中山)
98	急傾斜地	中山３	八幡町	中山	有	中山	第３分団第２部(中山)
99	急傾斜地	東安久田６	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
100	急傾斜地	夕谷３	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
101	急傾斜地	夕谷９	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
102	急傾斜地	夕谷17	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
103	急傾斜地	夕谷12	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
104	急傾斜地	野々倉２	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
105	急傾斜地	野々倉１	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
106	急傾斜地	野々倉４	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
107	急傾斜地	野々倉公民館1	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
108	急傾斜地	野々倉公民館2	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)

109	急傾斜地	落合３	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
110	急傾斜地	落合７	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
111	急傾斜地	夕谷10	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
112	急傾斜地	落合５	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
113	急傾斜地	落合６	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
114	急傾斜地	夕谷11	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
115	急傾斜地	落合４	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
116	急傾斜地	野々倉３	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
117	急傾斜地	東安久田３	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
118	急傾斜地	美山10	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
119	急傾斜地	美山11	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
120	急傾斜地	美山13	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
121	急傾斜地	落合８	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
122	急傾斜地	落合10	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
123	急傾斜地	東安久田４	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
124	急傾斜地	東安久田５	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
125	急傾斜地	東安久田２	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
126	急傾斜地	夕谷５	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
127	急傾斜地	美山15	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
128	急傾斜地	東安久田１	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
129	急傾斜地	美山９	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
130	急傾斜地	美山12	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
131	急傾斜地	美山14	八幡町	美山	有	美山	第５分団第１部(美山)
132	急傾斜地	落合９	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
133	急傾斜地	夕谷19	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
134	急傾斜地	夕谷18	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
135	急傾斜地	立光４	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
136	急傾斜地	高畑２	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
137	急傾斜地	門原３	八幡町	門原	有	門原	第３分団第２部(中山)
138	急傾斜地	中山２	八幡町	中山	有	中山	第３分団第２部(中山)
139	急傾斜地	万場	八幡町	万場	有	万場	第３分団第３部(那比北)
140	急傾斜地	阿瀬尾	八幡町	阿瀬尾	有	阿瀬尾	第３分団第３部(那比北)
141	急傾斜地	新宮１	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
142	急傾斜地	黒佐	八幡町	黒佐	有	黒佐	第３分団第３部(那比北)
143	急傾斜地	北１	八幡町	北	有	北	第３分団第３部(那比北)
144	急傾斜地	寺本１	八幡町	寺本	有	寺本	第３分団第２部(中山)
145	急傾斜地	久造１	八幡町	久造	有	久造	第３分団第３部(那比北)
146	急傾斜地	久造４	八幡町	久造	有	久造	第３分団第３部(那比北)

147	急傾斜地	高畑７	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
148	急傾斜地	高畑６	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
149	急傾斜地	新宮５	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
150	急傾斜地	北３	八幡町	北	有	北	第３分団第３部(那比北)
151	急傾斜地	寺本３	八幡町	寺本	有	寺本	第３分団第２部(中山)
152	急傾斜地	鈴原	八幡町	鈴原	有	鈴原	第３分団第２部(中山)
153	急傾斜地	森１	八幡町	森	有	森	第３分団第３部(那比北)
154	急傾斜地	京ヶ野	八幡町	京ヶ野	有	田口	第３分団第３部(亀尾島)
155	急傾斜地	森２	八幡町	森	有	森	第３分団第３部(那比北)
156	急傾斜地	宇留良３	八幡町	宇留良	有	宇留良	第３分団第３部(高畑)
157	急傾斜地	新宮７	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
158	急傾斜地	新宮６	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
159	急傾斜地	北４	八幡町	北	有	北	第３分団第３部(那比北)
160	急傾斜地	新宮２	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
161	急傾斜地	寺本２	八幡町	寺本	有	寺本	第３分団第２部(中山)
162	急傾斜地	久造２	八幡町	久造	有	久造	第３分団第３部(那比北)
163	急傾斜地	宇留良４	八幡町	宇留良	有	宇留良	第３分団第３部(高畑)
164	急傾斜地	北５	八幡町	北	有	北	第３分団第３部(那比北)
165	急傾斜地	高畑５	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
166	急傾斜地	高畑４	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
167	急傾斜地	宇留良２	八幡町	宇留良	有	宇留良	第３分団第３部(高畑)
168	急傾斜地	北２	八幡町	北	有	北	第３分団第３部(那比北)
169	急傾斜地	新宮４	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
170	急傾斜地	西乙原２班	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
171	急傾斜地	門原１	八幡町	門原	有	門原	第３分団第２部(中山)
172	急傾斜地	西乙原３班	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
173	急傾斜地	門原２	八幡町	門原	有	門原	第３分団第２部(中山)
174	急傾斜地	足瀬１	八幡町	足瀬	有	足瀬	第３分団第３部(那比北)
175	急傾斜地	田口１	八幡町	田口	有	田口	第３分団第３部(亀尾島)
176	急傾斜地	向２	八幡町	向	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
177	急傾斜地	中	八幡町	中	有	中荒倉	第３分団第３部(亀尾島)
178	急傾斜地	向３	八幡町	向	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
179	急傾斜地	荒倉	八幡町	荒倉	有	中荒倉	第３分団第３部(亀尾島)
180	急傾斜地	中山１	八幡町	尾崎	有	中山	第３分団第２部(中山)
181	急傾斜地	田口４	八幡町	田口	有	田口	第３分団第３部(亀尾島)
182	急傾斜地	高畑１	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
183	急傾斜地	向１	八幡町	向	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
184	急傾斜地	宇留良１	八幡町	宇留良	有	宇留良	第３分団第３部(高畑)

185	急傾斜地	足瀬５	八幡町	足瀬	有	足瀬	第３分団第３部(那比北)
186	急傾斜地	足瀬２	八幡町	足瀬	有	足瀬	第３分団第３部(那比北)
187	急傾斜地	高畑３	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
188	急傾斜地	田口３	八幡町	田口	有	田口	第３分団第３部(亀尾島)
189	急傾斜地	雛成１	八幡町	雛成	有	雛成	第３分団第３部(亀尾島)
190	急傾斜地	田口２	八幡町	田口	有	田口	第３分団第３部(亀尾島)
191	急傾斜地	大栃１	八幡町	大栃	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
192	急傾斜地	川佐２	八幡町	川佐	有	川佐	第４分団第１部(鶴佐)
193	急傾斜地	新宮３	八幡町	新宮	有	新宮	第３分団第３部(那比北)
194	急傾斜地	初音2区3号	八幡町	初音2区	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
195	急傾斜地	立光２	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
196	急傾斜地	河鹿１区２	八幡町	鳩畑	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
197	急傾斜地	名津佐４	八幡町	名津佐	有	名津佐	第３分団第２部(中山)
198	急傾斜地	名津佐３	八幡町	名津佐	有	名津佐	第３分団第２部(中山)
199	急傾斜地	東乙原３	八幡町	東乙原	有	東乙原	第３分団第２部(中山)
200	急傾斜地	千虎５	八幡町	千虎	有	千虎	第３分団第２部(中山)
201	急傾斜地	初音2区4号	八幡町	初音2区	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
202	急傾斜地	吉田５	八幡町	吉田	有	初納吉田	第４分団第２部(吉田)
203	急傾斜地	太田内	八幡町	太田内	有	太田内	第４分団第２部(吉田)
204	急傾斜地	原７	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
205	急傾斜地	初音2区2号	八幡町	初音2区	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
206	急傾斜地	初音2区1号	八幡町	初音2区	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
207	急傾斜地	立光１	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
208	急傾斜地	天龍４	八幡町	天龍	有	天龍	第４分団第２部(有穂)
209	急傾斜地	河鹿１区３	八幡町	鳩畑	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
210	急傾斜地	原６	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
211	急傾斜地	原５	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
212	急傾斜地	河鹿１区１	八幡町	深皿	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
213	急傾斜地	小久須見２	八幡町	小久須見	有	小久須見	第４分団第２部(有穂)
214	急傾斜地	神谷３	八幡町	神谷	有	神谷	第４分団第２部(有穂)
215	急傾斜地	棚井４	八幡町	棚井	有	棚井	第４分団第２部(有穂)
216	急傾斜地	棚井３	八幡町	棚井	有	棚井	第４分団第２部(有穂)
217	急傾斜地	棚井２	八幡町	棚井	有	棚井	第４分団第２部(有穂)
218	急傾斜地	河鹿２区１	八幡町	戒仏	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
219	急傾斜地	東乙原２	八幡町	千虎	有	千虎	第３分団第２部(中山)
220	急傾斜地	為安２	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
221	急傾斜地	坪谷２	八幡町	坪谷	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
222	急傾斜地	小久須見１	八幡町	小久須見	有	小久須見	第４分団第２部(有穂)

223	急傾斜地	初音3区1号	八幡町	初音３区	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
224	急傾斜地	千虎３	八幡町	東乙原	有	東乙原	第３分団第２部(中山)
225	急傾斜地	千虎１	八幡町	千虎	有	千虎	第３分団第２部(中山)
226	急傾斜地	千虎２	八幡町	千虎	有	千虎	第３分団第２部(中山)
227	急傾斜地	初音住宅	八幡町	初音住宅	有	初音住宅	第２分団第３部(中桐)
228	急傾斜地	中桐３	八幡町	中桐	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
229	急傾斜地	中桐２	八幡町	中桐	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
230	急傾斜地	中桐１	八幡町	中桐	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
231	急傾斜地	印雀１	八幡町	印雀	有	印雀	第２分団第３部(中桐)
232	急傾斜地	印雀２	八幡町	印雀	有	印雀	第２分団第３部(中桐)
233	急傾斜地	原３	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
234	急傾斜地	原２	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
235	急傾斜地	原１	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
236	急傾斜地	深皿２	八幡町	深皿	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
237	急傾斜地	深皿１	八幡町	深皿	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
238	急傾斜地	鳩畑	八幡町	鳩畑	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
239	急傾斜地	為安１	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
240	急傾斜地	為安３	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
241	急傾斜地	坪谷１	八幡町	坪谷	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
242	急傾斜地	吉田１	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
243	急傾斜地	吉田４	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
244	急傾斜地	天龍３	八幡町	天龍	有	天龍	第４分団第２部(有穂)
245	急傾斜地	天龍２	八幡町	天龍	有	天龍	第４分団第２部(有穂)
246	急傾斜地	神谷１	八幡町	神谷	有	神谷	第４分団第２部(有穂)
247	急傾斜地	原11	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
248	急傾斜地	原10	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
249	急傾斜地	吉田７	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
250	急傾斜地	中桐５	八幡町	中桐	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
251	急傾斜地	宇留巣１	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
252	急傾斜地	宇留巣２	八幡町	為安	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
253	急傾斜地	在原	八幡町	中会津	有	天龍	第４分団第２部(有穂)
254	急傾斜地	上ヶ洞１	八幡町	上ヶ洞	有	初音１区	第２分団第１部(尾崎)
255	急傾斜地	初納団地２	八幡町	初納団地	有	初納団地	第４分団第１部(鶴佐)
256	急傾斜地	吉田６	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
257	急傾斜地	原８	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
258	急傾斜地	中下２	八幡町	中下	有	中下	第４分団第２部(吉田)
259	急傾斜地	上是本３	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
260	急傾斜地	上是本２	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
261	急傾斜地	西洞４	八幡町	西洞	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)

262	急傾斜地	西洞３	八幡町	西洞	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
263	急傾斜地	西洞２	八幡町	西洞	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
264	急傾斜地	東乙原１	八幡町	東乙原	有	東乙原	第３分団第２部(中山)
265	急傾斜地	名津佐２	八幡町	名津佐	有	名津佐	第３分団第２部(中山)
266	急傾斜地	久造３	八幡町	久造	有	久造	第３分団第３部(那比北)
267	急傾斜地	是本	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
268	急傾斜地	小野３	八幡町	小野8丁目	有	小野８丁目	第４分団第１部(小野)
269	急傾斜地	初納団地１	八幡町	初納団地	有	初納団地	第４分団第１部(鶴佐)
270	急傾斜地	初納	八幡町	初納	有	初納	第４分団第２部(吉田)
271	急傾斜地	吉田２	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
272	急傾斜地	吉田３	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
273	急傾斜地	中中	八幡町	中中	有	中中	第４分団第２部(吉田)
274	急傾斜地	天龍１	八幡町	天龍	有	天龍	第４分団第２部(有穂)
275	急傾斜地	郡上総合庁舎	八幡町	初音２区	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
276	急傾斜地	棚井１	八幡町	棚井	有	棚井	第４分団第２部(有穂)
277	急傾斜地	千虎４	八幡町	林会津下も山	有	千虎	第３分団第２部(中山)
278	急傾斜地	府路	八幡町	府路	有	初納	第４分団第２部(鶴佐)
279	急傾斜地	初音	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
280	急傾斜地	原４	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
281	急傾斜地	名津佐１	八幡町	名津佐	有	名津佐	第３分団第２部(中山)
282	急傾斜地	石原１	八幡町	石原	有	初納	第４分団第２部(鶴佐)
283	急傾斜地	中下１	八幡町	中下	有	中下	第４分団第２部(吉田)
284	急傾斜地	初音下	八幡町	西現	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
285	急傾斜地	上社良	八幡町	上社良	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
286	急傾斜地	上是本１	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
287	急傾斜地	中桐４	八幡町	中桐	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
288	急傾斜地	西洞１	八幡町	西洞	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
289	急傾斜地	田之洞４	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
290	急傾斜地	上貢間２	八幡町	上貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
291	急傾斜地	上貢間１	八幡町	上貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
292	急傾斜地	夕谷８	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
293	急傾斜地	熊石３	八幡町	熊石	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
294	急傾斜地	美山４	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
295	急傾斜地	美山５	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
296	急傾斜地	美山３	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
297	急傾斜地	下宝泉地１	八幡町	下宝泉地	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
298	急傾斜地	美山２	八幡町	美山	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
299	急傾斜地	口洞３	八幡町	口洞	有	中保西部	第５分団第１部(美山)

300	急傾斜地	口洞２	八幡町	口洞	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
301	急傾斜地	入間１	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
302	急傾斜地	鬼谷８	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
303	急傾斜地	下宝泉地３	八幡町	下宝泉地	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
304	急傾斜地	鬼谷７	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
305	急傾斜地	田之洞９	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
306	急傾斜地	田之洞８	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
307	急傾斜地	鬼谷５	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
308	急傾斜地	寺脇３	八幡町	寺脇	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
309	急傾斜地	寺脇１	八幡町	寺脇	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
310	急傾斜地	山本	八幡町	山本	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
311	急傾斜地	下宝泉地４	八幡町	下宝泉地	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
312	急傾斜地	鬼谷４	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
313	急傾斜地	鬼谷２	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
314	急傾斜地	寺脇４	八幡町	寺脇	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
315	急傾斜地	美山西部１	八幡町	美山西部	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
316	急傾斜地	田之洞１	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
317	急傾斜地	田之洞３	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
318	急傾斜地	田之洞５	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
319	急傾斜地	鬼谷３	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
320	急傾斜地	口洞１	八幡町	口洞	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
321	急傾斜地	寺脇２	八幡町	寺脇	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
322	急傾斜地	田之洞７	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
323	急傾斜地	上宝泉地	八幡町	上宝泉地	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
324	急傾斜地	美山６	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
325	急傾斜地	下宝泉地２	八幡町	下宝泉地	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
326	急傾斜地	美山１	八幡町	中ノ保	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
327	急傾斜地	入間２	八幡町	入間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
328	急傾斜地	美山７	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
329	急傾斜地	鬼谷６	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
330	急傾斜地	熊石２	八幡町	熊石	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
331	急傾斜地	熊石１	八幡町	熊石	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
332	急傾斜地	夕谷６	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
333	急傾斜地	鬼谷１	八幡町	鬼谷	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
334	急傾斜地	夕谷１	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
335	急傾斜地	田之洞６	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
336	急傾斜地	田之洞２	八幡町	田之洞	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
337	急傾斜地	上貢間３	八幡町	上貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)

338	急傾斜地	入津２	八幡町	嵐丸山	有	貢間	第５分団第１部(入間)
339	急傾斜地	入津１	八幡町	嵐丸山	有	貢間	第５分団第１部(入間)
340	急傾斜地	貢間２	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
341	急傾斜地	貢間３	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
342	急傾斜地	大洞８	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
343	急傾斜地	大洞３	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
344	急傾斜地	大洞７	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
345	急傾斜地	開笹３	八幡町	杉洞	有	貢間	第５分団第１部(入間)
346	急傾斜地	開笹２	八幡町	杉洞	有	貢間	第５分団第１部(入間)
347	急傾斜地	貢間１	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
348	急傾斜地	開笹１	八幡町	開笹	有	貢間	第５分団第１部(入間)
349	急傾斜地	大洞２	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
350	急傾斜地	大洞４	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
351	急傾斜地	大洞５	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
352	急傾斜地	大洞１	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
353	急傾斜地	大洞６	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
354	急傾斜地	小那比13	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(南部)
355	急傾斜地	下会津２	八幡町	下洲河	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
356	急傾斜地	小那比12	八幡町	小那比	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
357	急傾斜地	落合２	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
358	急傾斜地	小那比20	八幡町	小那比	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
359	急傾斜地	小那比19	八幡町	小那比	有	小那比南部	第５分団第２部(西部)
360	急傾斜地	小那比18	八幡町	小那比	有	小那比南部	第５分団第２部(西部)
361	急傾斜地	小那比16	八幡町	小那比	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
362	急傾斜地	曽利２	八幡町	曽利	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
363	急傾斜地	小那比西部７	八幡町	西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
364	急傾斜地	小那比西部10	八幡町	西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
365	急傾斜地	小那比14	八幡町	小那比	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
366	急傾斜地	神奈良２	八幡町	神奈良	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
367	急傾斜地	小那比10	八幡町	小那比	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
368	急傾斜地	小那比９	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
369	急傾斜地	小那比８	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
370	急傾斜地	小那比６	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
371	急傾斜地	小那比５	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
372	急傾斜地	野々倉６	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
373	急傾斜地	野々倉５	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
374	急傾斜地	夕谷21	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
375	急傾斜地	夕谷20	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)

376	急傾斜地	美山８	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
377	急傾斜地	小那比北部7	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
378	急傾斜地	小那比北部11	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
379	急傾斜地	小那比北部5	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
380	急傾斜地	小那比北部4	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
381	急傾斜地	持穴口	八幡町	持穴口	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
382	急傾斜地	夕谷14	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
383	急傾斜地	夕谷13	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
384	急傾斜地	細野	八幡町	細野	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
385	急傾斜地	戸穴２	八幡町	戸穴	有	小那比南部	第５分団第２部(南部)
386	急傾斜地	戸穴１	八幡町	戸穴	有	小那比南部	第５分団第２部(南部)
387	急傾斜地	沼ノ上	八幡町	沼ノ上	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
388	急傾斜地	小那比21	八幡町	小那比南部	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
389	急傾斜地	小那比東部1	八幡町	小那比東部	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
390	急傾斜地	小那比４	八幡町	小那比東部	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
391	急傾斜地	小那比３	八幡町	小那比東部	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
392	急傾斜地	小那比北部3	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
393	急傾斜地	小那比北部10	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
394	急傾斜地	小那比北部2	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
395	急傾斜地	小那比西部6	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
396	急傾斜地	小那比西部2	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
397	急傾斜地	小那比西部3	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
398	急傾斜地	下会津１	八幡町	下会津	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
399	急傾斜地	段ノ上	八幡町	段ノ上	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
400	急傾斜地	芦谷	八幡町	芦谷	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
401	急傾斜地	白五郎	八幡町	白五郎	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
402	急傾斜地	神田	八幡町	神田	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
403	急傾斜地	原会津	八幡町	原会津	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
404	急傾斜地	夕谷７	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
405	急傾斜地	落合12	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
406	急傾斜地	落合11	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
407	急傾斜地	宮山	八幡町	宮山	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
408	急傾斜地	小那比１	八幡町	小那比南部	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
409	急傾斜地	小那比２	八幡町	小那比南部	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
410	急傾斜地	曽利１	八幡町	曽利	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
411	急傾斜地	神奈良１	八幡町	東神奈良	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
412	急傾斜地	小原	八幡町	小原	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
413	急傾斜地	夕谷２	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)

414	急傾斜地	井戸ノ上	八幡町	井戸ノ上	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
415	急傾斜地	前会津	八幡町	前会津	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
416	急傾斜地	須良々３	八幡町	須良々	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
417	急傾斜地	須良々２	八幡町	須良々	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
418	急傾斜地	須良々１	八幡町	須良々	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
419	急傾斜地	下野々倉２	八幡町	下野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
420	急傾斜地	下野々倉１	八幡町	下野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
421	急傾斜地	小那比17	八幡町	跡瀬	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
422	急傾斜地	小那比11	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
423	急傾斜地	跡瀬	八幡町	跡瀬	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
424	急傾斜地	小那比西部8	八幡町	西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
425	急傾斜地	小那比15	八幡町	作道	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
426	急傾斜地	須良々４	八幡町	須良々	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
427	急傾斜地	小那比７	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
428	急傾斜地	戸穴３	八幡町	戸穴	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
429	急傾斜地	西会津	八幡町	西会津	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
430	急傾斜地	小那比東部3	八幡町	小那比東部	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
431	急傾斜地	小那比西部9	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
432	急傾斜地	小那比西部4	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
433	急傾斜地	小那比北部6	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
434	急傾斜地	小那比北部8	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
435	急傾斜地	野々倉７	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
436	急傾斜地	中桁	八幡町	中桁	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
437	急傾斜地	夕谷16	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
438	急傾斜地	夕谷15	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
439	急傾斜地	持田	八幡町	下洲河	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
440	急傾斜地	生屋	八幡町	下生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
441	急傾斜地	小那比東部2	八幡町	小那比東部	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
442	急傾斜地	上生屋１	八幡町	上生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
443	急傾斜地	小那比北部9	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
444	急傾斜地	小那比北部1	八幡町	小那比北部	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
445	急傾斜地	小那比西部5	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
446	急傾斜地	小那比西部1	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
447	急傾斜地	清水川	八幡町	清水川	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
448	急傾斜地	下坂	八幡町	下坂	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
449	急傾斜地	夕谷４	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
450	急傾斜地	落合13	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
451	急傾斜地	落合１	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)

452	急傾斜地	小那比中学校	八幡町	小那比西部	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
453	急傾斜地	小那比22	八幡町	熊野	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
454	急傾斜地	上生屋５	八幡町	上生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
455	急傾斜地	上生屋３	八幡町	上生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
456	急傾斜地	上生屋４	八幡町	上生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
457	急傾斜地	上生屋２	八幡町	上生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
458	急傾斜地	上生屋６	八幡町	上生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
459	急傾斜地	島会津	八幡町	島会津	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
460	急傾斜地	神明神社	八幡町	川佐	有	川佐	第４分団第１部(鶴佐)
461	急傾斜地	美山西部２	八幡町	美山西部	有	美山西部	第５分団第１部(美山)
462	急傾斜地	中愛宕町	八幡町	中愛宕町	有	中愛宕町	第１分団第２部(愛宕)
463	急傾斜地	小瀬子６	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
464	急傾斜地	小瀬子５	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
465	急傾斜地	小瀬子４	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
466	急傾斜地	小瀬子３	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
467	急傾斜地	小瀬子２	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
468	急傾斜地	腰細２	八幡町	相生	有	腰細	第３分団第１部(中野)
469	急傾斜地	島谷	八幡町	島谷	有	乙姫町	第１分団第２部(愛宕)
470	急傾斜地	河鹿２	八幡町	河鹿	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
471	急傾斜地	市島１	八幡町	市島	有	立光	第４分団第２部(吉田)
472	急傾斜地	市島２	八幡町	市島	有	中下	第４分団第２部(吉田)
473	急傾斜地	有坂	八幡町	有坂	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
474	急傾斜地	小野４	八幡町	小野	有	小野３丁目	第４分団第１部(小野)
475	急傾斜地	旭	八幡町	旭	有	田尻	第４分団第１部(鶴佐)
476	急傾斜地	相生２	八幡町	相生	有	寺本	第３分団第２部(中山)
477	急傾斜地	吉野１	八幡町	吉野	有	千虎	第３分団第２部(中山)
478	急傾斜地	吉野２	八幡町	吉野	有	千虎	第３分団第２部(中山)
479	急傾斜地	稲成	八幡町	稲成	有	向中野	第３分団第１部(中野)
480	土石流	露洞	八幡町	大瀬子		瀬取１区	第２分団第２部(五町)
481	土石流	大洞	八幡町	大瀬子		瀬取１区	第２分団第２部(五町)
482	土石流	小瀬子宮洞	八幡町	小瀬子		瀬取２区	第２分団第２部(五町)
483	土石流	茶屋ヶ洞	八幡町	小瀬子	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
484	土石流	舟渡洞	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
485	土石流	ツイ洞谷	八幡町	五町	有	五町	第２分団第２部(五町)
486	土石流	柿ヶ洞谷	八幡町	五町	有	五町	第２分団第２部(五町)
487	土石流	貝ヶ洞谷	八幡町	五町	有	五町	第２分団第２部(五町)
488	土石流	東洞谷	八幡町	五町		五町	第２分団第２部(五町)
489	土石流	西ヶ洞	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)

490	土石流	宮下谷	八幡町	勝更	有	勝更	第２分団第２部(有坂)
491	土石流	勝更谷	八幡町	勝更		勝更	第２分団第２部(有坂)
492	土石流	徳兵洞谷	八幡町	五町	有	五町	第２分団第２部(五町)
493	土石流	吉洞	八幡町	尾崎	有	上・下尾崎町	第２分団第１部(尾崎)
494	土石流	小壷谷	八幡町	尾崎	有	上・下尾崎町	第２分団第１部(尾崎)
495	土石流	城山谷	八幡町	柳町		上・中殿町、上・中柳町、鍛冶屋町、職人町	第１分団第１部(殿町)
496	土石流	センター裏洞	八幡町	柳町	有	上殿町、上柳町、職人町	第１分団第１部(殿町)
497	土石流	小洞谷	八幡町	上ヶ洞	有	初音１区、中坪４区	第２分団第１部(尾崎)
498	土石流	エイレイ寺谷	八幡町	中坪４区	有	中坪４区	第２分団第１部(尾崎)
499	土石流	山前洞	八幡町	中坪４区	有	中坪４区	第２分団第１部(尾崎)
500	土石流	遠野洞	八幡町	中坪5区	有	中坪５区	第２分団第１部(尾崎)
501	土石流	一番洞	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
502	土石流	馬寄谷	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
503	土石流	鷲見切洞	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
504	土石流	是本谷	八幡町	是本	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
505	土石流	印雀谷	八幡町	印雀	有	印雀	第２分団第３部(中桐)
506	土石流	どう洞谷	八幡町	為安	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
507	土石流	為安直下谷	八幡町	為安	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
508	土石流	宮ヶ洞	八幡町	西洞	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
509	土石流	宗知谷	八幡町	中桐		初音３区	第２分団第３部(中桐)
510	土石流	杉ヶ洞	八幡町	中桐	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
511	土石流	上社良谷	八幡町	是本		初音２区	第２分団第３部(中桐)
512	土石流	トンビケ洞	八幡町	向山	有	向山	第２分団第１部(尾崎)
513	土石流	小瀬ヶ洞	八幡町	小野		小野４・５丁目	第４分団第１部(小野)
514	土石流	高垣洞	八幡町	小野		小野４・５・６丁目	第４分団第１部(小野)
515	土石流	露洞	八幡町	小野		小野４・５・７丁目	第４分団第１部(小野)
516	土石流	滝山谷	八幡町	小野		小野７丁目	第４分団第１部(小野)
517	土石流	除気ヶ洞谷	八幡町	府路	有	初納	第４分団第１部(鶴佐)
518	土石流	府路谷	八幡町	府路	有	初納	第４分団第１部(鶴佐)
519	土石流	石原谷	八幡町	石原		初納	第４分団第１部(鶴佐)
520	土石流	石原洞	八幡町	石原	有	初納	第４分団第１部(鶴佐)
521	土石流	石原洞上谷	八幡町	石原	有	初納	第４分団第１部(鶴佐)
522	土石流	井谷	八幡町	吉田		吉田	第４分団第２部(吉田)
523	土石流	銅ヶ洞谷	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
524	土石流	中洞谷	八幡町	小久須見	有	小久須見	第４分団第２部(有穂)
525	土石流	上立光洞	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
526	土石流	野口洞	八幡町	林	有	林	第４分団第２部(吉田)
527	土石流	小野口洞	八幡町	林	有	林	第４分団第２部(吉田)

528	土石流	槙洞谷	八幡町	中々	有	中々	第４分団第２部(吉田)
529	土石流	小洞	八幡町	中下	有	中下	第４分団第２部(吉田)
530	土石流	太田内洞谷	八幡町	太田内		太田内	第４分団第２部(吉田)
531	土石流	タナボラ谷	八幡町	川佐	有	川佐	第４分団第１部(鶴佐)
532	土石流	水上谷	八幡町	川佐		川佐	第４分団第１部(鶴佐)
533	土石流	善行寺谷	八幡町	川佐	有	川佐	第４分団第１部(鶴佐)
534	土石流	赤谷川	八幡町	愛宕町		中愛宕町	第１分団第２部(愛宕)
535	土石流	乙姫谷	八幡町	乙姫町	有	乙姫町	第１分団第２部(愛宕)
536	土石流	武洞谷	八幡町	桝形町	有	下桝形町・住吉町・新栄町	第１分団第３部(栄町)
537	土石流	桝形谷	八幡町	桝形町		上桝形町・栄町・新栄町	第１分団第３部(栄町)
538	土石流	井谷	八幡町	中野	有	中野	第３分団第１部(中野)
539	土石流	穀見谷	八幡町	穀見	有	穀見	第３分団第１部(中野)
540	土石流	ヒラ洞谷	八幡町	穀見		穀見	第３分団第１部(中野)
541	土石流	真平谷	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
542	土石流	鍛冶屋谷	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
543	土石流	穴洞谷	八幡町	東安久田	有	東安久田	第３分団第１部(安久田)
544	土石流	露洞	八幡町	千虎	有	千虎	第３分団第２部(中山)
545	土石流	草洞谷	八幡町	東乙原		東乙原	第３分団第２部(中山)
546	土石流	尾上谷	八幡町	名津佐	有	名津佐	第３分団第２部(中山)
547	土石流	大洞谷	八幡町	西乙原		西乙原	第３分団第２部(西乙原)
548	土石流	小洞	八幡町	寺本	有	寺本	第３分団第２部(中山)
549	土石流	久蔵谷	八幡町	久蔵	有	久造	第３分団第３部(北)
550	土石流	森ヶ洞	八幡町	森	有	森	第３分団第３部(北)
551	土石流	家ヶ洞谷	八幡町	北		北	第３分団第３部(北)
552	土石流	琴谷	八幡町	高畑	有	高畑	第３分団第３部(高畑)
553	土石流	川戸洞	八幡町	宇留良		宇留良	第３分団第３部(高畑)
554	土石流	イナミカ洞	八幡町	向中野	有	向中野	第３分団第１部(中野)
555	土石流	ヤゴメ谷	八幡町	門原		門原	第３分団第２部(中山)
556	土石流	宮ヶ洞	八幡町	小原	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
557	土石流	生屋川	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
558	土石流	美社ヶ洞	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
559	土石流	諸洞谷	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
560	土石流	東洞	八幡町	落合	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
561	土石流	イナリ洞	八幡町	中之保	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
562	土石流	イウナ洞	八幡町	中之保	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
563	土石流	寺ヶ洞	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
564	土石流	宮谷	八幡町	大瀬子	有	瀬取１区	第２分団第２部(五町)
565	土石流	半ヶ洞	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)

566	土石流	梅ヶ洞谷	八幡町	坪佐	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
567	土石流	竜牙谷	八幡町	竜牙	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
568	土石流	貝正洞	八幡町	竜牙	有	坪佐	第２分団第２部(有坂)
569	土石流	アナガ洞	八幡町	向山	有	向山	第２分団第１部(尾崎)
570	土石流	諸畑洞	八幡町	原	有	原	第２分団第３部(中桐)
571	土石流	矢師洞	八幡町	深皿		河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
572	土石流	カシ谷	八幡町	深皿	有	河鹿１区	第２分団第３部(河鹿)
573	土石流	戒仏谷	八幡町	戒仏	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)
574	土石流	孫左洞	八幡町	印雀		印雀	第２分団第３部(中桐)
575	土石流	勝谷	八幡町	石原	有	初納	第４分団第１部(鶴佐)
576	土石流	小洞	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
577	土石流	水無洞	八幡町	吉田	有	吉田	第４分団第２部(吉田)
578	土石流	大洞	八幡町	下津原	有	天龍	第４分団第２部(有穂)
579	土石流	神谷小洞	八幡町	神谷	有	神谷	第４分団第２部(有穂)
580	土石流	柳谷川	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
581	土石流	松葉谷	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
582	土石流	小板谷	八幡町	立光	有	立光	第４分団第２部(吉田)
583	土石流	井ヶ洞	八幡町	田尻	有	田尻	第４分団第１部(鶴佐)
584	土石流	アシ谷	八幡町	田尻	有	田尻	第４分団第１部(鶴佐)
585	土石流	井谷	八幡町	穀見	有	穀見	第３分団第１部(中野)
586	土石流	法伝谷	八幡町	千虎	有	千虎	第３分団第２部(中山)
587	土石流	名津佐谷	八幡町	名津佐	有	名津佐	第３分団第２部(中山)
588	土石流	浅柄谷	八幡町	浅柄	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
589	土石流	大洞谷	八幡町	大洞口	有	大洞	第５分団第１部(入間)
590	土石流	川戸洞	八幡町	森	有	森	第３分団第３部(北)
591	土石流	日洞谷	八幡町	森	有	森	第３分団第３部(北)
592	土石流	黒佐谷	八幡町	黒佐	有	黒佐	第３分団第３部(北)
593	土石流	東坊谷	八幡町	北	有	北	第３分団第３部(北)
594	土石流	杉ヶ洞	八幡町	中新宮	有	新宮	第３分団第３部(北)
595	土石流	川戸洞	八幡町	奥新宮	有	新宮	第３分団第３部(北)
596	土石流	西古洞	八幡町	奥新宮	有	新宮	第３分団第３部(北)
597	土石流	抜ヶ洞	八幡町	宇留良		宇留良	第３分団第３部(高畑)
598	土石流	一谷	八幡町	向	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
599	土石流	ヒガラ谷	八幡町	向	有	向	第３分団第３部(亀尾島)
600	土石流	黒田洞	八幡町	三ッ谷	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
601	土石流	エイノ洞	八幡町	三ッ谷	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
602	土石流	ミノサコ谷	八幡町	作道	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
603	土石流	上ヶ洞	八幡町	小原	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)

604	土石流	下ヶ洞	八幡町	小原	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
605	土石流	飛岩洞	八幡町	田ノ上	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
606	土石流	井原谷	八幡町	小原	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
607	土石流	大洞谷	八幡町	神奈良	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
608	土石流	東神奈良谷	八幡町	神奈良	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
609	土石流	中根洞	八幡町	田ノ上	有	小那比北部	第５分団第２部(北部)
610	土石流	宮ヶ洞	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
611	土石流	御堂洞	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
612	土石流	稲洞	八幡町	生屋	有	小那比東部	第５分団第２部(北部)
613	土石流	西樽谷	八幡町	井戸ノ上	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
614	土石流	戸穴谷	八幡町	戸穴	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
615	土石流	杉ヶ洞	八幡町	戸穴	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
616	土石流	中洞	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
617	土石流	丸山洞	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
618	土石流	小坂ヶ谷	八幡町	上洲河	有	洲河	第５分団第１部(洲河)
619	土石流	サンボチ洞	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
620	土石流	泉洞	八幡町	夕谷		夕谷	第５分団第１部(夕谷)
621	土石流	八京洞	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
622	土石流	セリ洞	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
623	土石流	ゴミガ洞	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
624	土石流	千野谷	八幡町	夕谷	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)
625	土石流	東屋谷	八幡町	東屋	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
626	土石流	サカンベ洞	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
627	土石流	洞谷	八幡町	貢間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
628	土石流	オクネン洞	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
629	土石流	母袋洞	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
630	土石流	千洞	八幡町	大洞	有	大洞	第５分団第１部(入間)
631	土石流	厚谷	八幡町	入津	有	貢間	第５分団第１部(入間)
632	土石流	杉洞谷	八幡町	開笹		貢間	第５分団第１部(入間)
633	土石流	開笹谷	八幡町	開笹	有	貢間	第５分団第１部(入間)
634	土石流	オノボリ谷	八幡町	初音	有	原	第２分団第３部(中桐)
635	土石流	センジョボ	八幡町	小野	有	小野５丁目	第４分団第１部(小野)
636	土石流	西洞	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
637	土石流	岩下	八幡町	野々倉		野々倉	第５分団第２部(西部)
638	土石流	水ヶ洞	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
639	土石流	宮ヶ洞２	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
640	土石流	向	八幡町	野々倉	有	野々倉	第５分団第２部(西部)
641	土石流	川渡洞	八幡町	河鹿	有	河鹿２区	第２分団第３部(河鹿)

642	土石流	井洞谷	八幡町	市島	有	立光	第４分団第２部(吉田)
643	土石流	五六場	八幡町	市島	有	立光	第４分団第２部(吉田)
644	土石流	与平度	八幡町	市島		林	第４分団第２部(吉田)
645	土石流	栃木場	八幡町	市島	有	林	第４分団第２部(吉田)
646	土石流	伊勢平	八幡町	市島	有	中下	第４分団第２部(吉田)
647	土石流	樋ヶ洞	八幡町	瀬取	有	瀬取２区	第２分団第２部(五町)
648	土石流	サワ	八幡町	城南町	有	城南町	第１分団第３部(栄町)
649	土石流	東山	八幡町	小野	有	小野７・８丁目	第４分団第１部(小野)
650	土石流	西山谷	八幡町	小野	有	小野２・３・４丁目	第４分団第１部(小野)
651	土石流	西山	八幡町	小野	有	小野２・３・４丁目	第４分団第１部(小野)
652	土石流	朝日山	八幡町	旭	有	川佐	第４分団第１部(鶴佐)
653	土石流	犬啼	八幡町	旭	有	東町１区	第１分団第２部(愛宕)
654	土石流	堀越１	八幡町	旭	有	東町１区	第１分団第２部(愛宕)
655	土石流	堀越２	八幡町	旭	有	東町１区	第１分団第２部(愛宕)
656	土石流	明剣谷	八幡町	安久田	有	安久田	第３分団第１部(安久田)
657	土石流	下切谷	八幡町	安久田	有	安久田	第３分団第１部(安久田)
658	土石流	上切谷	八幡町	安久田	有	安久田	第３分団第１部(安久田)
659	土石流	野々平谷	八幡町	相生	有	腰細	第３分団第１部(中野)
660	土石流	熊ヶ洞	八幡町	相生		寺本	第３分団第２部(中山)
661	土石流	水ヶ而	八幡町	相生		中山	第３分団第２部(中山)
662	土石流	戸谷洞	八幡町	那比	有	小谷通	第３分団第３部(高畑)
663	土石流	大平谷	八幡町	那比	有	森	第３分団第３部(那比北)
664	土石流	島ヶ洞谷	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
665	土石流	村地洞谷	八幡町	西乙原	有	西乙原	第３分団第２部(西乙原)
666	土石流	オノボリ	八幡町	初音		原	第２分団第３部(中桐)
667	土石流	横井	八幡町	初音	有	原	第２分団第３部(中桐)
668	土石流	棚池洞	八幡町	初音	有	初音３区	第２分団第３部(中桐)
669	土石流	モリガホラ	八幡町	初音	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
670	土石流	道場洞	八幡町	初音		初音２区	第２分団第３部(中桐)
671	土石流	ミラガサコ１	八幡町	初音	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
672	土石流	ミラガサコ２	八幡町	初音	有	初音２区	第２分団第３部(中桐)
673	土石流	大洞川２	八幡町	入間	有	大洞	第５分団第１部(入間)
674	土石流	寺洞	八幡町	入間	有	貢間	第５分団第１部(入間)
675	土石流	向田	八幡町	入間	有	大洞	第５分団第１部(入間)
676	土石流	水上	八幡町	小那比		小那比西部	第５分団第２部(西部)
677	土石流	向山	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
678	土石流	曾利１	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
679	土石流	曾利２	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)

680	土石流	作道１	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
681	土石流	作道２	八幡町	小那比	有	小那比西部	第５分団第２部(西部)
682	土石流	寺山谷	八幡町	小那比	有	小那比南部	第５分団第２部(北部)
683	土石流	カジヤ洞谷	八幡町	小那比		小那比南部	第５分団第２部(北部)
684	土石流	田之洞	八幡町	美山	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
685	土石流	トウナ洞１	八幡町	美山	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
686	土石流	美山	八幡町	美山	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
687	土石流	ナカ洞	八幡町	美山		鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
688	土石流	トウナ洞２	八幡町	美山	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
689	土石流	山本	八幡町	美山		中保西部	第５分団第１部(美山)
690	土石流	栃棚	八幡町	美山	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
691	土石流	炭穴	八幡町	美山	有	鬼谷	第５分団第１部(鬼谷)
692	土石流	寺脇	八幡町	美山	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
693	土石流	とりがホラ	八幡町	美山	有	中保東部	第５分団第１部(美山)
694	土石流	嫁ヶ洞	八幡町	美山	有	中保西部	第５分団第１部(美山)
695	土石流	向棚	八幡町	美山	有	夕谷	第５分団第１部(夕谷)

大和

番号	自然現象の種類	地区の名称（箇所名）（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	西平１	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
2	急傾斜地	酒屋林	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
3	急傾斜地	南小学校	大和町	河辺	有	河辺	第１分団第２部（河辺）
4	急傾斜地	向川原	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
5	急傾斜地	夕用	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
6	急傾斜地	山手	大和町	徳永	有	徳永	第１分団第１部（徳永）
7	急傾斜地	三田	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
8	急傾斜地	日向会津１	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
9	急傾斜地	熊田	大和町	河辺	有	河辺	第１分団第２部（河辺）
10	急傾斜地	木越	大和町	島	有	場皿	第２分団第５部（場皿）
11	急傾斜地	大畑	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
12	急傾斜地	風屋	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
13	急傾斜地	清水ノ上１	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
14	急傾斜地	清水ノ上２	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
15	急傾斜地	歩岐１	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
16	急傾斜地	モロ梅	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
17	急傾斜地	白雲山１	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）

18	急傾斜地	白雲山２	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
19	急傾斜地	明建１	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
20	急傾斜地	明建２	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
21	急傾斜地	木蛇寺	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
22	急傾斜地	戸屋野	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
23	急傾斜地	歩岐尻	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
24	急傾斜地	房会津	大和町	栗巣	有	下古道	第１分団第４部（古道）
25	急傾斜地	常保	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
26	急傾斜地	棚井	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
27	急傾斜地	郡上養護学校	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
28	急傾斜地	盆栃１	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
29	急傾斜地	神路体育館	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
30	急傾斜地	薬師前	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
31	急傾斜地	石原１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
32	急傾斜地	藤代２	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
33	急傾斜地	藤代１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
34	急傾斜地	元夕用１	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
35	急傾斜地	元夕用２	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
36	急傾斜地	西内戸	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
37	急傾斜地	洲垣内	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
38	急傾斜地	下安知バ	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
39	急傾斜地	正治１	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
40	急傾斜地	正治２	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
41	急傾斜地	竹継	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
42	急傾斜地	足代１	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
43	急傾斜地	足代２	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
44	急傾斜地	菅沼	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
45	急傾斜地	清名	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
46	急傾斜地	石原２	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
47	急傾斜地	石原３	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
48	急傾斜地	野座	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
49	急傾斜地	外林	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
50	急傾斜地	場皿１	大和町	島	有	場皿	第２分団第５部（場皿）
51	急傾斜地	場皿２	大和町	島	有	場皿	第２分団第５部（場皿）
52	急傾斜地	場皿３	大和町	島	有	場皿	第２分団第５部（場皿）
53	急傾斜地	柿ヶ洞１	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
54	急傾斜地	柿ヶ洞３	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
55	急傾斜地	中坪１	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）

56	急傾斜地	中坪２	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
57	急傾斜地	中坪３	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
58	急傾斜地	梨ヶ野	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
59	急傾斜地	桑原	大和町	島	有	野口	第２分団第４部（野口）
60	急傾斜地	瓢茂会津	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
61	急傾斜地	石原４	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
62	急傾斜地	北洞１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
63	急傾斜地	北洞３	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
64	急傾斜地	北洞２	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
65	急傾斜地	小瀬前	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
66	急傾斜地	轆轤師	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
67	急傾斜地	一楽１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
68	急傾斜地	為兼	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
69	急傾斜地	周戸１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
70	急傾斜地	周戸２	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
71	急傾斜地	陰地	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
72	急傾斜地	野々尻	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
73	急傾斜地	打越	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
74	急傾斜地	井ノ上	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
75	急傾斜地	寺ヶ野１	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
76	急傾斜地	寺ヶ野２	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
77	急傾斜地	古屋１	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
78	急傾斜地	古屋２	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
79	急傾斜地	為氏１	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
80	急傾斜地	為氏２	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
81	急傾斜地	岩垣内	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
82	急傾斜地	石戸	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
83	急傾斜地	白石１	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
84	急傾斜地	白石３	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
85	急傾斜地	大ヶ原	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
86	急傾斜地	道谷１	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
87	急傾斜地	道谷２	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
88	急傾斜地	和田野１	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
89	急傾斜地	和田野２	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
90	急傾斜地	上常保	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
91	急傾斜地	アシセ	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
92	急傾斜地	曽根	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
93	急傾斜地	桃ヶ洞	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）

94	急傾斜地	大杉１	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
95	急傾斜地	明見	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
96	急傾斜地	宮ヶ洞１	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
97	急傾斜地	宮ヶ洞２	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
98	急傾斜地	水梨１	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
99	急傾斜地	水梨２	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
100	急傾斜地	盆栃２	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
101	急傾斜地	日向会津２	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
102	急傾斜地	金山	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
103	急傾斜地	萬会津	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
104	急傾斜地	縄手並	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
105	急傾斜地	領下	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
106	急傾斜地	西平２	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
107	急傾斜地	西平３	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
108	急傾斜地	寄定	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
109	急傾斜地	島田	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
110	急傾斜地	足代山１	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
111	急傾斜地	足代山２	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
112	急傾斜地	五本栃１	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
113	急傾斜地	五本栃２	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
114	急傾斜地	五本栃３	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
115	急傾斜地	平石	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
116	急傾斜地	小厚谷	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
117	急傾斜地	歩岐２	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
118	急傾斜地	歩岐３	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
119	急傾斜地	歩岐４	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
120	急傾斜地	脇会津１	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
121	急傾斜地	脇会津２	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
122	急傾斜地	兼頼１	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
123	急傾斜地	兼頼２	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
124	急傾斜地	繁久１	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
125	急傾斜地	繁久２	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
126	急傾斜地	水神神社	大和町	古道	有	牧	第１分団第３部（牧）
127	急傾斜地	清水回り	大和町	古道	有	牧	第１分団第３部（牧）
128	急傾斜地	上神路１	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
129	急傾斜地	上神路２	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
130	急傾斜地	中北	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
131	急傾斜地	向田	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）

132	急傾斜地	三国	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
133	急傾斜地	ヲウクゴ	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
134	急傾斜地	ヲンジ１	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
135	急傾斜地	春山	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
136	急傾斜地	カバ島	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
137	急傾斜地	シャウブ３	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
138	急傾斜地	シャウブ２	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
139	急傾斜地	周戸３	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
140	急傾斜地	大畑切１	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
141	急傾斜地	大畑切２	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
142	急傾斜地	大畑切３	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
143	急傾斜地	ツイタ洞	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
144	急傾斜地	綾目切	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
145	急傾斜地	森高切	大和町	神路	有	口神路	第１分団第５部（神路）
146	急傾斜地	栃尾	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
147	急傾斜地	向山平	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
148	急傾斜地	名皿部	大和町	名皿部	有	名皿部	第２分団第６部（名皿部）
149	急傾斜地	板取	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
150	急傾斜地	アズキ谷	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
151	急傾斜地	信楽寺	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
152	急傾斜地	福田	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
153	急傾斜地	此前１	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
154	急傾斜地	アラ田	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
155	急傾斜地	古宿	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
156	急傾斜地	南栃	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
157	急傾斜地	柿ヶ洞２	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
158	急傾斜地	乙原	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
159	急傾斜地	江島	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
160	急傾斜地	牧ヶ野	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
161	急傾斜地	白石２	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
162	急傾斜地	則重	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
163	急傾斜地	松林平	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
164	急傾斜地	高冠	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
165	急傾斜地	西平４	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
166	急傾斜地	落部１号	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
167	急傾斜地	猪鹿会津	大和町	名皿部	有	名皿部	第２分団第６部（名皿部）
168	急傾斜地	平山	大和町	名皿部	有	名皿部	第２分団第６部（名皿部）
169	急傾斜地	城山	大和町	徳永	有	徳永	第１分団第１部（徳永）

170	急傾斜地	多賀神社	大和町	徳永	有	徳永	第１分団第１部（徳永）
171	急傾斜地	島１	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
172	急傾斜地	島２	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
173	急傾斜地	志ノ脇	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
174	急傾斜地	井田	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
175	急傾斜地	象面１	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
176	急傾斜地	象面２	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
177	急傾斜地	長野	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
178	急傾斜地	七代天神	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
179	急傾斜地	シャウブ１	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
180	急傾斜地	倉下１	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
181	急傾斜地	倉下２	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
182	急傾斜地	熊田洞	大和町	河辺	有	河辺	第１分団第２部（河辺）
183	急傾斜地	坂下	大和町	河辺	有	河辺	第１分団第２部（河辺）
184	急傾斜地	ヲンジ２	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
185	急傾斜地	クゾヨ１	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
186	急傾斜地	クゾヨ２	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
187	急傾斜地	クゾヨ３	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
188	急傾斜地	大間見１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
189	急傾斜地	大間見２	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
190	急傾斜地	大間見３	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
191	急傾斜地	大間見４	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
192	急傾斜地	剣	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
193	急傾斜地	栗巣	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
194	急傾斜地	古道１	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
195	急傾斜地	古道２	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
196	土石流	矢場田洞谷	大和町	万場		万場	第３分団第３部（万場）
197	土石流	会所洞川及び尾谷川	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
198	土石流	干洞	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
199	土石流	北部洞	大和町	万場		万場	第３分団第３部（万場）
200	土石流	猪鹿ヶ津谷	大和町	名皿部	有	名皿部	第２分団第６部（名皿部）
201	土石流	小谷洞谷	大和町	名皿部	有	名皿部	第２分団第６部（名皿部）
202	土石流	津久曽谷	大和町	島		洞口	第２分団第３部（洞口）
203	土石流	奥田洞谷	大和町	島		洞口	第２分団第３部（洞口）
204	土石流	長石谷	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
205	土石流	栄谷	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
206	土石流	桂洞	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
207	土石流	外林谷川	大和町	島		福田	第２分団第１部（福田）

208	土石流	水谷洞	大和町	島	有	場皿	第２分団第５部（場皿）
209	土石流	杉ヶ洞谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
210	土石流	古藤谷	大和町	神路		神路	第１分団第５部（神路）
211	土石流	熊田洞	大和町	河辺		河辺	第１分団第２部（河辺）
212	土石流	戸矢ヶ洞	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
213	土石流	木場ヶ洞	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
214	土石流	洞ノ口谷	大和町	徳永	有	徳永	第１分団第１部（徳永）
215	土石流	鈴良洞谷	大和町	牧		牧	第１分団第３部（牧）
216	土石流	小洞谷	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
217	土石流	牧ヶ洞谷	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
218	土石流	オナゴ谷	大和町	牧		牧	第１分団第３部（牧）
219	土石流	寺洞谷	大和町	栗巣		下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
220	土石流	日面会津洞	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
221	土石流	手谷	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
222	土石流	中並谷	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
223	土石流	正治谷	大和町	栗巣		上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
224	土石流	北切谷	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
225	土石流	細野谷	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
226	土石流	黒シ谷	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
227	土石流	コトケシ谷	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
228	土石流	洞口洞	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
229	土石流	北洞谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
230	土石流	団子洞	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
231	土石流	蓑洞谷	大和町	大間見		大間見	第３分団第２部（大間見）
232	土石流	猪洞谷	大和町	大間見		大間見	第３分団第２部（大間見）
233	土石流	石原谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
234	土石流	東大洞谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
235	土石流	しのや洞	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
236	土石流	周戸谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
237	土石流	水谷洞	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
238	土石流	為氏谷	大和町	大間見		大間見	第３分団第２部（大間見）
239	土石流	元夕用谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
240	土石流	横地洞谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
241	土石流	宮ヶ洞谷	大和町	剣		剣	第３分団第１部（剣）
242	土石流	前ヶ洞谷	大和町	剣		剣	第３分団第１部（剣）
243	土石流	北ヶ洞谷	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
244	土石流	毘沙門洞	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
245	土石流	櫃割谷	大和町	剣		剣	第３分団第１部（剣）

246	土石流	平ヶ谷	大和町	名皿部		名皿部	第２分団第６部（名皿部）
247	土石流	小平谷	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
248	土石流	カサガ洞	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
249	土石流	桑原谷	大和町	落部		落部	第２分団第２部（落部）
250	土石流	宮前谷	大和町	落部		落部	第２分団第２部（落部）
251	土石流	ゼンジ洞	大和町	島		洞口	第２分団第３部（洞口）
252	土石流	深谷川	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
253	土石流	神田洞	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
254	土石流	小豆洞	大和町	島		洞口	第２分団第３部（洞口）
255	土石流	正神路洞谷	大和町	島	有	洞口	第２分団第３部（洞口）
256	土石流	貝住洞	大和町	島	有	福田	第２分団第１部（福田）
257	土石流	豆ヶ洞谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
258	土石流	黒洞及び南支川	大和町	神路		神路	第１分団第５部（神路）
259	土石流	横平谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
260	土石流	周戸谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
261	土石流	ヤサ洞	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
262	土石流	中江津洞	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
263	土石流	石原洞	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
264	土石流	宮洞谷	大和町	神路		神路	第１分団第５部（神路）
265	土石流	西ヶ谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
266	土石流	小古藤洞	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
267	土石流	三国谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
268	土石流	三国洞	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
269	土石流	水谷洞谷	大和町	神路	有	神路	第１分団第５部（神路）
270	土石流	小豆洞	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
271	土石流	木蛇寺谷	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
272	土石流	田口谷	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
273	土石流	大蛇洞	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
274	土石流	小洞	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
275	土石流	繁久谷	大和町	古道		古道	第１分団第４部（古道）
276	土石流	アイガ谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
277	土石流	繁久口谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
278	土石流	兼頼谷	大和町	古道		古道	第１分団第４部（古道）
279	土石流	馬坂谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
280	土石流	房会津谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
281	土石流	獅子穴谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
282	土石流	脇会津谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
283	土石流	陰地谷	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）

284	土石流	象面谷	大和町	古道		古道	第１分団第４部（古道）
285	土石流	足代口谷	大和町	古道		古道	第１分団第４部（古道）
286	土石流	栃洞谷左支川	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
287	土石流	足代谷	大和町	古道		古道	第１分団第４部（古道）
288	土石流	島田洞	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
289	土石流	久保洞	大和町	栗巣		下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
290	土石流	松葉洞	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
291	土石流	西洞谷	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
292	土石流	松洞谷	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
293	土石流	クツヌギ谷	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
294	土石流	ゼンネモン谷	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
295	土石流	宮上谷	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
296	土石流	フエソ谷	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
297	土石流	ホウキガ谷	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
298	土石流	道谷	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
299	土石流	牧ヶ野谷	大和町	小間見	有	小間見	第３分団第５部（小間見）
300	土石流	川畑谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
301	土石流	一楽谷	大和町	大間見		大間見	第３分団第２部（大間見）
302	土石流	助平谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
303	土石流	藤代谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
304	土石流	打越谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
305	土石流	小周戸谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
306	土石流	道谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
307	土石流	天野洞谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
308	土石流	則重谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
309	土石流	大畑谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
310	土石流	州垣内谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
311	土石流	宮前谷	大和町	神路		神路	第１分団第５部（神路）
312	土石流	洞ノ口谷	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
313	土石流	大間見１	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
314	土石流	大間見	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
315	土石流	一谷洞	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
316	土石流	ロクロウシ	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）
317	土石流	寺ヶ野谷	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
318	土石流	大間見４	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
319	土石流	カジ屋洞谷	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
320	土石流	大間見５	大和町	大間見	有	口大間見	第３分団第４部（口大間見）
321	土石流	中洞	大和町	大間見	有	大間見	第３分団第２部（大間見）

322	土石流	カジヤ谷	大和町	小間見		小間見	第３分団第５部（小間見）
323	土石流	小洞１	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
324	土石流	小洞２	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
325	土石流	上前平谷	大和町	万場	有	万場	第３分団第３部（万場）
326	土石流	剣１	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
327	土石流	剣２	大和町	剣	有	剣	第３分団第１部（剣）
328	土石流	栗巣１	大和町	栗巣	有	上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
329	土石流	空切谷	大和町	栗巣		上栗巣	第１分団第６部（栗巣）
330	土石流	清水の上	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
331	土石流	越谷洞谷	大和町	栗巣	有	下栗巣	第１分団第６部（栗巣）
332	土石流	ダイコヤ谷	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
333	土石流	妙見谷	大和町	牧	有	牧	第１分団第３部（牧）
334	土石流	小足代谷１	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
335	土石流	小足代谷	大和町	古道	有	上古道	第１分団第４部（古道）
336	土石流	アノホラ	大和町	古道	有	古道	第１分団第４部（古道）
337	土石流	ダナ洞	大和町	古道	有	下古道	第１分団第４部（古道）
338	土石流	中江澤谷	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
339	土石流	神路１	大和町	神路	有	中神路	第１分団第５部（神路）
340	土石流	桑原大谷	大和町	落部	有	落部	第２分団第２部（落部）
341	土石流	山田洞	大和町	落部		落部	第２分団第２部（落部）

白鳥

番号	自然現象の種類	地区の名称（箇所名）（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	長洞	白鳥町	長洞	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
2	急傾斜地	大島	白鳥町	林下	有	大島	第２分団第１部（大島）
3	急傾斜地	那留川島	白鳥町	越皆	有	那留	第３分団第１部（那留）
4	急傾斜地	光雲寺	白鳥町	家ノ洞	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
5	急傾斜地	上切３	白鳥町	上山腰	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
6	急傾斜地	大中小学校	白鳥町	灰原	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）
7	急傾斜地	上越佐	白鳥町	上ノ開津	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
8	急傾斜地	下越佐	白鳥町	沼田平	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
9	急傾斜地	養林寺	白鳥町	山本	有	為真	第１分団第２部（為真）
10	急傾斜地	桜野	白鳥町	桜野	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）
11	急傾斜地	下切	白鳥町	下切平	有	中西	第３分団第３部（中西）
12	急傾斜地	上切	白鳥町	寺垣内	有	中西	第３分団第３部（中西）
13	急傾斜地	原口５	白鳥町	友三	有	中西	第３分団第３部（中西）
14	急傾斜地	日向	白鳥町	日向	有	野添	第３分団第４部（野添）
15	急傾斜地	太田	白鳥町	太田	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
16	急傾斜地	長滝	白鳥町	須河	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
17	急傾斜地	下在所	白鳥町	奥向	有	石徹白	第５分団（石徹白）
18	急傾斜地	下河原	白鳥町	下河原	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
19	急傾斜地	上棚２	白鳥町	中島	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
20	急傾斜地	前谷１	白鳥町	二十刈	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
21	急傾斜地	中在所	白鳥町	野川	有	石徹白	第５分団（石徹白）
22	急傾斜地	中津屋	白鳥町	尾崎	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）
23	急傾斜地	安久良	白鳥町	安久良	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
24	急傾斜地	郡上北高校	白鳥町	山本	有	為真	第１分団第２部（為真）
25	急傾斜地	原口１	白鳥町	ウスモト	有	中西	第３分団第３部（中西）
26	急傾斜地	下在所２	白鳥町	島	有	石徹白	第５分団（石徹白）
27	急傾斜地	東切２	白鳥町	松山	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
28	急傾斜地	東切３	白鳥町	松山	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
29	急傾斜地	上棚１	白鳥町	上棚	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
30	急傾斜地	上棚３	白鳥町	上棚	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
31	急傾斜地	向小駄良	白鳥町	上山王	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
32	急傾斜地	橋場１	白鳥町	庄司垣内	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
33	急傾斜地	橋場２	白鳥町	庄司垣内	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
34	急傾斜地	橋場３	白鳥町	庄司垣内	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
35	急傾斜地	山切	白鳥町	山切	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)

36	急傾斜地	上切２	白鳥町	大藤路	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
37	急傾斜地	渡瀬	白鳥町	熊洞	有	野添	第３分団第４部（野添）
38	急傾斜地	川島１	白鳥町	川島	有	那留	第３分団第１部（那留）
39	急傾斜地	蓮原	白鳥町	蓮原	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
40	急傾斜地	白鳥	白鳥町	大開津	有	白鳥	第１分団第１部（白鳥）
41	急傾斜地	日面２	白鳥町	外別	有	中西	第３分団第３部（中西）
42	急傾斜地	西在所	白鳥町	下日平	有	石徹白	第５分団（石徹白）
43	急傾斜地	東前谷１	白鳥町	大松	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
44	急傾斜地	東前谷３	白鳥町	大松	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
45	急傾斜地	東前谷２	白鳥町	上ノ山	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
46	急傾斜地	向山１	白鳥町	向山	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
47	急傾斜地	向山２	白鳥町	向山	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
48	急傾斜地	東切１	白鳥町	東切	有	干田野	第４分団第３部（干田野）
49	急傾斜地	中切１	白鳥町	宮前	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
50	急傾斜地	中切２	白鳥町	宮前	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
51	急傾斜地	中切３	白鳥町	宮前	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
52	急傾斜地	越佐	白鳥町	開津	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
53	急傾斜地	栃洞	白鳥町	ワセドチ	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
54	急傾斜地	牧土１	白鳥町	牧土	有	野添	第３分団第４部（野添）
55	急傾斜地	板倉	白鳥町	下畑	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
56	急傾斜地	日面１	白鳥町	折坂	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
57	急傾斜地	原口３	白鳥町	原口	有	中西	第３分団第３部（中西）
58	急傾斜地	上ノ木	白鳥町	上ノ木	有	為真	第１分団第２部（為真）
59	急傾斜地	川島２	白鳥町	西ヶ洞	有	那留	第３分団第１部（那留）
60	急傾斜地	西南	白鳥町	西開津	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）
61	急傾斜地	羽土１	白鳥町	山平	有	野添	第３分団第４部（野添）
62	急傾斜地	羽土２	白鳥町	山平	有	野添	第３分団第４部（野添）
63	急傾斜地	原口４	白鳥町	友原	有	中西	第３分団第３部（中西）
64	急傾斜地	牧土２	白鳥町	井上	有	野添	第３分団第４部（野添）
65	急傾斜地	中筋	白鳥町	長瀬町	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
66	急傾斜地	西在所２号	白鳥町	日平	有	石徹白	第５分団（石徹白）
67	急傾斜地	西在所３号	白鳥町	日平	有	石徹白	第５分団（石徹白）
68	急傾斜地	前谷２	白鳥町	森	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
69	急傾斜地	上２号	白鳥町	我門	有	恩地	第３分団第２部（恩地）
70	急傾斜地	上橋詰	白鳥町	松本	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
71	急傾斜地	下１号	白鳥町	中ノ木田	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
72	急傾斜地	下３号	白鳥町	津白	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
73	急傾斜地	下４号	白鳥町	下ノ洞	有	越佐	第２分団第３部（越佐）

74	急傾斜地	下５号	白鳥町	勝光島	有	大島	第２分団第１部（大島）
75	急傾斜地	中央２号	白鳥町	和田切	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）
76	急傾斜地	西南２号	白鳥町	桜野	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）
77	急傾斜地	下田	白鳥町	下太田	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
78	急傾斜地	長滝２	白鳥町	須河	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
79	急傾斜地	向小駄良２	白鳥町	上山王	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
80	急傾斜地	養林寺２	白鳥町	大中次	有	為真	第１分団第２部（為真）
81	急傾斜地	長滝３	白鳥町	杉山	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
82	急傾斜地	向小駄良３	白鳥町	上山王	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
83	急傾斜地	干田野	白鳥町	干田野	有	干田野	第４分団第３部（干田野）
84	急傾斜地	阿多岐	白鳥町	阿多岐	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
85	急傾斜地	向小駄良４	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
86	急傾斜地	六ノ里	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
87	急傾斜地	石徹白２	白鳥町	石徹白	有	石徹白	第５分団（石徹白）
88	急傾斜地	石徹白３	白鳥町	石徹白	有	石徹白	第５分団（石徹白）
89	急傾斜地	前谷６	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
90	急傾斜地	前谷７	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
91	急傾斜地	前谷８	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
92	急傾斜地	前谷９	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
93	急傾斜地	干田野２	白鳥町	干田野	有	干田野	第４分団第３部（干田野）
94	急傾斜地	二日町６	白鳥町	二日町	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
95	急傾斜地	阿多岐３	白鳥町	阿多岐	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
96	急傾斜地	白鳥２	白鳥町	白鳥	有	白鳥	第１分団第１部（白鳥）
97	急傾斜地	向小駄良７	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
98	急傾斜地	向小駄良８	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
99	急傾斜地	向小駄良９	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
100	急傾斜地	中西	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
101	急傾斜地	中西２	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
102	急傾斜地	野添	白鳥町	野添	有	野添	第３分団第４部（野添）
103	急傾斜地	六ノ里２	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
104	急傾斜地	六ノ里３	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
105	急傾斜地	六ノ里４	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
106	急傾斜地	那留	白鳥町	那留	有	那留	第３分団第１部（那留）
107	急傾斜地	大島	白鳥町	大島	有	大島	第２分団第１部（大島）

108	土石流	講堂ヶ洞谷	白鳥町	長滝	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
109	土石流	北洞谷１	白鳥町	二日町	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
110	土石流	カチド川	白鳥町	二日町	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
111	土石流	寺谷川	白鳥町	二日町	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
112	土石流	立多羅川	白鳥町	白鳥	有	白鳥	第１分団第１部（白鳥）
113	土石流	赤谷	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
114	土石流	金剛寺谷	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
115	土石流	むしやば谷	白鳥町	向小駄良		向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
116	土石流	山切谷	白鳥町	向小駄良		向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
117	土石流	脇洞谷	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
118	土石流	源三洞谷	白鳥町	向小駄良		向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
119	土石流	カキガ洞谷	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
120	土石流	イドカキガ洞	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
121	土石流	くしが洞谷	白鳥町	向小駄良	有	向小駄良	第１分団第３部(向小駄良)
122	土石流	大洞川	白鳥町	越佐	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
123	土石流	ミダカ洞谷	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
124	土石流	長命洞谷	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
125	土石流	曽根洞	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
126	土石流	カサガ洞谷	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
127	土石流	牧土川	白鳥町	野添	有	野添	第３分団第４部（野添）
128	土石流	家ノ洞谷	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
129	土石流	東洞谷２	白鳥町	那留		那留	第３分団第１部（那留）
130	土石流	洞ヶ市谷	白鳥町	那留	有	那留	第３分団第１部（那留）
131	土石流	馬瀬戸谷	白鳥町	石徹白	有	石徹白	第５分団（石徹白）
132	土石流	池尻谷	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
133	土石流	北洞谷２	白鳥町	越佐	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
134	土石流	中原谷	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
135	土石流	木谷	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
136	土石流	アツラ川	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
137	土石流	松本谷	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
138	土石流	中切谷	白鳥町	那留	有	那留	第３分団第１部（那留）
139	土石流	前川	白鳥町	石徹白		石徹白	第５分団（石徹白）
140	土石流	滝ヶ洞谷根後川	白鳥町	石徹白	有	石徹白	第５分団（石徹白）
141	土石流	サカガ洞谷	白鳥町	前谷		前谷	第４分団第１部（前谷）

142	土石流	水無洞谷	白鳥町	歩岐島	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
143	土石流	どおえん洞谷	白鳥町	歩岐島		歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
144	土石流	後谷	白鳥町	長滝	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
145	土石流	宮洞谷	白鳥町	長滝	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
146	土石流	中河原谷	白鳥町	歩岐島	有	歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）
147	土石流	大窪谷	白鳥町	阿多岐	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
148	土石流	矢谷川	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
149	土石流	東洞谷１	白鳥町	那留	有	那留	第３分団第１部（那留）
150	土石流	ハルキの谷	白鳥町	石徹白	有	石徹白	第５分団（石徹白）
151	土石流	塚洞川	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
152	土石流	上皆津谷	白鳥町	長滝	有	長滝	第４分団第４部（長滝）
153	土石流	友三谷	白鳥町	中西	有	中西	第３分団第３部（中西）
154	土石流	前谷３	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
155	土石流	前谷４	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
156	土石流	前谷５	白鳥町	前谷	有	前谷	第４分団第１部（前谷）
157	土石流	二日町	白鳥町	二日町	有	二日町	第４分団第５部（二日町）
158	土石流	二日町４	白鳥町	二日町		二日町	第４分団第５部（二日町）
159	土石流	向小駄良	白鳥町	二日町、向小駄良	有	二日町、向小駄良	第４分団第５部（二日町） 第１分団第３部(向小駄良)
160	土石流	野添１	白鳥町	野添	有	野添	第３分団第４部（野添）
161	土石流	長倉谷１	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
162	土石流	長倉谷２	白鳥町	那留	有	那留	第３分団第１部（那留）
163	土石流	板倉１	白鳥町	阿多岐	有	阿多岐	第３分団第６部（阿多岐）
164	土石流	五町瀬	白鳥町	白鳥	有	白鳥	第１分団第１部（白鳥）
165	土石流	新造洞口	白鳥町	白鳥	有	白鳥	第１分団第１部（白鳥）
166	土石流	野口１	白鳥町	恩地	有	恩地	第３分団第２部（恩地）
167	土石流	山平	白鳥町	野添	有	野添	第３分団第４部（野添）
168	土石流	洞川	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
169	土石流	松本１	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
170	土石流	西ノ会津	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
171	土石流	六ノ里	白鳥町	六ノ里	有	六ノ里	第３分団第５部（六ノ里）
172	土石流	狭間	白鳥町	那留	有	那留	第３分団第１部（那留）
173	土石流	安久良	白鳥町	越佐	有	越佐	第２分団第３部（越佐）
174	土石流	勝光島	白鳥町	大島	有	大島	第２分団第１部（大島）
175	土石流	前平	白鳥町	中津屋	有	中津屋	第２分団第２部（中津屋）

176	地すべり	前谷	白鳥町	前谷		前谷	第４分団第１部（前谷）
177	地すべり	歩岐島	白鳥町	歩岐島		歩岐島	第４分団第２部（歩岐島）

高鷲

番号	自然現象の種類	地区の名称（箇所名）（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	切立明谷	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
2	急傾斜地	鷲見中村	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
3	急傾斜地	中学校	高鷲町	大鷲	有	正ヶ洞	第１分団第２部（中正）
4	急傾斜地	下地下	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
5	急傾斜地	西ノ上	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
6	急傾斜地	寺田	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
7	急傾斜地	岩高	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
8	急傾斜地	洞	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
9	急傾斜地	中村	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
10	急傾斜地	地獄谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
11	急傾斜地	小洞	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
12	急傾斜地	中会津	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
13	急傾斜地	正ヶ洞	高鷲町	大鷲	有	正ヶ洞	第１分団第２部（中正）
14	急傾斜地	大洞	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
15	急傾斜地	見違１	高鷲町	ひるがの	有	ひるがの	第３分団第２部(ひるがの)
16	急傾斜地	見違２	高鷲町	ひるがの	有	ひるがの	第３分団第２部(ひるがの)
17	急傾斜地	懸洞1	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
18	急傾斜地	神中	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
19	急傾斜地	植松	高鷲町	大鷲	有	正ヶ洞	第１分団第２部（中正）
20	急傾斜地	油島	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
21	急傾斜地	羽落	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
22	急傾斜地	小城	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
23	急傾斜地	穴洞	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
24	急傾斜地	上神道	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
25	急傾斜地	観音堂	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
26	急傾斜地	上矢奈島	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
27	急傾斜地	小場ノ瀬	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
28	急傾斜地	向島	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
29	急傾斜地	西脇	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
30	急傾斜地	土歩岐	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
31	急傾斜地	峠	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
32	急傾斜地	正会	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
33	急傾斜地	懸洞２	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
34	急傾斜地	釜ヶ洞１	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
35	急傾斜地	釜ヶ洞２	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）

36	急傾斜地	中川原	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
37	急傾斜地	折立	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
38	急傾斜地	節谷	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
39	急傾斜地	二声	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
40	急傾斜地	平僧	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
41	急傾斜地	大原	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
42	急傾斜地	西替	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
43	急傾斜地	大洞３	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
44	急傾斜地	大洞２	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
45	急傾斜地	西洞	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
46	急傾斜地	ひるがの	高鷲町	ひるがの	有	ひるがの	第３分団第２部(ひるがの)
47	急傾斜地	西洞２	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
48	急傾斜地	西洞３	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
49	急傾斜地	鷲見１	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
50	急傾斜地	鷲見２	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
51	急傾斜地	大鷲２	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
52	急傾斜地	大鷲３	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
53	急傾斜地	大鷲５	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
54	急傾斜地	大鷲６	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
55	急傾斜地	鮎立１	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
56	急傾斜地	鮎立２	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
57	土石流	大洞谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
58	土石流	明谷	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
59	土石流	小沼谷	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
60	土石流	洞谷	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
61	土石流	岩高谷	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
62	土石流	中会津谷	高鷲町	鷲見		鷲見	第４分団第１部（鷲見）
63	土石流	丸山谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
64	土石流	寺会津谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
65	土石流	田代谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
66	土石流	下向谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
67	土石流	小場ノ瀬谷	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
68	土石流	向島谷	高鷲町	鮎立	有	切立	第２分団第２部（切立）
69	土石流	二声谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
70	土石流	鷲見中村谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
71	土石流	烏帽子谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
72	土石流	空山谷	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
73	土石流	細洞谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）

74	土石流	古屋谷	高鷲町	鮎立		鮎走	第２分団第１部（鮎走）
75	土石流	西ノ谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
76	土石流	中村谷	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
77	土石流	神中谷	高鷲町	西洞	有	西洞	第３分団第１部（西洞）
78	土石流	正ヶ洞谷	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
79	土石流	小洞谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
80	土石流	鷲見川	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
81	土石流	大洞井谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
82	土石流	ハナグサ谷	高鷲町	鮎立	有	鮎走	第２分団第１部（鮎走）
83	土石流	ひるがの	高鷲町	ひるがの	有	ひるがの	第３分団第２部(ひるがの)
84	土石流	ひるがの１	高鷲町	ひるがの	有	ひるがの	第３分団第２部(ひるがの)
85	土石流	境谷	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
86	土石流	大鷲	高鷲町	大鷲	有	中洞	第１分団第２部（中正）
87	土石流	ひるがの４	高鷲町	ひるがの	有	ひるがの	第３分団第２部(ひるがの)
88	土石流	馬捨場	高鷲町	鷲見	有	鷲見	第４分団第１部（鷲見）
89	土石流	向谷	高鷲町	大鷲	有	向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）
90	地すべり	羽落	高鷲町	鷲見		鷲見	第４分団第１部（鷲見）
91	地すべり	恵里美	高鷲町	鮎立		切立	第２分団第２部（切立）
92	地すべり	御坊主	高鷲町	大鷲		向鷲見	第１分団第１部（向鷲見）

美並

番号	自然現象の種類	地区の名称（箇所名）（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	釜ヶ滝１	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
2	急傾斜地	下田３	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
3	急傾斜地	赤池	美並町	山田	有	赤池	第１分団第３部（三日市）
4	急傾斜地	上苅安２	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
5	急傾斜地	上苅安１	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
6	急傾斜地	大粥２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
7	急傾斜地	防切６	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
8	急傾斜地	防切３	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
9	急傾斜地	平曽４	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
10	急傾斜地	上苅安３	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
11	急傾斜地	杉原	美並町	山田	有	杉原	第１分団第３部（三日市）
12	急傾斜地	羽佐古２	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
13	急傾斜地	一ツ家３	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
14	急傾斜地	上苅安４	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
15	急傾斜地	相戸１	美並町	三戸	有	相戸	第１分団第２部（くじ本）
16	急傾斜地	円山４	美並町	山田	有	円山	第１分団第２部（くじ本）
17	急傾斜地	赤小場	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
18	急傾斜地	向山	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
19	急傾斜地	下田２	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
20	急傾斜地	野首１	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
21	急傾斜地	勝原	美並町	大原	有	勝原	第４分団第２部（勝原）
22	急傾斜地	山際２	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
23	急傾斜地	梅原１	美並町	梅原	有	梅原	第１分団第１部（深戸）
24	急傾斜地	羽佐古１	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
25	急傾斜地	板山３	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
26	急傾斜地	梅原２	美並町	梅原	有	梅原	第１分団第１部（深戸）
27	急傾斜地	山際１	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
28	急傾斜地	円山３	美並町	山田	有	円山	第１分団第２部（くじ本）
29	急傾斜地	根村３	美並町	上田	有	根村	第４分団第１部（根村）
30	急傾斜地	門福手２	美並町	山田	有	門福手	第１分団第２部（くじ本）
31	急傾斜地	円山１	美並町	白山	有	円山	第１分団第２部（くじ本）
32	急傾斜地	川干１	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
33	急傾斜地	福野１	美並町	白山	有	福野	第３分団第１部（福野）
34	急傾斜地	門福手１	美並町	山田	有	門福手	第１分団第２部（くじ本）
35	急傾斜地	三日市２	美並町	三戸	有	三日市	第１分団第３部（三日市）

36	急傾斜地	一ツ家２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
37	急傾斜地	半造１	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
38	急傾斜地	丸山	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
39	急傾斜地	下田４	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
40	急傾斜地	福野２	美並町	白山	有	福野	第３分団第１部（福野）
41	急傾斜地	野首２	美並町	白山	有	上苅安	第２分団第１部（上苅安）
42	急傾斜地	板山１	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
43	急傾斜地	川干２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
44	急傾斜地	円山２	美並町	山田	有	円山	第１分団第２部（くじ本）
45	急傾斜地	半造２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
46	急傾斜地	畑ヶ谷	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
47	急傾斜地	井堀１	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
48	急傾斜地	下田１	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
49	急傾斜地	平曽３	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
50	急傾斜地	森下１	美並町	高砂		粥川	第２分団第３部（粥川）
51	急傾斜地	一ツ家１	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
52	急傾斜地	寿後	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
53	急傾斜地	三日市１	美並町	三戸	有	三日市	第１分団第３部（三日市）
54	急傾斜地	木尾５	美並町	大原	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
55	急傾斜地	森下２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
56	急傾斜地	木尾１	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
57	急傾斜地	根村２	美並町	上田	有	根村	第４分団第１部（根村）
58	急傾斜地	根村１	美並町	上田	有	根村	第４分団第１部（根村）
59	急傾斜地	福野３	美並町	白山	有	福野	第３分団第１部（福野）
60	急傾斜地	防切１	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
61	急傾斜地	高原	美並町	高砂	有	高原	第２分団第３部（粥川）
62	急傾斜地	西母野２	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
63	急傾斜地	西母野１	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
64	急傾斜地	半造３	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
65	急傾斜地	大粥１	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
66	急傾斜地	東母野	美並町	大原	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
67	急傾斜地	木尾３	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
68	急傾斜地	木尾２	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
69	急傾斜地	くじ本	美並町	山田	有	くじ本	第１分団第２部（くじ本）
70	急傾斜地	深戸	美並町	三戸	有	深戸	第１分団第１部（深戸）
71	急傾斜地	中山１	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
72	急傾斜地	平曽１	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
73	急傾斜地	井堀４	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）

74	急傾斜地	宿切２	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
75	急傾斜地	防切２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
76	急傾斜地	中切	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
77	急傾斜地	井堀３	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
78	急傾斜地	釜ヶ滝２	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
79	急傾斜地	深戸新田	美並町	三戸	有	深戸	第１分団第１部（深戸）
80	急傾斜地	宿切３	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
81	急傾斜地	木尾４	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
82	急傾斜地	板山２	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
83	急傾斜地	平曽５	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
84	急傾斜地	平曽２	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
85	急傾斜地	防切４	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
86	急傾斜地	中山２	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
87	急傾斜地	井堀５	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
88	急傾斜地	井堀２	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
89	急傾斜地	新田	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
90	急傾斜地	相戸２	美並町	三戸	有	相戸	第１分団第２部（くじ本）
91	急傾斜地	防切５	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
92	急傾斜地	宿切１	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
93	急傾斜地	黒地	美並町	大原	有	勝原	第４分団第２部（勝原）
94	急傾斜地	林広院下	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
95	急傾斜地	八坂	美並町	上田	有	八坂	第４分団第２部（勝原）
96	急傾斜地	大原	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
97	急傾斜地	大原３	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
98	土石流	深戸	美並町	三戸	有	深戸	第１分団第１部（深戸）
99	土石流	庵洞谷	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
100	土石流	薬師洞	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
101	土石流	菊間谷	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
102	土石流	一谷	美並町	上田	有	八坂	第４分団第２部（勝原）
103	土石流	平曽谷	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
104	土石流	水洞谷	美並町	粥川	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
105	土石流	杉原谷	美並町	山田	有	杉原	第１分団第３部（三日市）
106	土石流	干谷	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）
107	土石流	宮谷	美並町	上田	有	八坂	第４分団第２部（勝原）
108	土石流	前平谷	美並町	上田	有	八坂	第４分団第２部（勝原）
109	土石流	桂昌寺谷	美並町	大原		大矢	第３分団第２部（大矢）
110	土石流	灰ヶ洞	美並町	大原		大矢	第３分団第２部（大矢）
111	土石流	小ネ洞	美並町	上田		下田	第３分団第３部（下田）

112	土石流	須郷洞	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
113	土石流	相戸谷	美並町	三戸		相戸	第１分団第２部（くじ本）
114	土石流	井谷川	美並町	三戸	有	相戸	第１分団第２部（くじ本）
115	土石流	大洞谷	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
116	土石流	小谷	美並町	上田	有	根村	第４分団第１部（根村）
117	土石流	ツクブネ谷	美並町	高砂		粥川	第２分団第３部（粥川）
118	土石流	大矢元谷	美並町	白山		下苅安	第２分団第２部（苅安）
119	土石流	橋洞谷	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
120	土石流	下谷	美並町	三戸	有	相戸	第１分団第２部（くじ本）
121	土石流	夏焼平	美並町	山田	有	円山	第１分団第２部（くじ本）
122	土石流	羽根平	美並町	山田	有	杉原	第１分団第３部（三日市）
123	土石流	三日市３	美並町	三戸	有	三日市	第１分団第３部（三日市）
124	土石流	柳ヶ洞	美並町	白山	有	上苅安・下苅安	第２分団第２部（苅安）
125	土石流	井堀平	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
126	土石流	山際５	美並町	白山	有	下苅安	第２分団第２部（苅安）
127	土石流	板山４	美並町	大原	有	大矢	第３分団第２部（大矢）
128	土石流	豊ヶ迫	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
129	土石流	取川	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
130	土石流	雄牛洞	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
131	土石流	川干谷	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
132	土石流	大粥３	美並町	高砂	有	粥川	第２分団第３部（粥川）
133	土石流	西之平	美並町	上田	有	下田	第３分団第３部（下田）
134	土石流	宮洞谷２	美並町	上田	有	八坂	第４分団第２部（勝原）
135	土石流	土岐谷	美並町	上田	有	木尾	第４分団第３部（木尾）

明宝

番号	自然現象の種類	地区の名称（箇所名）（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	布平	明宝	布平	有	気良	第２分団第１部（気良）
2	急傾斜地	小橋平	明宝	椹谷	有	小川	第３分団第２部（小川）
3	急傾斜地	領家	明宝	領家	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
4	急傾斜地	西会津	明宝	西会津	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
5	急傾斜地	井ノ上	明宝	井ノ上	有	気良	第２分団第１部（気良）
6	急傾斜地	鎌辺	明宝	大石	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
7	急傾斜地	尾会津上	明宝	尾会津	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
8	急傾斜地	歩岐分	明宝	歩岐分	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
9	急傾斜地	東会津	明宝	東会津	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
10	急傾斜地	上田代	明宝	上田代	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
11	急傾斜地	上野口２	明宝	上野口	有	気良	第２分団第１部（気良）
12	急傾斜地	小倉	明宝	小倉	有	気良	第２分団第１部（気良）
13	急傾斜地	中畑	明宝	中畑	有	気良	第２分団第１部（気良）
14	急傾斜地	天王前	明宝	天王前	有	気良	第２分団第１部（気良）
15	急傾斜地	鳥居宮	明宝	鳥居宮	有	気良	第２分団第１部（気良）
16	急傾斜地	脇谷	明宝	脇谷中ノ切	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
17	急傾斜地	真虫原	明宝	真虫原	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
18	急傾斜地	開撫	明宝	開撫	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
19	急傾斜地	細畑	明宝	下モ細畑	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
20	急傾斜地	日出雲	明宝	日出雲	有	小川	第３分団第２部（小川）
21	急傾斜地	滝の上	明宝	コダクミ	有	小川	第３分団第２部（小川）
22	急傾斜地	明山１	明宝	明山	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
23	急傾斜地	ソラ村垣	明宝	ソラ村垣	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
24	急傾斜地	蕨野	明宝	蕨野	有	気良	第２分団第１部（気良）
25	急傾斜地	池ノ尻	明宝	池ノ尻	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
26	急傾斜地	久古田	明宝	久古田	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
27	急傾斜地	細畑上	明宝	上細畑	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
28	急傾斜地	新田平	明宝	椹谷	有	小川	第３分団第２部（小川）
29	急傾斜地	洞野	明宝	洞野	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
30	急傾斜地	佛田	明宝	佛田	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
31	急傾斜地	岩田	明宝	岩田	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
32	急傾斜地	宮原・田口	明宝	田口洞	有	気良	第２分団第１部（気良）
33	急傾斜地	下田口	明宝	田口洞	有	気良	第２分団第１部（気良）
34	急傾斜地	田口洞	明宝	田口洞	有	気良	第２分団第１部（気良）
35	急傾斜地	地尾	明宝	地尾	有	奥住	第３分団第１部（奥住）

36	急傾斜地	街津上切	明宝	街津上切	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
37	急傾斜地	臺田	明宝	臺田	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
38	急傾斜地	松本	明宝	松本	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
39	急傾斜地	中桁	明宝	中桁	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
40	急傾斜地	芦原	明宝	芦原	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
41	急傾斜地	上野口１	明宝	上野口	有	気良	第２分団第１部（気良）
42	急傾斜地	袖坊	明宝	袖坊	有	二間手	第４分団第２部(二間手)
43	急傾斜地	清水	明宝	清水山	有	二間手	第４分団第２部(二間手)
44	急傾斜地	明山３	明宝	明山	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
45	急傾斜地	明山２	明宝	明山	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
46	急傾斜地	見座	明宝	見座	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
47	急傾斜地	尾会津下	明宝	尾会津	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
48	急傾斜地	下中島	明宝	下中島	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
49	急傾斜地	石佛	明宝	石佛	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
50	急傾斜地	下白沢	明宝	下白沢	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
51	急傾斜地	上垣内	明宝	上垣内	有	気良	第２分団第１部（気良）
52	急傾斜地	尾下	明宝	田口洞	有	気良	第２分団第１部（気良）
53	急傾斜地	関上	明宝	関上	有	気良	第２分団第１部（気良）
54	急傾斜地	栃尾	明宝	栃尾山	有	二間手	第４分団第２部（二間手）
55	急傾斜地	大坂本	明宝	大坂本	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
56	急傾斜地	橋詰	明宝	橋詰	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
57	急傾斜地	馬石	明宝	馬石	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
58	急傾斜地	菅沼	明宝	菅沼	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
59	急傾斜地	大柿	明宝	大柿	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
60	急傾斜地	牛首	明宝	大柿	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
61	急傾斜地	日洞	明宝	向山	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
62	急傾斜地	飛瀬	明宝	七日暗	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
63	急傾斜地	羽根平上	明宝	羽根平	有	小川	第３分団第２部（小川）
64	急傾斜地	フドノ上	明宝	道谷	有	小川	第３分団第２部（小川）
65	急傾斜地	岩野	明宝	松山	有	小川	第３分団第２部（小川）
66	急傾斜地	樽賀平	明宝	松山	有	小川	第３分団第２部（小川）
67	急傾斜地	中畑２	明宝	中畑	有	気良	第２分団第１部（気良）
68	急傾斜地	栃本	明宝	栃本	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
69	急傾斜地	宮尾	明宝	宮尾	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
70	急傾斜地	羽根平中	明宝	羽根平	有	小川	第３分団第２部（小川）
71	急傾斜地	水沢上	明宝	水沢上	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
72	急傾斜地	糀平２	明宝	宮尾	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
73	急傾斜地	糀平１	明宝	宮尾	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）

74	急傾斜地	松元	明宝	前山	有	二間手	第４分団第２部(二間手)
75	急傾斜地	元屋敷	明宝	清水山	有	二間手	第４分団第２部(二間手)
76	急傾斜地	門保木	明宝	門保木	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
77	急傾斜地	林ノ下	明宝	前山	有	二間手	第４分団第２部（二間手）
78	急傾斜地	小川	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
79	急傾斜地	奥住	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
80	急傾斜地	奥住２	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
81	急傾斜地	奥住３	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
82	急傾斜地	寒水	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
83	急傾斜地	寒水２	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
84	急傾斜地	寒水３	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
85	急傾斜地	寒水４	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
86	急傾斜地	寒水５	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
87	急傾斜地	気良	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
88	急傾斜地	気良２	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
89	急傾斜地	気良３	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
90	急傾斜地	気良４	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
91	急傾斜地	畑佐	明宝	畑佐	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
92	急傾斜地	小川２	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
93	急傾斜地	小川３	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
94	急傾斜地	小川４	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
95	急傾斜地	小川５	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
96	急傾斜地	二間手	明宝	二間手	有	二間手	第４分団第２部(二間手)
97	急傾斜地	大谷	明宝	大谷	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
98	急傾斜地	大谷２	明宝	大谷	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
99	土石流	モノ洞	明宝	モノ洞		大谷	第１分団第１部（大谷）
100	土石流	丈ガ洞	明宝	菅沼		奥住	第３分団第１部（奥住）
101	土石流	鉄砲敷谷川	明宝	宮尾	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
102	土石流	滝口洞	明宝	小橋	有	小川	第３分団第２部（小川）
103	土石流	下田洞	明宝	下切	有	小川	第３分団第２部（小川）
104	土石流	猪洞谷	明宝	松山	有	小川	第３分団第２部（小川）
105	土石流	樽賀洞	明宝	松山	有	小川	第３分団第２部（小川）
106	土石流	田口洞	明宝	尾瀬洞	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
107	土石流	日洞川	明宝	日洞	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
108	土石流	ヒガラ	明宝	江古瀬	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
109	土石流	金山	明宝	前山	有	二間手	第４分団第２部（二間手）
110	土石流	井尻洞	明宝	下田口	有	気良	第２分団第１部（気良）
111	土石流	上中切谷	明宝	上中切		気良	第２分団第１部（気良）

112	土石流	下中切谷３	明宝	下中切	有	気良	第２分団第１部（気良）
113	土石流	下中切谷２	明宝	下中切	有	気良	第２分団第１部（気良）
114	土石流	下中切谷１	明宝	下中切	有	気良	第２分団第１部（気良）
115	土石流	間瀬谷	明宝	間瀬谷	有	気良	第２分団第１部（気良）
116	土石流	下オゾ谷川	明宝	天王前	有	気良	第２分団第１部（気良）
117	土石流	砥谷	明宝	関上	有	気良	第２分団第１部（気良）
118	土石流	柏尾谷川	明宝	水上前	有	気良	第２分団第１部（気良）
119	土石流	マキ谷	明宝	石佛	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
120	土石流	西ノ洞	明宝	西会津	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
121	土石流	漆洞	明宝	漆洞	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
122	土石流	金山洞	明宝	歩岐分	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
123	土石流	領家谷	明宝	領家	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
124	土石流	中島谷	明宝	中島	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
125	土石流	羽根平谷	明宝	羽根平		小川	第３分団第２部（小川）
126	土石流	殿林洞川	明宝	殿林		小川	第３分団第２部（小川）
127	土石流	明ヶ島谷	明宝	明ヶ島		小川	第３分団第２部（小川）
128	土石流	宮谷	明宝	大村		奥住	第３分団第１部（奥住）
129	土石流	水洞谷川	明宝	宮尾		畑佐	第４分団第１部（畑佐）
130	土石流	下谷川	明宝	下モ谷	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
131	土石流	中森洞	明宝	清水山	有	二間手	第４分団第２部（二間手）
132	土石流	田口洞川	明宝	田口洞		気良	第２分団第１部（気良）
133	土石流	上野口谷	明宝	上野口	有	気良	第２分団第１部（気良）
134	土石流	カアド洞	明宝	宮ノ前	有	気良	第２分団第１部（気良）
135	土石流	洞野川	明宝	洞野	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
136	土石流	重根洞	明宝	上田代	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
137	土石流	椹谷	明宝	椹谷	有	小川	第３分団第２部（小川）
138	土石流	大柿洞	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
139	土石流	水無川	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
140	土石流	宮原川	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
141	土石流	中畑洞	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
142	土石流	天王前洞	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
143	土石流	松山谷	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
144	土石流	水上洞	明宝	大谷	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
145	土石流	山本平洞	明宝	大谷	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
146	土石流	井口１	明宝	寒水		寒水	第１分団第２部（寒水）
147	土石流	井口２	明宝	寒水		寒水	第１分団第２部（寒水）
148	土石流	井口３	明宝	寒水		寒水	第１分団第２部（寒水）
149	土石流	オシガ谷	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）

150	土石流	オクマ洞	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
151	土石流	小洞谷	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
152	土石流	サワラ橋谷	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
153	土石流	ミダ洞２	明宝	奥住	有	奥住	第３分団第１部（奥住）
154	土石流	トノ洞	明宝	奥住		奥住	第３分団第１部（奥住）
155	土石流	伊妙谷川	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
156	土石流	マラ伊妙谷	明宝	気良	有	気良	第２分団第１部（気良）
157	土石流	桜谷	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
158	土石流	漆洞	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
159	土石流	岩会津谷	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
160	土石流	宮ノ上川	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
161	土石流	中桁洞	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
162	土石流	洞谷	明宝	寒水	有	寒水	第１分団第２部（寒水）
163	土石流	オバ洞	明宝	小川	有	小川	第３分団第２部（小川）
164	土石流	大洞	明宝	小川		小川	第３分団第２部（小川）
165	土石流	水洞川	明宝	畑佐	有	畑佐	第４分団第１部（畑佐）
166	土石流	トヤガ洞	明宝	大谷	有	大谷	第１分団第１部（大谷）
167	地すべり	野口	明宝	気良		気良	第２分団第１部（気良）

和良

番号	自然現象の種類	地区の名称（箇所名）（渓流名）	所在地名		特別警戒	自主防災会	消防団管轄分団
			大字	字			
1	急傾斜地	口真那ヶ洞1	和良町	口真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
2	急傾斜地	南切	和良町	南切	有	下洞	東部　第１班
3	急傾斜地	宮田	和良町	宮田	有	横野	西部　第３班
4	急傾斜地	野尻１	和良町	野尻	有	野尻	西部　第２班
5	急傾斜地	口真那ヶ洞２	和良町	口真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
6	急傾斜地	宮代１	和良町	中田ノ上	有	宮代	西部　第２班
7	急傾斜地	宮代２	和良町	中田ノ上	有	宮代	西部　第２班
8	急傾斜地	宮代３	和良町	松葉平	有	宮代	西部　第２班
9	急傾斜地	宮地１	和良町	紺屋切	有	宮地	西部　第１班
10	急傾斜地	宮地２	和良町	紺屋切	有	野尻	西部　第２班
11	急傾斜地	野尻６	和良町	細田	有	野尻	西部　第２班
12	急傾斜地	横野１号	和良町	横井(上北)	有	横野	西部　第３班
13	急傾斜地	東野３号	和良町	神屋 (原)	有	東野	西部　第３班
14	急傾斜地	東野４号	和良町	神屋(中山)	有	東野	西部　第３班
15	急傾斜地	中島１	和良町	中島	有	下洞	東部　第１班

16	急傾斜地	上屋２	和良町	上屋	有	田平	西部　第３班
17	急傾斜地	タゴソ	和良町	タゴソ・カイジマ	有	田平	西部　第３班
18	急傾斜地	原尻２	和良町	原尻	有	下洞	東部　第１班
19	急傾斜地	ヲンボ	和良町	ヲンボ川	有	鹿倉	西部　第２班
20	急傾斜地	宮ノ洞３	和良町	堂前	有	法師丸	東部　第１班
21	急傾斜地	宮ノ洞２	和良町	堂前	有	法師丸	東部　第１班
22	急傾斜地	宮ノ洞１	和良町	宮ノ洞・弥三郎垣内	有	法師丸	東部　第１班
23	急傾斜地	新田３	和良町	上新田平・新田	有	宮代	西部　第２班
24	急傾斜地	新田１	和良町	新田・下新田平	有	宮代	西部　第２班
25	急傾斜地	浄仙島１	和良町	下モ浄仙島	有	宮代	西部　第２班
26	急傾斜地	新田２	和良町	表平・新田	有	宮代	西部　第２班
27	急傾斜地	瀬見	和良町	瀬見	有	宮代	西部　第２班
28	急傾斜地	前平２	和良町	前平	有	野尻	西部　第２班
29	急傾斜地	落合２	和良町	落合	有	鹿倉	西部　第２班
30	急傾斜地	東洞１	和良町	小屋垣内	有	鹿倉	西部　第２班
31	急傾斜地	神子保岐	和良町	ミコボキ	有	上土京	東部　第２班
32	急傾斜地	洞口	和良町	洞口	有	下土京	東部　第２班
33	急傾斜地	立石	和良町	タテイシ	有	上土京	東部　第２班
34	急傾斜地	厚波２	和良町	厚波(村廻)	有	田平	西部　第３班
35	急傾斜地	厚波３	和良町	厚波(村廻)	有	田平	西部　第３班
36	急傾斜地	小原１	和良町	小原	有	東野	西部　第３班
37	急傾斜地	コワダ	和良町	コワダ・中平	有	田平	西部　第３班
38	急傾斜地	ハマイバ	和良町	ハマイバ	有	田平	西部　第３班
39	急傾斜地	歩岐垣内	和良町	歩岐垣内	有	田平	西部　第３班
40	急傾斜地	貝野２	和良町	貝野	有	東野	西部　第３班
41	急傾斜地	貝野１	和良町	貝野	有	東野	西部　第３班
42	急傾斜地	原尻１	和良町	原尻	有	下洞	東部　第１班
43	急傾斜地	下新田	和良町	下新田・駄名	有	野尻	西部　第２班
44	急傾斜地	前平１	和良町	前平・八瀬田	有	野尻	西部　第２班
45	急傾斜地	澤田	和良町	澤田	有	宮代	西部　第２班
46	急傾斜地	アチナカヤ	和良町	アチナカヤ	有	鹿倉	西部　第２班
47	急傾斜地	東洞５	和良町	島垣内	有	鹿倉	西部　第２班
48	急傾斜地	東洞４	和良町	島垣内	有	鹿倉	西部　第２班
49	急傾斜地	東洞２	和良町	アラヤ垣内	有	鹿倉	西部　第２班
50	急傾斜地	真那洞７	和良町	中真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
51	急傾斜地	真那洞９	和良町	中真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班

52	急傾斜地	真那洞８	和良町	中真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
53	急傾斜地	真那洞６	和良町	中真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
54	急傾斜地	真那洞４	和良町	中真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
55	急傾斜地	真那洞２	和良町	真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
56	急傾斜地	真那洞３	和良町	真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
57	急傾斜地	釜洞	和良町	釜洞	有	方須	東部　第３班
58	急傾斜地	熊城	和良町	熊城	有	方須	東部　第３班
59	急傾斜地	ツブテイワ	和良町	ツブテイワ	有	方須	東部　第３班
60	急傾斜地	落合	和良町	落合	有	下土京	東部　第２班
61	急傾斜地	向島	和良町	向島	有	下土京	東部　第２班
62	急傾斜地	トチタナ１	和良町	トチタナ	有	下土京	東部　第２班
63	急傾斜地	トチタナ２	和良町	トチタナ	有	下土京	東部　第２班
64	急傾斜地	大ソレ道下	和良町	大ソレ道下	有	上土京	東部　第２班
65	急傾斜地	松葉平	和良町	松葉平・笹平	有	上土京	東部　第２班
66	急傾斜地	コセ	和良町	コセ	有	上土京	東部　第２班
67	急傾斜地	尾会津	和良町	尾会津・大畑	有	東野	西部　第３班
68	急傾斜地	根本２	和良町	根元	有	上土京	東部　第２班
69	急傾斜地	上野	和良町	上野	有	方須	東部　第３班
70	急傾斜地	東前	和良町	東前・中ケ田	有	方須	東部　第３班
71	急傾斜地	宮上２	和良町	水柿	有	方須	東部　第３班
72	急傾斜地	宮上１	和良町	宮上	有	方須	東部　第３班
73	急傾斜地	ヌマカイツ２	和良町	ヌマカイツ	有	方須	東部　第３班
74	急傾斜地	ヌマカイツ１	和良町	ヌマカイツ	有	方須	東部　第３班
75	急傾斜地	ボウケソレ	和良町	ボウケソレ	有	下土京	東部　第２班
76	急傾斜地	道中堺	和良町	道中堺	有	上土京	東部　第２班
77	急傾斜地	歩岐屋	和良町	歩岐屋	有	東野	西部　第３班
78	急傾斜地	川北	和良町	川北	有	横野	西部　第３班
79	急傾斜地	井谷洞１	和良町	山キハ	有	法師丸	東部　第１班
80	急傾斜地	上垣内	和良町	上垣内・月ヤ平ラ	有	下土京	東部　第２班
81	急傾斜地	古地方	和良町	古地方	有	下洞	東部　第１班
82	急傾斜地	宮下	和良町	宮下・柿下	有	方須	東部　第３班
83	急傾斜地	岩野	和良町	岩野	有	上土京	東部　第２班
84	急傾斜地	根本１	和良町	根元	有	上土京	東部　第２班
85	急傾斜地	中島２	和良町	中島	有	下洞	東部　第１班
86	急傾斜地	小原２	和良町	小原	有	東野	西部　第３班
87	急傾斜地	笠垣内	和良町	笠垣内	有	下土京	東部　第２班
88	急傾斜地	根本３	和良町	根元	有	上土京	東部　第２班

89	急傾斜地	厚波５	和良町	ヌカ洞	有	田平	西部　第３班
90	急傾斜地	大門ブチ	和良町	大門ブチ	有	田平	西部　第３班
91	急傾斜地	野々尻	和良町	野々尻	有	東野	西部　第３班
92	急傾斜地	山ノカクラ	和良町	山ノカクラ	有	安郷野	東部　第２班
93	急傾斜地	浄仙島２	和良町	下モ浄仙島	有	宮代	西部　第２班
94	急傾斜地	家脊尾	和良町	家脊尾	有	宮地	西部　第１班
95	急傾斜地	上新田	和良町	上新田	有	野尻	西部　第２班
96	急傾斜地	前向イ	和良町	前向イ	有	鹿倉	西部　第２班
97	急傾斜地	根本４	和良町	涼坂	有	上土京	東部　第２班
98	急傾斜地	アカタゼ	和良町	アカタゼ・深頼下野	有	方須	東部　第３班
99	急傾斜地	厚波１	和良町	厚波（村廻・尾ノ作）	有	田平	西部　第３班
100	急傾斜地	上屋１	和良町	上屋	有	田平	西部　第３班
101	急傾斜地	東洞３	和良町	小瀬垣内	有	鹿倉	西部　第２班
102	急傾斜地	倉	和良町	倉	有	東野	西部　第３班
103	急傾斜地	井谷洞２	和良町	向畑	有	法師丸	東部　第１班
104	急傾斜地	落合１	和良町	落合	有	鹿倉	西部　第２班
105	急傾斜地	明ヶ洞	和良町	明ヶ洞	有	鹿倉	西部　第２班
106	急傾斜地	真那洞５	和良町	中真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
107	急傾斜地	真那洞１	和良町	真那ヶ洞	有	下洞	東部　第１班
108	急傾斜地	コナダ	和良町	コナダ	有	方須	東部　第３班
109	急傾斜地	仏田	和良町	仏田	有	上土京	東部　第２班
110	急傾斜地	下モムカイ	和良町	下モムカイ	有	上土京	東部　第２班
111	急傾斜地	城下	和良町	笹花	有	横野	西部　第３班
112	急傾斜地	土洞口	和良町	土洞口	有	鹿倉	西部　第２班
113	急傾斜地	中落	和良町	中落	有	方須	東部　第３班
114	急傾斜地	中井野	和良町	中井野	有	上土京	東部　第２班
115	急傾斜地	厚波４	和良町	ヌカ洞	有	田平	西部　第３班
116	急傾斜地	木戸口３	和良町	橋詰	有	上土京	東部　第２班
117	急傾斜地	木戸口１	和良町	木戸口	有	上土京	東部　第２班
118	急傾斜地	田平	和良町	田平	有	田平	西部　第３班
119	急傾斜地	寺田	和良町	寺田	有	野尻	西部　第２班
120	急傾斜地	下沢	和良町	伽藍	有	下沢	東部　第１班
121	急傾斜地	木戸口２	和良町	木戸口	有	上土京	東部　第２班
122	急傾斜地	土京	和良町	土京	有	下土京	東部　第２班
123	土石流	西谷	和良町	宮代	有	宮代	西部　第２班
124	土石流	黒落谷	和良町	土京	有	下土京	東部　第２班
125	土石流	木戸口谷	和良町	上土京	有	上土京	東部　第２班

126	土石流	横谷川	和良町	横谷下	有	下土京	東部　第２班
127	土石流	ゼンゼ洞	和良町	下洞	有	下洞	東部　第１班
128	土石流	真那洞２	和良町	真那洞	有	下洞	東部　第１班
129	土石流	真那洞１	和良町	真那洞		下洞	東部　第１班
130	土石流	大洞谷	和良町	方須	有	方須	東部　第３班
131	土石流	乙洞	和良町	松葉平	有	上土京	東部　第２班
132	土石流	厚波洞	和良町	厚波	有	田平	西部　第３班
133	土石流	安郷野洞	和良町	安郷野	有	安郷野	東部　第２班
134	土石流	上土京洞	和良町	上土京	有	上土京	東部　第２班
135	土石流	根本洞	和良町	根本	有	上土京	東部　第２班
136	土石流	土洞谷	和良町	鹿倉	有	鹿倉	西部　第２班
137	土石流	東洞１	和良町	東洞	有	鹿倉	西部　第２班
138	土石流	野尻洞	和良町	野尻	有	野尻	西部　第２班
139	土石流	カクラ谷	和良町	方須	有	方須	東部　第３班
140	土石流	上ノ山谷	和良町	宮地	有	宮地	西部　第１班
141	土石流	宇山谷	和良町	野尻	有	野尻	西部　第２班
142	土石流	真那洞３	和良町	真那洞	有	下洞	東部　第１班
143	土石流	貝野洞２	和良町	貝野	有	東野	西部　第３班
144	土石流	貝野洞１	和良町	貝野	有	東野	西部　第３班
145	土石流	貝野洞３	和良町	貝野	有	東野	西部　第３班
146	土石流	田ノ上洞	和良町	下土京	有	下土京	東部　第２班
147	土石流	小クツ洞	和良町	下土京	有	下土京	東部　第２班
148	土石流	西南洞谷	和良町	下沢	有	下沢	東部　第１班
149	土石流	東洞２	和良町	東洞	有	鹿倉	西部　第２班
150	土石流	小原洞	和良町	小原	有	東野	西部　第３班
151	土石流	大クツ洞	和良町	下土京	有	下土京	東部　第２班
152	土石流	中井谷	和良町	横谷上		下土京	東部　第２班
153	土石流	上野谷	和良町	上沢	有	上沢	西部　第１班
154	土石流	駄名洞	和良町	宮代	有	宮代	西部　第２班
155	土石流	亀口洞	和良町	宮代	有	宮代	西部　第２班
156	土石流	方須笹洞谷	和良町	沼廻津	有	方須	東部　第３班
157	土石流	タルガホラ	和良町	鹿倉	有	鹿倉	西部　第２班
158	土石流	ミダ洞	和良町	土京		下土京	東部　第２班
159	土石流	天皇谷	和良町	鹿倉	有	鹿倉	西部　第２班
160	土石流	アラヤ垣内洞	和良町	鹿倉	有	鹿倉	西部　第２班
161	土石流	コブ谷	和良町	鹿倉	有	鹿倉	西部　第２班
162	土石流	福念洞	和良町	宮代		宮代	西部　第２班
163	土石流	羽根洞	和良町	宮代		宮代	西部　第２班

164	土石流	仙洞	和良町	宮代		宮代	西部　第２班
165	土石流	乙田洞	和良町	野尻	有	野尻	西部　第２班
166	土石流	橋組谷	和良町	安郷野	有	安郷野	東部　第２班
167	土石流	野々尻谷	和良町	三庫	有	東野	西部　第３班
168	土石流	大畑谷	和良町	三庫	有	東野	西部　第３班
169	土石流	アンノエ谷	和良町	三庫	有	田平	西部　第３班
170	土石流	宮ケ洞谷	和良町	法師丸	有	法師丸	東部　第１班
171	土石流	弥三郎垣内谷	和良町	法師丸	有	法師丸	東部　第１班
172	土石流	きつね谷	和良町	土京	有	上土京	東部　第２班
173	土石流	笠垣内谷	和良町	土京	有	下土京	東部　第２班
174	土石流	西脇谷	和良町	下洞	有	下洞	東部　第１班
175	土石流	南切谷	和良町	下洞	有	下洞	東部　第１班
176	土石流	カジヶ洞	和良町	方須	有	方須	東部　第３班
177	土石流	カンバシ洞	和良町	方須	有	方須	東部　第３班
178	土石流	宮谷	和良町	方須	有	方須	東部　第３班
179	土石流	沼廻津谷	和良町	方須	有	方須	東部　第３班

９－17　白山火山噴火による被害想定

１　噴火による影響範囲

白山周辺の居住地域の位置は図１のとおりであり、想定火口域に最も近い居住地域は想定火口域から約11kmである。

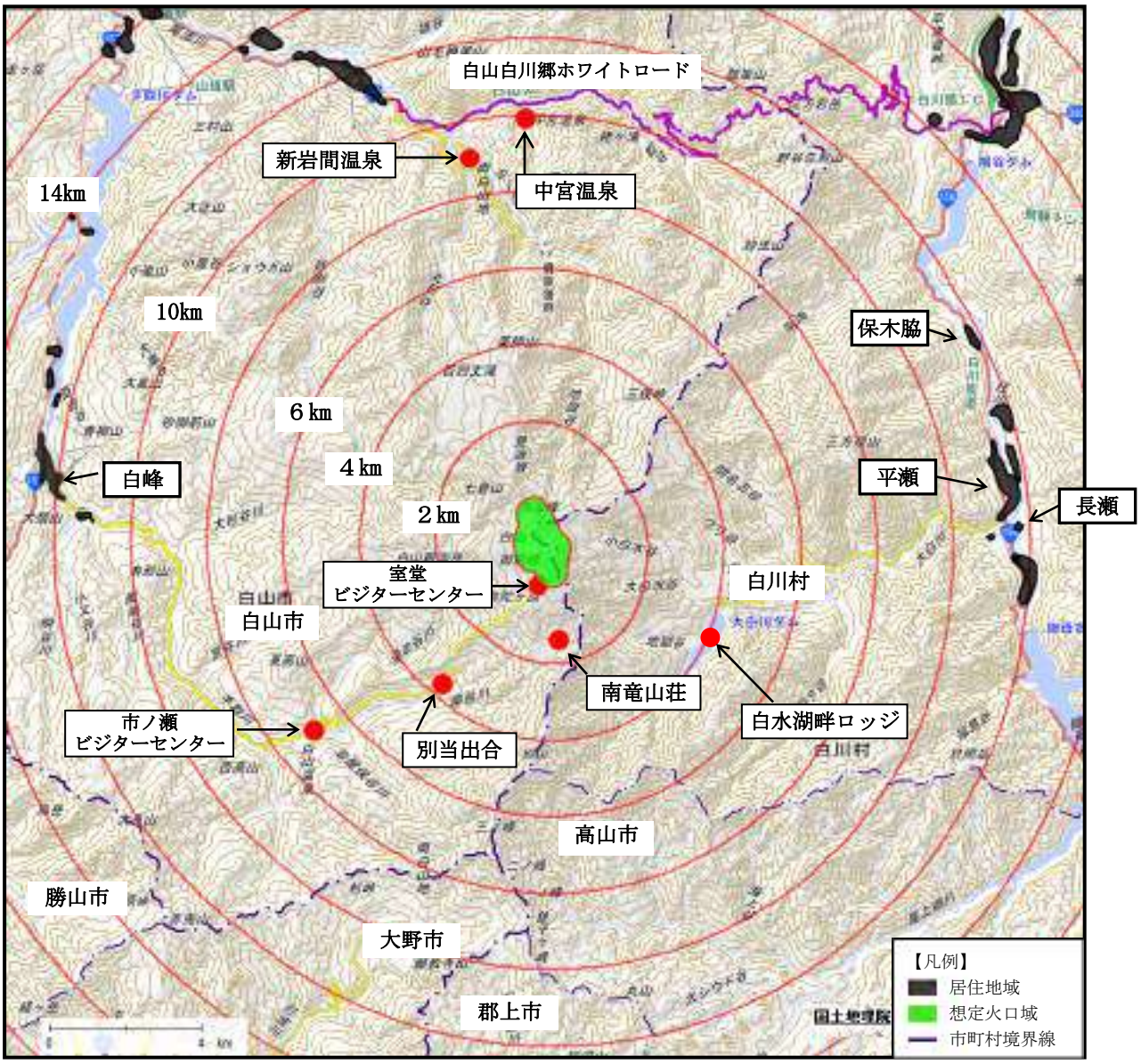

図１　想定火口域からの距離と居住地域

想定火口域及び想定火口域からの同心円は金沢河川国道事務所（平成25年度）より

噴火をその影響によって次のように区分した。

影響範囲による噴火の区分

噴火区分	警戒が必要な範囲（影響範囲）の目安（想定火口からの距離、地域・家屋・施設等）		目安となる主な建物・場所の名称等	主な噴出物等の種類
小規模	おおむね２km以内（山頂周辺）		室堂ビジターセンター、南竜山荘	大きな噴石
中規模	おおむね４km以内		大白川ダム、白水湖畔ロッジ、別当出合登山センター	大きな噴石、火砕流
	おおむね７km以内（範囲内に居住地域無し）		市ノ瀬ビジターセンター	火砕流、溶岩流
	積雪期	おおむね13km以内	白山市白峰地区、白川村平瀬・長瀬（稗田を除く）・保木脇地区	融雪型火山泥流

２　噴火想定

(1)　対象とする噴火の想定

この想定は､次の白山の噴火ではどのような噴火がありうるかのイメージを掴むと同時に、住民避難や道路規制等の防災対策に役立てることを目的に、白山火山防災協議会が平成27年６月に作成したものであり、過去１万年間の活動を参考として水蒸気噴火及びマグマ噴火に至る活動を想定して作成されている。

(2)　想定される噴火場所（想定火口域）

白山の過去１万年間の噴火発生場所はいずれも山頂周辺であることから、本想定では山頂周辺（御前峰～大汝峰付近）での噴火のみを想定した。なお、噴火想定火口域は、過去１万年以内に噴火した溶岩ドーム及び凹地を対象として、火口間平均距離（450m）の範囲を想定火口域（図２）に設定した。

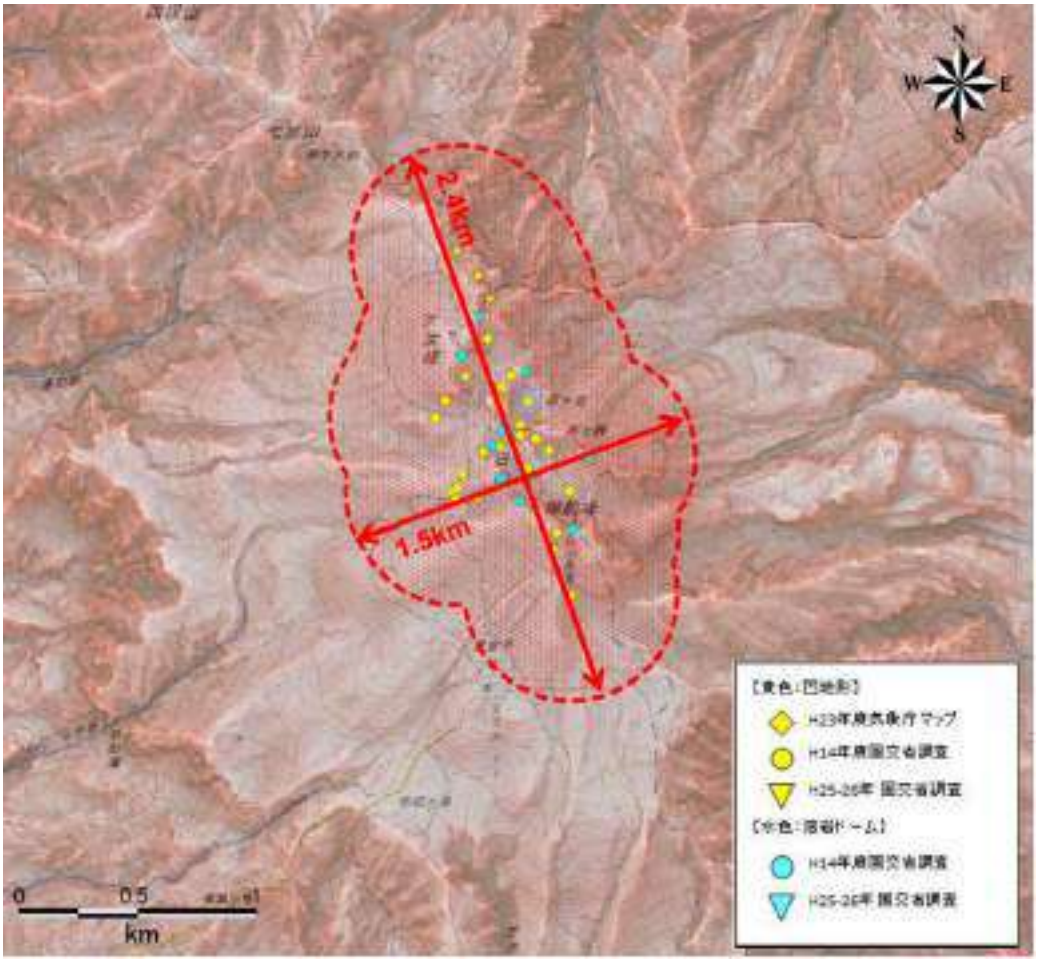

図２　想定火口域図

過去１万年に噴火した溶岩ドーム及び形状から認められたものを含めた火口群について、それらから火口間平均距離450ｍの範囲を想定火口域とした（金沢河川国道事務所（平成25年度）より）。

３　想定される警戒が必要な範囲

(1)　水蒸気噴火

水蒸気噴火における警戒が必要な範囲は、上空の風の影響を受けず弾道を描いて飛散する大きな噴石の到達距離とし、他の火山を参考に警戒が必要な範囲は想定火口域からおおむね２㎞までとする。

(2)　マグマ噴火

マグマ噴火における警戒が必要な範囲の設定は、大きな噴石、火砕流及び融雪型火山泥流の火山現象によるものとする。

①大きな噴石による警戒が必要な範囲は、他の火山での例を参考にして、爆発力の強いマグマ噴火を考慮し、想定火口域からおおむね４㎞までとする。

②火砕流（火砕サージを含む。）については、この想定では過去１万年間で唯一分布が明らかになっている1554年火砕流の実績（山頂付近の火口から１㎞まで到達）だけでなく、新しい知見（酒寄・他，2002）で火口から東側に溶岩流とともに火砕流堆積物も認められることから、他火山の例を参考として他の方角に対しても同程度の量の火砕流（50万m^3、火砕

サージ含む。）が流下することを想定する。金沢河川国道事務所（平成25年度）によるシミュレーション結果（図３）を参考にして、想定火口域からおおむね７km（山頂からおおむね８km）までを警戒が必要な範囲とする。なお、これ以上の流下量は過去の実績から可能性が低いことから、この想定においては想定しない。

③溶岩流に対する警戒が必要な範囲は、過去の実績（2,200年前噴火）に基づき、山頂からおおむね７kmまでとする。溶岩流は比較的ゆっくり流下するため、確認してからでも避難できる。

④積雪期に噴火に伴って発生した火砕流の熱で火口付近の積雪が融解することによる融雪型火山泥流の流下を想定する。積雪量は山頂における推定最大積雪深６ｍとして、他火山の例を参考として同程度の火砕流（50万m^3）が発生した場合を想定する。金沢河川国道事務所（平成25年度）によるシミュレーション結果（図３、４）を参考にして、想定火口域からおおむね13km以内の谷筋の白山白峰地区と白川村平瀬・長瀬（稗田を除く。）・保木脇地区までを警戒が必要な範囲とした。

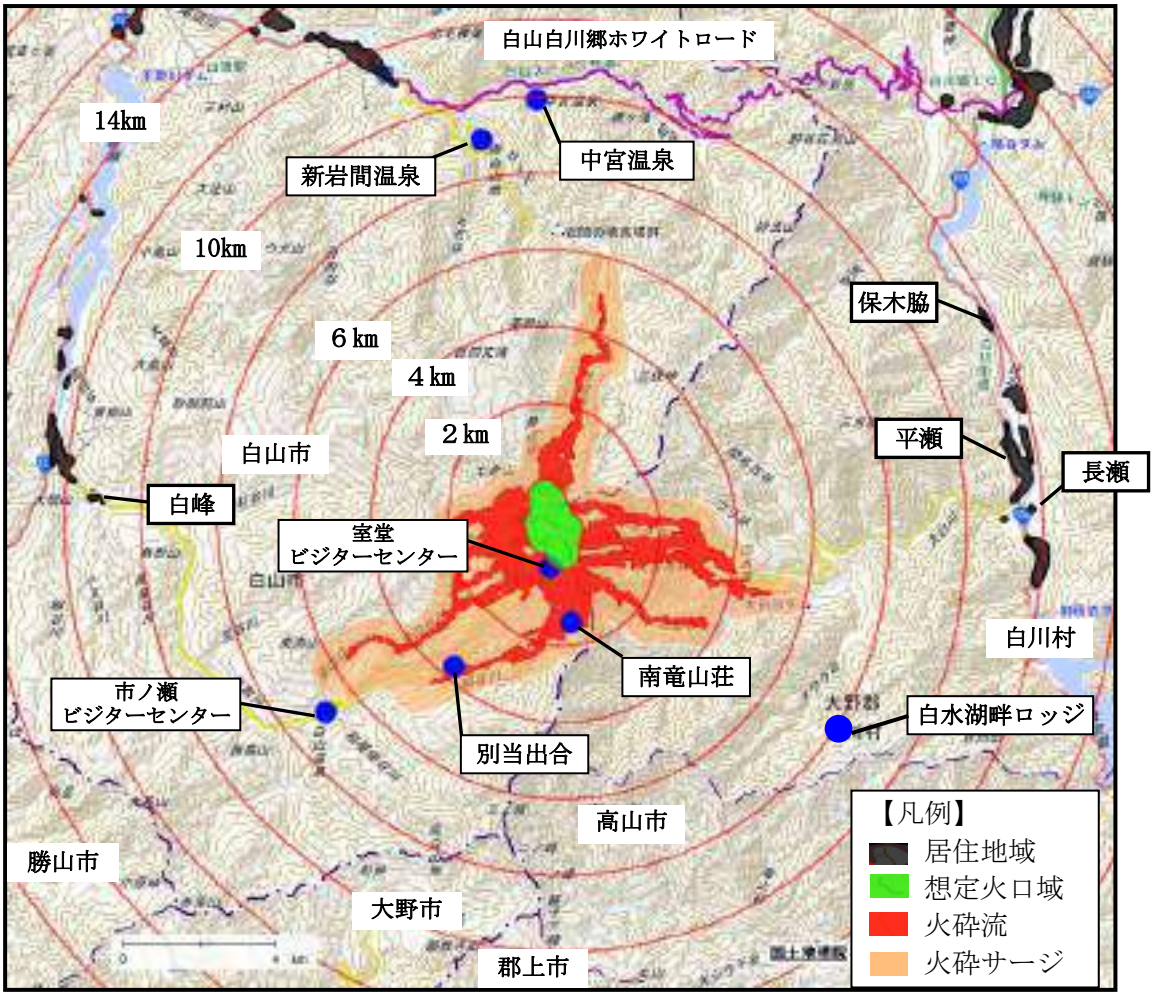

図３　白山　火砕流シミュレーション結果

火砕流規模を50万m^3と想定（金沢河川国道事務所（平成25年度）より）

注）１回の噴火で全ての方向に火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するわけではない。

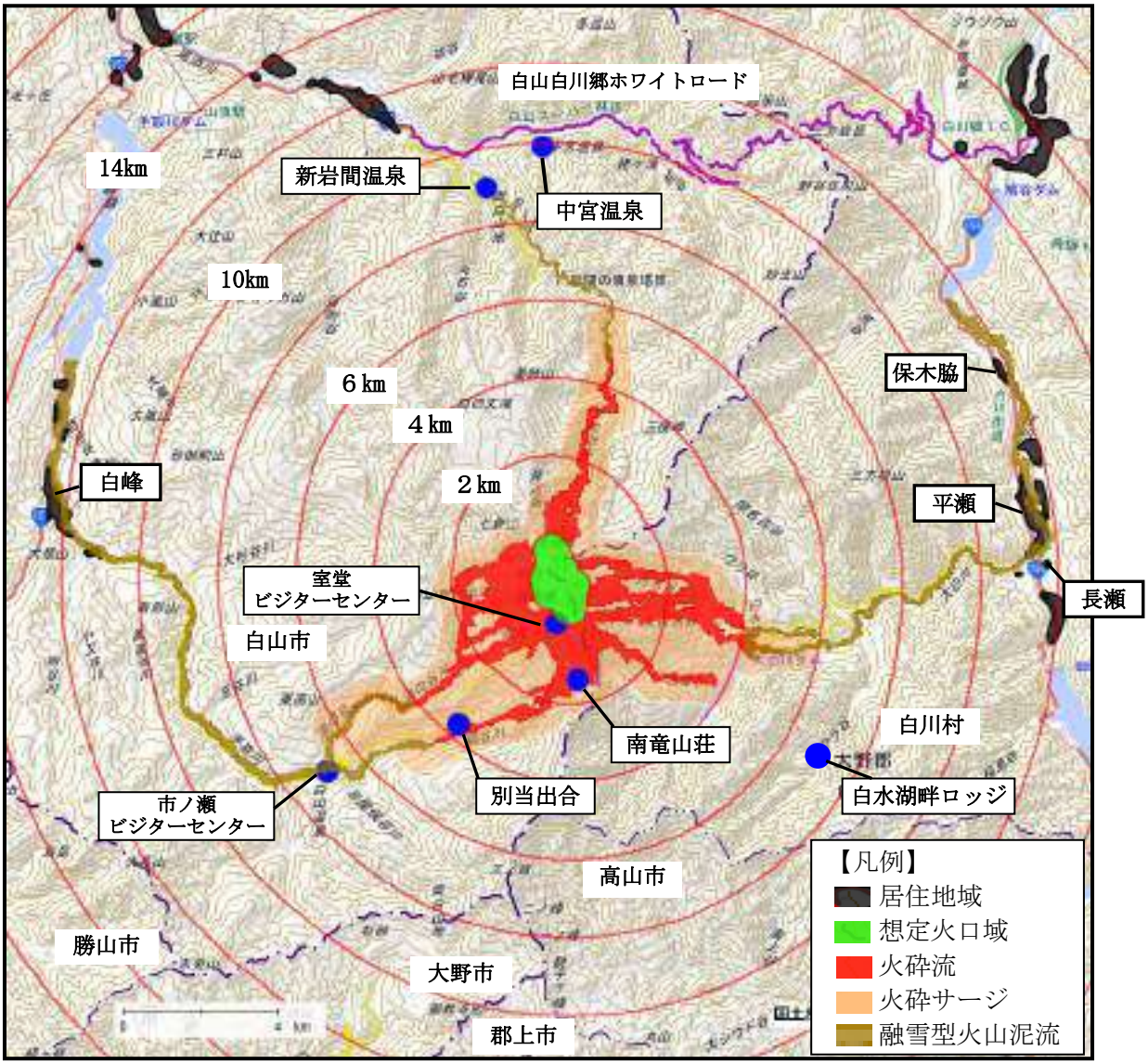

図４　白山　融雪型火山泥流シミュレーション

火砕流規模を50万m^3とし山頂付近の積雪深を６ｍと想定（金沢河川国道事務所（平成25年度）より）

注）１回の噴火で全ての方向に火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するわけではない。

用語集

・水蒸気噴火

マグマから分離して地下に蓄えられた水蒸気、あるいはマグマから伝わった熱により火山体内の地下水が加熱され生じた高温高圧の水蒸気によって起こる爆発的な噴火

・マグマ噴火

マグマが火口から噴出する現象。噴火様式はマグマの性質によってストロンボリ式噴火、ブルカノ式噴火、プリニー式噴火がある。

・噴石

噴火に伴って、火口から吹き飛ばされる噴出物で、時には、火口から数㎞程度まで飛散することがある。噴石の大きさにより風の影響の程度が違い、飛散範囲が大きく異なることから、気象庁では「弾道を描いて飛散する大きな噴石」と「風に流されて降る小さな噴石」に区別している。

・火山砕屑物（火砕物）

火山から噴出された破片状の固体（火山灰や噴石）のことで、流体の溶岩と区別して火山砕屑物（略して火砕物）という。

・火砕流

火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象。火砕流の速度は時速数十㎞から数百㎞で流れることが多く、温度は数百℃にも達する。

・火砕サージ

火砕流の周辺に発生する低密度の火砕物と火山ガスの流れのこと。火砕サージの密度は、火砕流と比較するとはるかに小さいが、その威力は砂嵐程度のものから建物を破壊するようなものまで様々である。

・融雪型火山泥流

雪が山頂付近に積もっている時期に、噴火に伴い高温の火砕流などが発生すると、その発生した火砕流の熱により雪を溶かし、土砂、火山灰等と一緒になって斜面を高速で流れ下る現象

10　危険物等施設に関する資料

10－１　危険物施設一覧

(営)給油取扱所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	相生石油店	相生1068－１	㈲前田プロパン中坪SS	中坪１－10
	㈲小野石油店	小野２－４－12	シンワ菱油㈱郡上八幡SS	五町３－２－６
	めぐみの農協　小那比給油所	小那比345－２	丸栄石油㈱セルフ郡上八幡給油所	稲成1158－１
	めぐみの農協　西和良給油所	美山2483－１		
大和	㈲畑中石油店	徳永711－１	㈲コミュニティ大和　山内石油	徳永119－１
	㈱大和商事	剣399		
白鳥	大中石油㈱	中津屋389－８	中部石油㈱　白鳥南給油所	為真142－１
	かみよし	野添375－４	中部石油㈱　北濃給油所	歩岐島128－２
	めぐみの農協　石徹白給油所	石徹白54－１	㈲前田プロパン郡上白鳥SS	向小駄良991－１
	岐阜県JAビジネスサポート㈱ JASS-PORT白鳥	白鳥27－３		
高鷲	㈲上野石油	鷲見4947	㈱蛭ヶ野商事	ひるがの4670－931
	エネクスフリート㈱ ひるがの高原SA下り線	鷲見5415－３	㈲まるや石油	大鷲41－５
	㈱高鷲燃料　高鷲給油所	大鷲871－１	エネクスフリート㈱ ひるがの高原SA上り線	鷲見5245－８
美並	㈱下田石油	上田68－２	㈱マルフジ　美並給油所	白山916－１
	㈱マルフジ　上田給油所	上田1218－３		
明宝	共栄商事㈱	畑佐673	めぐみの農協　小川給油所	小川600－２
	㈱坪井石油	大谷333－４		

(自)給油取扱所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	㈱愛濃技建	初納536－２	郡上自動車学校	旭1280
	郡上生コン㈱	稲成1015	東海北陸道　八幡ＩＣ	五町９－１
	㈱平澤商店	吉野55		
大和	丸高商事㈲	大間見2134	㈱エスライン郡上	島281
	島幸運輸㈲	島2189	上村運送㈲	剣2244－４
白鳥	大西組㈱	向小駄良1014－１	㈱アルペン ウイングヒルズ白鳥リゾート	石徹白１－１
	八木興産㈱　白鳥高原 カントリークラブ	石徹白135－１	岡田興業㈲	向小駄良55－５
	㈱前田土木	那留1502－399	郡上宇部生コンクリート㈱	向小駄良１－１
	東海北陸道　白鳥ＩＣ	為真201－261		
高鷲	中部スノーアライアンス㈱ 高鷲スノーパーク(車庫棟)	西洞3553－80	㈱P.I.Aネクサス ホワイトピアたかす	鷲見512
	東和観光㈱　鷲ヶ岳スキー場	大鷲3251－12	㈱丸八生コン	鮎立2101－１－１
	中部スノーアライアンス㈱ ダイナランドスキー場	西洞3039－４	丸八建設㈱	鮎立2112－１
	大日興業㈱	大鷲1420－12		
明宝	めいほう高原開発㈱ めいほうスキー場	奥住3447－１		

製造所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
大和	㈱ミノグループ　資材事業部	島277		

一般取扱所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	相生小学校	相生1358	清水塗料店	島谷714
	八幡中学校	小野８	㈱谷口商店	相生1398
	八幡小学校	島谷８	㈲前田プロパン	初音857
	㈲小野石油店	小野２－４－12	郡上ガス㈱　八幡営業所	旭1296－１
	めぐみの農協　西和良給油所	美山2483－１	郡上クリーンセンター	有坂148－５
	コメリＨ＆Ｇ　郡上八幡店	稲成1035－１	郡上市民病院	島谷1261
	郡上総合庁舎	初音1727－２		
大和	㈱木嶋プロパン	徳永184－２	㈱マルエイ　郡上支店	神路1877－３
	㈱リサイクル濃飛	剣2224－４	㈱ホームセンターバロー大和店	徳永266－１
	岐阜県JAビジネスサポート㈱ 郡上燃料センター	島2510	大和第一北小学校	万場1910
白鳥	かみよし	野添375－４	㈱前田土木	那留1502－399
	郡上ガス㈱	向小駄良760－４	㈱アルペン ウイングヒルズ白鳥リゾート	石徹白１－１
	めぐみの農協　石徹白給油所	石徹白54－１	那留小学校	那留1450
	中部石油㈱　デリバリセンター	白鳥803－１	コメリＨ＆Ｇ　白鳥店	中津屋850
高鷲	㈾高鷲燃料	大鷲795－１	㈲まるや石油	大鷲41－５
	東和観光㈱ 鷲ヶ岳高原ホテル　レインボー	大鷲3250	郡上ヴァカンス村ホテル	鷲見2363
	東和観光㈱　鷲ヶ岳スキー場	大鷲3250	高鷲北小学校	ひるがの4670－282
	㈱蛭ヶ野商事	ひるがの4670－931	㈱P.I.Aネクサス ホワイトピアたかす	鷲見512
	中部スノーアライアンス㈱ ダイナランドスキー場	西洞3039－４		
美並	㈱青山製作所　岐阜工場	山田1881－１	ボルツ㈱	白山613－１
明宝	共栄商事㈱	畑佐673		

屋外タンク貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	小那比製茶組合	小那比2926－１	㈲前田プロパン	初音857
	めぐみの農協　西和良給油所	美山2483－１	郡上クリーンセンター	有坂148－５
	㈱セリアエンジニアリング	市島1357－３	郡上八幡福祉事業協同組合	那比1216
	めぐみの農協 口明方ライスセンター	市島356－１		
大和	大和園	大間見1472	㈱マルエイ　郡上支店	神路1967－３
	㈱リサイクル濃飛	剣2224－４		
白鳥	かみよし	野添375－４	㈱前田土木	那留1502－399
	カルヴィラいとしろ	石徹白57－100		
高鷲	ペンションミルキーハウス	ひるがの4670－378	東和観光㈱　鷲ヶ岳スキー場	大鷲3250
美並	㈱青山製作所　岐阜工場	山田1881－１	大同メタル工業㈱　岐阜工場	大原135
明宝	共栄商事㈱	畑佐673		
和良	㈱郡上きのこファーム	鹿倉35		

屋内タンク貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	郡上市役所	島谷228	郡上市総合文化センター	島谷207－１
大和	やまと温泉　やすらぎ館	剣189		
白鳥	東海鋼管㈱	恩地330－４	㈱アルペン ウイングヒルズ白鳥リゾート	石徹白１－１
	八木興産㈱　白鳥高原 カントリークラブ	石徹白135－２	長良川木材事業協同組合	中津屋1385－１
高鷲	中部スノーアライアンス㈱ ひるがの高原スキー場	ひるがの4670－55	中部スノーアライアンス㈱ 高鷲スノーパーク	西洞3081－17
美並	慈恵中央病院	大原１－１		

地下タンク貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	ＮＴＴ西日本　郡上八幡ビル	島谷1311－11	郡上環境衛生センター	吉野1532
	㈲小野石油店	小野２－４－12	東海北陸道　八幡ＩＣ	五町９－２
	郡上八幡ホテル積翠園	柳町511－２	郡上市南部斎苑	初納686－25
	八幡病院	桜町278	八幡町学校給食センター	小野８－５－１
	八幡信用金庫　本店	新町961	めぐみの農協 郡上営農経済センター	小野６－15
	せせらぎ緑風苑	旭663－６	㈱セリアエンジニアリング	市島1357－３
	県立郡上高等学校　寄宿舎	小野1011	郡上市総合スポーツセンター	旭1130－１
	郡上総合庁舎	初音1727	郡上市民病院	島谷1264－１
	郡上ガス㈱　八幡営業所	旭1296－１	郡上市八幡デイサービスセンター	有坂131

大和	カイインダストリーズ㈱ 大和工場	剣1470－１	大和町保健福祉センター やまつつじ	徳永618
	郡上偕楽園	島2347－６	㈱ミノグループ資材事業部	島277
	めぐみの農協 大和ライスセンター	島4787	大和幼児教育センター やまびこ園	島5327
	大和振興事務所	徳永585	やまと温泉　やすらぎ館	剣189
	大和生涯学習センター	剣１	岐阜県JAビジネスサポート㈱ 郡上燃料センター	島2510
白鳥	白鳥恵那愛知電機㈱	中津屋1393	鷲見病院	白鳥２－１
	白鳥学校給食センター	中津屋灰原384－１	中部石油㈱　デリバリセンター	白鳥803－１
	白鳥ふれあい創造館	白鳥359－26	㈱ノーベル	大島1716－30
	白鳥文化ホール	白鳥54	㈱アルペン ウイングヒルズ白鳥リゾート	石徹白１－１
	白鳥東部デイサービスセンター	中西509-１	ケアポート白鳳	白鳥２－６
	白鳥北部デイサービスセンター	歩岐島139－２	特別養護老人ホーム アットホームしろとり	為真1878－１
	白鳥振興事務所	白鳥38－１	国保白鳥病院	為真1205－１
	めぐみの農協 白鳥ライスセンター	為真182－２	東海北陸道　白鳥ＩＣ	為真201－261
	日本郵便㈱　白鳥郵便局	白鳥191－１	東海北陸道　白鳥トンネル	中西1072
	郡上市北部斎苑			
高鷲	㈱P.I.Aネクサス ホワイトピアたかす	鷲見512	郡上ヴァカンス村ホテル	鷲見2363
	デイリー郡上カントリー倶楽部	鷲見2761－５	㈱スズケン保養所 コージュ高鷲	鷲見48－１
	レストホテルほづみ	ひるがの4670－656	牧歌の里　木ぼっくり館	鷲見2370－１
	㈲まるや石油	大鷲41－５	東海北陸道　高鷲トンネル	鮎立4542－44
	中部スノーアライアンス㈱ ホテルヴィラモンサン	西洞3039－４	東海北陸道　高鷲ＩＣ	鮎立5801
	中部スノーアライアンス㈱ ダイナランドスキー場	西洞3035－１	東海北陸道　エボシ山トンネル	大鷲3078－１
	東和観光㈱ 鷲ヶ岳高原ホテル	大鷲3262－１	東海北陸道　上野第２トンネル	西洞3336－１
	東和観光㈱　鷲ヶ岳スキー場	大鷲3250	中部スノーアライアンス㈱ 高鷲スノーパーク	西洞3086－１
	東和観光㈱ 鷲ヶ岳高原ホテル　レインボー	大鷲3250	サンメンバーズひるがの	ひるがの4670－361
	㈱蛭ヶ野商事	ひるがの4670－931	たかす町民センター	大鷲1218－２
	牧歌の里温泉　牧華	鷲見2363－231	中部スノーアライアンス㈱ ダイナランドスキー場社員寮	西洞3122－２
美並	㈱ミノグループ　機械事業部	上田８－２	ヴィラふくべ	大原77
	めぐみの農協 美並ライスセンター	白山1253－１	日本まん真ん中センター	白山430－４
	慈恵中央病院	大原１－１	美並総合福祉センター さつき苑	白山430－３
	日本まん真ん中温泉　子宝の湯	大原2709		
明宝	共栄商事㈱	畑佐673	明宝デイサービスセンター	二間手532
	めいほう高原開発㈱ めいほうスキー場	奥住3447－１	明宝中学校	二間手276
	明宝温泉　湯星館	奥住3428－１		
和良	国保和良診療所	沢882		

移動タンク貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	㈲前田プロパン	初音857	相生石油店	相生1067
	シンワ菱油㈱郡上八幡SS	五町３－２－６	㈱愛濃技建	初納536－２
	㈱谷口商店	相生1397－１	㈲小野石油店	小野２－４－12
大和	丸高商事㈲	大間見2134	㈲コミュニティ大和　山内石油	徳永119－１
	岐阜県JAビジネスサポート㈱ 郡上燃料センター	島2510		
白鳥	大中石油㈱	中津屋389－８	中部石油㈱　デリバリセンター	白鳥803－１
	めぐみの農協　石徹白給油所	石徹白54－１	中部石油㈱　白鳥南給油所	為真142－１
	㈱前田土木	那留1502－399	郡上ガス㈱	向小駄良760－４
高鷲	㈲上野石油	鷲見4947	㈲まるや石油	大鷲41－５
	㈱高鷲燃料	大鷲795－１	大日興業㈱	大鷲1420－12
	㈱蛭ヶ野商事	ひるがの4670－931		
美並	㈱マルフジ　上田給油所	上田1218－３	㈱マルフジ　美並給油所	白山916－１
	㈱下田石油	上田68－２		
明宝	めいほう高原開発㈱ めいほうスキー場	奥住3447－13	㈱坪井石油	大谷333－４

簡易タンク貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
高鷲	東和観光㈱　鷲ヶ岳スキー場	大鷲3251－12	東和観光㈱　鷲ヶ岳高原ホテル	大鷲3262－１

屋内貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	郡上八幡玩具協同組合	稲成540	池田工業㈱	初納409
	㈱メニコンネクト郡上工場	旭15	㈱まつもと塗料店	島谷906
大和	カイインダストリーズ㈱ 大和工場	剣1470－１	㈲大和製作所	島274
	三和㈱　大和工場	名皿部932	㈱ミノグループ　資材事業部	島277
	㈲日昇	島25－２		
白鳥	大平産業㈱本社工場	白鳥1017－72	東海鋼管㈱	恩地330－４
	ダイアトップ㈱	向小駄良809－１	東海鋼管㈱岐阜第二工場	大島2870－４
	白鳥恵那愛知電機㈱	中津屋1393	東海鋼管㈱岐阜第三工場	大島2870－４
美並	㈱青山製作所　岐阜工場	山田1881－１	㈱ミノグループ　機械事業部	上田８－２
	大同メタル工業㈱　岐阜工場	大原135		
和良	㈱松田電機工業所　和良工場	法師丸367－１		

屋外貯蔵所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	㈱トーエネック八幡営業所	稲成490－2		
大和	中日本航空㈱	落部		

第２種販売取扱所

地域名	事　業　所　名	所　　在　　地	事　業　所　名	所　　在　　地
八幡	㈱まつもと塗料店	島谷906		

11　その他郡上市に関する資料

11－1　気　象

地域気象観測所別、月別平均気温（資料：令和３年岐阜県統計書・気象庁2020年）

（単位：℃）

区分	平均	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
長滝	12.3	3.3	2.3	5.5	8.2	16.0	20.5	21.2	25.4	21.0	13.2	9.0	2.5
八幡	13.5	4.0	3.2	6.7	9.6	17.4	21.9	22.9	26.9	22.3	14.2	9.6	3.4

地域気象観測所別、月別日照時間（資料：令和３年岐阜県統計書・気象庁2020年）

（単位：ｈ）

区分	合計	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
長滝	1,443.4	87.9	93.2	112.6	152.9	155.5	160.4	65.0	187.3	112.9	118.3	109.8	87.6
八幡	1,599.7	71.3	100.3	145.3	197.6	175.3	164.1	70.4	223.4	133.5	129.0	104.1	85.4

地域気象観測所別、月別降水日数（資料：令和３年岐阜県統計書・気象庁2020年）

（単位：日）

区分	合計	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
長滝	167	18	12	17	11	9	14	26	6	15	10	11	18
八幡	142	11	10	15	8	9	12	24	9	15	11	8	10

地域気象観測所別、月別降水量（資料：令和３年岐阜県統計書・気象庁2020年）

（単位：mm）

区分	合計	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
長滝	3,547.5	171.0	134.0	278.5	257.0	208.5	414.0	1,203.5	64.0	443.5	152.5	100.5	120.5
八幡	3,219.5	83.0	118.5	187.0	208.0	147.0	517.0	1,244.5	80.0	361.0	162.5	69.0	42.0

11－２　人口・世帯数

人口・世帯数（資料：郡上市総務部市民課住民基本台帳：令和６年４月１日現在）

	郡上市	八幡地域	大和地域	白鳥地域	高鷲地域	美並地域	明宝地域	和良地域
人口（人）	38,058	12,110	6,147	10,293	2,895	3,691	1,419	1,503
世 帯 数	15,322	5,309	2,256	4,053	1,153	1,349	524	678

人口及び世帯数の推移（資料：国勢調査）

	平成７年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
人口（人）	50,809	49,377	47,493	44,491	42,090	38,997
世 帯 数	14,944	14,773	14,871	14,622	14,610	14,562

年齢別人口の推移（資料：国勢調査）　（単位：人）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和２年
年少人口（14歳以下）	7,808	6,752	5,818	5,218	4,575
生産年齢人口（15～64歳）	28,154	26,507	24,354	22,222	19,746
老年人口（65歳以上）	13,415	14,236	14,315	14,604	14,612

年齢別男女別人口構成

（資料：郡上市総務部市民課住民基本台帳：令和６年４月１日現在）（単位：人）

	合計	０～４歳	５～９歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳
男	18,651	497	738	840	858	784	685	728	891
女	19,407	499	675	836	825	619	528	611	862
合計	38,058	996	1,413	1,676	1,683	1,403	1,213	1,339	1,753
	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
男	1,043	1,220	1,284	1,212	1,432	1,475	1,629	1,290	2,045
女	966	1,110	1,225	1,233	1,390	1,433	1,708	1,402	3,485
合計	2,009	2,330	2,509	2,445	2,822	2,908	3,337	2,692	5,530

11－３　土地利用状況

（令和４年10月１日現在）

（単位：ha）

	郡　上　市
農　　用　　地	2,842
森　　林	92,257
原　　野	13
水面・河川・水路	1,167
道　　路	2,117
宅　　地	1,356
そ　　の　　他	3,323
合　　計	103,075

（資料：岐阜県都市政策課「令和４年土地利用区分別面積」）

11－４　観光施設

公営施設

地域名	番号	施設種類	施　設　名	所　在　地	施　設　内　容	電話番号
八幡	1	観光施設	郡上八幡城	八幡町柳町一の平659	観光施設　A＝675 ・木造瓦葺き ・４層５階建て(天守閣) ・隅櫓２、管理棟１ ・休憩所（東屋）等	産業振興公社 67－1819
	2	観光施設	郡上八幡博覧館	八幡町殿町50	観光施設　A＝1,081 ・鉄筋２階建	65－3215 産業振興公社 67－1819
	3	交流施設	郡上八幡城下町プラザ	八幡町殿町69	交流施設 ・管理棟（休憩所） ・駐車場 ・バスロータリー ・公衆トイレ１	67－2411 産業振興公社 67－1819
	4	交流施設	郡上八幡まちなみ交流館	八幡町殿町63－1	交流施設　A＝397.90㎡ ・木造２階建て ・展示室１ ・研修室１ ・休憩所１ ・公衆トイレ２ ・更衣室１ ・コインロッカー	65－5188 社会教育課 67－1128
	5	観光施設	郡上八幡樂藝館	八幡町島谷789－1	教育施設 ・木造２階建て ・展示施設３棟	66－1011 社会教育課 67－1128
	6	宿泊施設	郡上八幡サイクリングターミナル （通称　せせらぎ街道の宿たかお）	八幡町市島945－1	宿泊交流施設　A＝998 ・鉄筋一部２階建て ・自転車倉庫　A＝100 ・宿泊定員64名	0120－622－139 産業振興公社 67－1819
	7	観光施設	郡上八幡旧庁舎記念館	八幡町島谷520－1	観光施設 ・木造２階建て ・公衆トイレ１ ・駐車場２ ・土蔵１ ・水屋１	67－1819 産業振興公社
	8	資料館	郡上市歴史資料館	八幡町中坪226－1	・鉄筋コンクリート・木造混合２階建て（地下１階あり） ・公衆トイレ１ ・駐車場１ ・展示棟１	65－3711 社会教育課 67－1128

				・収蔵棟１ ・エントランス棟１	
9	宿泊施設	郡上八幡ホテル積翠園	八幡町柳町一の平511－2	・鉄筋２階建て ・宿泊定員：73名 ・トイレ ・レストラン ・売店	65－3101
10	公園	中河原河川公園	八幡町尾崎	公園施設 ・駐車場 ・芝生広場 ・多目的スペース	67－1808 観光課
11	公園	頼山陽公園	八幡町稲成	公園施設 ・駐車場 ・記念碑	67－1808 観光課
12	公園	宗祇水	八幡町本町	観光施設 ・祠１ ・水屋一式	
13	公園	愛宕公園	八幡町愛宕町	公園施設　Ａ＝15,836 ・遊具２基 ・休憩所２　Ａ＝27	67－1808 観光課
14	公園	城山公園	八幡町柳町469－1	公園施設 ・遊具５基 ・一豊と妻の像１基 ・水屋一式	67－1808 観光課
15	公園	城山遊歩道	八幡町柳町	観光施設 ・遊歩道Ｌ＝200m	67－1808 観光課
16	公園	あじさいの道	八幡町柳町	観光施設 ・遊歩道Ｌ＝71m	67－1808 観光課
17	公園	安養寺公園	八幡町柳町	観光施設 ・水屋１ ・植栽一式 ・休憩所１ ・公衆トイレ１	67－1808 観光課
18	公園	惣門橋ポケットパーク	八幡町初音	観光施設 ・休憩所１ ・植栽一式	67－1808 観光課
19	公園	大手町スポット	八幡町本町	観光施設 ・植栽一式 ・郡上おどり像１ ・観光案内板１	67－1808 観光課
20	公園	中河原公園	八幡町尾崎	観光施設　Ａ＝195 ・休憩所（公衆トイレ）１ ・植栽一式 ・観光案内板１	67－1808 観光課

	21	公園	八幡大橋ポケットパーク	八幡町愛宕町	観光施設　A＝135 ・休憩所１ ・植栽一式	67－1808 観光課
	22	公園	いたち坂ポケットパーク	八幡町吉野	観光施設 ・休憩所１ ・植栽一式 ・観光案内板１	67－1808 観光課
	23	公園	城南コミュニティ広場	八幡町城南町	観光施設 ・駐車場 ・植栽一式	67－1808 観光課
	24	公園	枡形ポケットパーク	八幡町上枡形町	観光施設　A＝53 ・休憩所１ ・植栽一式	67－1808 観光課
	25	公園	天竜峡ポケットパーク	八幡町有穂	観光施設 ・駐車場 ・植栽一式	67－1808 観光課
	26	公園	やなか水の小径	八幡町新町	観光施設 ・植栽一式 ・水屋３ ・休憩用ベンチ ・石張り舗装	67－1808 観光課
大和	1	温泉	やまと温泉 やすらぎ館	大和町剣189	温泉施設 ・鉄骨造平屋建て ・浴槽（内６・露天６） ・サウナ（高温２・塩２） ・レストラン ・リラクゼーションコーナー ・売店	88－9126
	2	道の駅	古今伝授の里やまと	大和町剣164	鉄骨造平屋建て ・レストラン・食堂　3 ・製造販売店舗　2 ・物品店舗　1 ・ギャラリー ・トイレ ・情報提供コーナー　1	88－2525
	3	観光・文化	古今伝授の里 フィールドミュージアム	大和町牧912－１	東氏記念館 ・木造平屋建て 大和文化財収蔵・展示館 ・鉄骨造平屋建て ももちどり ・鉄骨造平屋一部２階建て 和歌文学館 ・鉄骨造平屋建て 篠脇山荘 ・鉄骨造平屋建て	88－3244

					いなおほせどり ・木造平屋建て 短歌の里交流館よぶこどり ・鉄骨平屋建て	
	4	便所	神路公衆便所	大和町神路	公衆便所 ・木造平屋建て	88－2211 （大和振興事務所）
	5	便所	ウインドパーク公衆便所	大和町徳永	公衆便所 ・木造平屋建て	88－2211 （大和振興事務所）
白鳥	1	道の駅	白山文化の里長滝	白鳥町長滝402－19	木造平屋建て ・売店 ・トイレ ・ＥＶ充電器	85－2747
	2	博物館	白山文化博物館	白鳥町長滝402－11	鉄骨平屋建て	85－2663
	3	道の駅	清流の里しろとり	白鳥町向小駄良693－２	・特産物振興センター 鉄骨２階建て 売店、レストラン ＥＶ充電器 ・木遊館 木造２階建て 売店	82－3129 ㈱しろとり
	4	滝	阿弥陀ケ滝	白鳥町前谷	滝 売店 飲食店	82－3111 （白鳥振興事務所）
	5	樹木	石徹白の大杉	白鳥町石徹白	大杉（国特別天然記念物）	82－3111 （白鳥振興事務所）
	6	道の駅	白尾ふれあいパーク	白鳥町恩地11－1	鉄骨平屋建て 売店 レストラン ＥＶ充電器	84－1188
	7	教育・観光施設	清流長良川あゆパーク	白鳥町長滝420－10	木造平屋建て ・レストラン ・トイレ	85－2115
	8	キャンプ場	油坂さくらパーク	白鳥町向小駄良1253－438	コテージ９棟 管理棟１棟	82－3505
高鷲	1	温泉	湯の平温泉	高鷲町大鷲1792	温泉施設 ・木造瓦葺き ・一部２階建て ・浴槽４槽（内２、露天２） ・休憩室等	72－6455
	2	道の駅	大日岳	高鷲町西洞3632－1	・売店　軽食施設 木造平屋建て ・トイレ　２	72－5007

					・情報展示室	
	3	ステージ	ひるがの高原多目的広場	高鷲町ひるがの4670－246	多目的ステージ 多目的広場 ・鉄骨平屋建て	72－5000 (高鷲観光協会)
	4	公園	ひるがの湿原植物園	高鷲町ひるがの4670－3694 他	植物園用地 ・管理棟　木造平屋建て	72－5000 (高鷲観光協会)
	5	公園	分水嶺公園	高鷲町ひるがの4671－1231 他	自然公園	72－5000 (高鷲観光協会)
	6	遊歩道	夫婦滝遊歩道	高鷲町西洞	遊歩道Ｌ＝150m	72－5111 （高鷲振興事務所）
美並	1	温泉	日本まん真ん中温泉 子宝の湯	美並町大原2709	温泉施設 ・鉄骨スレート葺き ・１階建て ・浴槽２　露天２ ・休息室、飲食コーナー等	79－4126
	2	宿泊施設	フォレストパーク373	美並町白山998－2	木造１階建て ・管理棟１ ・コテージ９ 芝生広場/屋外トイレ 野外ステージ	79－3737
	3	宿泊施設	ふくべの里 粥川バンガロー村	美並町高砂1279－1	木造１階建て ・管理棟１ ・バンガロー15 シャワー室１ 屋外トイレ１ 炊事場１	79－3441
	4	案内所	美並総合案内所	美並町白山332－2	鉄骨造り１階建て 喫茶、販売	79－9020
	5	道の駅	道の駅美並	美並町上田2605	情報休憩施設 交流促進施設 ・鉄骨平屋 ・情報コーナー ・休憩所 ・物産店 ・飲食コーナー	79－3886
	6	便所	美並ミニパーク下田の渡し公衆便所	美並町上田	公衆便所 ・木造平屋建て	79－3111 美並振興事務所
	7	便所	釜ヶ滝公衆便所	美並町上田	公衆便所 ・木造平屋建て	79－3111 美並振興事務所
	8	資料館	美並ふるさと館	美並町高砂1252－2	木造２階建て ・歴史資料館 木造１階建て ・仏像展示室	79－3440

					鉄筋１階建て ・管理事務室	
	9	観光施設	美並川の駅	美並町大原2716	木造１階建て ・飲食コーナー ・BBQコーナー	79－2543
明宝	1	温泉	明宝温泉湯星館	明宝奥住3428－１	温泉施設 ・鉄骨平屋建て ・浴槽４槽（内２・露天２） ・岩盤浴施設１棟 ・休憩室・レストラン	87－2080 （明宝温泉湯星館）
	2	道の駅	道の駅・明宝	明宝大谷1015	立ち寄り型交流施設 ・鉄骨２階建て ・物産館／喫茶店 ・観光案内所 ・休憩棟 ・伝統芸能保存施設 ・ホール、会議室 ・テナント店舗 ・公衆トイレ ・情報コーナー	87－2844 （明宝観光協会） 87－2395 （磨墨の里公園物産館）
	3	資料館	明宝歴史民俗資料館	明宝気良154	木造２階建て ・展示室 ・管理事務室	87－2119 （資料館） 87－2211 明宝振興事務所
	4	野外施設	めいほう高原 野外音楽堂「ソノラシアター」	明宝奥住3447－１	多目的野外ステージ	87－2211 明宝振興事務所
	5	交流施設	小川きの里	明宝小川346	宿泊総合交流施設 ・管理棟　　１棟 ・コテージ　５棟	87－9920
	6	公園	めいほう高原音楽の森	明宝奥住3439－４	遊歩道　Ｌ＝2,000ｍ 森林　Ａ＝19.44ha 東屋　４棟	87－2211 明宝振興事務所
	7	公園	気良川公園	明宝気良1706－１	管理棟（公衆トイレ）	87－2211 明宝振興事務所
和良	1	キャンプ場	大月の森公園キャンプ場	和良町鹿倉1769－３	・管理棟（２階建）１棟 宿泊施設（木造） ・バンガロー　３棟 ・コテージ　　３棟 ・研修棟　　１棟 ・東屋　　１棟 ・シャワー室　１棟 ・トイレ　　１棟 ・共同炊事棟　１棟	77－3288

	2	キャンプ場	和良川公園オートキャンプ場	和良町沢192－１	オートキャンプ場 オートサイト52区画 ・管理棟（木造）１棟 ・共同炊事棟　１棟 ・シャワー棟　１棟 ・東屋　　２棟 ・観察展望塔　１棟 ・子供広場　　１棟	77－3077
	3	運動施設 道の駅	和良運動公園 道の駅　和良	和良町宮地1155	・多目的交流広場　鉄骨 ・管理棟　（鉄骨２階） （レストラン等） ・屋外テニスコート ・子供広場 ・シャワー室 ・トイレ 特産品直売所　１棟	77－2353
	4	資料館	和良歴史資料館	和良町宮地1121－1	歴史資料館 （鉄骨２階瓦葺） 文化財展示室等　１棟	77－4011

民営施設

地域名	番号	施設種類	施　設　名	所　在　地	施　設　内　容	電話番号
八幡	1	観光施設	心の森ミュージアム 遊童館	八幡町新町846	展示施設 鉄骨２階建（一部３階）	65－3274
	2	観光施設	斎藤美術館	八幡町新町927	展示施設３棟 売店	65－3539
	3	観光施設	慈恩禅寺	八幡町島谷339	展示施設 庭園 展示棟	65－2711
	4	観光施設	安養寺宝物殿	八幡町柳町217	展示施設 展示棟	65－2726
	5	観光施設	大滝鍾乳洞	八幡町安久田2298	鍾乳洞 売店１ レストラン２ 釣り堀１	67－1331
	6	観光施設	縄文鍾乳洞	八幡町安久田2298	鍾乳洞 売店１	67－1331
	7	観光施設	美山鍾乳洞	八幡町美山421	鍾乳洞 売店１ 体験施設１	68－2321
	8	観光施設	さんぷる工房	八幡町橋本町956	体験施設 売店１ 体験施設１	67－1870
	9	観光施設	サンプルビレッジいわさき	八幡町城南町250	体験施設 売店１ 体験施設１	65－3378

	10	学習施設	郡上八幡自然園	八幡町島757	バンガロー69棟 コテージ２棟 研修棟１棟	65－3766
	11	オートキャンプ場	郡上八幡レインボーオートキャンプ場	八幡町安久田388－1	バンガロー９棟 ログハウス４棟 キャンプサイト22 管理棟	67－0234
	12	オートキャンプ場	郡上八幡リバーウッドオートキャンプ場	八幡町市島2426	オートサイト　30	62－3566
大和	1	スキー場	母袋温泉スキー場	大和町栗巣1728	リフト１基 本館 ・宿泊施設 ・温泉施設 ・レストラン 母袋ロッジ ・宿泊施設	88－3155 88－4063
	2	キャンプ場	アウトドアイン母袋キャンプ場	大和町栗巣1728	・テントサイト46 ・バンガロー７棟 ・コテージ７棟	88－4063
白鳥	1	温泉	美人の湯しろとりかみほの湯	白鳥町那留32	温泉施設 ＲＣ２階建て 浴槽２槽 個室風呂２室 サウナ２室 露天風呂 フィットネスジム レストラン、休憩室等	83－0126
	2	温泉	満天の湯	白鳥町石徹白峠山1－1	温泉施設 鉄骨平屋建て 浴槽２槽 個室風呂10室 レストラン、休憩室等	86－3487
	3	スキー場	ウィングヒルズ白鳥リゾート	白鳥町石徹白峠山1－1	ゴンドラ１基 リフト３基 ホテル　１軒　（150人） １軒　（８室） レストラン２棟	86－3516
	4	スキー場	スノーウェーブパーク白鳥高原	白鳥町石徹白133	リフト３基 ホテル兼レストラン１軒	86－3111
	5	ドライブイン	味の里奥美濃しろとり	白鳥町恩地746－1	レストラン 鉄骨平屋建て	84－0008
	6	宿泊交流施設 第３セクター	OUTDOOR STYLE AMIDA	白鳥町前谷1080－1	宿泊施設 木造２階建て	85－2001
	7	宿泊交流施設	カルヴィラいとしろ	白鳥町石徹白57－100	宿泊施設 鉄骨２階建て	86－3700

		第３セクター				
	8	キャンプ場	ウイングヒルズ白鳥リゾート天然温泉付キャンプ場	白鳥町石徹白峠山1－1	テントサイト　10 オートサイト　18	86－3516
	9	キャンプ場	ロックフィールドいとしろオートキャンプ場	白鳥町石徹白80－1	オートサイト　75 バンガロー　３棟	090－1740－4987
	10	キャンプ場	エナジーアクティブフィールドしらお	白鳥町六ノ里1410－18	オートサイト　27	070－2221－1072
	11	キャンプ場	清桜里（ｋｉ－ｏ－ｒｉ）	白鳥町六ノ里1005－2	バンガロー　９棟	60－1008
高鷲	1	農業公園	牧歌の里 （３セク）	高鷲町鷲見2756－2	レストラン２棟(売店含む) 売店・体験棟６棟 牧舎２棟 木ぼっくり館１棟 教会１棟 花畑・芝生広場 動物ふれあい広場	73－2888
	2	スキー場	ダイナランド	高鷲町西洞3035－2	リフト５基 ホテル１棟 レストラン１棟	72－6636
	3	スキー場	鷲ケ岳スキー場	高鷲町大鷲3262－1	リフト５基 ホテル１棟 レストラン＋浴場１棟 レストラン１棟	72－5105
	4	スキー場	ひるがの高原スキー場	高鷲町ひるがの4670－75	リフト５基 レストラン２棟	73－2311
	5	スキー場	ホワイトピアたかす	高鷲町鷲見512	リフト４基 レストラン＋浴場＋宿泊施設１棟	72－6311
	6	スキー場	高鷲スノーパーク	高鷲町西洞3086－1	ゴンドラ１基 リフト３基 レストラン２棟	72－7000
	7	スキー場	郡上ヴァカンス村スキー場	高鷲町鷲見2363－395	リフト２基 ホテル１棟	73－2206
	8	ゴルフ場	鷲ケ岳高原ゴルフ倶楽部	高鷲町大鷲3262－1	ホテル１棟 (クラブハウス含む) 18ホール	72－5100
	9	ゴルフ場	デイリー郡上カントリー倶楽部	高鷲町鷲見上野2363	クラブハウス１棟 27ホール	73－2121
	10	入浴施設	鷲の湯	高鷲町大鷲3262－1	温泉施設 ＲＣ２階建て 浴槽６、サウナ２ プール１ 軽食、休憩室	72－6511

11	温泉	牧歌の里温泉「牧華」	高鷲町鷲見2363－231	温泉施設 ＲＣ２階建て 浴槽８、サウナ２ レストラン、売店 休憩室	73－2088
12	温泉	ふたこえ温泉	高鷲町鷲見48－１	温泉施設 ＲＣ５階建て（宿泊含む） 浴槽４、プール１ レストラン テニスコート	72－6011
13	体験施設	木曽馬牧場ひるがのホープロッジ	高鷲町ひるがの4670－3654	乗馬施設 牧舎 乗馬場 休憩所・宿泊施設	73－2339
14	キャンプ場	ＮＡＯ明野高原キャンプ場	高鷲町鮎立5434	乗馬施設 牧舎・乗馬場 テントサイト　110 (オートも含む) バンガロー　17 コテージ　　20 フロント・売店 炊事場　　5	72－6758
15	キャンプ場	ひるがの高原キャンプ場	高鷲町ひるがの4714－２	オートサイト　200 コテージ　　２ 山荘　　１ バンガロー　　22	73－2331
16	キャンプ場	鷲ヶ岳立石キャンプ場	高鷲町鷲見2362－142	テントサイト　30 オートサイト　10 バンガロー　　８ バーベキューハウス　１	72－6167
17	キャンプ場	Ｎ．Ｅ．Ｗ奥長良キャンプ場＆ＷＡＮＫＯ	高鷲町鷲見1173	オートサイト　32 炊事棟　　３ サニタリー棟　１	72－6620
18	キャンプ場	四季の郷	高鷲町ひるがの4670－3708	フロント売店　１ コテージ　25 グランピングテント　８ ドームテント　４ オートサイト　11 日帰りバーベキューコーナー　８	73－3450
19	キャンプ場	ミニモンゴルキャンプ場	高鷲町ひるがの4671－15	フロント売店ペンション棟　１ モンゴルテント 15 炊事場　３	73－2300
20	キャンプ場	North Village Hirugano-Camping Fields	高鷲町西洞下野叺3553-47	フロント売店　１ コテージ　２ ドームテント　１ ウッドデッキ　８	090-6078-4564

	21	キャンプ場	ウッドマッチム	高鷲町西洞下野叺3553-41	持参テント専門施設 炊事場　２ヶ所 シャワー設備　１ケ所 トイレ　２ヶ所	090-8181-8877
	22	キャンプ場	山のハコ -camp studio-	高鷲町ひるがの4670-835	持参テント専門施設 フロント受付 水屋棟(お手洗い・洗い場・シャワー室)　1 テント用サイト多数	080-3369-4470
	23	観光施設	クックラひるがの	高鷲町鷲見5294－1	売店　3 テナント(食事)　3 休憩所　1	73－0101
美並	1	やな場	美並こんのヤナ（みやちか)	美並町上田2525	鉄骨２階建て ・レストラン１ やな場１	79－2160
	2	ぼたん園	桂昌寺ぼたん園	美並町大原579	ぼたん園１	79－2188
	3	釜ヶ滝	釜ヶ滝　滝茶屋	美並町上田	木造２階建て 食堂１	79－2917
明宝	1	スキー場	めいほうスキー場	明宝奥住3447－1	リフト６基 スキーセンター１棟 レストラン２棟 レンタル棟 圧雪車庫／社員寮１棟	87－2326
	2	見学施設	明宝特産物加工㈱（明宝ハム)	明宝気良33－2	食肉加工場（ハム類) ・工場２棟 ・事務所 ・保冷庫 ・倉庫	87－2454
	3	見学施設	㈱明宝レディース（トマトケチャップ)	明宝寒水268－１	農産物加工場 ・加工場 ・事務所	87－2388
	4	キャンプ場	めいほうキャンプ場	明宝大谷1023－1	テントサイト　15 オートサイト　23 バンガロー　15 団体宿泊棟　1	87－2535
	5	キャンプ場	こうじびら山の家	明宝畑佐137－3－3	テントサイト　10 オートサイト　15 バンガロー　7 山荘　1 （20～30人用)	87－3039
	6	キャンプ場	めいほう高原もりっこキャンプ場	明宝奥住3447－１	テントサイト　40 オートサイト　45	87－0030
	7	体験施設	めいほう高原自然体験センター	明宝奥住3447－１	・木造２階建て ・展示室 ・会議室 ・多目的ホール ・事務室	87－0030（体験センター事務所) 87－2326（めいほうスキー場)

11－５　文化財保有件数

（令和６年４月１日現在）

地域名			八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	合計
国指定	重要文化財		2	0	12	0	1	0	0	15
		建造物	0	0	0	0	0	0	0	0
		絵画	0	0	0	0	0	0	0	0
		彫刻	0	0	5	0	0	0	0	5
		工芸品	1	0	6	0	0	0	0	7
		書跡	0	0	0	0	0	0	0	0
		典籍	0	0	1	0	1	0	0	2
		古文書	1	0	0	0	0	0	0	1
		考古資料	0	0	0	0	0	0	0	0
		歴史資料	0	0	0	0	0	0	0	0
	重要無形文化財		0	0	0	0	0	0	0	0
	重要有形民俗文化財		0	0	0	0	0	2	0	2
	重要無形民俗文化財		1	0	1	0	0	1	0	3
	史跡		0	0	0	0	0	0	0	0
	名勝		0	1	0	0	0	0	0	1
	天然記念物		(1)	1	1	0	2	0	1	5
	登録有形文化財		22	0	2	0	1	0	1	26
	伝統的建造物群		1	0	0	0	0	0	0	1
	（小計）		26	2	16	0	4	3	2	53
県指定	重要文化財		16	4	42	0	2	0	0	64
		建造物	1	0	1	0	0	0	0	2
		絵画	4	0	20	0	0	0	0	24
		彫刻	1	0	10	0	0	0	0	11
		工芸品	3	1	9	0	1	0	0	14
		書跡	2	0	0	0	1	0	0	3
		典籍	4	0	0	0	0	0	0	4
		古文書	1	0	1	0	0	0	0	2
		考古資料	0	2	1	0	0	0	0	3
		歴史資料	0	1	0	0	0	0	0	1
	重要無形文化財		0	0	0	0	0	0	0	0
	重要有形民俗文化財		5	0	1	1	0	0	0	7
	重要無形民俗文化財		3	1	2	0	0	0	0	6
	史跡		3	1	0	0	0	0	0	4
	名勝		0	0	1	0	0	0	0	1
	天然記念物		5	3	10	1	0	0	2	21
	（小計）		32	9	56	2	2	0	2	103

地域名			八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	合計
市指定	重要文化財		102	93	70	8	212	25	48	558
		建造物	3	6	2	1	3	4	5	24
		絵画	20	10	16	0	13	1	2	62
		彫刻	13	13	22	1	106	14	7	176
		工芸品	16	6	25	0	14	5	14	80
		書跡	31	13	0	1	26	0	1	72
		典籍	2	0	2	0	29	0	2	35
		古文書	3	6	3	3	10	0	3	28
		考古資料	1	35	0	0	1	1	1	39
		歴史資料	13	4	0	2	10	0	13	42
	重要無形文化財		2	0	0	0	0	0	0	2
	重要有形民俗文化財		7	0	6	0	30	8	6	57
	重要無形民俗文化財		3	5	6	0	0	0	1	15
	史跡		8	10	0	8	0	22	13	61
	名勝		1	0	0	2	0	5	1	9
	天然記念物		8	15	3	5	13	9	8	61
	（小計）		131	123	85	23	255	69	77	763
合計			189	134	157	25	261	72	81	919

※「地域を定めず」と指定されているものについては計上していない（オオサンショウウオ、カモシカ、地鶏）

※和良町・八幡町洲河が指定されている天然記念物オオサンショウウオ生息地については、和良で計上（八幡の計上は括弧で表記）

11－６　過去の災害履歴

災害発生年月日	災害の種別	主な被害地域	被害状況
明治26年８月	水害	明宝	浸水、板橋３・土橋１流失、道路５箇所決壊
昭和９年９月21日	室戸台風	明宝	気良地区に大被害 小学校倒壊
昭和29年９月26日	洞爺丸台風	美並	全国に被害
昭和34年９月26日	伊勢湾台風		平均風速25m 最大風速32m 全県下に災害救助法が発動されるという未曽有の大被害（史上３番目） 県内で被害甚大、旧郡上郡内だけで９人の死者、負傷116人、689世帯に被害
		八幡	橋梁21が流失、全壊家屋31戸、道路欠損300数箇所、堤防決壊９箇所、田畑の冠水約100ha
		大和	被害総額２億5,800万円にのぼった。 家屋全壊13戸、家屋半壊45戸、床上浸水20戸、床下浸水134戸、田畑流失、埋没88ha、河川崩壊33箇所、道路決壊14箇所、橋梁決壊25箇所、学校崩壊１箇所
		白鳥・高鷲・美並	堤防決壊、家屋・橋梁、農地の流失・崩壊、道路決壊など被害は甚大。
		和良	重傷１人、軽傷７人、家屋全壊19戸、家屋半壊42戸、橋流失大破12箇所、学校倒壊１校
昭和35年８月11～13日	台風11号・12号	八幡	八幡小学校講堂床下浸水 国鉄越美南線の鉄橋流失
		大和	砂防決壊23箇所、道路決壊10箇所、橋梁決壊10箇所、河川決壊19箇所、その他災害不明とある。
		白鳥・美並	被害甚大と記録されている。
		高鷲	長良川は伊勢湾台風をしのぐ被害であった。
		明宝	稲成水位観測所によると水位5.3m（警戒水位2.5mの２倍以上） まれにみる強い雨台風、災害総額約15億円
		和良	床下浸水５戸、田畑流失５ha、田畑浸水９ha、道路欠潰８箇所、橋流失６箇所
昭和35年８月30日	台風16号	白鳥	路床流失、河川の氾濫、山林・耕地の決壊流失、家屋流出
		高鷲	農地の冠水、家屋の流失、崩土侵入等
昭和36年５月３日	５月豪雨	高鷲	長良川の氾濫により家屋の浸水、道路の決壊等

昭和36年６月24日	梅雨前線豪雨	高鷲	農地の冠水、家屋の倒壊、停電等
昭和36年８月19日	北美濃地震	高鷲	石碑倒壊、諸施設損傷
		白鳥	地割れ、がけ崩れ、道路崩壊
昭和36年９月14～17日	第二室戸台風		旧郡上郡で死者１人、床上浸水151戸、床下浸水1,700世帯に被害
		白鳥	橋梁・道路・水路の欠壊、家屋流失、被害額19億8,000万円
		高鷲	河川の大氾濫、農地の冠水、家屋の流失等が記録されている。
		美並	被害死亡１名、負傷９名、住家全失60戸、半失325戸
		和良	重傷者１名、家屋全壊３戸、家屋半壊31戸、142名が被災
昭和38年１月～２月	38豪雪	白鳥・高鷲・美並	美濃山間部大雪降り交通の寸断、家屋、農作物、山林等被害
昭和38年５月６日	台風２号	美並	梅雨前線と台風２号により県下の農作物に甚大な被害あり
昭和39年８月６日	豪雨	大和	上栗巣にて被害大、橋梁決壊１箇所、土砂くずれ、被害額1,700万円
昭和39年９月25日	台風20号	八幡	八幡小学校講堂被害を受ける。
		大和	大和大間見では河川決壊、頭首工決壊、被害額2,400万円
昭和40年７月12日	豪雨	大和	内ヶ谷地区にて被害、路側決壊、被害額1,200万円
昭和41年９月29日	台風24号	大和	万場地区にて被害、頭首工決壊、被害額1,500万円
昭和43年８月17日	集中豪雨	八幡	小那比、野々倉地区にて被害、被害額１億円超
		和良	日雨量205㎜、最大時間雨量75㎜、床下浸水15戸、橋流失２箇所、被害額7,800千円
昭和44年６月29日	豪雨	大和	内ヶ谷、奥大間見、口大間見地区にて被害、路側決壊、頭首工決壊、被害額2,800万円
昭和44年９月９日	岐阜県中部地震		震源北緯35度47分 東経137度４分 マグニチュード6.6 震央付近の震度は５（強震） 旧郡上郡で山くずれ、崖くずれ多発、落石による道路損壊甚大
		八幡	山崩れ、がけ崩れ多発、道路損壊 死者１人、負傷者10人、全壊１戸
		和良	山崩れ、道路決壊、住家被害106戸、公共施設（学校）被害４戸、被害額9,000千円
昭和46年９月６日	豪雨	大和	被害額500万円
昭和47年７月10日～12日	豪雨	大和	路側決壊、頭首工決壊、被害額7,500万円

昭和50年８月23日	台風６号	大和	河川決壊、山腹崩壊、被害額3,300万円
昭和51年９月９日	豪雨	八幡	総雨量1,029㎜（９月８日～12日）、被害額11億3,000万円
昭和51年９月12日	水害	美並	郡上八幡で1,091㎜の降雨量となる。美並地区は床上５戸床下74戸の浸水となり、水害費は916,775千円
昭和55年12月26日～昭和56年１月14日	56豪雪	八幡	被害総額2.5億円（山林被害除く。）
		大和	被害額、家屋１億円、山林４億円、その他5,000万円
		白鳥	家屋（全壊42戸、半壊30戸、一部破損523戸）、農業施設（育苗ハウス・トマトハウス・鶏舎等被害、家畜・養魚凍病死、農業用水破損、山林倒伏）、水道管破裂等、山留・路側欠壊、商工業施設、学校施設等被害
		高鷲	家屋の倒壊、交通の寸断等
		美並 和良	12月26日に降り始めた雪は、56年１月にかけて豪雪となり除雪費甚大
		明宝	およそ10日間小止みなく降り続いた。 雪の深さは最も多い時で２ｍ越え、山林の被害額は優に10億円以上。 それ以外の村の被害総額は１億3,800万円
昭和56年７月12日	集中豪雨	八幡	家屋147棟、道路42箇所損壊、清水橋、宗祇水全壊 被害総額50億円超
		大和	被害額64億円、家屋全壊６戸、家屋半壊12戸、床上浸水29戸、床下浸水97戸、道路決壊33箇所、河川・砂防決壊60箇所
昭和62年８月８日	集中豪雨	八幡	住宅被害443棟、土木被害87箇所、農林被害589箇所 被害総額21億円
		和良	和良村では三庫地内で入間川が氾濫し、床下浸水４戸、被害額約５億5,000万円にのぼった。
平成元年９月６日	豪雨	大和	死者２人、道路損壊25箇所、河川損壊101箇所など
平成２年9月19日	台風19号による豪雨	和良	床上浸水６件、床下浸水30件、河川被害60箇所、道路被害32箇所、被害総額13億6,000万円、役場庁舎に土砂流入、最大時間雨量80㎜、総雨量581㎜
平成10年９月22日	台風７号	大和	家屋全壊２戸、公共施設、農作物等に被害。 被害額6,500万円
平成11年９月14日～21日	台風16号	大和	床上浸水６戸、床下浸水25戸、堤防決壊、路側決壊、田畑流出など。被害額25億4,500万円
		白鳥	死者１人、町道42箇所3.1億円・河川30箇所2.2億円・林道７箇所0.3億円・農地農業施

			設101箇所5.0億円
		高鷲	死者１名、床上浸水12戸、床下浸水101戸、避難者160名 村道路側崩壊等　39箇所　573,200千円、 河川護岸決壊　29箇所　890,500千円 農地流失他　101箇所　133,500千円、 農業用施設崩壊等　80箇所　246,000千円 林道路側決壊等42箇所　104,000千円
		美並	住宅被害500万円、土木被害3億9400万円、農林被害１億2300万円、水道施設被害600万円、その他施設被害1400万円、被害総額５億4200万円
		和良	床下浸水20件、河川被害17箇所、道路被害５箇所、被害総額１億５千万円、最大時間雨量66.5㎜、総雨量652.5㎜
平成14年１月２日 ～10日	豪雪	八幡 （那比、西和良、口明方）	大雪による森林被害（582ha）、27.5億円
		明宝	家屋一部損壊　２軒 パイプハウス倒壊(花き)　１棟 倒木の被害　76箇所　73,056千円 村道除雪費用　１月15日現在　12,452千円 水沢上牧場除雪経費　1,961千円 教育関係施設除雪経費　616千円 合　計　88,855千円
		和良	雪による山林被害308ヘクタール、停電世帯５件
平成14年７月９日 ～10日	台風６号	白鳥	町道14箇所1.6億円・河川16箇所0.7億円・林道４箇所0.3億円・農地農業施設41箇所1.0億円
		高鷲	河川護岸決壊等　６箇所　34,412千円、 村道路側決壊等　６箇所　31,353千円 林道路側決壊等　14箇所　41,958千円、 農地流亡等　７箇所　17,367千円 土木施設応急復旧　30箇所　5,500千円、 林業施設応急復旧　９箇所　2,000千円 農地農業用施設応急復旧　15箇所　2,500千円
平成16年10月20日	台風23号	市内全域	行方不明者（美並町三戸）　１名 傷病者（八幡町稲成）　２名 全壊　９棟（住家３棟、非住家６棟） 半壊　16棟（住家５棟　非住家11棟） 床上浸水　188棟（住家113棟、非住家75棟） 床下浸水　243棟（住家192棟、非住家51棟） 避難者　384世帯　1,047人 （うち避難勧告によるもの276世帯 597人） 避難勧告　1,098世帯　3,622人 被害総額　9,519,459千円

平成17年12月～ 平成18年２月	平成18年豪雪	市内全域	死者１名、重傷28名、軽傷３名 全壊　19棟（非住家19棟） 半壊　９棟（住家２棟、非住家７棟） 一部損傷　282棟（住家122棟、非住家160棟） 床下浸水７棟（住家７棟） 長滝観測所　最深積雪　219㎝(平成17年12月24日)
平成23年８月23日 ～25日	集中豪雨	市内全域	床上浸水　１棟（住家１棟） 床下浸水　10棟（住家10棟） 避難者　11世帯　13人 河川護岸決壊等　22箇所　62,450千円 林道路側決壊等　21箇所　20,600千円 農地農業用施設　20箇所　27,540千円 水道施設（合併浄化槽破損等） ６箇所　256千円 農林産物（水稲） ８箇所　53ａ　677千円
平成26年８月16日 ～18日	平成26年８月豪雨	市内全域	床下浸水　３棟（住家３棟） 避難者　13世帯　34人 河川護岸決壊等　55箇所　280,000千円 林道路側決壊等　95箇所　178,300千円 農地農業用施設　43箇所　78,800千円 農産物（水稲、野菜等） 34箇所　2.97ha　6,344千円
平成30年６月29日 ～７月８日	平成30年７月豪雨	市内全域	大雨特別警報発表 記録的短時間大雨情報発表 避難指示発令（大和全域、石徹白を除く白鳥全域、高鷲全域他） 床上浸水　18棟（住家９棟） 床下浸水　97棟（住家69棟） 避難者数　2,064人 河川護岸決壊等　155箇所　219,170千円 林道路側決壊等　374箇所　584,079千円 農地農業用施設　127箇所　175,440千円 農産物（水稲、野菜等）　49,423千円 水産物（アマゴ60,000匹）　1,620千円
平成30年９月４日 ～５日	台風21号	市内全域	市全域にわたり風による倒木で大規模・長期停電が発生 停電期間９月４日～11日 停電戸数　10,178戸 避難者数　185人
令和２年７月３日 ～31日	令和２年７月豪雨	市内全域	大雨特別警報発表 避難指示発令（奥田洞谷（大和町島）） 避難者数　330人（市全域：避難指示以外も含む） 奥田洞谷（大和町島）にて斜面崩壊（人及び住家への被害なし） 河川護岸決壊等　85箇所　111,470千円 林道路側決壊等　118箇所　106,550千円 農地農業用施設　16箇所　15,350千円

12　地震災害情報の伝達に関する資料

12－１　気象庁震度階級関連解説表（抜粋）

震度	人　　間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人がいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5（弱）	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生ずることがある。
5（強）	大半の人が物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚で落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6（弱）	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6（強）	立っていることができず、はわないと移動することができない。揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり、倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

12－２　震度観測点一覧

震度観測点名称	施 設 名	所 在 地	種別	設置年度	備　　考
郡上市八幡町島谷	八幡防災センター	八幡町島谷228	気	平成８年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市八幡町旭	郡上八幡総合運動場	八幡町旭1514－２	文	平成８年	気象庁でデータ収集
郡上市大和町	郡上市大和庁舎	大和町徳永585	県	平成８年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市白鳥町白鳥	郡上市白鳥庁舎	白鳥町白鳥38－１	県	平成12年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市白鳥町長滝	白山長滝公園	白鳥町長滝402－11	文	平成８年	気象庁でデータ収集
郡上市高鷲町	郡上市高鷲庁舎	高鷲町大鷲2349－４	県	平成８年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市美並町	郡上市美並庁舎	美並町白山725－３	県	平成８年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市明宝	郡上市明宝庁舎	明宝二間手606－１	県	平成８年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市和良町	郡上市旧和良庁舎	和良町1056－１	県	平成８年	岐阜県でデータ収集後、気象台へ電送
郡上市消防本部	消防本部	八幡町小野４－４－１	市	平成６年	消防本部でデータ収集

※　種別内訳　県：県設置・気：気象台設置・文：文部科学省設置・市：市設置

13　原子力災害に関する資料

13－１　原子力災害対策特別措置法第10条、第15条について

（原子力防災管理者の通報義務等）

第10条　原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象（**※１**）の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

２　前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第15条第１項第１号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（原子力緊急事態宣言等）

第15条　原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態（**※２**）が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第３項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1)　第10条第１項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2)　前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

２　内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1)　緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2)　原子力緊急事態の概要

(3)　前２号に掲げるもののほか、第１号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

３　内閣総理大臣は、第１項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第１号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第１項及び第６項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

４　内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

(1)　原子力災害事後対策を実施すべき区域

(2)　前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

※１　資料13－２「原子力災害対策特別措置法施行令第４条、第６条について」の”第４条（通報すべき事象)”を参照

※２　資料13－２「原子力災害対策特別措置法施行令第４条、第６条について」の”第６条（原子力緊急事態)”を参照

13－２　原子力災害対策特別措置法施行令第４条、第６条について

（通報すべき事象）

第４条　法第10条第１項の政令で定める基準は、１時間当たり５マイクロシーベルトの放射線量とする。

２　法第10条第１項の規定による放射線量の検出は、法第11条第１項の規定により設置された放射線測定設備の１又は２以上について、それぞれ単位時間（２分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し１時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

３　前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第１項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第１項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の１又は２以上についての数値が１時間当たり１マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第１項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

４　法第10条第１項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1)　第１項に規定する基準以上の放射線量が第２項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

(2)　当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第１項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(3)　当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

イ　１時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量

ロ　当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり５マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

(4)　事業所外運搬に使用する容器から１メートル離れた場所において、１時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところによ

り検出されたこと。

(5)　前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の４第１項に規定する実用発電用原子炉をいう。第６条第４項第４号において同じ。）の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

(6)　前各号に掲げるもののほか、第６条第４項第３号又は第４号に掲げる事象

（原子力緊急事態）

第６条　法第15条第１項第１号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって法第11条第１項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。

２　法第15条第１項第１号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、１時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

３　法第15条第１項第１号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。

(1)　第４条第４項第１号に規定する検出された放射線量又は第１項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、２地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）　１時間当たり５マイクロシーベルト

(2)　第４条第４項第３号イに規定する検出された放射線量　１時間当たり５ミリシーベルト

(3)　第４条第４項第４号に規定する検出された放射線量　１時間当たり10ミリシーベルト

４　法第15条第１項第２号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1)　第４条第４項第２号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第１号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(2)　第４条第４項第３号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が１時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(3)　原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入によ

り停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

13－３　緊急時環境放射線モニタリングについて

１　緊急時環境放射線モニタリングとは

原子力施設において､放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線の情報を得るために特別に計画された環境モニタリングをいう。平成20年３月の原子力安全委員会において決定された環境放射線モニタリング指針の中では、緊急時の環境放射線モニタリングを「緊急時モニタリング」といっている。 緊急時モニタリングには第１段階と第２段階の二つの段階がある。

・第１段階のモニタリングは、原子力緊急事態発生直後から開始され、正確さより迅速性を重視して行われるモニタリングで、ここで得られたデータは、SPEEDIネットワークシステムの出力図形とともに、周辺住民の放射線防護の対策決定に重要な役割を果たす。

・第２段階のモニタリングは、事故状態の予測が確実になり、放射性物質又は放射線の放出が減少してくることが明らかになったとき開始される。事故期間中に風向きの変化や風速などの影響によって広範囲に放射性物質による汚染が広がっている可能性があるので、対象区域は第１段階のモニタリングに比べてより広範囲にわたる。また、第２段階のモニタリングでは、第１段階モニタリングで必要とされた迅速性よりは、正確さが要求される。第２段階のモニタリングの結果は防護対策の解除などに用いられ、風評対策にも活用される。

２　緊急時環境放射線モニタリング指針

・原子力施設で事故等が発生した場合に、周辺換気用の放射線及び放射線物質に関する情報を得るための具体的な事項について、1984年６月に原子力安全委員会が策定した指針である。